

Databook of
International
Labour
Statistics

データブック

国際労働比較

2026



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

データブック
国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2026

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

はしがき

『データブック国際労働比較』は、日本と諸外国の労働面の実態についてわかりやすいように編集した国際比較統計集です。1996年の創刊以降、労働問題に関心を持つ皆様に幅広く活用していただけるよう、刊行を続けてまいりました。

本書は、OECD（経済協力開発機構）、ILO（国際労働機関）等の国際機関や各国政府が公表している報告書等に掲載されている統計を「経済、経営」、「人口・労働力人口」、「就業構造」、「失業・失業保険・雇用調整」、「賃金・労働費用」、「労働時間・労働時間制度」、「労働組合・労使関係・労働災害」、「教育」・職業能力開発、「勤労者生活・福祉」の9分野に分けて整理したものです。本書の編集にあたっては、可能な限り国際比較できるように努めていますが、国・地域により調査の方法や定義等が異なることもあることに御留意ください。本書の各統計表には出典を記載し、紙幅の都合により本書に掲載していない国の統計や詳細な情報等についても出典元サイトにてご覧いただけるようにしています。

本書が、労使や関係行政機関をはじめとした多くの方々に活用され、お役に立てれば幸いです。

令和8年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

調査部

凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下のとおり。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - 該当数値がないことを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、出典として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。また、原資料の値は、速報値から確報値への改定等により改定される場合がある。
4. 本書の表頭及び表側のアルファベットは、下記の国・地域の略号である。なお、名称はできる限り簡略な表記としている。

国・地域名		略号	ユーロ導入年	EU 加盟年	OECD加盟年
Australia	オーストラリア	AUS	—	—	1971
Austria	オーストリア	AUT	1999	1995	1961
Belgium	ベルギー	BEL	1999	1958	1961
Brazil	ブラジル	BRA	—	—	—
Cambodia	カンボジア	KHM	—	—	—
Canada	カナダ	CAN	—	—	1961
China	中国	CHN	—	—	—
Czech Republic	チェコ	CZE	—	2004	1995
Denmark	デンマーク	DNK	—	1973	1961
Finland	フィンランド	FIN	1999	1995	1969
France	フランス	FRA	1999	1958	1961
Germany	ドイツ	DEU	1999	1958	1961
Greece	ギリシャ	GRC	2001	1981	1961
Hong Kong	香港	HKG	—	—	—
Iceland	アイスランド	ISL	—	—	1961
India	インド	IND	—	—	—
Indonesia	インドネシア	IDN	—	—	—

国・地域名	略号	ユーロ導入年	EU 加盟年	OECD加盟年	
Ireland	アイルランド	IRL	1999	1973	1961
Italy	イタリア	ITA	1999	1958	1962
Japan	日本	JPN	—	—	1964
Laos	ラオス	LAO	—	—	—
Luxembourg	ルクセンブルク	LUX	1999	1958	1961
Malaysia	マレーシア	MYS	—	—	—
Mexico	メキシコ	MEX	—	—	1994
Myanmar	ミャンマー	MMR	—	—	—
Netherlands	オランダ	NLD	1999	1958	1961
New Zealand	ニュージーランド	NZL	—	—	1973
Norway	ノルウェー	NOR	—	—	1961
Philippines	フィリピン	PHL	—	—	—
Poland	ポーランド	POL	—	2004	1996
Portugal	ポルトガル	PRT	1999	1986	1961
Republic of Korea	韓国	KOR	—	—	1996
Russia	ロシア	RUS	—	—	—
Singapore	シンガポール	SGP	—	—	—
Slovakia	スロバキア	SVK	2009	2004	2000
Slovenia	スロベニア	SVN	2007	2004	2010
Spain	スペイン	ESP	1999	1986	1961
Sweden	スウェーデン	SWE	—	1995	1961
Switzerland	スイス	CHE	—	—	1961
Thailand	タイ	THA	—	—	—
United Kingdom	イギリス	UK	—	1973-2020*	1961
United States of America	アメリカ	USA	—	—	1961
Viet Nam	ベトナム	VNM	—	—	—

(注) 2026年2月末現在、EU は上記以外にエストニア、キプロス、クロアチア、ハンガリー、ブルガリア、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニアを加えた全27か国が加盟（*イギリスは2020年1月31日に EU 離脱）。ユーロ圏は上記以外にエストニア、キプロス、クロアチア、マルタ、ラトビア、リトアニアを含む。OECD は上記以外にイスラエル、エストニア、コスタリカ、コロンビア、チリ、トルコ、ハンガリー、ラトビア、リトアニアを加えた全38か国が加盟。

目 次 — TABLE OF CONTENTS —

はしがき.....	2
凡例.....	3
国際比較上の留意点.....	14
1. 経済・経営.....	16
1-1 一人当たりの国民所得.....	17
1-2 経済活動別国内総生産（構成比）.....	18
1-3 労働生産性水準.....	19
第 1-1-1 表 国内総生産（各国通貨）.....	20
Table 1-1-1: GDP in national currency.....	20
第 1-1-2 表 国内総生産（USドル）韓国.....	21
Table 1-1-2: GDP in U.S. dollars.....	21
第 1-2-1 表 名目国内総生産成長率.....	22
Table 1-2-1: Nominal GDP growth rates.....	22
第 1-2-2 表 実質国内総生産成長率.....	23
Table 1-2-2: Real GDP growth rates.....	23
第 1-3-1 表 一人当たりの国内総生産（各国通貨）.....	24
Table 1-3-1: GDP per capita in national currency.....	24
第 1-3-2 表 一人当たりの国内総生産（USドル）.....	25
Table 1-3-2: GDP per capita in U.S. dollars.....	25
第 1-4-1 表 一人当たりの国民所得（各国通貨）.....	26
Table 1-4-1: National income per capita in national currency.....	26
第 1-4-2 表 一人当たりの国民所得（USドル）.....	27
Table 1-4-2: National income per capita in U.S. dollars.....	27
第 1-5 表 雇用者報酬.....	28
Table 1-5: Compensation of employees.....	28
第 1-6 表 経済活動別国内総生産.....	29
Table 1-6: GDP by economic activity.....	29
第 1-7 表 国内総生産の構成（支出側）.....	31
Table 1-7: GDP by expenditure approach.....	31
第 1-8 表 国内総生産の構成（分配側）.....	32
Table 1-8: GDP by income approach.....	32

第 1-9 表 国民貯蓄率.....	33
Table 1-9: National savings rates.....	33
第 1-10 表 鉱工業生産指数.....	34
Table 1-10: Industrial production indices.....	34
第 1-11-1 表 経常収支.....	35
Table 1-11-1: Current account.....	35
第 1-11-2 表 貿易収支.....	36
Table 1-11-2: Trade balance.....	36
第 1-12 表 為替レート（年平均）.....	37
Table 1-12: Exchange rates, annual average.....	37
第 1-13 表 生産者物価指数.....	39
Table 1-13: Producer price indices.....	39
第 1-14 表 消費者物価指数.....	40
Table 1-14: Consumer price indices.....	40
第 1-15 表 購買力平価.....	41
Table 1-15: Purchasing power parities (PPPs).....	41
第 1-16 表 物価水準（GDP ベース）.....	42
Table 1-16: Comparative price levels.....	42
第 1-17 表 内外価格差及び購買力平価.....	43
Table 1-17: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs).....	43
第 1-18-1 表 労働生産性水準（就業者一人当たり GDP）.....	44
Table 1-18-1: Labour productivity levels, GDP per person employed.....	44
第 1-18-2 表 労働生産性水準（時間当たり GDP）.....	45
Table 1-18-2: Labour productivity levels, GDP per hour worked.....	45
第 1-19 表 労働分配率.....	46
Table 1-19: Labour share.....	46
2. 人口・労働力人口.....	47
2-1 世界、大陸及び主要地域の人口.....	48
2-2 老年人口比率（65 歳以上人口）.....	49
2-3 65 歳以上男性の労働力率.....	50
2-4 年齢階級別女性労働力率.....	51
2-5 就業率.....	52
第 2-1 表 総人口.....	53
Table 2-1: Total population.....	53
第 2-2 表 人口増加率.....	54
Table 2-2: Population growth rates.....	54
第 2-3 表 若年人口（15 歳未満人口）.....	55

Table 2-3: Youth population, 0-14 years old	55
第 2-4 表 生産年齢人口（15～64 歳人口）	56
Table 2-4: Working age population, 15-64 years old	56
第 2-5 表 老年人口（65 歳以上人口）	57
Table 2-5: Older population, 65 years old or over	57
第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比	58
Table 2-6: Population by sex and age group	58
第 2-7 表 出生率・死亡率	61
Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates	61
第 2-8 表 平均寿命	62
Table 2-8: Life expectancy at birth by sex	62
第 2-9 表 合計特殊出生率	63
Table 2-9: Total fertility rates	63
第 2-10-1 表 労働力人口	64
Table 2-10-1: Labour force	64
第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口	65
Table 2-10-2: Labour force by sex and age group	65
第 2-11-1 表 労働力率	68
Table 2-11-1: Labour force participation rates	68
第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率	70
Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group	70
第 2-12-1 表 就業者数	73
Table 2-12-1: Employment	73
第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数	74
Table 2-12-2: Employment by sex and age group	74
第 2-13-1 表 就業率	77
Table 2-13-1: Employment rates	77
第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率	79
Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group	79
第 2-14 表 外国人人口（ストック）	82
Table 2-14: Stock of foreign population	82
3. 就業構造	83
3-1 就業者の産業別構成比	84
3-2 就業者の職業別構成比	85
3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合	86
3-4 就業者の従業上の地位別構成比（就業者）	87
3-5 就業者に占める短時間労働者の割合	88

第 3-1 表 産業別就業者数.....	89
Table 3-1: Employment by economic activity.....	89
第 3-2 表 就業者の産業別構成比.....	100
Table 3-2: Sectoral composition of employment.....	100
第 3-3 表 産業別雇用者数.....	102
Table 3-3: Employees by economic activity.....	102
A 表 国際標準産業分類 (ISIC).....	113
Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC).....	113
B 表 国際標準職業分類 (ISCO).....	114
Table B: International Standard Classification of Occupations (ISCO).....	114
第 3-4 表 性別・職業別就業者数.....	115
Table 3-4: Employment by occupation and sex.....	115
第 3-5 表 就業者の職業別構成比.....	125
Table 3-5: Occupational composition of employment.....	125
第 3-6 表 管理職に占める女性の割合.....	126
Table 3-6: Women's share of managerial employment.....	126
第 3-7-1 表 従業上の地位別就業者数.....	127
Table 3-7-1: Employment by status in employment.....	127
第 3-7-2 表 従業上の地位別構成比（就業者）.....	128
Table 3-7-2: Composition by status in employment.....	128
第 3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合.....	129
Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment.....	129
第 3-9 表 短時間労働者に占める女性の割合.....	131
Table 3-9: Gender share of part-time employment.....	131
第 3-10 表 テンポラリー労働者の割合.....	132
Table 3-10: Share of temporary employment.....	132
第 3-11 表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合.....	133
Table 3-11: Share of temporary employment by sex and age group.....	133
第 3-12 表 労働者に占める派遣労働者の割合.....	134
Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce.....	134
第 3-13-1 表 勤続年数別雇用者割合.....	135
Table 3-13-1: Composition of employees by length of service.....	135
第 3-13-2 表 性別・年齢階級別勤続年数.....	136
Table 3-13-2: Length of service by sex and age group.....	136
第 3-14 表 高齢者の退職年齢.....	137
Table 3-14: Retirement age of older persons.....	137
第 3-15 表 公共職業安定業務.....	138

Table 3-15: Public employment security services.....	138
第 3-16 表 労働者派遣事業.....	139
Table 3-16: Temporary employment agency services.....	139
第 3-17 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）.....	143
Table 3-17: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age.....	143
4. 失業・失業保険・雇用調整.....	145
4-1 失業率.....	146
4-2 長期失業者の割合.....	147
第 4-1 表 失業率.....	148
Table 4-1: Unemployment rates.....	148
第 4-2-1 表 年齢階級別失業者（男女計）.....	149
Table 4-2-1: Unemployment by age group (All persons).....	149
第 4-2-2 表 年齢階級別失業者（男）.....	151
Table 4-2-2: Unemployment by age group (Male).....	151
第 4-2-3 表 年齢階級別失業者（女）.....	153
Table 4-2-3: Unemployment by age group (Female).....	153
第 4-3 表 年齢階級別失業率.....	155
Table 4-3: Unemployment rates by age group.....	155
第 4-4 表 長期失業者の割合.....	156
Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment.....	156
第 4-5 表 失業期間別構成比.....	158
Table 4-5: Incidence of unemployment by duration.....	158
第 4-6 表 失業者の定義.....	159
Table 4-6: Definitions of unemployed.....	159
第 4-7 表 失業保険制度.....	161
Table 4-7: Unemployment insurance schemes.....	161
第 4-8 表 失業給付受給者数.....	165
Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit.....	165
第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度.....	166
Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies.....	166
5. 賃金・労働費用.....	170
5-1 時間当たり賃金（製造業）.....	171
5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）.....	172
5-3 年齢階級別賃金格差.....	173
5-4 勤続年数別賃金格差.....	174
第 5-1 表 時間当たり賃金（製造業）.....	175

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing.....	175
第 5-2-1 表 賃金（月額、各国通貨）.....	176
Table 5-2 -1: Wages in local currency per month.....	176
第 5-2-2 表 賃金（月額、USドル）.....	177
Table 5-2 -2: Wages in U.S. dollars per month.....	177
第 5-3 表 産業別賃金.....	178
Table 5-3: Wages by economic activity.....	178
第 5-4 表 時間当たり実収賃金指数（製造業）.....	179
Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing.....	179
第 5-5 表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準.....	179
Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers.....	179
第 5-6 表 単位労働費用.....	180
Table 5-6: Unit labour costs.....	180
第 5-7 表 労働費用でみた国際競争力.....	181
Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs.....	181
第 5-8 表 労働費用（製造業）.....	182
Table 5-8: Labour costs, manufacturing.....	182
第 5-9 表 労働費用費目別構成（製造業）.....	183
Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing.....	183
第 5-10 表 フルタイム労働者の男女間賃金格差.....	184
Table 5-10: Gender wage gap in median earnings of full-time employees.....	184
第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者計）.....	185
Table 5-11-1: Wage gap by age group (All workers).....	185
第 5-11-2 表 年齢階級別賃金格差（生産工程従事者）.....	186
Table 5-11-2: Wage gap by age group (Manual workers).....	186
第 5-11-3 表 年齢階級別賃金格差（管理的職業従事者）.....	187
Table 5-11-3: Wage gap by age group (Non-manual workers).....	187
第 5-12 表 勤続年数別賃金格差.....	188
Table 5-12: Wage gap by length of service.....	188
第 5-13 表 規模間賃金格差.....	190
Table 5-13: Wage gap by size class of the enterprise.....	190
第 5-14 表 所得のジニ係数.....	191
Table 5-14: Gini coefficients of income inequality.....	191
第 5-15 表 五分位階級別所得割合.....	192
Table 5-15: Income share by quintiles.....	192
第 5-16 表 相対的貧困率.....	193
Table 5-16: Poverty rates based on disposable income.....	193

第 5-17 表 最低賃金制度.....	194
Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms.....	194
第 5-18 表 最低賃金額の推移.....	202
Table 5-18: Changes in the minimum wage.....	202
6. 労働時間・労働時間制度.....	203
6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）.....	204
6-2 年間休日数.....	205
第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間.....	206
Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment.....	206
第 6-2 表 週労働時間.....	208
Table 6-2: Hours of work per week.....	208
第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）.....	210
Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week.....	210
第 6-4 表 年間休日数.....	213
Table 6-4: Number of annual holidays.....	213
第 6-5 表 法定祝日.....	214
Table 6-5: Legal holidays.....	214
第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度.....	215
Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements.....	215
7. 労働組合・労使関係・労働災害.....	223
7-1 労働組合組織率の推移.....	224
7-2 労働争議による労働損失日数.....	225
第 7-1 表 労働組合員数.....	226
Table 7-1: Trade union membership.....	226
第 7-2 表 労働組合組織率.....	227
Table 7-2: Trade union density rates.....	227
第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数.....	228
Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost.....	228
第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数.....	230
Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost.....	230
第 7-5 表 労働災害の度数率.....	232
Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents.....	232
8. 教育・職業能力開発.....	233
8-1 高等教育到達度.....	234
第 8-1-1 表 高等教育到達度.....	235
Table 8-1-1: Adults' educational attainment distribution, Tertiary education.....	235

第 8-1-2 表	高等教育の教育段階別到達度	236
	Table 8-1-2: Adults' educational attainment distribution by level of tertiary education	236
第 8-2-1 表	日本の学校系統図	237
	Table 8-2-1: School system, Japan	237
第 8-2-2 表	アメリカの学校系統図	238
	Table 8-2-2: School system, USA	238
第 8-2-3 表	イギリスの学校系統図	239
	Table 8-2-3: School system, UK	239
第 8-2-4 表	ドイツの学校系統図	240
	Table 8-2-4: School system, Germany	240
第 8-2-5 表	フランスの学校系統図	241
	Table 8-2-5: School system, France	241
第 8-2-6 表	中国の学校系統図	242
	Table 8-2-6: School system, China	242
第 8-2-7 表	韓国の学校系統図	243
	Table 8-2-7: School system, Republic of Korea	243
第 8-3 表	若年のキャリア形成及び就職支援	244
	Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth	244
9.	勤労者生活・福祉	251
9-1	家計消費支出の構成比	252
第 9-1 表	家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成	253
	Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side	253
第 9-2 表	一人当たり国内家計最終消費支出	255
	Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita	255
第 9-3-1 表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	257
	Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)	257
第 9-3-2 表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）	259
	Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)	259
第 9-3-3 表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）	260
	Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)	260
第 9-4 表	国民負担率（対国民所得比）	261
	Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income	261
第 9-5 表	分野別公的社会支出	262
	Table 9-5: Public social expenditure by policy area	262
第 9-6 表	労働市場政策への公的支出（対 GDP 比）	263
	Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	263
第 9-7 表	社会保障負担料率	264

Table 9-7: Employer-employee social security rates.....	264
第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等.....	265
Table 9-8: Public assistance systems.....	265
第 9-9 表 育児休業制度.....	272
Table 9-9: Childcare leave schemes.....	272
第 9-10 表 一日当たり生活時間配分.....	276
Table 9-10: Average minutes spent in different activities.....	276
第 9-11 表 ジェンダー不平等指数 (GII).....	277
Table 9-11: Gender Inequality Index.....	277
参 考	278
労働統計機関等一覧.....	279

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当りに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期的賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対

応する傾向が強い。わが国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

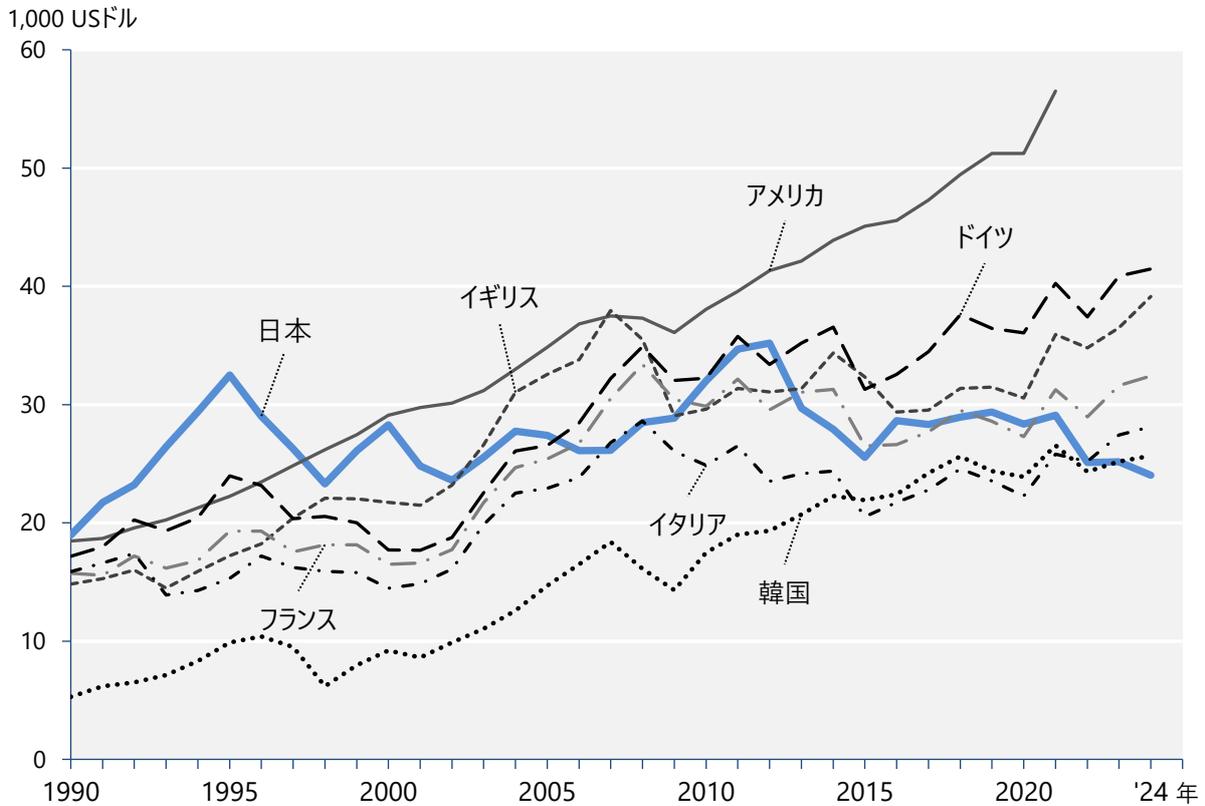
4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 経済・経営

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得



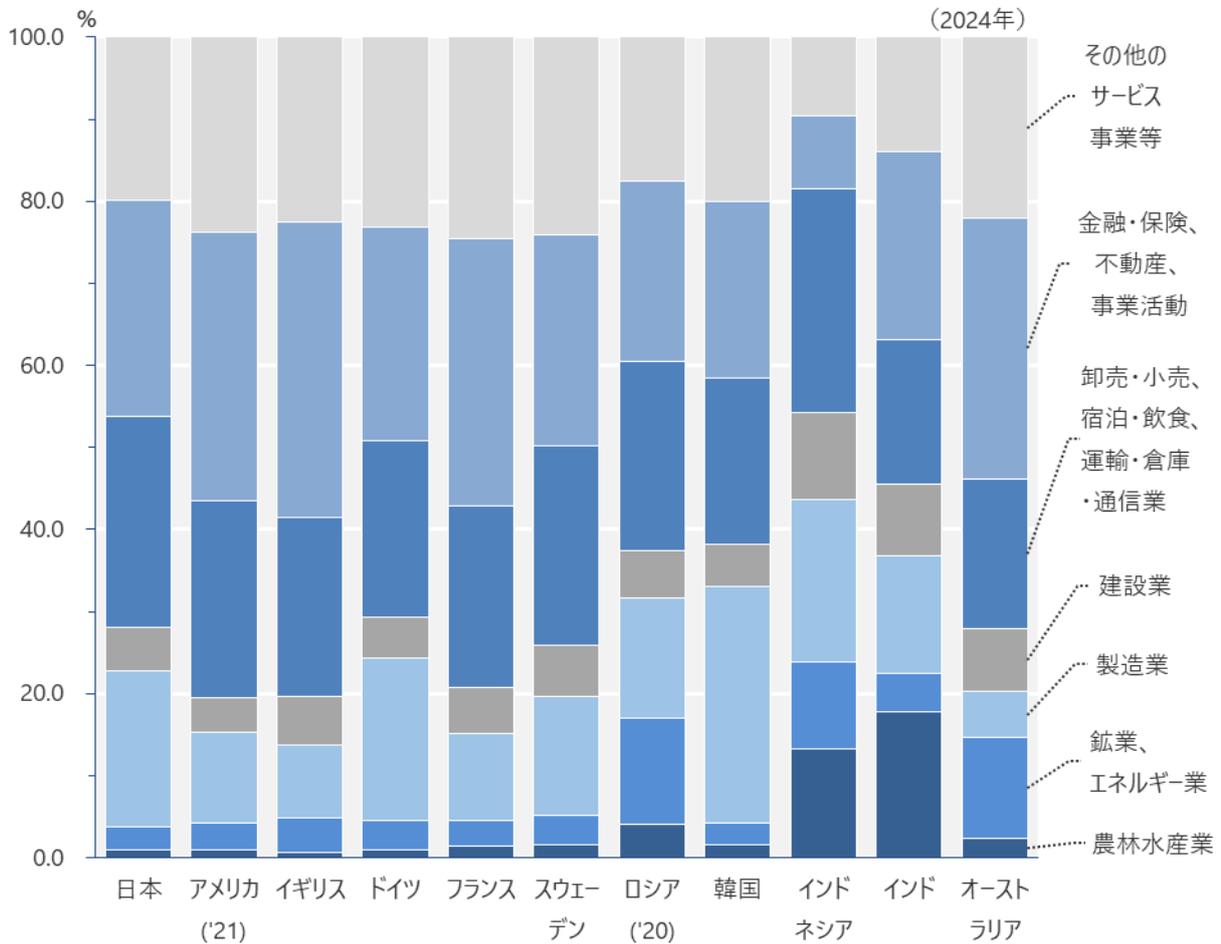
🔗 関連表 p.27 「第 1-4-2 表 一人当たりの国民所得 (USドル)」

国民所得（要素費用表示）とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意（1985年）後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、対ドルで円の上昇が継続したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかでも最高水準で推移した。

1998～2002年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記7か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010年以降は回復していたが、2013年以降は円安の影響で再び減少傾向にある。

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）

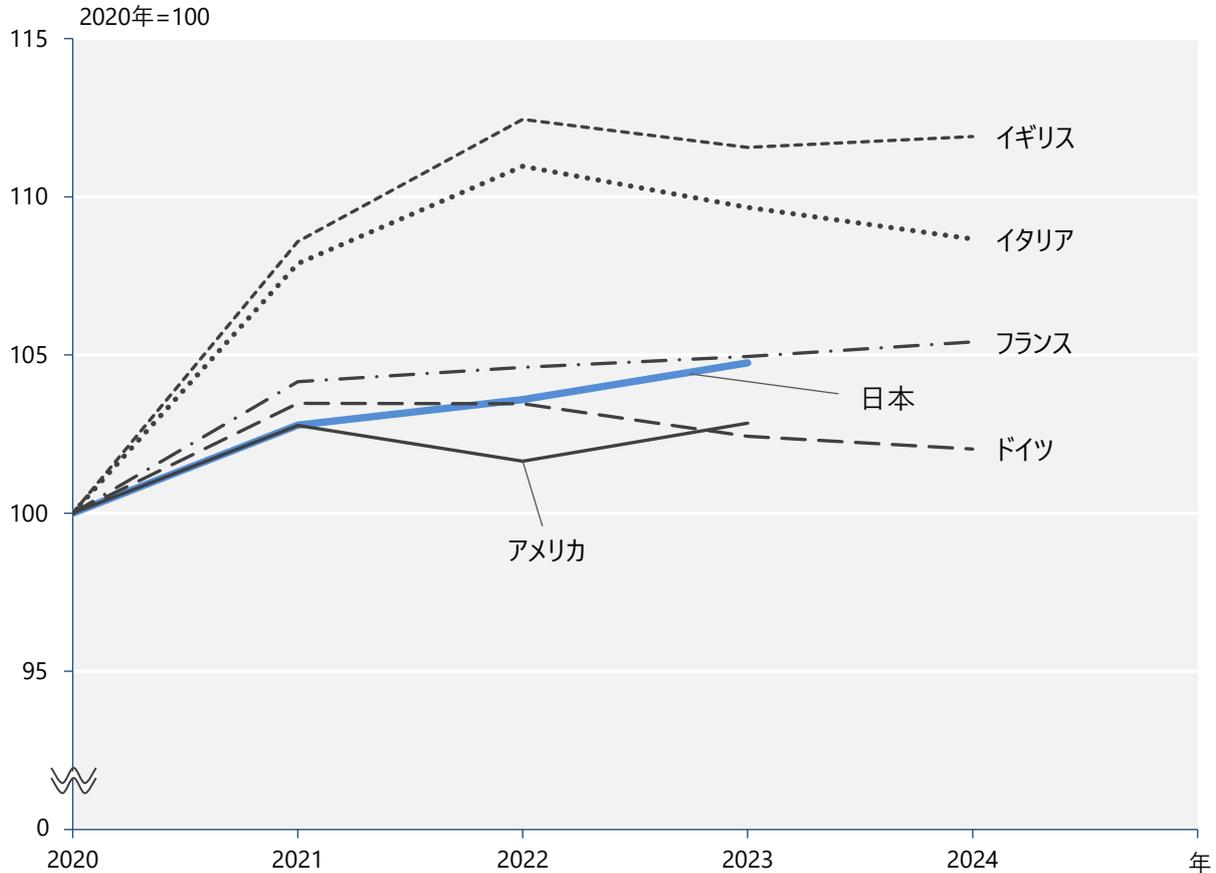


関連表 p.30 「第 1-6 表 経済活動別国内総生産」(構成比)

グラフは、国内総生産における経済活動の構成比をみたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている（ペティー・クラークの法則）。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうちでも日本やドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。他方、インドネシアやインドなどでは、他の国と比べて農林水産業の割合が高くなっている。また、ロシア、オーストラリアでは、鉱業、エネルギー業の割合が高くなっている。

1-3 労働生産性水準



関連表 p.44 「第 1-18-1 表 労働生産性水準（就業者一人当たり GDP）」

上図に示した労働生産性は、就業者一人当たりのGDP（購買力平価で米ドル換算したもの）を2020年 = 100として示したものである。日本の労働生産性をみると、2023年にかけて上昇しており、上昇幅は上記6か国中ではイギリス、イタリアを下回っているものの、2023年はアメリカとドイツを上回りフランスとほぼ同程度の伸びとなっている。就業者1人当たりGDPの水準でみると、日本は上記6か国中で最も低くなっている。

なお、一般に、労働生産性の国際比較を行う際には、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出するが、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、その数字の持つ意味は異なったものとなること、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点等にも留意する必要がある。

第 1-1-1 表 国内総生産（各国通貨）

Table 1-1-1: GDP in national currency

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
名目、原則100億									Nominal, 10 billion
日本 t	510	549	572	554	574	585	616	634	JPN
アメリカ	1,505	1,830	2,154	2,138	2,373	2,605	2,781	2,930	USA
カナダ	167	199	231	222	254	285	293	307	CAN
イギリス	161	192	223	210	229	253	271	285	UK
ドイツ	262	309	354	345	368	399	422	433	DEU
フランス	200	220	243	232	251	265	283	292	FRA
イタリア	162	166	180	167	184	200	213	219	ITA
オランダ	64	70	83	82	89	99	105	112	NLD
ベルギー	36	42	48	46	51	56	60	61	BEL
ルクセンブルク	4	5	6	6	7	8	8	9	LUX
スペイン	108	109	125	113	124	138	150	159	ESP
ポルトガル	18	18	21	20	22	24	27	29	PRT
ギリシャ	22	18	19	17	18	21	23	24	GRC
デンマーク	181	203	230	233	255	283	279	293	DNK
スウェーデン	355	423	502	501	542	582	614	638	SWE
フィンランド	19	21	24	24	25	27	27	28	FIN
ノルウェー	261	313	360	346	432	573	510	520	NOR
オーストリア	29	34	40	38	41	45	47	48	AUT
スイス	62	67	72	70	74	79	80	83	CHE
ロシア t	50	83	110	108	135	157	176	201	RUS
中国 t	42	70	101	104	117	123	129	135	CHN
香港	178	240	285	268	287	281	298	318	HKG
韓国 t	1,379	1,741	2,041	2,058	2,222	2,324	2,409	2,557	KOR
シンガポール	33	42	51	48	59	70	68	73	SGP
マレーシア	83	118	151	142	155	179	182	193	MYS
タイ	1,081	1,374	1,689	1,566	1,619	1,738	1,795	1,858	THA
インドネシア t	6,864	11,526	15,833	15,443	16,977	19,588	20,892	22,139	IDN
フィリピン	940	1,394	1,952	1,795	1,941	2,203	2,431	2,645	PHL
インド t	76	138	201	199	236	269	301	331	IND
オーストラリア	136	164	199	197	220	248	262	272	AUS
ニュージーランド	20	25	32	32	35	39	41	43	NZL
メキシコ	1,397	1,923	2,512	2,409	2,669	2,953	3,194	3,398	MEX
ブラジル	389	600	739	761	901	1,008	1,094	1,174	BRA

t) 1兆単位。

t) Trillion.

出典：[日本] 内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

[その他] IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

第 1-1-2 表 国内総生産 (USドル)

Table 1-1-2: GDP in U.S. dollars

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
名目、100億ドル									Nominal, 10 billion
日本	581	454	525	519	522	445	439	419	JPN
アメリカ	1,505	1,830	2,154	2,138	2,373	2,605	2,781	2,930	USA
カナダ	162	156	174	166	202	219	217	224	CAN
イギリス	249	293	285	270	314	313	337	364	UK
ドイツ	347	343	396	394	436	420	456	468	DEU
フランス	265	244	272	265	297	280	306	316	FRA
イタリア	215	185	202	191	218	211	231	237	ITA
オランダ	85	78	93	93	106	105	114	121	NLD
ベルギー	48	46	54	53	60	59	64	66	BEL
ルクセンブルク	6	6	7	7	9	8	9	9	LUX
スペイン	143	121	140	129	146	145	162	173	ESP
ポルトガル	24	20	24	23	26	26	29	31	PRT
ギリシャ	30	19	21	19	22	22	24	26	GRC
デンマーク	32	30	35	36	41	40	40	42	DNK
スウェーデン	49	50	53	54	63	58	58	60	SWE
フィンランド	25	23	27	27	29	28	30	30	FIN
ノルウェー	43	39	41	37	50	60	48	48	NOR
オーストリア	39	38	44	43	48	47	51	52	AUT
スイス	60	69	72	74	81	83	89	94	CHE
ロシア	163	136	170	149	183	230	206	217	RUS
中国	614	1,131	1,457	1,510	1,819	1,831	1,827	1,875	CHN
香港	23	31	36	34	37	36	38	41	HKG
韓国	119	154	175	174	194	180	184	188	KOR
シンガポール	24	31	38	35	44	51	51	55	SGP
マレーシア	26	30	37	34	37	41	40	42	MYS
タイ	34	40	54	50	51	50	52	53	THA
インドネシア	76	86	112	106	119	132	137	140	IDN
フィリピン	21	31	38	36	39	40	44	46	PHL
インド	168	210	284	267	317	335	364	391	IND
オーストラリア	125	123	139	136	166	173	174	180	AUS
ニュージーランド	15	18	21	21	25	25	25	26	NZL
メキシコ	111	121	130	112	132	147	180	186	MEX
ブラジル	221	180	187	148	167	195	219	218	BRA

出典：【日本】内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

【その他】IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

第 1-2-1 表 名目国内総生産成長率

Table 1-2-1: Nominal GDP growth rates

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
日本	2.2	3.9	0.5	-3.1	3.5	2.0	5.3	3.0	JPN
アメリカ	3.9	3.9	4.3	-0.8	11.0	9.8	6.7	5.3	USA
カナダ	6.0	-0.2	3.5	-4.0	14.2	12.4	2.9	4.7	CAN
イギリス	3.9	2.9	3.8	-5.8	8.6	10.5	7.3	5.2	UK
ドイツ	4.9	3.4	3.0	-2.4	6.7	8.3	5.8	2.6	DEU
フランス	3.1	2.2	3.3	-4.7	8.2	5.8	6.6	3.2	FRA
イタリア	2.1	1.7	1.5	-7.4	10.3	8.4	6.7	2.9	ITA
オランダ	2.0	3.0	5.4	-1.6	9.2	11.5	5.7	6.9	NLD
ベルギー	4.5	2.6	4.3	-3.3	9.1	11.4	5.8	3.0	BEL
ルクセンブルク	8.6	4.5	3.7	3.3	13.2	5.1	7.0	4.9	LUX
スペイン	0.4	4.6	3.4	-9.9	9.4	11.4	8.9	6.4	ESP
ポルトガル	2.5	3.6	4.6	-6.3	7.7	12.7	9.8	6.4	PRT
ギリシャ	-4.6	-0.4	2.5	-9.5	10.2	12.6	8.3	5.5	GRC
デンマーク	4.8	2.5	2.7	1.0	9.7	10.9	-1.5	5.0	DNK
スウェーデン	6.8	6.7	5.1	-0.2	8.1	7.4	5.6	3.9	SWE
フィンランド	3.5	2.1	2.9	-0.9	5.2	7.0	2.5	1.1	FIN
ノルウェー	6.8	-1.0	0.6	-3.8	24.9	32.6	-11.0	1.9	NOR
オーストリア	2.7	3.6	3.3	-3.9	6.8	10.3	5.6	2.3	AUT
スイス	3.5	0.3	1.1	-3.0	7.0	6.3	1.6	2.7	CHE
ロシア	19.3	5.1	5.5	-1.8	25.1	16.5	12.4	14.0	RUS
中国	17.5	7.1	7.8	3.5	12.6	5.1	4.9	4.2	CHN
香港	7.1	6.1	0.3	-5.9	7.2	-2.1	6.2	6.4	HKG
韓国	9.9	6.2	1.7	0.9	7.9	4.6	3.7	6.2	KOR
シンガポール	15.8	6.1	0.9	-6.1	21.8	19.6	-3.3	7.8	SGP
マレーシア	11.6	4.9	4.5	-6.2	9.2	15.9	1.6	5.9	MYS
タイ	11.9	3.9	3.2	-7.3	3.4	7.4	3.3	3.5	THA
インドネシア	14.2	9.1	6.7	-2.5	9.9	15.4	6.7	6.0	IDN
フィリピン	12.0	5.6	6.9	-8.0	8.1	13.5	10.4	8.8	PHL
インド	19.9	10.5	6.4	-1.2	18.9	14.0	12.0	9.8	IND
オーストラリア	7.9	1.6	5.2	-1.0	11.6	12.7	5.6	3.8	AUS
ニュージーランド	5.0	4.5	5.7	1.2	9.0	9.2	7.1	3.3	NZL
メキシコ	9.6	6.0	3.9	-4.1	10.8	10.6	8.2	6.4	MEX
ブラジル	16.6	3.8	5.5	3.0	18.4	11.8	8.6	7.3	BRA

出典：〔日本〕内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

〔その他〕IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

注：日本以外は JILPT において算出。

第 1-2-2 表 実質国内総生産成長率

Table 1-2-2: Real GDP growth rates

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
日本	4.1	1.8	-0.3	-4.3	3.6	1.3	0.7	-0.2	JPN
アメリカ	2.7	2.9	2.6	-2.1	6.2	2.5	2.9	2.8	USA
カナダ	3.1	0.7	1.9	-5.0	6.0	4.2	1.5	1.6	CAN
イギリス	2.2	2.2	1.6	-10.3	8.6	4.8	0.4	1.1	UK
ドイツ	4.1	1.7	1.0	-4.1	3.9	1.8	-0.9	-0.5	DEU
フランス	1.8	1.0	2.1	-7.6	6.8	2.8	1.6	1.1	FRA
イタリア	1.5	0.9	0.4	-8.9	8.9	4.8	0.7	0.7	ITA
オランダ	1.3	2.1	2.3	-3.9	6.3	5.0	-0.6	1.1	NLD
ベルギー	2.7	1.5	2.4	-4.8	6.2	4.3	1.2	1.0	BEL
ルクセンブルク	3.8	2.3	2.7	-0.5	6.9	-1.1	0.1	0.4	LUX
スペイン	0.1	4.1	2.0	-10.9	6.7	6.4	2.5	3.5	ESP
ポルトガル	1.7	1.6	2.7	-8.2	5.6	7.0	2.6	1.9	PRT
ギリシャ	-5.7	-0.2	2.3	-9.2	8.7	5.7	2.3	2.3	GRC
デンマーク	1.6	2.1	1.7	-1.8	6.5	0.4	0.6	3.5	DNK
スウェーデン	5.8	4.4	2.6	-1.9	5.2	1.3	-0.2	0.8	SWE
フィンランド	3.2	0.5	1.4	-2.5	2.7	0.8	-0.9	0.4	FIN
ノルウェー	0.8	1.9	1.1	-1.3	3.9	3.2	0.1	2.1	NOR
オーストリア	1.8	1.3	1.8	-6.3	4.8	5.3	-1.0	-1.0	AUT
スイス	3.2	1.6	1.2	-2.3	5.6	3.1	0.7	1.4	CHE
ロシア	4.5	-2.0	2.2	-2.7	5.9	-1.4	4.1	4.3	RUS
中国	10.6	7.0	6.1	2.3	8.6	3.1	5.4	5.0	CHN
香港	6.8	2.4	-1.7	-6.5	6.5	-3.7	3.2	2.5	HKG
韓国	7.0	2.9	2.3	-0.7	4.6	2.7	1.6	2.0	KOR
シンガポール	14.5	3.0	1.3	-3.8	9.8	4.1	1.8	4.4	SGP
マレーシア	7.5	5.0	4.4	-5.5	3.3	9.0	3.5	5.1	MYS
タイ	7.5	3.1	2.1	-6.1	1.5	2.6	2.0	2.5	THA
インドネシア	6.4	4.9	5.0	-2.1	3.7	5.3	5.0	5.0	IDN
フィリピン	7.3	6.3	6.1	-9.5	5.7	7.6	5.5	5.7	PHL
インド	8.5	8.0	3.9	-5.8	9.7	7.6	9.2	6.5	IND
オーストラリア	2.4	2.3	1.9	-2.0	5.4	4.1	2.1	1.0	AUS
ニュージーランド	1.7	3.6	3.0	-1.3	5.7	2.9	1.8	-0.6	NZL
メキシコ	5.0	2.7	-0.4	-8.4	6.0	3.7	3.4	1.4	MEX
ブラジル	7.5	-3.5	1.2	-3.3	4.8	3.0	3.2	3.4	BRA

出典：[日本] 内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

[その他] IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

第 1-3-1 表 一人当たりの国内総生産（各国通貨）

Table 1-3-1: GDP per capita in national currency

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
名目、原則1,000単位									Nominal, thousands
日本	3,984	4,319	4,518	4,392	4,570	4,681	4,954	5,123	JPN
アメリカ	49	57	65	64	71	78	82	86	USA
カナダ	49	56	62	58	66	74	74	75	CAN
イギリス	26	30	34	32	35	38	40	42	UK
ドイツ	33	38	43	42	45	p 48	p 51	p 52	DEU
フランス	31	33	36	34	37	39	p 41	p 43	FRA
イタリア	27	28	30	28	31	34	36	37	ITA
スウェーデン	379	432	488	484	520	553	580	601	SWE
ロシア	347	565	741	729	915	1,070	1,206	1,376	RUS
中国	31	51	71	74	83	87	92	96	CHN
香港	252	328	378	360	387	376	396	423	HKG
韓国 m)	28	34	39	40	43	45	47	p 49	KOR
シンガポール	64	77	90	85	108	124	115	121	SGP
マレーシア	29	38	47	44	48	55	55	58	MYS
タイ	161	200	243	224	231	248	256	264	THA
インドネシア m)	29	45	59	57	62	71	75	79	IDN
フィリピン	101	138	182	164	176	199	217	234	PHL
インド	61	104	145	142	167	189	209	228	IND
オーストラリア	65	70	79	82	91	99	101	102	AUS
ニュージーランド	47	55	65	65	71	77	79	e 81	NZL
ブラジル	20	30	36	36	43	48	52	55	BRA

e) 推計値、p) 暫定値、m) 100万単位。

e) Estimated; p) Provisional; m) Millions.

出典： [日本] 内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」、総務省統計局（2025.4）「人口推計(各年10月現在)」
 [OECD諸国] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "GDP and Non-financial Accounts" 2026年1月現在
 [その他] IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

注：日本は総務省統計局の人口(10月1日現在)、OECD 諸国は OECD の人口（年平均）を使用し、JILPT において試算。

第 1-3-2 表 一人当たりの国内総生産（US ドル）

Table 1-3-2: GDP per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
名目、1000 USドル									Nominal, thousands
日本	45.4	35.7	41.5	41.1	41.6	35.6	35.3	33.8	JPN
アメリカ	48.6	56.8	65.2	64.4	71.4	77.9	82.5	86.1	USA
カナダ	47.6	43.6	46.4	43.5	52.9	56.5	54.8	55.0	CAN
イギリス	39.8	45.3	43.2	40.8	47.7	47.0	49.9	53.4	UK
ドイツ	43.2	42.1	48.2	48.0	53.1	p 50.9	p 54.8	p 56.1	DEU
フランス	40.9	36.8	40.4	39.2	43.7	41.0	p 44.7	p 46.1	FRA
イタリア	35.9	30.6	33.8	32.1	36.9	35.7	39.3	40.4	ITA
スウェーデン	52.5	51.2	51.6	52.6	60.6	54.6	54.6	56.9	SWE
ロシア	11.4	9.2	11.5	10.1	12.4	15.6	14.1	14.9	RUS
中国	4.6	8.2	10.3	10.7	12.9	13.0	13.0	13.3	CHN
香港	32.4	42.3	48.3	46.4	49.8	48.0	50.6	54.2	HKG
韓国	24.1	30.2	33.8	33.6	37.5	34.8	35.7	p 36.2	KOR
シンガポール	47.2	55.6	66.0	61.4	80.1	90.3	85.4	90.7	SGP
マレーシア	9.0	9.7	11.2	10.4	11.5	12.5	12.1	12.6	MYS
タイ	5.1	5.8	7.8	7.2	7.2	7.1	7.4	7.5	THA
インドネシア	3.2	3.4	4.2	3.9	4.4	4.8	4.9	5.0	IDN
フィリピン	2.2	3.0	3.5	3.3	3.6	3.6	3.9	4.1	PHL
インド	1.3	1.6	2.0	1.9	2.2	2.3	2.5	2.7	IND
オーストラリア	59.2	52.5	54.6	56.1	68.3	68.7	66.8	67.4	AUS
ニュージーランド	33.7	38.4	42.6	42.0	50.0	48.9	48.8	e 49.2	NZL
ブラジル	11.3	8.9	9.0	7.1	8.0	9.3	10.4	10.3	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典： [日本] 内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」、総務省統計局（2025.4）「人口推計(各年10月現在)」

[OECD諸国] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2026年3月現在

[その他] IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

注：日本は IMF の為替レート（年平均）と総務省統計局の人口（10月1日現在）を使用し、JILPT において算出。

第 1-4-1 表 一人当たりの国民所得（各国通貨）

Table 1-4-1: National income per capita in national currency

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
各国1,000単位通貨									thousands
日本 1)	2,809	3,090	3,201	3,026	3,193	3,302	3,535	3,638	JPN
アメリカ 2)	38.1	45.1	51.2	51.2	56.5	–	–	–	USA
カナダ 2)	34.9	39.1	43.9	43.3	49.0	53.4	53.3	54.4	CAN
イギリス 2)	19.2	21.2	24.7	23.8	26.1	28.2	29.4	30.6	UK
ドイツ 2)	24.3	28.2	32.6	p 31.6	p 34.0	p 35.5	p 37.8	p 38.3	DEU
フランス 2)	22.5	23.9	25.5	23.9	26.4	p 27.5	p 29.2	p 30.0	FRA
イタリア 2)	18.8	18.5	21.0	19.5	21.8	23.9	25.4	26.0	ITA
スウェーデン 2)	248.1	275.6	318.7	324.8	347.1	362.5	382.4	398.7	SWE
ロシア 3)	e 336.9	547.9	710.8	704.1	–	–	–	–	RUS
中国 3)	30.6	49.6	69.8	71.2	80.8	84.4	–	–	CHN
香港 3)	257.2	334.2	397.4	381.3	414.3	400.7	429.9	463.4	HKG
韓国 2)	20,218	24,783	28,397	28,184	30,361	31,404	p 32,893	p 34,980	KOR
シンガポール 3)	63.7	71.3	79.1	73.9	91.4	99.6	93.6	101.5	SGP
マレーシア 3)	27.8	36.7	45.3	42.8	46.2	53.2	p 53.5	p 55.9	MYS
タイ 2)	113.9	135.1	167.6	156.1	159.4	175.7	–	–	THA
フィリピン 3)	112.2	154.1	200.1	176.8	182.6	210.2	241.1	264.1	PHL
インド 3)	60.7	102.5	143.3	139.6	164.9	186.1	206.6	–	IND
オーストラリア 2)	45.2	47.9	56.7	61.3	63.6	67.5	68.7	70.4	AUS
ニュージーランド 2)	31.9	38.5	46.5	48.3	51.6	p 54.2	55.2	–	NZL
メキシコ 2)	95.1	116.5	142.9	130.0	146.1	163.6	174.1	–	MEX
ブラジル 3)	19.4	29.0	34.6	35.6	41.6	45.5	–	–	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典： [日本] 内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」、総務省統計局（2025.4）「人口推計(各年10月現在)」

[OECD諸国及びロシア、中国] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2026年1月現在

[その他] UN (<https://data.un.org/>) 2026年1月現在

[人口] IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

注： 国民所得を人口で除したもの。JILPTにおいて算出。

- 1) 国民所得（要素費用表示）を使用。
- 2) 国民所得（市場価格表示）より純間接税を差し引いたものを使用。
- 3) 国民総所得を使用。

第 1-4-2 表 一人当たりの国民所得（USドル）

Table 1-4-2: National income per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
1,000ドル									thousands
日本	32.0	25.5	29.4	28.3	29.1	25.1	25.2	24.0	JPN
アメリカ	38.1	45.1	51.2	51.2	56.5	–	–	–	USA
カナダ	33.9	30.6	33.1	32.3	39.1	41.0	39.5	39.7	CAN
イギリス	29.6	32.3	31.5	30.5	35.9	34.8	36.5	39.1	UK
ドイツ	32.2	31.3	36.5	36.1	40.2	p 37.4	p 40.9	p 41.5	DEU
フランス	29.8	26.5	28.6	27.3	31.3	29.0	p 31.6	p 32.4	FRA
イタリア	24.9	20.5	23.5	22.3	25.8	25.2	27.4	28.1	ITA
スウェーデン	34.4	32.7	33.7	35.3	40.5	35.8	36.0	37.7	SWE
ロシア	e 11.1	9.0	11.0	9.8	–	–	–	–	RUS
中国	4.5	8.0	10.1	10.3	12.5	12.5	–	–	CHN
香港	33.1	43.1	50.7	49.2	53.3	51.2	54.9	59.4	HKG
韓国	17.5	21.9	24.4	23.9	26.5	24.3	25.2	p 25.7	KOR
シンガポール	46.7	51.8	58.0	53.5	68.0	72.2	69.7	75.9	SGP
マレーシア	8.6	9.4	10.9	10.2	11.2	12.1	11.7	p 12.2	MYS
タイ	3.6	3.9	5.4	5.0	5.0	5.0	–	–	THA
フィリピン	2.5	3.4	3.9	3.6	3.7	3.9	4.3	4.6	PHL
インド	1.3	1.6	2.0	1.9	2.2	2.4	2.5	–	IND
オーストラリア	41.5	36.0	39.4	42.2	47.8	46.8	45.6	46.5	AUS
ニュージーランド	23.0	26.8	30.6	31.3	36.5	34.4	p 33.9	–	NZL
メキシコ	7.5	7.4	7.4	6.1	7.2	8.1	9.8	–	MEX
ブラジル	11.0	8.7	8.8	6.9	7.7	8.8	–	–	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：国民所得及び人口は第1-4-1表（p.26）に準ずる。

〔為替レート（年平均）〕 IMF (<https://data.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2026年1月現在

注：第 1-4-1 表（p.26）に準ずる。年平均為替レートを用いて、JILPT において算出。

第 1-5 表 雇用者報酬

Table 1-5: Compensation of employees

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
各国通貨、原則10億単位								in national currency, billion
日本	252,173	261,276	281,007	287,580	295,343	300,444	311,562	JPN
アメリカ	7,933	9,710	11,601	12,549	–	–	–	USA
カナダ	838	1,027	1,161	1,269	1,387	1,480	1,568	CAN
イギリス	810	926	1,094	1,156	1,247	1,330	1,412	UK
ドイツ	1,317	1,594	1,894	1,963	p 2,081	p 2,230	p 2,352	DEU
フランス	1,033	1,143	1,195	1,286	1,378	p 1,449	p 1,503	FRA
イタリア	640	649	678	738	784	823	866	ITA
スウェーデン	1,630	2,008	2,447	2,601	2,754	2,938	3,082	SWE
ロシア	e 21,854	39,749	50,346	–	–	–	–	RUS
韓国 t)	591	788	986	1,039	1,104	1,170	e 1,231	KOR
シンガポール	126	178	207	222	245	262	276	SGP
タイ	3,228	4,534	5,077	5,125	5,440	5,646	–	THA
インド	22,865	41,637	64,738	76,931	89,101	99,065	–	IND
オーストラリア	668	811	998	1,072	1,179	1,270	1,348	AUS
ニュージーランド	89	110	144	159	172	186	–	NZL
メキシコ	3,616	4,956	6,566	7,245	8,142	p 9,108	p 9,986	MEX
USドル換算、10億								in U.S. dollars, billion
日本	2,873	2,159	2,632	2,620	2,246	2,139	2,058	JPN
アメリカ	7,933	9,710	11,601	12,549	–	–	–	USA
カナダ	813	803	866	1,012	1,066	1,096	1,145	CAN
イギリス	1,251	1,415	1,403	1,590	1,537	1,653	1,805	UK
ドイツ	1,746	1,769	2,163	2,321	p 2,191	p 2,411	p 2,546	DEU
フランス	1,369	1,268	1,365	1,521	1,451	p 1,567	p 1,627	FRA
イタリア	849	720	774	873	825	890	937	ITA
スウェーデン	226	238	266	303	272	277	292	SWE
ロシア	e 720	652	698	–	–	–	–	RUS
韓国	511	697	835	908	855	896	e 903	KOR
シンガポール	93	129	150	165	178	195	207	SGP
タイ	102	132	162	160	155	162	–	THA
インド	500	649	874	1,041	1,134	1,199	–	IND
オーストラリア	613	610	687	805	818	844	890	AUS
ニュージーランド	64	77	94	112	109	114	–	NZL
メキシコ	286	313	306	357	405	p 513	p 546	MEX

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

出典： [日本] 内閣府 (2025.12) 「2024年度国民経済計算」

[タイ、インド] UN (<https://data.un.org/>) 2026年2月現在

[その他] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) “National Accounts” 2026年1月現在

[為替レート (年平均)] IMF (<https://data.imf.org/en/Data-Explorer>) 2026年1月現在

注： 日本及びタイ、インドのドル換算はJILPTによる算出。

第 1-6 表 経済活動別国内総生産

Table 1-6: GDP by economic activity

	経済 活動計	農林 水産業	鉱業、 エネルギー ギ-業	製造業	建設業	卸・小売、宿 泊・飲食、運 輸・倉庫・通 信業	金融・保 険、不動 産業、事 業活動	その他の サービス事 業、社会 活動等	
各国通貨、原則10億単位、2024年									
	in national currency, billion, 2024								
日本 1) t)	629	6	17	119	34	162	166	124	JPN
アメリカ 2)	22,486	224	730	2,497	943	5,388	7,373	5,331	USA
カナダ 3)	2,675	55	313	267	203	583	689	564	CAN
イギリス	2,608	18	110	231	152	570	939	587	UK
ドイツ p)	3,921	40	137	780	193	849	1,020	904	DEU
フランス p)	2,611	38	77	279	146	577	848	646	FRA
イタリア	1,966	44	48	326	117	476	580	375	ITA
スウェーデン	5,720	91	201	831	358	1,390	1,470	1,379	SWE
ロシア 4)	96,222	3,958	12,429	14,179	5,468	22,202	21,026	16,960	RUS
中国 5)	134,908	9,661	40,544		8,995	22,194	18,311	35,203	CHN
香港 6)	3,112	1	34	30	133	894	1,382	639	HKG
韓国 p) t)	2,374	37	64	681	123	482	508	480	KOR
インドネシア t)	21,187	2,791	2,268	4,203	2,233	5,795	1,868	2,028	IDN
インド t)	274	49	13	39	24	48	62	38	IND
オーストラリア	2,602	63	317	148	199	476	824	575	AUS
ニュージーランド 3)	360	18	13	35	29	70	123	72	NZL
メキシコ p)	31,331	1,297	1,449	6,788	2,178	10,233	5,483	3,904	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値、t) 1兆単位。

p) Provisional; t) Trillion.

T) Total - all activities; a) Agriculture, forestry and fishing; b) Industry (except Construction and Manufacturing); c) Manufacturing; d) Construction; e) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and motorcycles, Transportation and storage, Accommodation and food services, Information and communications; f) Financial and insurance, Real estate, Professional, scientific and technical activities; administrative and support services; g) Public administration, defence, Education, Human health and social work, Arts, entertainment and recreation, other services, activities of household and extra-territorial organizations and bodies.

第 1-6 表 経済活動別国内総生産（続き）

Table 1-6: GDP by economic activity (cont.)

	経済活動計	農林水産業	鉱業、エネルギー	製造業	建設業	卸・小売、宿泊・飲食、運輸・倉庫・通信業	金融・保険、不動産、事業活動	その他のサービス事業、社会活動等	
構成比、2024年									%, 2024
日本 1)	100.0	1.0	2.7	19.0	5.3	25.8	26.4	19.8	JPN
アメリカ 2)	100.0	1.0	3.2	11.1	4.2	24.0	32.8	23.7	USA
カナダ 3)	100.0	2.1	11.7	10.0	7.6	21.8	25.8	21.1	CAN
イギリス	100.0	0.7	4.2	8.9	5.8	21.8	36.0	22.5	UK
ドイツ p)	100.0	1.0	3.5	19.9	4.9	21.6	26.0	23.0	DEU
フランス p)	100.0	1.5	3.0	10.7	5.6	22.1	32.5	24.7	FRA
イタリア	100.0	2.2	2.5	16.6	5.9	24.2	29.5	19.1	ITA
スウェーデン	100.0	1.6	3.5	14.5	6.3	24.3	25.7	24.1	SWE
ロシア 4)	100.0	4.1	12.9	14.7	5.7	23.1	21.9	17.6	RUS
中国 5)	100.0	7.2	30.1		6.7	16.5	13.6	26.1	CHN
香港 6)	100.0	0.0	1.1	1.0	4.3	28.7	44.4	20.5	HKG
韓国 p)	100.0	1.6	2.7	28.7	5.2	20.3	21.4	20.2	KOR
インドネシア	100.0	13.2	10.7	19.8	10.5	27.4	8.8	9.6	IDN
インド	100.0	17.8	4.7	14.3	8.8	17.6	22.8	14.0	IND
オーストラリア	100.0	2.4	12.2	5.7	7.6	18.3	31.7	22.1	AUS
ニュージーランド 3)	100.0	5.0	3.6	9.7	8.1	19.5	34.2	19.9	NZL
メキシコ p)	100.0	4.1	4.6	21.7	7.0	32.7	17.5	12.5	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典：[日本] 内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

[その他] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "GDP and Non-financial Accounts" 2026年1月現在

注：経済活動計は、粗付加価値のGDP。本表における経済活動分類は、国際標準産業分類改訂4版(ISIC rev.4)に基づくOECDデータを、JILPTにおいて組み替え、構成比を算出したもの。

- 1) 純間接税を除く。自動車・オートバイ修理業は、区分 e には含まず区分 g に含まれる。
- 2) 2021年の数値。
- 3) 2022年の数値。
- 4) 2020年の数値。
- 5) 区分 b は製造業を含む。自動車・オートバイ修理業は、区分 e には含まず区分 g に含まれる。

第 1-7 表 国内総生産の構成（支出側）

Table 1-7: GDP by expenditure approach

	国内	民間最終	政府最終	総固定	在庫	財貨・サービス		
	総生産	消費支出	消費支出	資本形成	変動	輸出	輸入	
2024年								
各国通貨、原則10億単位（名目）						Nominal, at current prices, billion		
日本	634,226	336,581	127,761	176,401	-853	139,402	145,067	JPN
アメリカ 1)	23,726	16,120	3,376	5,052	27	2,569	3,418	USA
カナダ	3,109	1,728	666	712	8	1,009	1,015	CAN
イギリス	2,891	1,756	604	540	14	898	920	UK
ドイツ p)	4,329	2,283	952	886	45	1,794	1,630	DEU
フランス p)	2,920	1,595	706	645	-17	990	999	FRA
イタリア	2,200	1,257	398	487	9	715	667	ITA
スウェーデン	6,387	2,893	1,695	1,604	14	3,476	3,294	SWE
ロシア 2)	109,242	55,895	20,067	22,546	2,882	31,174	22,840	RUS
韓国 p) t)	2,557	1,240	447	768	-1	1,134	1,030	KOR
オーストラリア	2,779	1,441	643	676	4	646	630	AUS
ニュージーランド 3)	416	242	89	103	-4	99	111	NZL
メキシコ p)	33,507	23,682	3,894	7,962	47	12,493	12,780	MEX
構成比、%						Percentage of GDP		
日本	100.0	53.1	20.1	27.8	-0.1	22.0	22.9	JPN
アメリカ 1)	100.0	67.9	14.2	21.3	0.1	10.8	14.4	USA
カナダ	100.0	55.6	21.4	22.9	0.3	32.5	32.7	CAN
イギリス	100.0	60.8	20.9	18.7	0.5	31.1	31.8	UK
ドイツ p)	100.0	52.7	22.0	20.5	1.0	41.4	37.7	DEU
フランス p)	100.0	54.6	24.2	22.1	-0.6	33.9	34.2	FRA
イタリア	100.0	57.2	18.1	22.2	0.4	32.5	30.3	ITA
スウェーデン	100.0	45.3	26.5	25.1	0.2	54.4	51.6	SWE
ロシア 2)	100.0	51.2	18.4	20.6	2.6	28.5	20.9	RUS
韓国 p)	100.0	48.5	17.5	30.0	-0.1	44.4	40.3	KOR
オーストラリア	100.0	51.9	23.1	24.3	0.1	23.2	22.7	AUS
ニュージーランド 3)	100.0	58.1	21.4	24.7	-0.9	23.7	26.7	NZL
メキシコ p)	100.0	70.7	11.6	23.8	0.1	37.3	38.1	MEX
	a	b	c	d	e	f	g	

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Final consumption expenditure, Households and non-profit institutions serving households (NPISH); c) Government final consumption expenditure; d) Gross fixed capital formation; e) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; f) Exports of goods and services; g) Imports of goods and services.

出典：[日本] 内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

[その他] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "GDP and Non-financial Accounts" 2026年1月現在

注：構成比はJILPTにおいて算出（日本を除く）。

1) 2021年の数値。

2) 2019年の数値。

3) 2023年の数値。

第 1-8 表 国内総生産の構成（分配側）

Table 1-8: GDP by income approach

	国内総生産	雇業者報酬	営業余剰・ 混合所得(総)	純間接税	
2024年					
各国通貨、原則10億単位（名目）					Nominal, at current prices, billion
日本	634,226	311,562	273,095	47,941	JPN
アメリカ 1)	23,315	12,549	9,713	1,181	USA
カナダ	3,109	1,568	1,225	315	CAN
イギリス	2,891	1,412	1,171	309	UK
ドイツ	p 4,329	p 2,352	p 1,587	p 390	DEU
フランス	p 2,920	p 1,503	p 1,027	p 390	FRA
イタリア	2,200	866	1,063	271	ITA
スウェーデン	6,387	3,082	2,048	1,257	SWE
ロシア 2)	109,242	48,166	48,782	12,294	RUS
韓国 t)	p 2,557	e 1,231	p 1,111	p 214	KOR
オーストラリア	2,779	1,348	1,162	270	AUS
ニュージーランド 3)	416	186	p 179	51	NZL
メキシコ p)	p 33,507	p 9,986	p 21,095	p 2,426	MEX
構成比、%					Percentage of GDP
日本	100.0	49.1	43.1	7.6	JPN
アメリカ 1)	100.0	53.8	41.7	5.1	USA
カナダ	100.0	50.4	39.4	10.1	CAN
イギリス	100.0	48.9	40.5	10.7	UK
ドイツ p)	p 100.0	p 54.3	p 36.7	p 9.0	DEU
フランス p)	p 100.0	p 51.5	p 35.2	p 13.4	FRA
イタリア	100.0	39.4	48.3	12.3	ITA
スウェーデン	100.0	48.3	32.1	19.7	SWE
ロシア 2)	100.0	44.1	44.7	11.3	RUS
韓国	p 100.0	e 48.2	p 43.5	p 8.4	KOR
オーストラリア	100.0	48.5	41.8	9.7	AUS
ニュージーランド 3)	100.0	44.7	p 43.0	12.4	NZL
メキシコ p)	p 100.0	p 29.8	p 63.0	p 7.2	MEX
	a	b	c	d	

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(gross); d) Taxes on production and imports, less Subsidies.

出典：〔日本〕内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

〔その他〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "GDP and Non-financial Accounts" 2026年1月現在

注：純間接税は、生産・輸入品に課される税から補助金を控除したもの。構成比及び日本の営業余剰・混合所得(総※)は、JILPTにおいて算出（※営業余剰・混合所得(純)と固定資本減耗を合計）。

1) 2021年の数値。

2) 2019年の数値。

3) 2023年の数値。

第 1-9 表 国民貯蓄率

Table 1-9: National savings rates

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
										%
日本	8.3	2.1	6.1	6.7	4.1	5.8	3.7	5.5	6.0	JPN
アメリカ	3.4	-0.7	4.3	3.8	1.6	1.5	2.0	0.7	0.1	USA
カナダ	12.1	3.9	2.9	4.5	2.1	8.4	9.6	6.8	6.1	CAN
イギリス	4.0	-0.5	-0.7	1.9	-1.0	3.1	1.4	-0.5	2.3	UK
ドイツ	7.5	9.0	12.0	13.2	10.8	12.6	p 8.9	p 9.2	p 8.6	DEU
フランス	8.4	5.0	5.7	7.3	2.6	6.2	4.5	p 3.9	p 3.7	FRA
イタリア	5.3	-0.8	-0.5	3.9	2.1	6.4	5.1	6.6	7.3	ITA
スウェーデン	13.7	13.6	11.7	14.7	14.8	16.3	14.8	14.4	14.5	SWE
ロシア	e 20.7	e 17.6	15.9	15.8	-	-	-	-	-	RUS
中国 1)	46.0	51.2	45.7	43.9	44.3	45.7	-	-	-	CHN
香港 1)	33.1	30.5	24.6	23.1	24.7	26.9	24.0	22.8	26.4	HKG
韓国	20.7	20.9	21.2	18.1	19.1	20.0	15.8	14.1	p 16.5	KOR
シンガポール 1)	47.9	52.4	48.2	46.4	46.9	52.5	51.7	48.5	48.3	SGP
タイ	15.4	18.0	13.8	18.0	11.4	11.0	10.4	9.4	-	THA
インドネシア 1)	-	35.7	34.6	31.8	30.5	-	-	-	-	IDN
フィリピン 1)	29.1	33.0	29.8	26.9	21.5	18.0	19.6	23.0	-	PHL
インド	26.9	28.9	22.5	20.7	19.4	22.1	21.1	21.7	-	IND
オーストラリア	6.6	9.1	3.0	7.0	9.6	9.8	8.3	6.5	5.2	AUS
ニュージーランド	4.6	3.6	8.1	9.0	7.3	5.1	3.7	p 2.0	-	NZL
ブラジル 1)	18.6	18.5	14.5	12.6	15.1	17.7	p 16.4	-	-	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimate; p) Provisional.

出典：【日本】内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

【OECD諸国及びロシア】OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "GDP and Non-financial Accounts" 2026年2月現在

【その他】UN (<https://data.un.org/>) "National Accounts" 2026年1月現在

注：本表における国民貯蓄率は、JILPTにおいて算出。原則、純貯蓄を純国民可処分所得で除したものを。

1) 粗貯蓄を粗国民可処分所得で除したものを。

第 1-10 表 鋳工業生産指数

Table 1-10: Industrial production indices

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	109.0	102.8	100.0	91.1	95.9	95.8	94.5	92.5	JPN
アメリカ	95.9	90.8	100.0	94.3	98.5	101.8	102.0	101.7	USA
カナダ	100.0	89.9	100.0	98.7	103.7	108.1	108.3	107.8	CAN
イギリス	105.8	95.8	100.0	108.5	107.8	100.9	100.0	98.3	UK
ドイツ	88.0	91.7	100.0	92.1	96.4	96.0	93.8	89.2	DEU
フランス	109.9	99.9	100.0	92.9	98.1	97.8	98.3	98.1	FRA
イタリア	121.9	108.5	100.0	93.5	104.9	104.5	101.9	99.4	ITA
オランダ	100.9	107.4	100.0	p 99.1	103.0	106.8	105.5	p 104.1	NLD
ベルギー	83.9	97.0	100.0	110.0	138.1	137.0	126.8	125.0	BEL
スペイン	127.5	106.3	100.0	96.0	103.0	p 105.3	p 103.6	p 104.4	ESP
デンマーク	111.4	96.8	100.0	104.6	115.0	129.3	140.8	152.6	DNK
スウェーデン	110.0	103.1	100.0	107.2	114.6	117.1	117.1	p 116.8	SWE
ロシア	76.5	83.8	100.0	110.8	116.7	—	—	—	RUS
韓国	66.5	92.5	100.0	106.4	115.4	116.6	113.6	118.3	KOR
インド	57.8	87.9	100.0	102.7	115.7	121.0	128.0	133.5	IND
オーストラリア	71.8	82.5	100.0	111.1	110.6	109.3	110.0	109.7	AUS
ニュージーランド	98.6	97.2	100.0	101.6	105.2	102.0	99.0	—	NZL
ブラジル	97.8	112.2	100.0	91.5	95.1	94.5	94.6	97.5	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.4	15.0	-1.3	-10.0	5.2	0.0	-1.4	-2.1	JPN
アメリカ	3.4	5.6	-1.4	-7.1	4.4	3.4	0.2	-0.3	USA
カナダ	2.3	6.0	-0.5	-7.7	5.1	4.2	0.2	-0.5	CAN
イギリス	-0.9	-2.7	4.7	2.8	-0.7	-6.4	-0.9	-1.7	UK
ドイツ	3.0	11.2	1.4	-8.8	4.7	-0.4	-2.3	-4.8	DEU
フランス	-0.1	4.8	1.7	-10.5	5.6	-0.2	0.4	-0.2	FRA
イタリア	-1.8	6.9	1.9	-11.0	12.2	-0.4	-2.5	-2.4	ITA
オランダ	0.4	7.7	-3.5	p -3.3	4.0	3.7	-1.2	p -1.4	NLD
ベルギー	3.4	9.4	-0.7	-3.5	25.6	-0.8	-7.5	-1.4	BEL
スペイン	0.2	0.9	3.3	-9.3	7.3	p 2.3	p -1.6	p 0.8	ESP
デンマーク	2.6	2.0	0.7	-5.3	9.9	12.4	8.9	8.4	DNK
スウェーデン	2.5	9.5	3.3	-4.0	6.8	2.2	0.0	p -0.2	SWE
ロシア	5.2	7.2	5.3	-2.1	5.3	—	—	—	RUS
韓国	6.3	16.3	-0.3	-0.3	8.5	1.0	-2.5	4.1	KOR
インド	5.9	9.7	2.5	-11.0	12.7	4.6	5.8	4.3	IND
オーストラリア	2.3	4.6	3.4	-0.7	-0.4	-1.2	0.7	-0.3	AUS
ニュージーランド	0.2	3.2	1.3	-4.3	3.5	-3.0	-3.0	—	NZL
ブラジル	2.8	10.2	-8.3	-4.5	3.9	-0.7	0.1	3.1	BRA

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "The Production and Sales dataset" 2025年7月現在

注：対前年比はJILPTによる算出。"p"は暫定値。

第 1-11-1 表 経常収支

Table 1-11-1: Current account

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
10億USD								billion U.S. dollars
日本	220.9	136.5	150.0	196.5	90.2	156.6	194.3	JPN
アメリカ	-432.0	-408.4	-601.2	-868.0	-1,012.1	-905.4	-1,133.6	USA
カナダ	-58.2	-54.7	-33.3	-0.4	-6.3	-13.8	-10.3	CAN
イギリス	-68.9	-144.8	-79.8	-13.9	-71.0	-118.4	-96.6	UK
ドイツ	200.1	277.3	250.2	301.4	161.8	251.5	267.1	DEU
フランス	-22.0	-8.2	-53.0	7.2	-33.1	-30.3	12.4	FRA
イタリア	-69.6	22.8	75.1	46.3	-36.3	3.3	26.8	ITA
オランダ	56.5	38.2	52.4	105.9	69.7	113.7	121.8	NLD
デンマーク	20.6	24.0	25.7	35.4	46.5	40.1	55.9	DNK
スウェーデン	29.2	13.0	31.6	42.7	27.4	40.8	45.3	SWE
ロシア	67.5	67.8	35.4	125.0	237.7	49.4	62.3	RUS
中国	237.8	293.0	248.8	352.9	443.4	263.4	423.9	CHN
韓国	28.0	105.1	75.9	85.2	25.8	32.8	99.0	KOR
シンガポール	55.0	57.6	61.1	86.4	93.8	89.4	96.0	SGP
マレーシア	25.6	9.1	14.1	14.5	12.7	6.3	7.2	MYS
タイ	11.5	27.8	20.9	-10.7	-17.2	7.4	11.1	THA
インドネシア	5.1	-17.5	-4.4	3.5	13.2	-2.0	-8.5	IDN
フィリピン	7.2	7.3	11.6	-5.9	-18.3	-12.4	-17.5	PHL
インド	-54.5	-22.5	32.7	-33.4	-79.1	-32.0	-32.4	IND
オーストラリア	-46.0	-58.3	24.9	40.6	5.7	-5.2	-34.4	AUS
ニュージーランド	-3.4	-4.7	-2.4	-14.8	-21.6	-17.1	-16.0	NZL
ブラジル	-86.7	-63.4	-24.9	-40.4	-42.2	-27.9	-61.2	BRA

出典：World Bank (<https://data.worldbank.org/>) "World Development Indicators" 2025年7月現在

第 1-11-2 表 貿易収支

Table 1-11-2: Trade balance

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
10億USD								billion U.S. dollars
日本	108.5	-7.3	26.6	16.7	-115.7	-48.7	-24.3	JPN
アメリカ	-648.7	-761.9	-912.9	-1,083.2	-1,179.9	-1,063.3	-1,213.0	USA
カナダ	-9.4	-18.6	-30.3	3.0	16.7	-0.5	-5.0	CAN
イギリス	-153.9	-191.4	-165.6	-223.0	-258.7	-259.1	-288.7	UK
ドイツ	211.3	271.9	203.8	222.5	140.9	245.6	255.0	DEU
フランス	-63.5	-26.9	-58.6	-77.1	-139.5	-82.3	-63.0	FRA
イタリア	-26.3	57.2	78.6	55.4	-27.4	39.5	69.1	ITA
オランダ	66.8	75.2	70.9	76.9	58.0	92.0	107.1	NLD
デンマーク	15.6	14.3	17.9	13.6	11.0	30.2	40.5	DNK
スウェーデン	20.4	14.4	25.9	30.5	23.6	33.0	37.5	SWE
ロシア	147.0	148.4	93.4	193.1	315.6	121.7	133.0	RUS
中国	238.1	576.2	511.1	562.7	665.0	594.0	768.0	CHN
韓国	47.9	120.3	80.6	75.7	15.6	37.7	100.1	KOR
シンガポール	63.2	92.6	102.8	121.2	160.1	157.2	148.1	SGP
マレーシア	38.4	27.9	32.8	42.8	42.4	30.0	25.7	MYS
タイ	26.7	26.1	40.4	31.9	13.5	19.4	19.3	THA
インドネシア	31.0	14.0	28.3	43.8	62.7	46.3	39.9	IDN
フィリピン	-16.9	-23.3	-33.8	-52.8	-69.7	-66.0	-68.7	PHL
インド	-129.2	-136.9	-95.4	-176.7	-267.2	-245.5	-279.2	IND
オーストラリア	11.4	-19.0	39.3	86.0	112.4	84.0	45.1	AUS
ニュージーランド	2.0	-1.3	1.5	-4.1	-7.7	-7.4	-5.2	NZL
ブラジル	18.4	17.4	35.7	42.3	51.5	92.3	65.8	BRA

出典：World Bank (<https://data.worldbank.org/>) "World Development Indicators" 2025年7月現在

第 1-12 表 為替レート（年平均）

Table 1-12: Exchange rates, annual average

		2000年	2005	2010	2015	2019	
対USドル当たり現地通貨		local currency per U.S. dollar					
日本	円	107.765	110.218	87.780	121.044	109.010	JPN
アメリカ	USドル	1	1	1	1	1	USA
カナダ	カナダドル	1.485	1.211	1.030	1.279	1.327	CAN
イギリス	UKポンド	0.661	0.550	0.647	0.655	0.783	UK
ユーロ圏 1)	ユーロ	1.083	0.804	0.754	0.901	0.893	Euro area
デンマーク	デンマーク・クローネ	8.083	5.997	5.624	6.728	6.669	DNK
スウェーデン	スウェーデン・クローナ	9.162	7.473	7.208	8.435	9.458	SWE
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	8.802	6.443	6.044	8.064	8.800	NOR
スイス	スイス・フラン	1.689	1.245	1.043	0.962	0.994	CHE
アイスランド	アイスランド・クローナ	78.616	62.982	122.242	131.919	122.607	ISL
チェコ	チェコ・コルナ	38.598	23.957	19.098	24.599	22.932	CZE
ポーランド	ズウォティ	4.346	3.235	3.015	3.770	3.839	POL
ロシア	ルーブル	28.129	28.284	30.368	60.938	64.738	RUS
中国	人民元	8.279	8.194	6.770	6.227	6.908	CHN
香港	香港ドル	7.791	7.777	7.769	7.752	7.836	HKG
韓国	ウォン	1,130.4	1,024.3	1,156.5	1,131.0	1,165.4	KOR
シンガポール	シンガポールドル	1.724	1.664	1.364	1.375	1.364	SGP
マレーシア	リンギット	3.800	3.787	3.221	3.906	4.142	MYS
タイ	バーツ	40.112	40.220	31.686	34.248	31.048	THA
インドネシア	ルピア	8,421.8	9,704.7	9,090.4	13,389.4	14,147.7	IDN
フィリピン	ペソ	44.192	55.085	45.110	45.503	51.796	PHL
インド	ルピー	44.942	44.100	45.726	64.152	70.420	IND
ベトナム	ドン	14,167.8	15,858.9	18,612.9	21,697.6	23,050.2	VNM
ミャンマー	チャット	6.52	5.82	5.63	1,162.62	1,518.26	MMR
ラオス	キープ	7,887.6	10,655.2	8,254.2	8,127.6	8,679.4	LAO
カンボジア	リエル	3,840.8	4,092.5	4,184.9	4,067.8	4,061.1	KHM
オーストラリア	豪ドル	1.725	1.309	1.090	1.331	1.439	AUS
ニュージーランド	NZドル	2.201	1.420	1.388	1.434	1.518	NZL
メキシコ	メキシコ・ペソ	9.456	10.898	12.636	15.848	19.264	MEX
ブラジル	レアル	1.829	2.434	1.759	3.327	3.944	BRA

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) “International Financial Statistics” 2025年7月現在

注 1) ユーロ導入国：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア、キプロス、マルタ（2025年7月末現在、20か国）。

第 1-12 表 為替レート（年平均）（続き）

Table 1-12: Exchange rates, annual average (cont.)

	2020	2021	2022	2023	2024	Currency	
対USドル当たり現地通貨						local currency per U.S. dollar	
日本	106.775	109.754	131.498	140.491	151.366	Yen	JPN
アメリカ	1	1	1	1	1	U.S. dollar	USA
カナダ	1.341	1.254	1.302	1.350	1.369	Canadian dollar	CAN
イギリス	0.780	0.727	0.811	0.805	0.782	Pound	UK
ユーロ圏 1)	0.876	0.845	0.950	0.925	0.924	Euro	Euro area
デンマーク	6.542	6.287	7.076	6.890	6.894	Danish krone	DNK
スウェーデン	9.210	8.577	10.114	10.610	10.568	Swedish krona	SWE
ノルウェー	9.416	8.590	9.614	10.563	10.746	Norwegian krone	NOR
スイス	0.939	0.914	0.955	0.898	0.880	Swiss franc	CHE
アイスランド	135.422	126.989	135.280	137.943	137.958	Icelandic króna	ISL
チェコ	23.210	21.678	23.357	22.198	23.217	Czech koruna	CZE
ポーランド	3.900	3.862	4.458	4.204	3.981	Polish Zloty	POL
ロシア	72.105	73.654	68.485	85.162	–	Russian ruble	RUS
中国	6.901	6.449	6.737	7.084	7.197	Renminbi/Chinese yuan	CHN
香港	7.757	7.773	7.831	7.830	7.804	Hong Kong dollar	HKG
韓国	1,180.3	1,144.0	1,291.4	1,305.7	1,363.4	South Korean won	KOR
シンガポール	1.380	1.343	1.379	1.343	1.336	Singapore dollar	SGP
マレーシア	4.203	4.143	4.401	4.561	4.576	Ringgit	MYS
タイ	31.294	31.977	35.061	34.802	35.294	Baht	THA
インドネシア	14,582.2	14,308.1	14,849.9	15,236.9	15,855.4	Rupiah	IDN
フィリピン	49.624	49.255	54.478	55.630	57.291	Philippine Peso	PHL
インド	74.100	73.918	78.604	82.599	83.669	Indian rupee	IND
ベトナム	23,208.4	23,159.8	23,271.2	23,787.3	24,164.9	Dong/đồng	VNM
ミャンマー	1,381.62	1,615.37	1,932.54	2,100.00	–	Burmese kyat	MMR
ラオス	9,045.8	9,697.9	14,035.2	17,688.9	–	Lao kip	LAO
カンボジア	4,092.8	4,098.7	4,102.0	4,110.7	4,072.4	Riel	KHM
オーストラリア	1.453	1.331	1.442	1.505	1.515	Australian dollar	AUS
ニュージーランド	1.542	1.414	1.577	1.628	1.652	New Zealand dollar	NZL
メキシコ	21.486	20.272	20.127	17.759	18.305	Mexican Peso	MEX
ブラジル	5.155	5.394	5.164	4.994	5.389	Real	BRA

第 1-13 表 生産者物価指数

Table 1-13: Producer price indices

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	97.2	100.0	102.7	–	–	–	–	–	JPN
アメリカ	85.2	100.0	110.9	119.5	127.8	140.0	142.8	146.2	USA
カナダ	94.2	100.0	110.3	–	–	–	–	–	CAN
イギリス	79.2	100.0	102.1	115.1	120.9	143.3	–	–	UK
ドイツ	92.6	100.0	104.6	107.4	115.5	142.0	143.6	142.3	DEU
フランス	92.9	100.0	103.8	104.8	113.9	140.2	144.1	–	FRA
イタリア	90.1	100.0	103.0	103.4	114.5	153.8	145.2	139.0	ITA
スペイン	86.8	100.0	106.8	106.5	122.3	158.6	153.6	149.8	ESP
スウェーデン	86.2	100.0	98.1	108.2	119.3	145.0	143.8	143.6	SWE
ロシア	61.7	100.0	156.6	193.6	241.0	270.1	281.2	–	RUS
中国	–	100.0	95.4	106.7	108.5	112.8	–	–	CHN
韓国	86.9	100.0	100.9	104.0	110.6	–	–	–	KOR
タイ	76.5	100.0	102.6	–	–	–	–	–	THA
フィリピン	92.8	100.0	85.7	56.7	55.7	59.2	–	–	PHL
インド	84.2	100.0	103.1	–	–	–	–	–	IND
オーストラリア	84.2	100.0	103.1	112.9	–	–	–	–	AUS
ニュージーランド	82.1	100.0	105.1	117.6	124.4	135.6	138.6	143.7	NZL
ブラジル	78.3	100.0	136.1	245.8	332.8	368.8	345.2	349.3	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.7	-0.1	-2.3	–	–	–	–	–	JPN
アメリカ	7.3	6.8	-0.9	0.2	7.0	9.5	2.0	2.4	USA
カナダ	1.6	1.5	-0.8	–	–	–	–	–	CAN
イギリス	7.9	3.0	-3.9	-0.3	5.0	18.5	–	–	UK
ドイツ	3.2	1.9	-0.5	-0.7	7.5	23.0	1.1	-0.9	DEU
フランス	3.0	2.5	-1.6	-1.9	8.7	23.1	2.8	–	FRA
イタリア	3.5	3.0	-2.7	-3.3	10.7	34.4	-5.6	-4.2	ITA
スペイン	4.5	4.0	-1.5	-3.6	14.9	29.7	-3.1	-2.5	ESP
スウェーデン	4.0	0.9	0.1	-3.5	10.3	21.5	-0.8	-0.2	SWE
ロシア	20.6	12.2	13.8	-3.8	24.5	12.1	4.1	–	RUS
中国	–	–	-5.2	-1.9	1.6	4.0	–	–	CHN
韓国	2.1	3.8	-4.0	-0.5	6.4	–	–	–	KOR
タイ	9.1	9.4	-4.1	–	–	–	–	–	THA
フィリピン	9.0	-4.9	-6.7	-4.6	-1.8	6.4	–	–	PHL
インド	6.0	7.1	-4.9	–	–	–	–	–	IND
オーストラリア	6.0	7.1	-4.9	-3.7	–	–	–	–	AUS
ニュージーランド	4.6	2.7	-2.1	0.1	5.7	9.0	2.2	3.7	NZL
ブラジル	5.6	5.7	6.0	17.8	35.4	10.8	-6.4	1.2	BRA

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) “International Financial Statistics” 2025年7月現在

注： 指数を作成するための方法は、国によって異なる。対前年比はJILPTによる算出。

第 1-14 表 消費者物価指数

Table 1-14: Consumer price indices

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	100.4	100.0	103.6	105.5	105.2	107.8	111.4	114.4	JPN
アメリカ	89.6	100.0	108.7	118.7	124.3	134.2	139.7	143.9	USA
カナダ	91.9	100.0	108.7	117.6	121.6	129.9	134.9	138.1	CAN
イギリス	88.1	100.0	111.0	120.8	123.8	133.7	142.7	147.4	UK
ドイツ	92.5	100.0	107.2	113.0	116.5	124.5	131.9	134.9	DEU
フランス	92.8	100.0	105.6	110.6	112.4	118.3	124.0	126.5	FRA
イタリア	91.0	100.0	107.5	110.5	112.5	121.8	128.6	129.9	ITA
スペイン	89.0	100.0	106.5	110.6	114.0	123.6	128.0	131.5	ESP
スウェーデン	92.7	100.0	103.6	111.1	113.5	123.0	133.5	137.3	SWE
ロシア	61.4	100.0	151.5	186.9	199.4	—	—	—	RUS
中国	86.5	100.0	114.9	128.1	129.4	131.9	132.2	132.5	CHN
韓国	86.2	100.0	109.8	115.8	118.7	124.7	129.2	132.2	KOR
タイ	86.6	100.0	110.3	112.3	113.7	111.9	121.3	123.0	THA
フィリピン	78.7	100.0	115.4	132.7	137.9	146.0	154.7	159.7	PHL
インド	66.0	100.0	146.8	183.0	192.4	205.3	216.9	227.6	IND
オーストラリア	86.3	100.0	112.0	120.8	124.3	132.5	139.9	144.3	AUS
ニュージーランド	87.0	100.0	107.9	116.2	120.8	129.4	136.9	140.9	NZL
ブラジル	79.5	100.0	138.4	172.8	187.1	204.5	213.9	223.2	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	-0.3	-0.7	0.8	0.0	-0.2	2.5	3.3	2.7	JPN
アメリカ	3.4	1.6	0.1	1.2	4.7	8.0	4.1	2.9	USA
カナダ	2.2	1.8	1.1	0.7	3.4	6.8	3.9	2.4	CAN
イギリス	2.1	2.5	0.4	1.0	2.5	7.9	6.8	3.3	UK
ドイツ	1.5	1.1	0.5	0.1	3.1	6.9	5.9	2.3	DEU
フランス	1.7	1.5	0.0	0.5	1.6	5.2	4.9	2.0	FRA
イタリア	2.0	1.5	0.0	-0.1	1.9	8.2	5.6	1.0	ITA
スペイン	3.4	1.8	-0.5	-0.3	3.1	8.4	3.5	2.8	ESP
スウェーデン	0.5	1.2	0.0	0.5	2.2	8.4	8.5	2.8	SWE
ロシア	12.7	6.8	15.5	3.4	6.7	—	—	—	RUS
中国	1.8	3.2	1.4	2.4	1.0	2.0	0.2	0.2	CHN
韓国	2.8	2.9	0.7	0.5	2.5	5.1	3.6	2.3	KOR
タイ	4.5	3.2	-0.9	-0.8	1.2	-1.6	8.5	1.4	THA
フィリピン	6.5	3.8	0.7	2.4	3.9	5.8	6.0	3.2	PHL
インド	4.2	12.0	4.9	6.6	5.1	6.7	5.6	5.0	IND
オーストラリア	2.7	2.9	1.5	0.8	2.9	6.6	5.6	3.2	AUS
ニュージーランド	3.0	2.3	0.3	1.7	3.9	7.2	5.7	2.9	NZL
ブラジル	6.9	5.0	9.0	3.2	8.3	9.3	4.6	4.4	BRA

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2025年7月現在

第 1-15 表 購買力平価

Table 1-15: Purchasing power parities (PPPs)

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	
GDP購買力平価									
									PPPs for GDP
各国通貨/USドル	national currency per USD								
日本	129.55	111.71	103.47	103.23	100.74	98.69	94.94	94.68	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.21	1.22	1.25	1.22	1.20	1.18	1.16	1.17	CAN
イギリス	0.71	0.70	0.69	0.67	0.65	0.64	0.65	0.67	UK
ドイツ	0.87	0.81	0.78	0.72	0.71	0.70	0.69	0.70	DEU
フランス	0.92	0.85	0.81	0.71	0.69	0.69	0.67	0.67	FRA
イタリア	0.86	0.77	0.74	0.65	0.63	0.62	0.60	0.60	ITA
オランダ	0.90	0.85	0.81	0.77	0.75	0.73	0.73	0.74	NLD
デンマーク	8.57	7.59	7.31	6.54	6.37	6.23	6.15	6.11	DNK
スウェーデン	9.48	9.03	8.85	8.58	8.44	8.31	8.36	8.51	SWE
ロシア	12.74	15.82	23.56	23.93	23.15	23.69	25.83	26.68	RUS
中国	2.84	3.33	3.78	4.06	4.01	3.99	3.79	3.64	CHN
韓国	788.92	840.99	857.48	847.55	829.36	827.27	810.43	800.35	KOR
インド	10.71	14.60	19.12	20.24	20.32	20.73	20.67	20.22	IND
オーストラリア	1.39	1.50	1.47	1.46	1.43	1.42	1.37	1.39	AUS
ニュージーランド	1.54	1.50	1.48	1.44	1.42	1.46	1.45	1.46	NZL
メキシコ	7.13	7.73	8.33	9.53	9.81	9.94	9.68	9.66	MEX
家計最終消費支出購買力平価									
									PPPs for household final consumption expenditure
各国通貨/USドル	national currency per USD								
日本	142.94	121.03	108.96	116.06	112.99	110.65	104.97	104.84	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.26	1.30	1.34	1.31	1.29	1.26	1.23	1.22	CAN
イギリス	0.76	0.78	0.81	0.76	0.75	0.72	0.73	0.75	UK
ドイツ	0.91	0.85	0.83	0.76	0.75	0.74	0.73	0.73	DEU
フランス	0.93	0.90	0.87	0.81	0.79	0.77	0.74	0.74	FRA
イタリア	0.89	0.82	0.83	0.72	0.71	0.70	0.67	0.66	ITA
オランダ	0.90	0.88	0.89	0.83	0.82	0.80	0.78	0.79	NLD
デンマーク	9.07	8.38	8.29	7.62	7.46	7.25	7.37	7.16	DNK
スウェーデン	9.53	9.15	9.30	9.28	9.19	8.92	8.66	8.74	SWE
ロシア	13.39	16.71	25.25	25.49	25.32	25.76	–	–	RUS
中国	3.49	3.61	3.91	4.05	4.04	4.01	3.79	3.65	CHN
韓国	879.37	908.38	959.68	984.10	971.48	957.14	927.74	933.10	KOR
インド	10.67	14.48	18.85	19.53	19.77	19.47	19.23	19.52	IND
オーストラリア	1.46	1.55	1.55	1.57	1.54	1.52	1.44	1.45	AUS
ニュージーランド	1.60	1.60	1.63	1.57	1.54	1.55	1.51	1.54	NZL
メキシコ	7.65	8.91	9.43	10.77	11.17	11.15	10.67	10.79	MEX

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Annual PPPs and exchange rates" 2025年7月現在

第 1-16 表 物価水準（GDP ベース）

Table 1-16: Comparative price levels

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									OECD=100
日本	a 116	a 125	a 97	113	106	92	85	79	JPN
アメリカ	a 99	a 98	a 114	120	118	128	125	126	USA
カナダ	a 99	a 117	a 111	107	109	113	106	105	CAN
イギリス	a 127	a 107	a 120	100	108	101	107	110	UK
ドイツ	a 107	a 105	a 98	97	98	94	99	97	DEU
フランス	a 112	a 111	a 102	95	98	94	96	95	FRA
イタリア	a 105	a 101	a 93	87	87	81	85	83	ITA
オランダ	a 110	a 111	a 102	102	103	98	103	102	NLD
ベルギー	a 109	a 109	a 101	98	100	95	99	98	BEL
スペイン	a 94	a 95	a 84	83	82	77	79	78	ESP
ポルトガル	a 81	a 81	a 74	74	75	71	72	72	PRT
ギリシャ	a 87	a 94	a 77	73	72	69	71	71	GRC
デンマーク	a 141	a 133	a 124	117	118	113	116	114	DNK
スウェーデン	a 125	a 123	a 120	110	115	107	104	103	SWE
フィンランド	a 120	a 117	a 115	110	110	105	108	105	FIN
ノルウェー	a 138	a 149	a 140	122	123	114	109	108	NOR
オーストリア	a 108	a 110	a 101	100	100	94	100	100	AUT
スイス	a 134	a 138	a 146	141	136	132	139	139	CHE
ロシア	a 44	a 51	a 44	a 41	a 45	a 56	–	–	RUS
中国	a 34	a 48	a 71	a 73	a 77	a 76	–	–	CHN
韓国	a 76	a 72	a 86	84	85	81	80	78	KOR
インドネシア	a 20	a 36	a 37	a 38	a 39	a 42	–	–	IDN
インド	a 24	a 31	a 34	a 35	a 36	a 37	–	–	IND
オーストラリア	a 105	a 136	a 126	118	123	121	114	115	AUS
ニュージーランド	a 107	a 106	a 117	111	122	116	113	112	NZL
メキシコ	a 64	a 60	a 60	55	58	62	70	70	MEX
ブラジル	a 43	a 78	a 68	a 56	a 56	a 64	–	–	BRA
OECD	a 100	a 100	a 100	100	100	100	100	100	OECD

a) アーカイブデータより。従前の分類基準による。

a) Archive data. Based on previous classification standards.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "PPPs for GDP and related indicators" 2025年7月現在

注：本表は、GDP購買力平価を為替レートで除したものである。

第 1-17 表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-17: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

		2020年度	2021	2022	2023	2024	FY	
内外価格差 1)		Comparative price levels						
倍		times						
アメリカ	総合	1.45	1.25	1.06	1.08	1.14		USA
	工業製品等	1.50	1.24	1.02	1.04	1.20		a
	産業向けサービス	1.36	1.27	1.12	1.15	1.03		b
中国	総合	2.59	2.20	2.01	2.07	2.13		CHN
	工業製品等	2.10	1.78	1.68	1.74	1.88		a
	産業向けサービス	3.44	2.93	2.57	2.63	2.56		b
購買力平価 2)		PPPs						
円/各国通貨		JPY/national currency						
アメリカ	総合	155.43	137.48	146.45	156.09	169.45	JPY/USD	USA
	工業製品等	160.83	136.17	141.15	150.38	178.73		a
	産業向けサービス	146.26	139.71	155.45	165.79	153.67		b
中国	総合	39.76	37.50	40.60	41.37	44.57	JPY/Yuan	CHN
	工業製品等	32.16	30.21	33.95	34.83	39.24		a
	産業向けサービス	52.67	49.88	51.90	52.48	53.64		b

a) industrial products; b) services for industry.

出典：経済産業省（2025.4）「2024年度産業向け財・サービスの内外価格調査（表3及び表4）」

注：為替レートは、各年度7～9月における平均為替レート。

- 1) 内外価格差とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう（各国＝1としたときの日本の価格の倍率）。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

$$\text{算出方法：内外価格差} = \frac{\text{購買力平価（円/現地通貨）}}{\text{為替レート（円/現地通貨）}}$$

- 2) 購買力平価とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格（円）と海外での価格（現地通貨）との比率をいう。

$$\text{算出方法：購買力平価} = \frac{\text{日本での価格（円）}}{\text{海外での価格（現地通貨）}}$$

第 1-18-1 表 労働生産性水準（就業者一人当たり GDP）

Table 1-18-1: Labour productivity levels, GDP per person employed

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
指数（2020年=100）										Index 2020=100(*)
日本	100.7	100.4	105.9	103.8	100.0	102.8	103.6	104.8	–	JPN
アメリカ	82.2	87.9	92.1	96.0	100.0	102.8	101.6	102.8	–	USA
カナダ	88.5	88.6	93.4	94.8	100.0	97.9	97.3	95.6	95.3	CAN
イギリス	103.5	104.5	107.6	110.2	100.0	108.6	112.4	111.6	111.9	UK
ドイツ	96.4	97.8	101.3	103.5	100.0	p 103.5	p 103.5	p 102.4	p 102.0	DEU
フランス	99.2	101.9	105.3	108.0	100.0	104.2	104.6	p 105.0	p 105.4	FRA
イタリア	113.3	110.1	107.6	107.5	100.0	107.9	111.0	109.7	108.7	ITA
オランダ	96.2	98.0	102.5	103.5	100.0	104.5	106.3	p 103.9	p 104.0	NLD
ベルギー	98.2	100.4	103.7	104.9	100.0	104.4	106.8	p 107.3	p 108.0	BEL
スペイン	95.5	100.9	106.8	107.3	100.0	104.0	p 106.7	p 106.3	p 107.3	ESP
デンマーク	92.3	92.7	97.2	100.7	100.0	104.1	100.5	100.0	102.8	DNK
スウェーデン	91.4	95.8	99.1	100.7	100.0	103.9	101.7	100.2	101.6	SWE
フィンランド	96.7	98.3	97.1	100.2	100.0	100.4	97.7	95.9	97.3	FIN
ノルウェー	101.0	96.2	98.7	99.7	100.0	102.7	102.3	101.0	102.6	NOR
韓国	e 73.0	e 85.8	91.9	99.9	100.0	103.2	102.9	103.2	–	KOR
オーストラリア	88.0	90.7	98.0	98.3	100.0	100.8	99.4	98.4	–	AUS
ニュージーランド	e 90.8	93.4	98.5	100.6	100.0	102.1	103.4	101.8	–	NZL
対前年比、%										percentage change
日本	1.0	4.2	1.4	-1.3	-3.7	2.8	0.8	1.1	–	JPN
アメリカ	1.8	3.3	1.2	1.4	4.2	2.8	-1.1	1.2	–	USA
カナダ	1.7	0.9	-0.2	-0.3	5.5	-2.1	-0.6	-1.8	-0.3	CAN
イギリス	1.6	2.0	0.5	0.2	-9.3	8.6	3.6	-0.8	0.3	UK
ドイツ	1.0	3.7	0.8	0.1	-3.4	p 3.5	p 0.0	p -1.0	p -0.4	DEU
フランス	1.2	1.9	0.8	0.8	-7.4	4.2	0.4	p 0.3	p 0.4	FRA
イタリア	0.3	2.1	0.2	-0.2	-7.0	7.9	2.8	-1.2	-0.9	ITA
オランダ	1.4	2.0	1.3	0.0	-3.4	4.5	1.8	p -2.2	p 0.1	NLD
ベルギー	0.9	2.0	0.6	0.8	-4.7	4.4	2.3	p 0.4	p 0.7	BEL
スペイン	-0.7	1.9	1.1	-0.7	-6.8	4.0	p 2.6	p -0.3	p 0.9	ESP
デンマーク	0.9	4.0	0.6	0.3	-0.7	4.1	-3.5	-0.5	2.8	DNK
スウェーデン	2.8	5.0	2.8	2.0	-0.7	3.9	-2.2	-1.4	1.3	SWE
フィンランド	1.2	3.9	0.1	-0.1	-0.2	0.4	-2.7	-1.9	1.5	FIN
ノルウェー	1.5	1.1	1.5	-0.4	0.3	2.7	-0.5	-1.2	1.5	NOR
韓国	e 3.7	e 5.4	1.8	1.2	0.1	3.2	-0.3	0.2	–	KOR
オーストラリア	0.2	0.0	0.6	-0.3	1.7	0.8	-1.3	-1.0	–	AUS
ニュージーランド	e -1.1	0.0	2.0	0.6	-0.6	2.1	1.3	-1.6	–	NZL

e) 推計値、p) 暫定値。

* Base: US dollars per person, PPP converted, Constant prices, 2020; e) Estimated; p) Provisional.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Productivity levels" 2026年1月現在

注：2020年基準の購買力平価で米ドル換算した就業者一人当たりGDPを元に、JILPTにおいて算出（2020年=100とした指数に換算、指数から対前年比を計算）。

第 1-18-2 表 労働生産性水準（時間当たり GDP）

Table 1-18-2: Labour productivity levels, GDP per hour worked

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
指数（2020年=100）										Index 2020=100(*)
日本	90.5	92.6	98.4	100.9	100.0	102.1	102.9	103.9	–	JPN
アメリカ	81.4	89.4	91.7	95.6	100.0	101.4	100.4	101.9	–	USA
カナダ	84.0	85.7	90.5	92.8	100.0	96.0	95.3	93.6	93.1	CAN
イギリス	82.0	84.5	85.8	88.2	100.0	88.2	90.2	90.0	89.4	UK
ドイツ	88.4	90.1	94.9	99.1	100.0	p 101.4	p 101.3	p 100.7	p 100.6	DEU
フランス	90.8	92.7	97.4	99.8	100.0	98.6	97.1	p 97.1	p 97.1	FRA
イタリア	96.4	95.6	96.5	96.8	100.0	98.8	99.3	97.6	96.3	ITA
オランダ	93.9	96.6	100.1	100.0	100.0	102.4	103.2	p 100.9	p 101.2	NLD
ベルギー	90.8	92.8	95.6	96.4	100.0	98.3	98.0	p 98.2	p 98.9	BEL
スペイン	86.8	92.5	98.7	100.0	100.0	99.5	p 100.8	p 101.5	p 102.7	ESP
デンマーク	85.2	87.4	92.6	98.4	100.0	100.5	97.3	97.6	100.5	DNK
スウェーデン	89.5	91.7	96.1	98.7	100.0	102.5	100.7	99.6	100.9	SWE
フィンランド	91.5	94.7	95.4	99.6	100.0	100.5	98.8	97.9	98.6	FIN
ノルウェー	99.7	94.8	97.6	99.1	100.0	101.6	101.3	100.8	102.7	NOR
韓国	–	–	84.2	96.9	100.0	103.1	103.3	105.2	–	KOR
オーストラリア	84.2	87.5	95.6	98.2	100.0	101.5	97.7	97.8	–	AUS
ニュージーランド	87.0	92.6	97.7	98.1	100.0	102.6	102.9	101.1	–	NZL
対前年比、%										percentage change
日本	1.4	3.1	2.0	0.9	-0.8	2.1	0.8	0.9	–	JPN
アメリカ	2.1	2.6	0.8	1.4	4.6	1.4	-1.1	1.6	–	USA
カナダ	2.2	0.6	-0.3	0.3	7.7	-4.0	-0.7	-1.8	-0.5	CAN
イギリス	0.2	2.0	0.7	0.9	13.4	-11.8	2.2	-0.2	-0.7	UK
ドイツ	1.8	2.3	0.6	0.7	0.9	p 1.4	p -0.1	p -0.6	p 0.0	DEU
フランス	1.1	1.4	0.8	0.5	0.2	-1.4	-1.5	p 0.0	p 0.0	FRA
イタリア	0.5	2.1	0.1	0.4	3.3	-1.2	0.5	-1.8	-1.4	ITA
オランダ	2.0	2.1	1.1	-0.1	0.0	2.4	0.8	p -2.2	p 0.2	NLD
ベルギー	1.5	1.1	1.0	0.9	3.7	-1.7	-0.2	p 0.2	p 0.7	BEL
スペイン	0.3	2.4	1.0	0.2	0.0	-0.5	p 1.4	p 0.6	p 1.2	ESP
デンマーク	1.4	3.6	1.1	0.9	1.7	0.5	-3.2	0.3	3.0	DNK
スウェーデン	2.9	3.3	2.8	2.9	1.4	2.5	-1.8	-1.1	1.3	SWE
フィンランド	1.9	3.6	0.2	0.5	0.4	0.5	-1.7	-0.8	0.7	FIN
ノルウェー	1.1	0.5	1.3	-0.4	0.9	1.6	-0.2	-0.5	1.8	NOR
韓国	–	–	1.5	2.5	3.2	3.1	0.2	1.8	–	KOR
オーストラリア	0.8	-0.3	1.0	1.6	1.9	1.5	-3.7	0.1	–	AUS
ニュージーランド	e -0.2	-0.8	2.3	-0.7	1.9	2.6	0.3	-1.7	–	NZL

e) 推計値、p) 暫定値。 * Base: US dollars per hour worked, PPP converted, Constant prices, 2020; e) Estimated; p) Provisional.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Productivity levels" 2026年1月現在

注：2020年基準の購買力平価で米ドル換算した時間当たり GDP を元に、JILPT において算出（2020年=100とした指数に換算、指数から対前年比を計算）。

第 1-19 表 労働分配率

Table 1-19: Labour share

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
										%
労働分配率 1)	Compensation of employees/GNI*100									
日本	47.6	48.2	45.8	48.0	49.0	47.9	47.7	46.1	46.3	JPN
アメリカ	53.7	52.2	52.2	52.7	54.0	52.6	–	–	–	USA
カナダ	49.8	51.3	52.4	51.4	52.7	50.5	49.1	50.7	51.2	CAN
イギリス	48.9	50.1	49.1	48.5	52.6	49.8	48.3	49.1	49.3	UK
ドイツ	49.8	49.4	50.6	51.8	53.5	51.6	p 50.6	p 51.2	p 52.5	DEU
フランス	50.1	50.5	50.9	49.6	50.5	49.7	50.4	p 50.1	p 50.5	FRA
イタリア	37.8	39.6	39.3	39.5	40.1	39.6	38.9	38.6	39.5	ITA
スウェーデン	44.7	44.6	47.1	46.9	47.1	46.3	45.5	45.8	46.3	SWE
ロシア	e 39.8	e 45.4	49.4	45.8	48.4	–	–	–	–	RUS
韓国	44.1	42.8	45.2	46.8	47.5	46.3	46.9	47.9	p 47.5	KOR
シンガポール	41.4	39.0	45.0	45.7	49.2	44.5	43.6	47.4	45.1	SGP
タイ	32.1	31.2	34.8	32.2	33.2	32.8	32.2	32.3	–	THA
フィリピン	25.6	26.7	29.2	31.3	32.3	35.4	34.4	–	–	PHL
インド	27.7	29.7	30.6	32.4	33.1	33.0	33.6	33.3	–	IND
オーストラリア	49.6	48.9	49.9	49.3	48.4	47.7	47.9	49.1	49.9	AUS
ニュージーランド	45.9	45.9	44.5	44.1	44.7	45.5	45.2	p 46.4	–	NZL
労働分配率 2)	Compensation of employees/NI at factor cost*100									
日本	67.7	70.1	66.5	70.3	73.6	71.8	71.6	68.3	69.2	JPN
アメリカ	68.6	67.3	67.1	68.1	68.3	66.8	–	–	–	USA
カナダ	67.2	70.7	73.6	71.3	70.5	67.8	66.9	69.5	70.1	CAN
イギリス	64.0	67.4	67.2	66.2	68.5	66.0	65.3	66.3	66.6	UK
ドイツ	67.3	67.5	69.5	70.9	73.1	70.4	p 71.0	p 70.8	p 73.5	DEU
フランス	70.2	71.0	72.0	72.4	74.2	71.9	73.6	p 72.6	p 73.3	FRA
イタリア	53.0	57.2	58.2	57.2	58.3	57.1	55.6	55.0	56.5	ITA
スウェーデン	70.3	69.8	74.0	73.6	72.6	71.7	72.2	72.8	73.0	SWE
韓国	60.1	59.0	62.4	65.5	67.5	66.1	68.0	68.8	p 68.0	KOR
タイ	43.5	42.2	48.8	44.9	46.6	46.0	44.1	–	–	THA
インド	33.8	35.7	34.2	36.2	37.3	37.1	38.0	37.5	–	IND
オーストラリア	69.1	66.6	70.6	66.1	63.5	65.4	66.4	68.6	69.9	AUS
ニュージーランド	63.7	64.1	62.0	60.1	58.8	60.6	62.3	p 64.8	–	NZL

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：【日本】内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算」

【OECD諸国及びロシア】OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) “GDP and Non-financial Accounts” 2026年2月現在

【その他】UN (<https://data.un.org/>) 2026年1月現在

注：以下の方法によりJILPTにおいて算出。

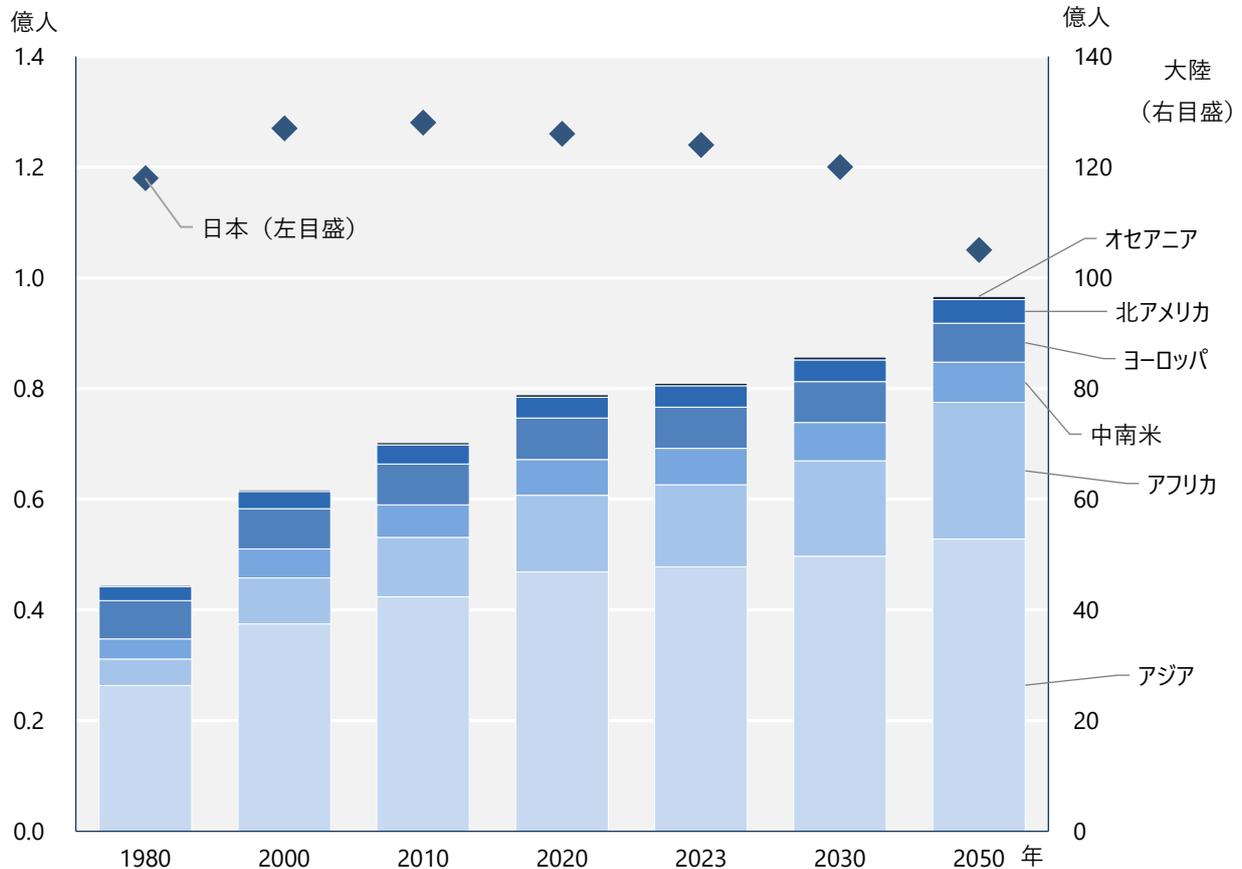
1) 雇用者報酬／国民総所得×100

2) 雇用者報酬／要素費用表示の国民所得×100。

2 . 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口



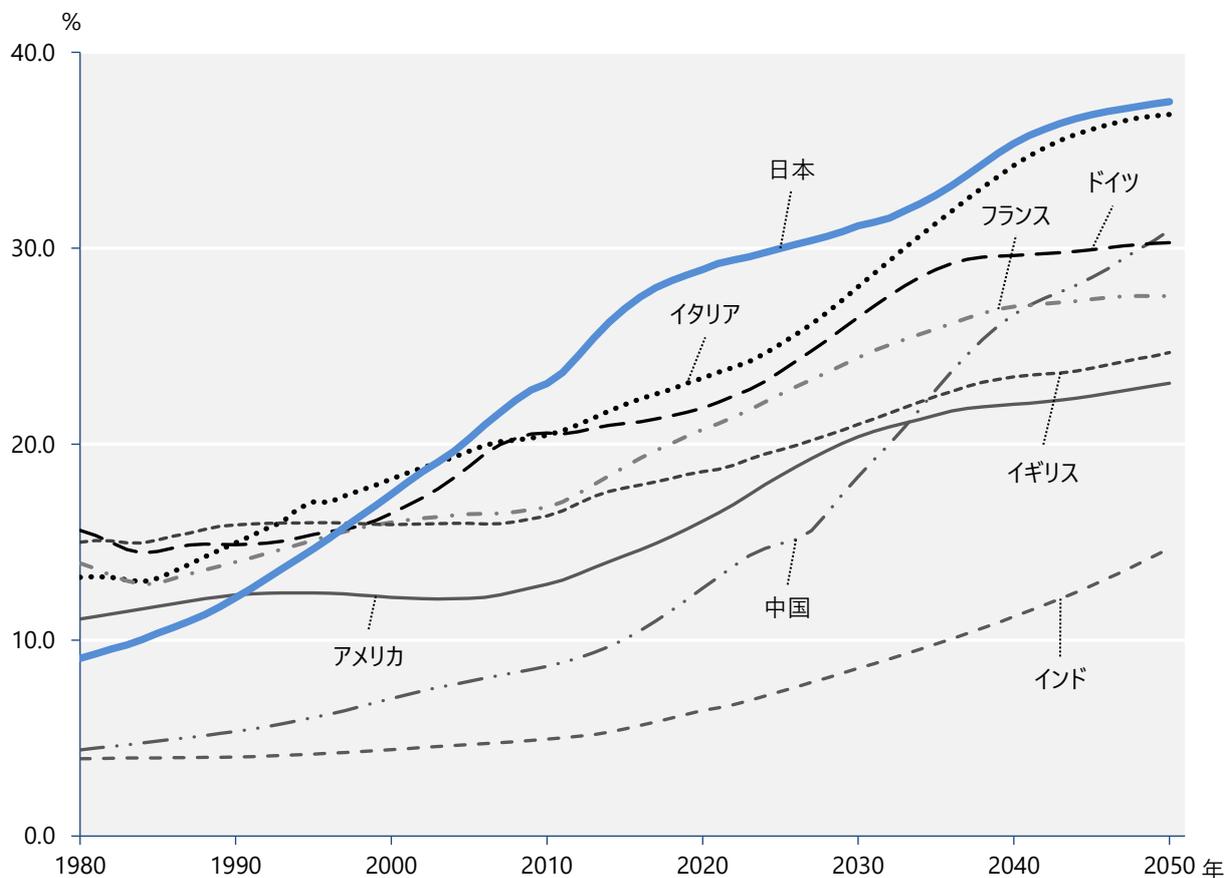
関連表 p.53 「第 2-1 表 総人口」

2023年の世界人口は80億9200万人、地域別ではアジアで47億7800万人、アフリカで14億8100万人、ヨーロッパで7億4600万人、中南米で6億5900万人、北米で3億8300万人、オセアニアで4600万人となっている。

国連の『世界人口予測』2024年改訂版（本指標の資料出所）の予測値からみると、人口増加率は地域によって大きく異なっている。2050年の世界人口の予測値は96億6400万人で、2023年と比べると15億7200万人増加となっているが、そのうち、約6割がアフリカで、約3割がアジアで生じており、またヨーロッパでは3%程度の減少などとなっている。

また、同書によると、世界の人口は今後50～60年にわたって増加を続け、2024年の82億人から2080年代半ばに約103億人でピークを迎え、その後徐々に減少し始め、今世紀末までに102億人にまで減少すると予測されている。世界の人口が今世紀中にピークを向ける可能性は80%と非常に高いと推定されている。

2-2 老年人口比率（65歳以上人口）

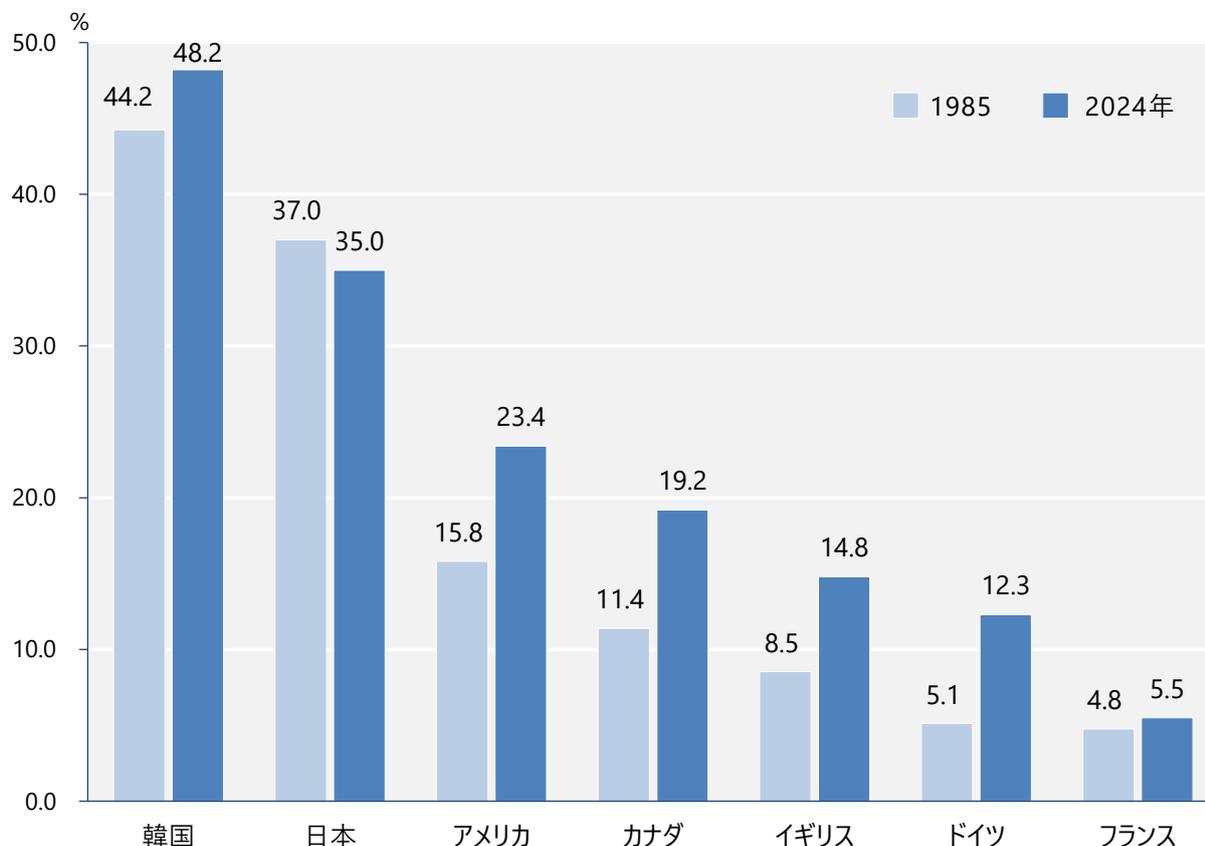


関連表 p.57 「第 2-5 表 老年人口（65歳以上人口）」

老年人口比率の2050年までの推移（2024年以降は予測値）をみると、各国とも上昇している。

先進諸国は、世界の他の国々に比して相対的に高齢化が進展している状況にあるが、その進行の度合いは必ずしも一様ではなく、アメリカやイギリスにおける相対的に緩やかな変化に対して、イタリアでは高齢化が急速に進んでいる状況がうかがえる。同種の急速な変化は、中国についても予測されている。日本では、1980年の老年人口比率は9.1%と他の先進諸国に比して低水準にあったが、その後の急速に上昇して2030年には31.1%、2050年には37.5%に達する見通しである。

2-3 65歳以上男性の労働力率

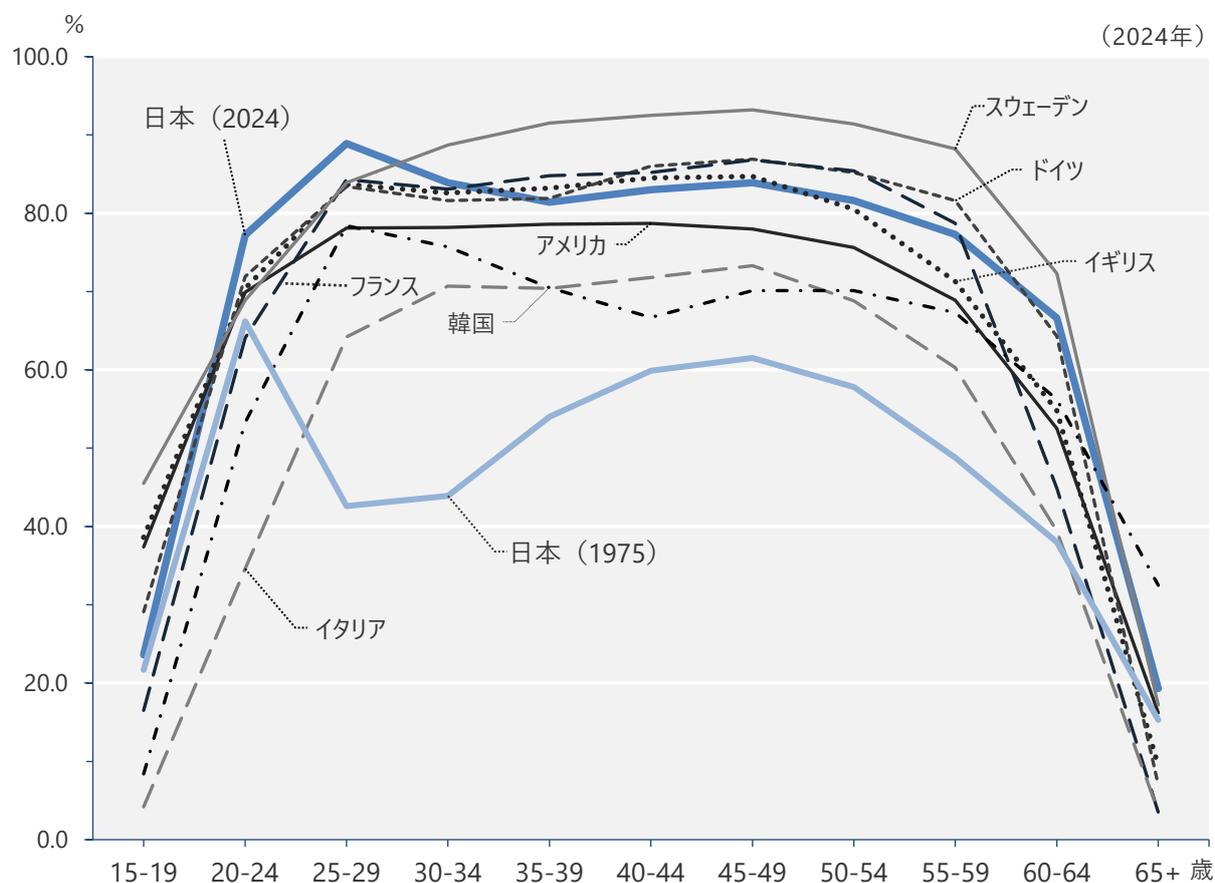


関連表 p.70 「第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率」

65歳以上の高齢者の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、韓国などのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。男女別にみるととくに男性でその傾向が顕著であり、上図に示したとおり、2024年の65歳以上男性の労働力率は、韓国で48.2%、日本で35.0%となっているのに対し、アメリカでは23.4%、カナダでは19.2%、イギリスでは14.8%などとなっている。経済発展の度合いだけでなく、地域性・国民性の違いなども反映したものと見えるだろう。

内閣府の国際比較調査の結果をみても、年代別にみた「退職した年齢」の回答で「まだ仕事を辞めていない」が、日本では65～69歳で3割、70～74歳で2割強を占めるなど、調査対象国の中で比較的高いことがみとれる（p.137 「第3-14表 高齢者の退職年齢」参照）。

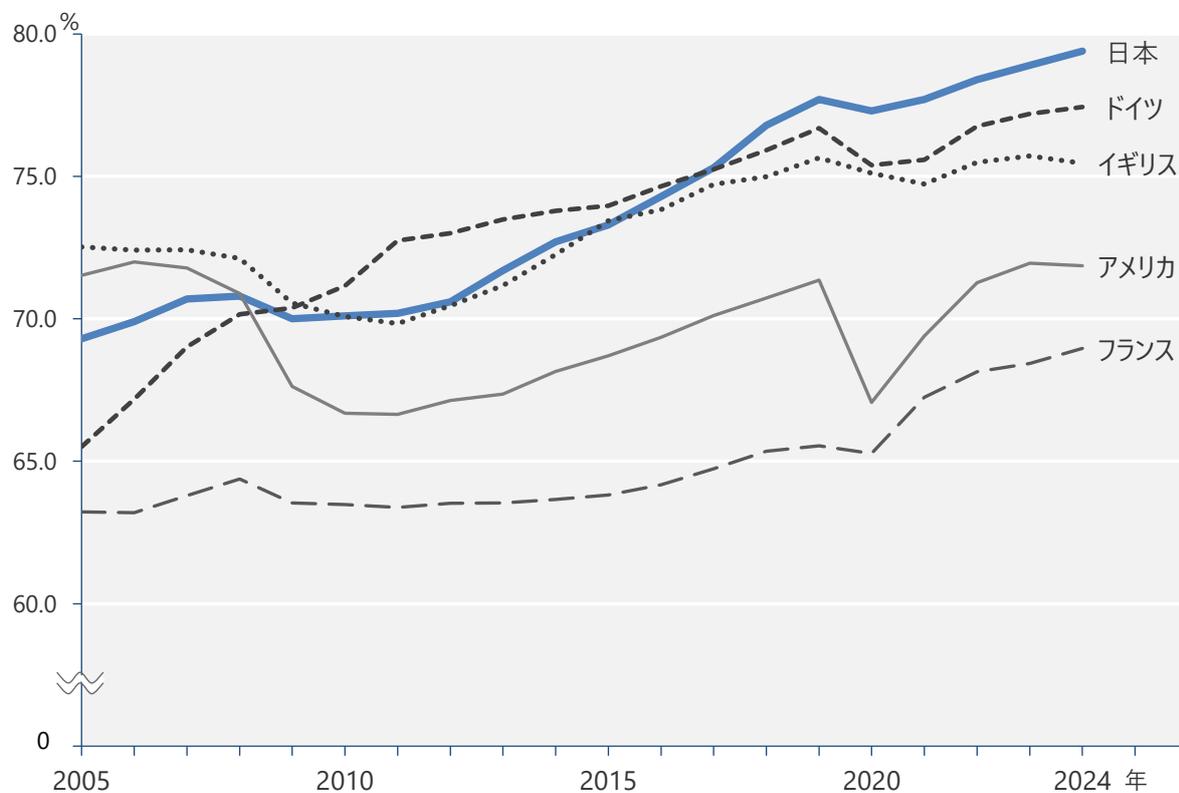
2-4 年齢階級別女性労働力率



関連表 p.70 「第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率」

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では以前は20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブ（結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が反映）を描いていることが特徴的であったが、アメリカやヨーロッパと同様に今日ではほとんどみられなくなり、台形に近い型となっている。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であると思われる。特に25～29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2024年には88.9%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

2-5 就業率



関連表 p.77「第 2-13-1 表 就業率（15～64 歳）」、p.79「第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率」

就業率とは15歳以上人口に占める就業者の割合であり、ここでは生産年齢人口（15～64歳）の就業率についてグラフで示した。

2024年の日本の就業率は男女計で79.4%となっており、次いでドイツが77.4%、イギリスが75.5%、アメリカが71.9%、フランスが69.0%となっている。

2005年以降の推移をみると、おおむね上昇傾向にある。アメリカ、イギリスでは2009年～2011年にかけては低下している。2020年は低下したものの、2021年以降は再び上昇に転じている。

第 2-1 表 総人口

Table 2-1: Total population

	1980年	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
100万人									millions
全世界	4,448	5,328	6,172	7,022	7,887	8,092	8,569	9,664	World
アフリカ	483	644	831	1,072	1,381	1,481	1,727	2,467	Africa
中南米	360	442	521	589	647	659	688	730	a)
北アメリカ	255	281	312	345	378	383	397	427	b)
アジア	2,632	3,210	3,748	4,240	4,688	4,778	4,969	5,280	Asia
ヨーロッパ	694	724	728	738	750	746	738	703	Europe
オセアニア	23	27	31	37	44	46	49	58	Oceania
日本	118	123	127	128	126	124	120	105	JPN
アメリカ	230	253	281	311	339	343	356	381	USA
カナダ	25	28	31	34	38	39	42	46	CAN
イギリス	56	57	59	63	67	69	71	76	UK
ドイツ	78	80	82	81	84	85	83	78	DEU
フランス	54	57	59	63	66	66	67	68	FRA
イタリア	56	57	57	60	60	59	58	52	ITA
スウェーデン	8	9	9	9	10	11	11	11	SWE
ロシア	139	149	147	144	146	145	142	136	RUS
中国	983	1,154	1,270	1,352	1,426	1,423	1,398	1,260	CHN
韓国	38	44	47	49	52	52	51	45	KOR
タイ	46	55	63	69	72	72	71	66	THA
インドネシア	149	184	216	246	275	281	296	321	IDN
フィリピン	48	63	80	96	112	115	121	134	PHL
インド	687	865	1,058	1,243	1,403	1,438	1,525	1,680	IND
オーストラリア	15	17	19	22	26	26	28	33	AUS
メキシコ	67	83	99	114	127	130	137	149	MEX
ブラジル	121	149	174	194	209	211	216	217	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注： 国連による推計（各年7月1日時点）。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考：日本の将来推計人口

Reference: Population prospects of Japan

	2020年	2025	2030	2035	2040	2045	2050	
千人	126,146	123,262	120,116	116,639	112,837	108,801	104,686	thousands

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023.4）「日本の将来推計人口（2023年推計）」

注： 2020年の国勢調査に基づく中位推計値。各年10月1日現在の総人口（日本における外国人を含む）。

第 2-2 表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

	1980年	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
年率、%									annual percentage change, %
全世界	1.8	1.8	1.4	1.3	0.9	0.9	0.8	0.4	World
アフリカ	2.9	2.7	2.5	2.6	2.4	2.3	2.1	1.5	Africa
中南米	2.2	1.9	1.4	1.1	0.6	0.7	0.5	0.1	a)
北アメリカ	1.0	1.2	1.0	1.0	0.2	0.6	0.5	0.2	b)
アジア	2.0	1.9	1.4	1.2	0.7	0.6	0.5	0.1	Asia
ヨーロッパ	0.5	0.4	0.0	0.2	-0.1	-0.1	-0.2	-0.3	Europe
オセアニア	1.4	1.9	1.5	1.7	1.1	1.2	1.0	0.7	Oceania
日本	0.6	0.4	0.2	0.0	-0.4	-0.5	-0.6	-0.6	JPN
アメリカ	1.0	1.2	1.0	1.0	0.2	0.6	0.4	0.2	USA
カナダ	1.3	1.4	1.0	1.1	0.8	1.2	0.7	0.3	CAN
イギリス	0.1	0.4	0.4	0.8	0.2	0.7	0.4	0.2	UK
ドイツ	0.3	0.8	0.1	-0.1	-0.0	0.3	-0.3	-0.3	DEU
フランス	0.6	0.5	0.7	0.5	0.3	0.2	0.1	0.0	FRA
イタリア	0.7	0.1	0.1	0.4	-0.4	-0.2	-0.5	-0.8	ITA
スウェーデン	0.2	0.7	0.2	0.8	0.5	0.6	0.3	0.2	SWE
ロシア	0.5	0.5	-0.3	0.0	-0.3	-0.3	-0.3	-0.2	RUS
中国	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	-0.2	-0.3	-0.8	CHN
韓国	1.1	1.2	0.6	0.5	0.1	0.0	-0.3	-1.0	KOR
タイ	2.0	1.7	1.1	0.6	0.2	0.0	-0.2	-0.6	THA
インドネシア	2.4	1.8	1.4	1.3	0.8	0.8	0.6	0.2	IDN
フィリピン	2.6	2.7	2.3	2.1	1.1	0.8	0.7	0.2	PHL
インド	2.4	2.2	1.9	1.4	0.9	0.9	0.8	0.2	IND
オーストラリア	1.4	1.4	1.2	1.5	0.7	1.0	0.8	0.6	AUS
メキシコ	2.4	1.9	1.5	1.4	0.7	0.9	0.7	0.2	MEX
ブラジル	2.4	1.8	1.3	0.8	0.5	0.4	0.2	-0.2	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注：国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-3 表 若年人口（15 歳未満人口）

Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

	1980年	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
万人									ten thousands
日本	2,774	2,224	1,827	1,714	1,544	1,449	1,243	1,182	JPN
アメリカ	5,149	5,466	5,957	6,128	6,243	6,043	5,784	6,058	USA
カナダ	559	576	593	566	606	601	599	614	CAN
イギリス	1,181	1,098	1,118	1,119	1,210	1,196	1,123	1,137	UK
ドイツ	1,446	1,282	1,280	1,107	1,151	1,177	1,129	1,028	DEU
フランス	1,207	1,148	1,126	1,175	1,149	1,115	1,015	1,062	FRA
イタリア	1,256	939	818	844	768	723	621	565	ITA
スウェーデン	163	154	164	156	184	182	166	163	SWE
ロシア	3,003	3,414	2,643	2,184	2,586	2,547	2,132	2,131	RUS
中国	35,489	33,221	31,161	24,969	25,606	23,600	16,974	12,532	CHN
韓国	1,298	1,138	981	799	628	568	432	353	KOR
タイ	1,766	1,640	1,536	1,381	1,158	1,082	917	764	THA
インドネシア	6,041	6,585	6,656	6,877	7,100	7,011	6,636	6,152	IDN
フィリピン	2,129	2,629	3,120	3,430	3,439	3,287	2,893	2,637	PHL
インド	27,355	33,354	37,612	38,974	36,952	36,034	34,145	29,882	IND
オーストラリア	372	377	397	422	478	477	476	511	AUS
メキシコ	3,083	3,233	3,385	3,383	3,295	3,233	3,020	2,603	MEX
ブラジル	4,657	5,293	5,200	4,786	4,331	4,209	3,878	3,186	BRA
対全人口比率、%									% of total population
日本	23.4	18.0	14.4	13.4	12.2	11.6	10.4	11.2	JPN
アメリカ	22.4	21.6	21.2	19.7	18.4	17.6	16.3	15.9	USA
カナダ	22.8	20.7	19.2	16.6	15.9	15.3	14.4	13.5	CAN
イギリス	21.0	19.1	18.9	17.8	18.0	17.4	15.7	15.1	UK
ドイツ	18.5	16.1	15.7	13.7	13.8	13.9	13.6	13.1	DEU
フランス	22.4	20.1	18.9	18.5	17.4	16.8	15.1	15.6	FRA
イタリア	22.3	16.5	14.3	14.0	12.8	12.1	10.7	10.9	ITA
スウェーデン	19.6	17.9	18.4	16.6	17.7	17.2	15.3	14.4	SWE
ロシア	21.7	22.9	18.0	15.2	17.7	17.5	15.0	15.7	RUS
中国	36.1	28.8	24.5	18.5	18.0	16.6	12.1	9.9	CHN
韓国	34.0	25.8	21.0	16.4	12.1	11.0	8.4	7.8	KOR
タイ	38.7	30.0	24.4	20.1	16.2	15.1	12.9	11.5	THA
インドネシア	40.6	35.9	30.8	27.9	25.8	24.9	22.4	19.2	IDN
フィリピン	44.3	41.8	39.2	35.6	30.7	28.6	23.8	19.6	PHL
インド	39.8	38.6	35.6	31.3	26.3	25.1	22.4	17.8	IND
オーストラリア	25.3	22.0	20.8	19.1	18.6	18.0	16.9	15.7	AUS
メキシコ	45.8	39.0	34.3	29.8	26.0	24.9	22.1	17.5	MEX
ブラジル	38.4	35.5	29.9	24.7	20.8	19.9	17.9	14.6	BRA

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注：国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-4 表 生産年齢人口（15～64 歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

	1980年	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
万人									ten thousands
日本	7,989	8,616	8,660	8,144	7,434	7,312	6,992	5,390	JPN
アメリカ	15,291	16,753	18,761	20,983	22,245	22,317	22,536	23,225	USA
カナダ	1,664	1,891	2,109	2,371	2,525	2,568	2,629	2,777	CAN
イギリス	3,604	3,728	3,849	4,152	4,272	4,351	4,509	4,550	UK
ドイツ	5,164	5,504	5,553	5,314	5,385	5,351	4,958	4,431	DEU
フランス	3,436	3,754	3,870	4,102	4,074	4,084	4,057	3,880	FRA
イタリア	3,640	3,911	3,866	3,941	3,822	3,786	3,549	2,713	ITA
スウェーデン	533	550	571	611	644	656	678	678	SWE
ロシア	9,444	9,996	10,220	10,382	9,786	9,582	9,250	8,237	RUS
中国	58,506	75,971	86,888	98,481	98,972	98,293	97,198	74,529	CHN
韓国	2,370	3,054	3,364	3,542	3,737	3,658	3,404	2,369	KOR
タイ	2,649	3,618	4,379	4,888	5,082	5,033	4,822	3,911	THA
インドネシア	8,309	11,025	13,869	16,304	18,566	19,126	20,299	21,064	IDN
フィリピン	2,549	3,480	4,604	5,882	7,240	7,598	8,417	9,302	PHL
インド	38,667	49,651	63,514	79,231	94,309	97,819	105,319	113,414	IND
オーストラリア	959	1,146	1,280	1,492	1,676	1,708	1,784	1,965	AUS
メキシコ	3,449	4,709	5,983	7,287	8,436	8,705	9,297	9,766	MEX
ブラジル	7,037	9,007	11,305	13,293	14,532	14,660	14,770	13,668	BRA
対全人口比率、%									% of total population
日本	67.5	69.8	68.2	63.5	58.9	58.8	58.5	51.3	JPN
アメリカ	66.5	66.1	66.7	67.5	65.5	65.0	63.4	61.0	USA
カナダ	67.8	68.0	68.3	69.3	66.1	65.3	63.1	60.9	CAN
イギリス	64.0	65.0	65.2	65.9	63.4	63.4	63.2	60.3	UK
ドイツ	65.9	69.0	67.9	65.7	64.4	63.3	59.9	56.6	DEU
フランス	63.7	65.9	65.1	64.7	61.8	61.5	60.5	56.9	FRA
イタリア	64.5	68.6	67.5	65.5	63.8	63.6	61.2	52.3	ITA
スウェーデン	64.1	64.3	64.3	65.1	62.2	62.2	62.5	59.9	SWE
ロシア	68.1	67.1	69.7	72.1	66.9	65.9	65.2	60.5	RUS
中国	59.5	65.9	68.4	72.9	69.4	69.1	69.5	59.1	CHN
韓国	62.1	69.3	71.9	72.6	72.1	70.7	66.5	52.5	KOR
タイ	58.0	66.1	69.5	71.3	70.9	70.2	67.7	58.9	THA
インドネシア	55.8	60.1	64.2	66.2	67.6	68.0	68.6	65.7	IDN
フィリピン	53.1	55.4	57.8	61.1	64.6	66.1	69.3	69.2	PHL
インド	56.3	57.4	60.0	63.7	67.2	68.0	69.1	67.5	IND
オーストラリア	65.1	66.9	66.9	67.4	65.1	64.6	63.3	60.4	AUS
メキシコ	51.2	56.9	60.7	64.1	66.5	67.1	67.9	65.6	MEX
ブラジル	58.1	60.4	65.0	68.6	69.6	69.4	68.4	62.8	BRA

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注：国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-5 表 老年人口（65 歳以上人口）

Table 2-5: Older population, 65 years old or over

	1980	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
万人									ten thousands
日本	1,073	1,500	2,216	2,961	3,652	3,677	3,723	3,940	JPN
アメリカ	2,546	3,118	3,430	3,996	5,455	5,987	7,245	8,802	USA
カナダ	230	312	387	482	687	761	938	1,171	CAN
イギリス	844	911	938	1,029	1,253	1,321	1,498	1,863	UK
ドイツ	1,221	1,185	1,346	1,662	1,827	1,927	2,191	2,371	DEU
フランス	751	797	952	1,064	1,367	1,445	1,639	1,880	FRA
イタリア	745	853	1,043	1,231	1,401	1,441	1,624	1,911	ITA
スウェーデン	135	152	153	171	208	217	240	291	SWE
ロシア	1,410	1,488	1,809	1,828	2,265	2,415	2,807	3,245	RUS
中国	4,321	6,166	8,909	11,707	18,033	20,366	25,643	38,968	CHN
韓国	146	215	332	536	821	949	1,283	1,791	KOR
タイ	150	216	385	588	924	1,055	1,383	1,963	THA
インドネシア	545	740	1,083	1,449	1,816	1,982	2,653	4,856	IDN
フィリピン	126	177	238	322	530	605	830	1,499	PHL
インド	2,713	3,493	4,666	6,143	9,000	9,954	13,049	24,663	IND
オーストラリア	141	189	236	300	421	460	559	775	AUS
メキシコ	199	339	495	693	949	1,036	1,374	2,526	MEX
ブラジル	426	615	897	1,291	2,003	2,245	2,959	4,894	BRA
対全人口比率（65歳以上人口比率）、%									% of total population
日本	9.1	12.2	17.4	23.1	28.9	29.6	31.1	37.5	JPN
アメリカ	11.1	12.3	12.2	12.8	16.1	17.4	20.4	23.1	USA
カナダ	9.4	11.2	12.5	14.1	18.0	19.4	22.5	25.7	CAN
イギリス	15.0	15.9	15.9	16.3	18.6	19.2	21.0	24.7	UK
ドイツ	15.6	14.9	16.5	20.6	21.8	22.8	26.5	30.3	DEU
フランス	13.9	14.0	16.0	16.8	20.7	21.7	24.4	27.6	FRA
イタリア	13.2	15.0	18.2	20.5	23.4	24.2	28.0	36.8	ITA
スウェーデン	16.3	17.8	17.3	18.3	20.1	20.5	22.1	25.7	SWE
ロシア	10.2	10.0	12.3	12.7	15.5	16.6	19.8	23.8	RUS
中国	4.4	5.3	7.0	8.7	12.6	14.3	18.3	30.9	CHN
韓国	3.8	4.9	7.1	11.0	15.8	18.3	25.1	39.7	KOR
タイ	3.3	3.9	6.1	8.6	12.9	14.7	19.4	29.6	THA
インドネシア	3.7	4.0	5.0	5.9	6.6	7.0	9.0	15.1	IDN
フィリピン	2.6	2.8	3.0	3.3	4.7	5.3	6.8	11.2	PHL
インド	3.9	4.0	4.4	4.9	6.4	6.9	8.6	14.7	IND
オーストラリア	9.6	11.1	12.3	13.5	16.3	17.4	19.8	23.9	AUS
メキシコ	3.0	4.1	5.0	6.1	7.5	8.0	10.0	17.0	MEX
ブラジル	3.5	4.1	5.2	6.7	9.6	10.6	13.7	22.5	BRA

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注：国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比

Table 2-6: Population by sex and age group

年齢階級	計/total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
男女計、2023年									All persons, 2023
人口、万人									Population, ten thousands
日本	12,437	1,449	1,174	6,137	7,312	3,677	2,064	10,988	JPN
アメリカ	34,348	6,043	4,500	17,817	22,317	5,987	2,498	28,304	USA
カナダ	3,930	601	460	2,108	2,568	761	332	3,328	CAN
イギリス	6,868	1,196	798	3,553	4,351	1,321	640	5,673	UK
ドイツ	8,455	1,177	813	4,538	5,351	1,927	958	7,278	DEU
フランス	6,644	1,115	813	3,271	4,084	1,445	692	5,529	FRA
イタリア	5,950	723	591	3,196	3,786	1,441	744	5,227	ITA
スウェーデン	1,055	182	119	537	656	217	110	873	SWE
ロシア	14,544	2,547	1,482	8,100	9,582	2,415	864	11,997	RUS
中国	142,258	23,600	16,145	82,148	98,293	20,366	6,862	118,658	CHN
韓国	5,175	568	528	3,130	3,658	949	397	4,607	KOR
タイ	7,170	1,082	902	4,131	5,033	1,055	407	6,088	THA
インドネシア	28,119	7,011	4,503	14,623	19,126	1,982	630	21,108	IDN
フィリピン	11,489	3,287	2,190	5,408	7,598	605	152	8,202	PHL
インド	143,807	36,034	25,788	72,031	97,819	9,954	3,090	107,773	IND
オーストラリア	2,645	477	320	1,389	1,708	460	209	2,168	AUS
メキシコ	12,974	3,233	2,219	6,486	8,705	1,036	383	9,741	MEX
ブラジル	21,114	4,209	3,111	11,549	14,660	2,245	794	16,905	BRA
構成比、%									% of age total
日本	100.0	11.6	9.4	49.3	58.8	29.6	16.6	88.4	JPN
アメリカ	100.0	17.6	13.1	51.9	65.0	17.4	7.3	82.4	USA
カナダ	100.0	15.3	11.7	53.6	65.3	19.4	8.4	84.7	CAN
イギリス	100.0	17.4	11.6	51.7	63.4	19.2	9.3	82.6	UK
ドイツ	100.0	13.9	9.6	53.7	63.3	22.8	11.3	86.1	DEU
フランス	100.0	16.8	12.2	49.2	61.5	21.7	10.4	83.2	FRA
イタリア	100.0	12.1	9.9	53.7	63.6	24.2	12.5	87.9	ITA
スウェーデン	100.0	17.2	11.3	50.9	62.2	20.5	10.4	82.8	SWE
ロシア	100.0	17.5	10.2	55.7	65.9	16.6	5.9	82.5	RUS
中国	100.0	16.6	11.3	57.7	69.1	14.3	4.8	83.4	CHN
韓国	100.0	11.0	10.2	60.5	70.7	18.3	7.7	89.0	KOR
タイ	100.0	15.1	12.6	57.6	70.2	14.7	5.7	84.9	THA
インドネシア	100.0	24.9	16.0	52.0	68.0	7.0	2.2	75.1	IDN
フィリピン	100.0	28.6	19.1	47.1	66.1	5.3	1.3	71.4	PHL
インド	100.0	25.1	17.9	50.1	68.0	6.9	2.1	74.9	IND
オーストラリア	100.0	18.0	12.1	52.5	64.6	17.4	7.9	82.0	AUS
メキシコ	100.0	24.9	17.1	50.0	67.1	8.0	3.0	75.1	MEX
ブラジル	100.0	19.9	14.7	54.7	69.4	10.6	3.8	80.1	BRA

注： 国連による推計。

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group (cont.)

年齢階級	計/total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
男、2023年									Male, 2023
人口、万人									Population, ten thousands
日本	6,070	744	603	3,107	3,710	1,616	835	5,326	JPN
アメリカ	17,259	3,100	2,321	9,098	11,420	2,739	1,072	14,159	USA
カナダ	1,952	308	235	1,058	1,293	351	144	1,644	CAN
イギリス	3,381	613	410	1,756	2,166	602	279	2,768	UK
ドイツ	4,175	604	422	2,296	2,718	853	394	3,570	DEU
フランス	3,220	571	417	1,607	2,024	625	276	2,649	FRA
イタリア	2,906	371	306	1,596	1,901	634	304	2,535	ITA
スウェーデン	531	94	62	274	336	101	49	438	SWE
ロシア	6,754	1,308	756	3,874	4,630	816	237	5,446	RUS
中国	72,522	12,606	8,704	42,012	50,716	9,201	2,877	59,916	CHN
韓国	2,583	291	275	1,603	1,878	414	150	2,292	KOR
タイ	3,495	557	463	2,016	2,479	459	165	2,938	THA
インドネシア	14,126	3,598	2,308	7,364	9,672	855	239	10,528	IDN
フィリピン	5,731	1,675	1,105	2,701	3,806	250	51	4,056	PHL
インド	74,188	18,788	13,518	37,154	50,672	4,728	1,376	55,400	IND
オーストラリア	1,312	245	165	688	853	215	94	1,067	AUS
メキシコ	6,293	1,645	1,121	3,064	4,185	463	168	4,648	MEX
ブラジル	10,391	2,147	1,580	5,679	7,258	986	326	8,244	BRA
構成比、%									% of age total
日本	100.0	12.3	9.9	51.2	61.1	26.6	13.8	87.7	JPN
アメリカ	100.0	18.0	13.4	52.7	66.2	15.9	6.2	82.0	USA
カナダ	100.0	15.8	12.0	54.2	66.2	18.0	7.4	84.2	CAN
イギリス	100.0	18.1	12.1	51.9	64.1	17.8	8.2	81.9	UK
ドイツ	100.0	14.5	10.1	55.0	65.1	20.4	9.4	85.5	DEU
フランス	100.0	17.7	12.9	49.9	62.9	19.4	8.6	82.3	FRA
イタリア	100.0	12.8	10.5	54.9	65.4	21.8	10.5	87.2	ITA
スウェーデン	100.0	17.6	11.7	51.6	63.3	19.1	9.2	82.4	SWE
ロシア	100.0	19.4	11.2	57.4	68.6	12.1	3.5	80.6	RUS
中国	100.0	17.4	12.0	57.9	69.9	12.7	4.0	82.6	CHN
韓国	100.0	11.3	10.6	62.1	72.7	16.0	5.8	88.7	KOR
タイ	100.0	15.9	13.2	57.7	70.9	13.1	4.7	84.1	THA
インドネシア	100.0	25.5	16.3	52.1	68.5	6.1	1.7	74.5	IDN
フィリピン	100.0	29.2	19.3	47.1	66.4	4.4	0.9	70.8	PHL
インド	100.0	25.3	18.2	50.1	68.3	6.4	1.9	74.7	IND
オーストラリア	100.0	18.7	12.5	52.4	65.0	16.4	7.2	81.3	AUS
メキシコ	100.0	26.1	17.8	48.7	66.5	7.4	2.7	73.9	MEX
ブラジル	100.0	20.7	15.2	54.6	69.8	9.5	3.1	79.3	BRA

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group (cont.)

年齢階級	計/total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
女、2023年									Female, 2023
人口、万人									Population, ten thousands
日本	6,367	705	571	3,031	3,602	2,060	1,229	5,662	JPN
アメリカ	17,089	2,943	2,179	8,719	10,897	3,249	1,426	14,146	USA
カナダ	1,978	294	225	1,050	1,275	410	187	1,685	CAN
イギリス	3,487	583	388	1,797	2,185	719	361	2,904	UK
ドイツ	4,280	572	392	2,242	2,634	1,074	563	3,708	DEU
フランス	3,424	544	396	1,664	2,060	820	416	2,879	FRA
イタリア	3,044	351	285	1,600	1,885	807	440	2,693	ITA
スウェーデン	524	88	57	263	320	115	61	435	SWE
ロシア	7,791	1,239	726	4,226	4,952	1,599	627	6,551	RUS
中国	69,736	10,994	7,441	40,136	47,577	11,165	3,985	58,742	CHN
韓国	2,592	276	254	1,526	1,780	535	247	2,315	KOR
タイ	3,675	525	439	2,114	2,554	597	242	3,150	THA
インドネシア	13,993	3,413	2,194	7,259	9,453	1,127	391	10,580	IDN
フィリピン	5,758	1,612	1,085	2,707	3,792	354	102	4,147	PHL
インド	69,619	17,246	12,269	34,878	47,147	5,226	1,714	52,373	IND
オーストラリア	1,333	232	155	700	856	245	115	1,101	AUS
メキシコ	6,681	1,588	1,098	3,423	4,520	573	215	5,093	MEX
ブラジル	10,723	2,062	1,531	5,870	7,402	1,259	469	8,661	BRA
構成比、%									% of age total
日本	100.0	11.1	9.0	47.6	56.6	32.4	19.3	88.9	JPN
アメリカ	100.0	17.2	12.7	51.0	63.8	19.0	8.3	82.8	USA
カナダ	100.0	14.8	11.4	53.1	64.5	20.7	9.5	85.2	CAN
イギリス	100.0	16.7	11.1	51.5	62.7	20.6	10.3	83.3	UK
ドイツ	100.0	13.4	9.2	52.4	61.5	25.1	13.2	86.6	DEU
フランス	100.0	15.9	11.6	48.6	60.2	23.9	12.1	84.1	FRA
イタリア	100.0	11.5	9.4	52.6	61.9	26.5	14.4	88.5	ITA
スウェーデン	100.0	16.9	10.9	50.2	61.1	22.0	11.7	83.1	SWE
ロシア	100.0	15.9	9.3	54.2	63.6	20.5	8.0	84.1	RUS
中国	100.0	15.8	10.7	57.6	68.2	16.0	5.7	84.2	CHN
韓国	100.0	10.7	9.8	58.9	68.7	20.7	9.5	89.3	KOR
タイ	100.0	14.3	12.0	57.5	69.5	16.2	6.6	85.7	THA
インドネシア	100.0	24.4	15.7	51.9	67.6	8.1	2.8	75.6	IDN
フィリピン	100.0	28.0	18.8	47.0	65.9	6.2	1.8	72.0	PHL
インド	100.0	24.8	17.6	50.1	67.7	7.5	2.5	75.2	IND
オーストラリア	100.0	17.4	11.6	52.6	64.2	18.4	8.6	82.6	AUS
メキシコ	100.0	23.8	16.4	51.2	67.7	8.6	3.2	76.2	MEX
ブラジル	100.0	19.2	14.3	54.7	69.0	11.7	4.4	80.8	BRA

出典：UN（2024.7）World Population Prospects: The 2024 Revision

第 2-7 表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

	1980年	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
千人当たり出生率、%									
crude birth rates per 1,000 population, %									
日本	13.5	9.5	9.4	8.4	6.7	6.0	6.3	6.9	JPN
アメリカ	16.3	16.5	14.1	12.8	10.7	10.6	10.5	9.9	USA
カナダ	14.8	14.5	10.7	11.0	9.5	9.1	8.7	8.3	CAN
イギリス	13.3	13.9	11.6	12.9	10.2	10.0	9.5	9.6	UK
ドイツ	11.0	11.4	9.4	8.4	9.3	8.5	7.9	8.8	DEU
フランス	14.9	13.5	13.1	12.7	10.6	9.6	9.6	9.8	FRA
イタリア	11.3	10.0	9.4	9.3	6.8	6.5	6.5	6.6	ITA
スウェーデン	11.6	14.4	10.1	12.2	10.9	9.3	8.7	9.3	SWE
ロシア	16.4	13.6	8.6	12.6	10.0	8.9	8.4	10.0	RUS
中国	22.0	24.3	13.8	13.3	8.3	6.3	6.0	5.8	CHN
韓国	22.4	15.5	12.8	9.2	5.2	4.6	5.0	4.7	KOR
タイ	26.3	19.6	15.0	12.0	8.8	8.2	7.8	7.0	THA
インドネシア	33.7	25.8	21.7	20.4	16.7	15.9	14.7	12.3	IDN
フィリピン	37.2	34.5	29.3	26.6	17.0	16.0	15.5	12.1	PHL
インド	37.1	32.6	27.5	21.6	16.7	16.1	14.8	11.3	IND
オーストラリア	15.3	15.4	13.0	13.6	11.5	11.5	10.6	10.2	AUS
メキシコ	35.0	29.4	24.2	20.3	16.6	15.7	14.1	11.0	MEX
ブラジル	32.4	24.8	19.9	15.3	13.0	12.3	11.1	9.2	BRA
千人当たり死亡率、%									
crude death rates per 1,000 population, %									
日本	6.3	6.7	7.8	9.6	11.3	12.3	13.4	14.4	JPN
アメリカ	8.7	8.6	8.6	8.0	10.0	8.7	9.4	11.0	USA
カナダ	7.0	6.9	7.2	7.1	8.2	7.9	8.5	10.8	CAN
イギリス	11.8	11.3	10.4	9.0	10.3	9.5	9.8	10.7	UK
ドイツ	12.2	11.6	10.3	10.7	11.8	12.2	12.5	14.2	DEU
フランス	10.2	9.3	9.0	8.6	10.1	9.3	9.7	11.6	FRA
イタリア	9.8	9.6	9.7	9.7	12.5	11.2	11.8	14.9	ITA
スウェーデン	11.0	11.1	10.5	9.7	9.5	8.9	9.5	10.3	SWE
ロシア	11.0	11.1	15.6	14.6	14.7	12.3	13.3	14.2	RUS
中国	7.6	6.9	6.1	6.5	7.3	8.2	8.9	13.9	CHN
韓国	7.3	5.7	5.1	5.2	6.1	6.7	8.6	15.3	KOR
タイ	7.8	5.7	6.4	6.6	7.6	8.9	9.9	13.8	THA
インドネシア	10.3	8.1	7.4	7.5	8.8	7.5	8.2	10.6	IDN
フィリピン	7.7	6.7	5.4	5.5	5.8	6.2	7.1	9.4	PHL
インド	13.8	10.7	8.6	7.2	7.2	6.6	6.9	8.8	IND
オーストラリア	7.3	6.9	6.8	6.5	6.4	7.0	7.2	9.0	AUS
メキシコ	6.9	6.2	5.5	5.7	8.4	6.2	6.6	8.7	MEX
ブラジル	8.6	7.0	6.2	5.8	7.5	7.1	7.9	11.0	BRA

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注：国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-8 表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

	1980年	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
男、歳									Male, years
日本	73.4	75.9	77.7	79.5	81.6	81.7	82.7	85.4	JPN
アメリカ	70.0	71.9	74.1	76.2	74.3	76.9	78.1	81.5	USA
カナダ	71.6	74.2	76.6	79.1	79.4	80.4	81.7	84.5	CAN
イギリス	70.5	72.8	75.4	78.3	78.4	79.4	80.6	83.8	UK
ドイツ	69.6	71.9	74.9	77.4	78.6	79.0	80.4	83.5	DEU
フランス	70.2	72.7	75.2	78.0	79.2	80.4	81.4	83.9	FRA
イタリア	70.7	73.6	76.5	79.5	79.8	81.6	82.8	85.4	ITA
スウェーデン	72.8	74.8	77.4	79.5	80.6	81.4	82.7	85.4	SWE
ロシア	61.4	63.8	58.6	62.2	66.3	67.3	68.8	73.2	RUS
中国	62.1	65.9	69.9	73.2	75.2	75.2	77.3	81.5	CHN
韓国	60.5	66.8	72.3	77.1	80.3	81.2	82.0	84.4	KOR
タイ	58.8	65.6	67.4	71.4	73.0	72.2	73.9	78.6	THA
インドネシア	56.7	61.5	64.6	66.6	66.6	69.0	69.9	72.6	IDN
フィリピン	58.7	60.9	64.3	65.5	67.4	66.9	67.6	70.0	PHL
インド	53.7	58.0	61.8	65.6	68.5	70.5	72.0	75.8	IND
オーストラリア	71.1	74.0	76.9	79.8	81.6	82.1	83.2	85.7	AUS
メキシコ	61.1	66.1	70.1	71.1	66.9	72.2	73.6	77.5	MEX
ブラジル	59.5	63.1	66.3	70.4	71.5	72.8	74.1	77.9	BRA
女、歳									Female, years
日本	78.8	81.9	84.5	86.2	87.7	87.7	88.8	91.4	JPN
アメリカ	77.5	78.8	79.4	81.1	79.9	81.8	82.7	85.1	USA
カナダ	78.7	80.6	81.8	83.5	83.9	84.8	85.6	87.9	CAN
イギリス	76.6	78.5	80.2	82.3	82.4	83.2	84.1	86.3	UK
ドイツ	76.1	78.4	81.0	82.6	83.4	83.8	84.6	86.9	DEU
フランス	78.4	81.0	82.8	84.7	85.1	86.1	86.9	89.1	FRA
イタリア	77.4	80.3	82.5	84.5	84.5	85.7	86.6	89.0	ITA
スウェーデン	78.9	80.4	82.0	83.5	84.3	85.1	85.9	88.2	SWE
ロシア	73.0	74.5	72.1	74.3	75.9	79.0	80.0	82.6	RUS
中国	66.5	70.6	74.9	78.3	81.0	80.9	82.4	85.3	CHN
韓国	69.7	75.4	80.1	84.2	86.8	87.2	88.0	90.3	KOR
タイ	65.9	72.4	75.2	78.7	81.9	80.9	82.0	84.8	THA
インドネシア	60.8	65.1	68.0	70.2	71.1	73.3	74.4	77.4	IDN
フィリピン	65.2	67.9	71.2	72.1	72.8	72.8	73.8	76.6	PHL
インド	53.5	59.4	63.8	68.8	71.9	73.6	75.4	79.4	IND
オーストラリア	78.2	80.1	82.3	84.2	85.7	85.7	86.5	88.8	AUS
メキシコ	67.6	72.0	75.0	76.3	74.1	77.8	79.0	82.0	MEX
ブラジル	64.2	68.7	73.0	77.3	77.6	79.0	80.1	82.7	BRA

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注：出生（0歳）時点における平均余命。国連による推計で、2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-9 表 合計特殊出生率

Table 2-9: Total fertility rates

	1980年	1990	2000	2010	2020	2023	2030	2050	
日本	1.74	1.51	1.35	1.36	1.30	1.21	1.26	1.35	JPN
アメリカ	1.86	2.07	2.03	1.92	1.62	1.62	1.63	1.64	USA
カナダ	1.66	1.70	1.51	1.64	1.41	1.35	1.32	1.39	CAN
イギリス	1.89	1.83	1.64	1.92	1.57	1.56	1.52	1.55	UK
ドイツ	1.56	1.46	1.39	1.40	1.53	1.44	1.48	1.54	DEU
フランス	1.95	1.78	1.88	2.02	1.79	1.64	1.64	1.65	FRA
イタリア	1.65	1.33	1.25	1.44	1.24	1.20	1.25	1.35	ITA
オランダ	1.60	1.61	1.72	1.79	1.54	1.43	1.46	1.51	NLD
ベルギー	1.69	1.63	1.66	1.85	1.58	1.38	1.42	1.49	BEL
デンマーク	1.54	1.66	1.76	1.86	1.68	1.51	1.54	1.57	DNK
スウェーデン	1.67	2.12	1.54	1.97	1.67	1.43	1.46	1.52	SWE
フィンランド	1.63	1.78	1.73	1.86	1.37	1.28	1.33	1.41	FIN
ノルウェー	1.72	1.93	1.85	1.94	1.48	1.40	1.44	1.50	NOR
ロシア	1.92	1.91	1.19	1.59	1.51	1.45	1.49	1.54	RUS
中国	2.74	2.51	1.63	1.69	1.24	1.00	1.06	1.18	CHN
香港	2.06	1.28	1.03	1.12	0.89	0.72	0.79	0.96	HKG
韓国	2.73	1.60	1.47	1.23	0.81	0.72	0.81	1.03	KOR
シンガポール	1.74	1.58	1.34	0.93	0.94	0.94	1.01	1.15	SGP
マレーシア	4.03	3.30	2.94	2.14	1.68	1.55	1.51	1.53	MYS
タイ	3.29	2.06	1.73	1.56	1.26	1.21	1.20	1.29	THA
インドネシア	4.49	3.11	2.50	2.46	2.19	2.13	2.01	1.85	IDN
フィリピン	5.11	4.32	3.75	3.31	2.08	1.92	1.82	1.73	PHL
インド	4.78	4.04	3.35	2.60	2.05	1.98	1.88	1.76	IND
ベトナム	4.79	3.60	2.03	1.91	1.96	1.91	1.82	1.74	VNM
オーストラリア	1.90	1.91	1.76	1.95	1.59	1.64	1.64	1.64	AUS
ニュージーランド	2.03	2.17	1.98	2.17	1.63	1.67	1.62	1.62	NZL
メキシコ	4.74	3.44	2.71	2.34	1.99	1.91	1.79	1.70	MEX
ブラジル	4.04	2.90	2.25	1.79	1.65	1.62	1.58	1.56	BRA

出典：UN（2024.7）*World Population Prospects: The 2024 Revision*

注：国連による推計。2030年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-10-1 表 労働力人口

Table 2-10-1: Labour force

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
								千人、thousands
15歳以上計								15 years old or over
日本	66,320	66,250	69,020	69,070	69,020	69,250	69,570	JPN
アメリカ	153,886	157,131	160,742	161,202	164,285	167,113	168,107	USA
カナダ	18,490	19,198	20,000	20,506	20,838	21,493	22,135	CAN
イギリス	31,448	32,890	33,919	33,661	33,881	34,221	34,313	UK
ドイツ	41,783	42,158	43,185	42,961	43,854	44,403	44,778	DEU
フランス	28,962	29,476	29,346	30,093	30,575	30,851	31,276	FRA
イタリア	24,582	25,497	24,907	24,921	25,127	25,527	25,596	ITA
オランダ	8,713	9,208	9,609	9,690	9,937	10,139	10,235	NLD
ベルギー	4,895	4,973	5,085	5,178	5,284	5,323	5,371	BEL
スペイン	23,365	22,922	22,733	23,310	23,627	24,120	24,425	ESP
ギリシャ	5,029	4,808	4,630	4,606	4,729	4,715	4,756	GRC
デンマーク	2,879	2,884	3,019	3,048	3,110	3,158	3,270	DNK
スウェーデン	4,948	5,223	5,523	5,537	5,620	5,710	5,721	SWE
フィンランド	2,692	2,710	2,762	2,785	2,831	2,853	2,863	FIN
ノルウェー	2,592	2,760	2,827	2,925	2,955	2,999	3,028	NOR
ロシア	73,741	74,634	72,890	73,356	74,869	75,973	75,075	RUS
香港	3,631	3,903	3,919	3,870	3,776	3,822	3,807	HKG
韓国	24,956	27,153	28,013	28,310	28,922	29,203	29,398	KOR
シンガポール	2,048	2,232	2,346	2,398	2,438	2,436	2,429	SGP
タイ	38,275	38,244	38,099	38,216	39,593	40,207	40,120	THA
インドネシア	114,218	123,403	137,017	135,712	140,056	144,006	—	IDN
フィリピン	37,382	40,382	40,397	42,505	47,060	48,097	—	PHL
ベトナム	50,051	53,835	54,471	54,740	55,896	55,876	56,139	VNM
オーストラリア	11,628	12,524	13,471	13,690	14,092	14,560	14,956	AUS
ニュージーランド	2,308	2,504	2,861	2,900	2,933	3,044	3,071	NZL
メキシコ	48,718	52,905	55,663	57,531	59,262	60,585	61,011	MEX
ブラジル	—	100,547	100,662	105,005	107,877	107,852	109,563	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔日本を除くOECD諸国〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年12月現在

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group

男女計、2024年							All persons, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15-19	1,200	6,486	1,064	1,146	1,225	784	188
20-24	4,750	15,293	2,022	2,878	3,387	2,580	1,253
25-29	5,960	17,758	2,561	3,466	4,368	3,228	2,112
30-34	5,730	19,424	2,699	4,368	4,785	3,455	2,556
35-39	6,120	18,992	2,493	3,777	5,044	3,728	2,697
40-44	6,850	18,411	2,456	3,816	4,859	3,804	3,031
45-49	7,930	16,573	2,116	3,673	4,402	3,668	3,644
50-54	8,600	16,363	2,146	3,903	4,790	3,930	3,781
55-59	7,210	14,794	1,906	3,297	5,692	3,560	3,476
60-64	5,760	12,372	1,549	2,509	4,455	1,916	2,060
65-69	4,000	6,393	700	957	1,126	451	598
70-74	2,960	3,116	281	339	428	119	135
75+	2,510	-	144	183	-	-	-
15-64	60,110	156,466	21,010	32,834	43,006	30,654	24,798
65+	9,460	11,641	1,125	1,479	1,772	622	798
計(15+)	69,570	168,107	22,135	34,313	44,778	31,276	25,596
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15-19	796	107	326	253	155	963	174
20-24	1,015	330	1,459	430	1,194	1,462	267
25-29	1,051	611	2,210	541	2,642	1,730	307
30-34	1,088	679	2,504	701	2,936	1,748	366
35-39	1,015	665	2,703	675	2,661	1,721	348
40-44	951	669	3,189	616	3,182	1,617	312
45-49	916	635	3,609	600	3,118	1,402	283
50-54	1,053	639	3,331	621	3,564	1,417	295
55-59	1,045	603	2,843	612	3,262	1,187	269
60-64	844	348	1,871	443	2,761	944	235
65-69	305	55	323	169	1,876	477	129
70-74	92	22	37	60	991	-	56
75+	65	-	20	-	1,059	-	32
15-64	9,773	5,286	24,045	5,493	25,472	14,191	2,854
65+	462	85	379	229	3,926	765	217
計(15+)	10,235	5,371	24,425	5,721	29,398	14,956	3,071

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口（続き）

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group (cont.)

男、2024年							Male, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	570	3,254	535	599	684	452	128
20-24	2,420	7,824	1,062	1,504	1,802	1,378	767
25-29	3,150	9,369	1,353	1,792	2,359	1,654	1,189
30-34	3,120	10,384	1,440	2,338	2,638	1,788	1,445
35-39	3,370	10,155	1,335	1,960	2,760	1,907	1,530
40-44	3,720	9,789	1,277	1,988	2,522	1,927	1,704
45-49	4,280	8,748	1,081	1,860	2,277	1,863	2,018
50-54	4,670	8,651	1,110	2,034	2,457	1,992	2,125
55-59	3,960	7,799	996	1,632	2,961	1,797	1,998
60-64	3,230	6,639	854	1,396	2,335	927	1,203
65-69	2,300	3,440	406	526	638	237	365
70-74	1,750	1,701	170	207	258	69	100
75+	1,450	-	97	120	-	-	-
15-64	32,500	82,612	11,043	17,103	22,796	15,683	14,106
65+	5,500	6,361	673	853	1,038	342	517
計(15+)	38,000	88,973	11,716	17,956	23,834	16,026	14,623
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	406	55	189	117	62	487	86
20-24	513	183	799	235	483	767	142
25-29	542	317	1,149	287	1,357	902	166
30-34	571	352	1,323	366	1,680	919	196
35-39	538	351	1,423	352	1,558	893	182
40-44	496	352	1,664	320	1,888	839	164
45-49	471	339	1,885	308	1,796	716	144
50-54	540	341	1,748	322	2,022	724	149
55-59	551	319	1,526	318	1,840	612	138
60-64	471	193	997	229	1,570	507	120
65-69	191	34	167	96	1,078	269	71
70-74	66	16	25	41	541	-	33
75+	50	-	15	-	504	-	21
15-64	5,098	2,801	12,705	2,854	14,253	7,366	1,486
65+	307	55	208	137	2,122	445	124
計(15+)	5,405	2,856	12,913	2,991	16,375	7,812	1,610

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口（続き）

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group (cont.)

女、2024年							Female, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	630	3,232	529	547	541	332	59
20-24	2,330	7,469	960	1,374	1,585	1,202	486
25-29	2,800	8,389	1,208	1,675	2,008	1,574	923
30-34	2,600	9,040	1,259	2,030	2,147	1,667	1,111
35-39	2,750	8,837	1,158	1,817	2,284	1,822	1,168
40-44	3,130	8,622	1,180	1,828	2,337	1,876	1,327
45-49	3,650	7,825	1,034	1,812	2,125	1,806	1,626
50-54	3,940	7,712	1,035	1,869	2,333	1,938	1,656
55-59	3,260	6,995	909	1,666	2,730	1,764	1,477
60-64	2,530	5,733	695	1,113	2,120	989	858
65-69	1,690	2,953	293	431	487	214	234
70-74	1,210	1,415	111	132	171	50	35
75+	1,060	-	47	63	-	-	-
15-64	27,620	73,854	9,967	15,731	20,211	14,970	10,692
65+	3,960	5,280	452	626	734	280	281
計(15+)	31,570	79,134	10,419	16,357	20,944	15,250	10,973
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	389	52	137	136	93	476	88
20-24	501	147	660	195	711	695	125
25-29	509	294	1,061	254	1,285	828	141
30-34	517	327	1,181	335	1,256	830	170
35-39	478	314	1,280	323	1,103	828	166
40-44	455	316	1,524	297	1,294	777	148
45-49	446	297	1,724	293	1,323	686	139
50-54	513	298	1,583	299	1,542	693	145
55-59	494	284	1,316	294	1,422	575	132
60-64	374	155	874	214	1,191	437	115
65-69	114	22	155	73	798	208	59
70-74	26	6	11	19	451	-	23
75+	15	-	5	-	555	-	11
15-64	4,675	2,485	11,340	2,639	11,219	6,825	1,368
65+	155	30	172	92	1,804	319	92
計(15+)	4,830	2,515	11,512	2,730	13,023	7,144	1,461

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔その他〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2025年12月現在

第 2-11-1 表 労働力率

Table 2-11-1: Labour force participation rates

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	59.6	59.6	62.0	62.1	62.5	62.9	63.3	JPN
アメリカ	64.7	62.7	61.7	61.7	62.2	62.6	62.6	USA
カナダ	67.0	66.0	64.4	65.4	65.5	65.8	65.5	CAN
イギリス	62.7	63.2	63.4	62.7	62.9	63.3	63.2	UK
ドイツ	59.5	60.2	60.7	60.5	61.2	61.5	61.8	DEU
フランス	56.4	56.1	54.5	55.8	56.2	56.3	56.6	FRA
イタリア	48.2	49.0	48.4	48.6	49.1	49.9	49.8	ITA
オランダ	64.8	66.4	66.4	67.0	67.9	68.5	68.9	NLD
ベルギー	54.1	53.3	53.8	54.5	55.1	55.0	55.1	BEL
スペイン	60.3	59.5	57.4	58.4	58.5	58.9	58.8	ESP
ギリシャ	53.5	52.0	51.0	50.8	52.3	52.2	52.7	GRC
デンマーク	63.4	61.3	62.0	62.4	63.2	63.5	65.2	DNK
スウェーデン	70.5	72.0	73.3	73.6	74.4	75.2	75.3	SWE
フィンランド	66.6	59.1	59.2	67.5	68.7	69.1	68.9	FIN
ノルウェー	71.8	65.0	63.8	65.8	66.1	65.7	65.5	NOR
ロシア	67.7	69.1	61.9	62.3	62.2	62.7	62.9	RUS
香港	59.6	61.1	59.7	59.4	58.2	57.3	57.0	HKG
韓国	61.1	62.8	62.5	62.8	63.9	64.3	64.5	KOR
シンガポール	66.2	68.3	68.1	70.5	70.0	68.6	67.6	SGP
タイ	71.6	69.2	67.0	66.9	67.5	68.2	67.8	THA
インドネシア	66.6	66.6	67.4	65.9	67.0	67.9	—	IDN
フィリピン	59.7	59.4	53.4	55.2	60.1	60.4	—	PHL
ベトナム	76.2	77.2	73.3	72.9	73.6	72.2	72.4	VNM
オーストラリア	65.4	65.0	64.7	65.6	66.4	66.7	66.9	AUS
ニュージーランド	68.0	68.8	70.2	70.8	71.3	72.1	71.3	NZL
メキシコ	59.7	59.8	57.6	58.8	59.8	60.4	60.1	MEX
ブラジル	—	63.8	60.3	62.3	63.3	62.8	63.2	BRA

第 2-11-1 表 労働力率（続き）

Table 2-11-1: Labour force participation rates (cont.)

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
								%
65歳以上								65 years old or over
日本	19.9	22.1	25.5	25.6	25.6	25.7	26.1	JPN
アメリカ	17.4	18.9	19.4	18.9	19.2	19.2	19.5	USA
カナダ	11.3	13.3	14.0	14.2	14.5	14.9	15.0	CAN
イギリス	8.3	10.5	10.8	10.4	11.1	11.5	11.9	UK
ドイツ	4.0	6.1	7.5	7.6	8.5	9.1	9.4	DEU
フランス	1.6	2.7	3.4	3.5	4.0	4.3	4.4	FRA
イタリア	3.2	3.8	5.0	5.2	5.1	5.4	5.6	ITA
オランダ	5.9	7.1	9.1	9.7	11.0	12.0	14.3	NLD
ベルギー	2.1	2.6	2.9	2.8	3.2	3.4	3.7	BEL
スペイン	2.0	1.9	2.9	3.3	3.5	3.7	3.8	ESP
ギリシャ	4.0	3.1	4.4	4.8	5.0	5.1	5.6	GRC
デンマーク	6.6	8.1	8.5	9.1	10.4	10.7	12.6	DNK
スウェーデン	13.5	16.8	19.0	19.7	19.9	21.0	21.8	SWE
フィンランド	7.8	6.2	6.4	12.4	13.7	14.5	15.0	FIN
ノルウェー	18.3	11.5	10.5	14.7	13.7	13.8	13.8	NOR
ロシア	9.6	12.1	6.5	6.2	6.0	6.1	7.0	RUS
香港	5.7	9.4	12.3	12.5	13.3	13.6	13.7	HKG
韓国	29.7	31.1	35.3	36.3	37.3	38.3	39.4	KOR
シンガポール	17.6	25.8	30.1	32.9	32.1	31.5	31.3	SGP
タイ	27.0	25.5	25.7	26.4	26.5	27.3	26.6	THA
インドネシア	40.8	39.8	44.4	42.5	46.4	48.0	—	IDN
フィリピン	37.3	35.9	28.5	29.6	35.3	35.1	—	PHL
ベトナム	27.6	31.0	23.4	33.2	33.3	33.1	33.6	VNM
オーストラリア	10.8	12.3	14.2	15.0	15.0	15.4	16.3	AUS
ニュージーランド	17.1	22.0	24.8	25.1	25.2	26.1	25.4	NZL
メキシコ	27.7	27.8	24.1	23.9	24.9	25.8	24.9	MEX
ブラジル	—	14.2	12.9	12.8	14.5	14.8	15.4	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔日本を除くOECD諸国〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年12月現在

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group

男女計、2024年							All persons, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15-19	21.9	36.9	47.4	39.4	31.2	19.0	6.5
20-24	76.2	71.5	76.4	72.3	74.8	68.1	42.8
25-29	91.7	83.0	87.8	86.2	86.7	87.3	70.8
30-34	90.0	84.4	89.2	87.6	87.5	88.1	80.0
35-39	88.6	84.8	89.0	87.7	88.0	89.4	80.9
40-44	89.5	84.5	89.5	88.5	89.6	89.0	81.9
45-49	89.9	83.5	89.2	88.1	90.0	89.8	82.6
50-54	88.2	81.1	86.7	84.6	88.4	88.0	79.5
55-59	85.3	74.0	78.2	75.7	85.2	81.6	72.3
60-64	76.4	58.3	58.4	59.7	68.5	45.2	48.8
65-69	54.9	33.4	29.2	27.4	21.2	11.6	16.5
70-74	35.6	19.6	14.3	9.6	9.6	3.3	4.1
75+	12.2	-	4.6	3.3	-	-	-
15-64	81.5	74.9	79.8	78.5	80.2	74.5	66.6
65+	26.1	19.5	15.0	11.9	9.4	4.4	5.6
計(15+)	63.3	62.6	65.5	63.2	61.8	56.6	49.8
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15-19	79.0	15.5	15.4	41.3	6.9	57.9	50.9
20-24	86.9	48.4	55.6	73.0	48.1	82.1	80.9
25-29	90.6	84.5	83.8	86.2	76.8	87.2	86.8
30-34	91.0	87.4	88.3	90.8	83.0	86.2	88.5
35-39	89.7	86.9	88.8	93.3	81.5	87.0	89.2
40-44	89.1	87.1	89.2	93.9	79.9	87.5	89.5
45-49	88.2	85.6	88.6	94.1	81.4	86.2	89.8
50-54	87.0	82.9	85.8	93.8	80.3	84.1	88.3
55-59	83.3	77.2	78.1	90.6	77.4	77.4	85.2
60-64	70.5	45.4	57.3	74.4	65.8	61.7	75.0
65-69	29.1	8.2	11.5	31.2	53.6	35.1	48.1
70-74	10.2	3.8	1.6	11.8	42.4	-	25.0
75+	6.6	-	0.4	-	25.7	-	8.8
15-64	85.5	70.8	75.9	83.8	71.5	80.4	82.6
65+	14.3	3.7	3.8	21.8	39.4	16.3	25.4
計(15+)	68.9	55.1	58.8	75.3	64.5	66.9	71.3

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率（続き）

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (cont.)

男、2024年							Male, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15-19	20.3	36.4	46.2	40.3	33.1	21.4	8.6
20-24	75.2	73.1	76.9	74.1	77.6	72.0	50.5
25-29	94.0	87.9	89.3	88.7	89.7	90.4	77.0
30-34	95.1	90.6	93.0	92.6	92.9	93.2	89.0
35-39	95.5	91.1	93.5	92.4	93.7	94.4	91.2
40-44	95.9	90.3	93.3	92.6	93.2	93.1	92.2
45-49	95.7	89.1	92.2	91.7	93.1	92.9	92.1
50-54	94.9	86.6	90.4	88.8	91.5	90.7	90.5
55-59	93.6	79.2	83.1	80.8	88.8	84.6	84.6
60-64	86.4	64.4	65.3	64.4	72.8	45.6	58.9
65-69	64.8	37.9	35.0	31.9	24.9	13.1	21.1
70-74	44.5	23.0	18.3	12.0	12.6	4.1	6.5
75+	17.6	-	6.8	4.9	-	-	-
15-64	86.9	79.7	83.0	82.1	83.9	77.5	75.6
65+	35.0	23.4	19.2	14.8	12.3	5.5	8.3
計(15+)	71.5	68.0	69.7	67.5	66.9	60.6	58.7
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15-19	78.7	15.6	17.2	37.2	5.5	56.9	49.1
20-24	87.2	52.9	59.2	76.7	42.0	83.3	83.2
25-29	92.3	87.6	85.4	88.4	75.3	89.9	91.9
30-34	94.3	90.9	92.4	92.9	89.5	91.4	94.2
35-39	94.3	92.3	93.7	95.1	91.5	91.2	93.4
40-44	93.2	92.2	93.3	95.2	92.5	91.7	93.8
45-49	91.6	91.0	92.0	94.9	92.3	89.5	92.1
50-54	90.1	87.7	90.0	96.2	90.3	87.4	91.5
55-59	87.9	81.1	85.2	93.0	87.5	81.5	89.6
60-64	78.9	50.8	63.1	76.5	75.7	68.1	79.7
65-69	37.1	10.3	12.8	35.7	63.6	41.1	54.7
70-74	14.9	5.9	2.3	16.7	49.3	-	30.6
75+	7.2	-	0.8	-	31.3	-	12.5
15-64	88.9	74.8	79.9	85.3	78.9	83.7	86.0
65+	18.5	5.3	4.8	26.6	48.2	20.3	30.8
計(15+)	73.1	59.7	63.9	77.4	72.9	71.0	75.6

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率（続き）

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (cont.)

女、2024年							Female, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15-19	23.6	37.4	48.6	38.6	29.1	16.5	4.2
20-24	77.2	69.9	75.9	70.4	71.9	64.1	34.6
25-29	88.9	78.1	86.1	83.7	83.4	84.3	64.2
30-34	83.9	78.2	85.1	82.6	81.6	83.1	70.7
35-39	81.4	78.6	84.2	83.2	81.9	84.8	70.4
40-44	83.0	78.7	85.7	84.5	86.0	85.2	71.8
45-49	83.9	78.0	86.2	84.7	86.9	86.8	73.3
50-54	81.6	75.6	83.1	80.5	85.2	85.4	68.8
55-59	77.3	68.9	73.4	71.3	81.6	78.7	60.3
60-64	66.6	52.5	51.6	54.8	64.3	44.9	39.4
65-69	45.2	29.4	23.8	23.3	17.7	10.3	12.3
70-74	27.6	16.6	10.7	7.1	7.1	2.5	2.0
75+	8.5	-	2.7	2.1	-	-	-
15-64	76.1	70.3	76.6	74.9	76.5	71.6	57.6
65+	19.3	16.2	11.3	9.4	7.0	3.5	3.6
計(15+)	55.6	57.5	61.2	59.1	56.8	53.0	41.5
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15-19	79.3	15.4	13.4	45.5	8.4	58.9	52.8
20-24	86.6	43.8	51.8	68.9	53.3	80.9	78.5
25-29	88.8	81.4	82.0	83.9	78.4	84.4	81.5
30-34	87.6	84.0	84.2	88.7	75.7	81.1	82.7
35-39	84.9	81.6	84.0	91.5	70.5	82.9	84.9
40-44	84.9	82.0	85.2	92.5	66.7	83.3	85.2
45-49	85.0	80.1	85.2	93.2	70.1	83.0	87.7
50-54	84.0	77.9	81.5	91.4	70.1	80.9	85.3
55-59	78.6	73.3	71.3	88.2	67.3	73.5	81.0
60-64	62.1	40.1	51.9	72.3	56.2	55.6	70.7
65-69	21.4	6.2	10.4	26.7	44.3	29.4	42.0
70-74	5.6	1.9	0.9	7.2	36.3	-	19.9
75+	6.1	-	0.2	-	22.2	-	5.6
15-64	82.1	66.8	71.8	82.3	63.9	77.1	79.2
65+	10.4	2.4	3.1	17.2	32.5	12.7	20.5
計(15+)	64.7	50.7	53.9	73.1	56.4	62.9	67.1

出典：「日本」総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」
 「その他」OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在

第 2-12-1 表 就業者数

Table 2-12-1: Employment

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
	千人、thousands							
15歳以上計								Total(15+)
日本	62,980	64,020	67,100	67,130	67,230	67,470	67,810	JPN
アメリカ	139,064	148,833	147,794	152,579	158,290	161,037	161,346	USA
カナダ	16,978	17,857	18,069	18,964	19,740	20,335	20,731	CAN
イギリス	29,048	31,163	32,356	32,173	32,681	32,965	33,023	UK
ドイツ	38,834	40,209	41,483	41,398	42,466	43,041	43,262	DEU
フランス	26,282	26,424	26,995	27,728	28,341	28,589	28,965	FRA
イタリア	22,526	22,464	22,618	22,554	23,099	23,580	23,932	ITA
オランダ	8,290	8,484	9,144	9,282	9,587	9,781	9,898	NLD
ベルギー	4,489	4,552	4,802	4,854	4,990	5,028	5,065	BEL
スペイン	18,724	17,866	19,202	19,833	20,547	21,182	21,654	ESP
ギリシャ	4,390	3,611	3,875	3,928	4,141	4,193	4,276	GRC
デンマーク	2,660	2,709	2,853	2,903	2,989	3,012	3,076	DNK
スウェーデン	4,524	4,837	5,064	5,044	5,199	5,270	5,241	SWE
フィンランド	2,466	2,458	2,549	2,573	2,641	2,649	2,625	FIN
ノルウェー	2,501	2,641	2,702	2,798	2,859	2,892	2,908	NOR
ロシア	68,279	70,443	68,793	69,872	71,974	73,636	73,250	RUS
香港	3,474	3,774	3,691	3,670	3,613	3,710	3,694	HKG
韓国	24,033	26,178	26,904	27,273	28,089	28,416	28,576	KOR
シンガポール	1,963	2,148	2,223	2,287	2,350	2,352	2,362	SGP
タイ	38,037	38,016	37,680	37,752	39,221	39,912	39,806	THA
インドネシア	107,807	117,833	131,187	130,518	135,208	139,242	—	IDN
フィリピン	36,035	39,143	39,378	41,060	45,838	46,939	—	PHL
ベトナム	49,494	52,839	53,326	53,435	55,018	54,956	55,280	VNM
オーストラリア	11,022	11,766	12,604	12,986	13,567	14,023	14,355	AUS
ニュージーランド	2,157	2,369	2,730	2,790	2,836	2,930	2,926	NZL
メキシコ	46,122	50,611	53,232	55,166	57,322	58,896	59,366	MEX
ブラジル	—	91,962	86,875	91,188	97,919	99,282	102,112	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔日本を除くOECD諸国〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年12月現在

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数

Table 2-12-2: Employment by sex and age group

男女計、2024年							All persons, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	1,160	5,662	871	948	1,122	573	122
20-24	4,550	14,172	1,812	2,589	3,188	2,162	1,026
25-29	5,720	16,894	2,372	3,336	4,172	2,910	1,882
30-34	5,550	18,702	2,533	4,229	4,604	3,205	2,361
35-39	5,970	18,342	2,368	3,684	4,853	3,512	2,521
40-44	6,700	17,855	2,343	3,724	4,712	3,583	2,851
45-49	7,780	16,113	2,028	3,588	4,279	3,482	3,464
50-54	8,410	15,925	2,050	3,807	4,675	3,746	3,596
55-59	7,050	14,366	1,819	3,226	5,571	3,397	3,337
60-64	5,600	12,039	1,459	2,447	4,336	1,794	1,991
65-69	3,900	6,206	670	932	1,108	432	584
70-74	2,920	2,998	268	332	424	117	133
75+	2,480	-	138	181	-	-	-
15-64	58,510	150,070	19,655	31,578	41,512	28,364	23,150
65+	9,300	11,276	1,076	1,445	1,751	601	782
計(15+)	67,810	161,346	20,731	33,023	43,262	28,965	23,932
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	709	81	194	157	144	829	135
20-24	944	280	1,118	360	1,118	1,368	243
25-29	1,008	557	1,875	495	2,493	1,654	292
30-34	1,055	640	2,227	650	2,845	1,694	353
35-39	988	634	2,456	633	2,602	1,677	337
40-44	927	641	2,898	581	3,120	1,572	302
45-49	898	611	3,291	565	3,059	1,368	275
50-54	1,034	618	3,023	590	3,510	1,379	287
55-59	1,024	584	2,556	579	3,195	1,154	261
60-64	823	335	1,662	414	2,684	912	228
65-69	295	54	299	159	1,826	465	127
70-74	90	21	35	58	961	-	54
75+	100	-	20	-	1,020	-	31
15-64	9,413	4,981	21,300	5,024	24,770	13,606	2,714
65+	485	83	354	217	3,806	749	212
計(15+)	9,898	5,065	21,654	5,241	28,576	14,355	2,926

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数（続き）

Table 2-12-2: Employment by sex and age group (cont.)

男、2024年							Male, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15-19	550	2,799	431	482	622	339	87
20-24	2,320	7,204	938	1,314	1,685	1,143	636
25-29	3,030	8,890	1,244	1,726	2,244	1,489	1,070
30-34	3,020	10,013	1,351	2,268	2,537	1,654	1,342
35-39	3,280	9,820	1,269	1,925	2,658	1,803	1,442
40-44	3,640	9,496	1,218	1,943	2,443	1,816	1,621
45-49	4,200	8,501	1,036	1,824	2,209	1,767	1,937
50-54	4,560	8,419	1,059	1,974	2,391	1,900	2,034
55-59	3,860	7,556	948	1,596	2,898	1,719	1,923
60-64	3,140	6,455	800	1,357	2,263	861	1,162
65-69	2,230	3,341	388	511	627	224	359
70-74	1,720	1,630	162	202	255	68	99
75+	1,430	-	93	120	-	-	-
15-64	31,610	79,153	10,293	16,407	21,950	14,491	13,255
65+	5,380	6,160	643	833	1,025	328	510
計(15+)	36,990	85,313	10,936	17,241	22,974	14,819	13,765
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15-19	361	40	117	70	56	410	66
20-24	478	151	613	195	455	711	129
25-29	521	283	979	263	1,273	859	158
30-34	555	332	1,185	343	1,626	892	189
35-39	526	336	1,313	332	1,525	872	177
40-44	485	336	1,541	303	1,853	819	159
45-49	463	326	1,748	290	1,763	700	141
50-54	531	329	1,614	305	1,992	705	145
55-59	541	309	1,395	301	1,797	594	134
60-64	458	185	898	211	1,523	490	117
65-69	185	33	159	91	1,046	263	70
70-74	64	15	24	40	524	-	32
75+	50	-	15	-	491	-	21
15-64	4,919	2,628	11,404	2,613	13,862	7,052	1,415
65+	299	54	198	131	2,062	437	122
計(15+)	5,218	2,682	11,601	2,744	15,924	7,490	1,537

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数（続き）

Table 2-12-2: Employment by sex and age group (cont.)

女、2024年							Female, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	620	2,863	440	466	500	233	35
20-24	2,240	6,968	874	1,275	1,503	1,019	390
25-29	2,690	8,004	1,128	1,610	1,928	1,421	812
30-34	2,530	8,689	1,182	1,962	2,067	1,551	1,018
35-39	2,690	8,522	1,099	1,760	2,196	1,709	1,078
40-44	3,070	8,359	1,126	1,781	2,269	1,767	1,230
45-49	3,580	7,612	992	1,764	2,071	1,715	1,528
50-54	3,850	7,506	991	1,834	2,284	1,846	1,562
55-59	3,180	6,810	870	1,629	2,673	1,678	1,414
60-64	2,470	5,584	659	1,090	2,073	934	829
65-69	1,670	2,865	282	421	481	208	226
70-74	1,200	1,368	106	129	169	49	35
75+	1,050	-	45	62	-	-	-
15-64	26,900	70,917	9,361	15,171	19,562	13,873	9,895
65+	3,910	5,116	433	612	726	273	272
計(15+)	30,820	76,033	9,794	15,783	20,288	14,146	10,168
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old	千人、thousands						
15-19	348	41	76	87	88	419	69
20-24	467	129	505	166	663	657	114
25-29	488	274	896	233	1,221	795	134
30-34	500	308	1,042	307	1,219	802	164
35-39	462	298	1,143	301	1,078	804	160
40-44	443	305	1,357	277	1,267	754	144
45-49	435	285	1,544	275	1,296	667	134
50-54	503	289	1,409	285	1,518	674	141
55-59	484	275	1,161	278	1,398	560	127
60-64	365	150	764	203	1,161	422	111
65-69	111	21	140	68	780	202	57
70-74	25	6	11	18	436	-	22
75+	50	-	5	-	528	-	11
15-64	4,494	2,354	9,896	2,411	10,908	6,554	1,298
65+	186	29	156	86	1,744	312	90
計(15+)	4,680	2,383	10,052	2,497	12,652	6,866	1,389

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」
 〔その他〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在

第 2-13-1 表 就業率

Table 2-13-1: Employment rates

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	56.6	57.6	60.3	60.4	60.9	61.2	61.7	JPN
アメリカ	58.5	59.3	56.8	58.4	60.0	60.3	60.1	USA
カナダ	61.6	61.4	58.1	60.5	62.0	62.2	61.3	CAN
イギリス	57.9	59.8	60.5	59.9	60.7	60.9	60.8	UK
ドイツ	55.3	57.4	58.3	58.3	59.2	59.6	59.7	DEU
フランス	51.2	50.3	50.2	51.5	52.1	52.2	52.4	FRA
イタリア	44.2	43.1	43.9	44.0	45.1	46.1	46.6	ITA
オランダ	61.6	61.1	63.2	64.2	65.5	66.1	66.4	NLD
ベルギー	49.6	48.8	50.8	51.1	52.0	51.9	52.0	BEL
スペイン	48.3	46.4	48.5	49.7	50.9	51.7	52.1	ESP
ギリシャ	46.7	39.0	42.7	43.3	45.8	46.4	47.4	GRC
デンマーク	58.6	57.5	58.6	59.4	60.7	60.6	61.3	DNK
スウェーデン	64.4	66.6	67.2	67.1	68.8	69.4	69.0	SWE
フィンランド	61.0	53.6	54.7	62.4	64.1	64.1	63.2	FIN
ノルウェー	69.3	62.2	61.0	62.9	63.9	63.3	62.9	NOR
ロシア	62.7	65.2	58.4	59.3	59.8	60.8	52.4	RUS
香港	57.0	59.1	56.2	56.3	55.7	55.6	52.4	HKG
韓国	58.9	60.5	60.1	60.5	62.1	62.6	62.7	KOR
シンガポール	63.5	65.8	64.5	67.2	67.5	66.2	46.6	SGP
タイ	71.1	68.8	66.3	66.1	66.9	67.7	46.6	THA
インドネシア	62.8	63.6	64.5	63.3	64.7	65.7	66.2	IDN
フィリピン	57.5	57.6	52.1	53.3	58.5	59.0	66.2	PHL
ベトナム	75.3	75.8	71.7	71.2	72.5	71.0	66.2	VNM
オーストラリア	62.0	61.1	60.6	62.2	63.9	64.2	64.2	AUS
ニュージーランド	63.5	65.1	67.0	68.1	69.0	69.4	67.9	NZL
メキシコ	56.5	57.2	55.1	56.4	57.8	58.7	58.5	MEX
ブラジル	—	58.4	52.0	54.1	57.5	57.8	51.4	BRA

第 2-13-1 表 就業率（続き）

Table 2-13-1: Employment rates (cont.)

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
								%
15～64歳								15-64 years old
日本	70.1	73.3	77.3	77.7	78.4	78.9	79.4	JPN
アメリカ	66.7	68.7	67.1	69.4	71.3	72.0	71.9	USA
カナダ	71.5	72.6	70.1	73.5	75.6	75.9	74.7	CAN
イギリス	70.1	73.4	75.1	74.7	75.5	75.7	75.5	UK
ドイツ	71.2	74.0	75.4	75.6	76.8	77.2	77.4	DEU
フランス	63.5	63.8	65.3	67.2	68.1	68.4	69.0	FRA
イタリア	56.8	56.3	58.1	58.2	60.1	61.5	62.2	ITA
オランダ	74.0	75.7	79.3	80.1	81.8	82.4	82.3	NLD
ベルギー	62.0	61.8	64.7	65.3	66.5	66.6	66.7	BEL
スペイン	59.7	58.7	62.0	63.7	65.4	66.5	67.2	ESP
ギリシャ	59.1	50.8	56.3	57.2	60.7	61.8	63.3	GRC
デンマーク	71.9	72.1	74.5	75.6	77.1	76.8	77.3	DNK
スウェーデン	72.1	75.5	75.5	75.1	77.0	77.4	76.7	SWE
フィンランド	68.3	68.7	72.2	72.8	74.5	74.2	72.7	FIN
ノルウェー	75.3	74.8	74.7	76.3	77.7	77.4	77.1	NOR
ロシア	67.2	69.2	69.9	71.6	72.7	73.9	74.9	RUS
香港	65.4	69.0	67.4	68.3	68.2	68.8	69.0	HKG
韓国	63.4	65.9	65.9	66.5	68.5	69.2	69.5	KOR
シンガポール	69.4	72.6	72.3	75.2	76.1	75.1	75.5	SGP
タイ	76.1	75.0	73.4	73.4	74.1	75.2	75.0	THA
インドネシア	64.6	65.5	66.5	65.5	66.6	67.4	—	IDN
フィリピン	58.9	59.1	54.1	55.5	60.7	61.3	—	PHL
ベトナム	80.2	80.8	78.9	76.6	78.1	77.0	77.5	VNM
オーストラリア	72.4	72.2	72.4	74.6	76.9	77.2	77.1	AUS
ニュージーランド	72.2	74.2	76.8	78.3	79.7	80.1	78.6	NZL
メキシコ	59.7	60.7	59.4	61.0	62.5	63.7	63.9	MEX
ブラジル	—	63.7	57.6	60.2	64.1	64.6	66.1	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔日本を除くOECD諸国〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年12月現在

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group

男女計、2024年							All persons, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15-19	21.2	32.2	38.7	32.6	28.6	13.9	4.2
20-24	73.0	66.3	68.5	65.0	70.4	57.1	35.1
25-29	88.0	78.9	81.3	83.0	82.8	78.7	63.1
30-34	87.1	81.2	83.7	84.8	84.2	81.7	73.9
35-39	86.4	81.9	84.5	85.6	84.7	84.2	75.6
40-44	87.6	81.9	85.4	86.4	86.8	83.8	77.1
45-49	88.2	81.2	85.5	86.1	87.5	85.3	78.6
50-54	86.3	78.9	82.9	82.6	86.2	83.9	75.6
55-59	83.4	71.8	74.6	74.1	83.4	77.8	69.4
60-64	74.3	56.7	55.0	58.2	66.7	42.4	47.2
65-69	53.6	32.4	28.0	26.7	20.8	11.1	16.1
70-74	35.1	18.8	13.7	9.4	9.5	3.2	4.1
75+	12.0	—	4.4	3.3	—	—	—
15-64	79.4	71.9	74.7	75.5	77.4	69.0	62.2
65+	25.7	18.9	14.4	11.6	9.3	4.3	5.5
計(15+)	61.7	60.1	61.3	60.8	59.7	52.4	46.6
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15-19	70.4	11.8	9.1	25.7	6.4	49.8	39.7
20-24	80.9	41.0	42.6	61.1	45.1	76.9	73.7
25-29	86.9	77.1	71.1	78.9	72.5	83.4	82.5
30-34	88.3	82.5	78.5	84.2	80.4	83.5	85.4
35-39	87.3	82.9	80.7	87.5	79.7	84.8	86.4
40-44	86.9	83.5	81.1	88.5	78.4	85.1	86.8
45-49	86.5	82.2	80.8	88.5	79.8	84.1	87.3
50-54	85.5	80.1	77.8	89.0	79.0	81.9	86.0
55-59	81.6	74.7	70.2	85.8	75.8	75.2	82.6
60-64	68.7	43.8	50.9	69.5	64.0	59.5	72.9
65-69	28.2	8.1	10.7	29.3	52.2	34.2	47.2
70-74	9.9	3.7	1.5	11.5	41.1	—	24.3
75+	6.6	—	0.4	—	24.8	—	8.7
15-64	82.3	66.7	67.2	76.7	69.5	77.1	78.6
65+	13.9	3.7	3.6	20.7	38.2	15.9	24.9
計(15+)	66.4	52.0	52.1	69.0	62.7	64.2	67.9

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率（続き）

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (cont.)

男、2024年							Male, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15-19	19.6	31.3	37.2	32.4	30.1	16.0	5.8
20-24	72.0	67.3	68.0	64.8	72.5	59.8	41.9
25-29	90.4	83.4	82.1	85.5	85.4	81.4	69.3
30-34	92.1	87.4	87.2	89.8	89.4	86.2	82.6
35-39	92.9	88.1	89.0	90.8	90.3	89.2	86.0
40-44	93.8	87.6	89.0	90.5	90.2	87.7	87.7
45-49	94.0	86.6	88.4	89.9	90.3	88.1	88.4
50-54	92.7	84.3	86.2	86.2	89.1	86.5	86.6
55-59	91.3	76.8	79.1	79.0	86.9	81.0	81.4
60-64	84.0	62.6	61.2	62.6	70.6	42.4	56.9
65-69	62.8	36.8	33.4	31.1	24.5	12.3	20.8
70-74	43.8	22.1	17.5	12.0	12.5	4.1	6.5
75+	17.3	-	6.6	4.9	-	-	-
15-64	84.5	76.3	77.4	78.7	80.8	71.6	71.1
65+	34.2	22.6	18.4	14.4	12.1	5.3	8.2
計(15+)	69.6	65.2	65.1	64.8	64.5	56.0	55.3
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15-19	69.9	11.4	10.7	22.2	4.9	47.9	37.9
20-24	81.1	43.6	45.4	63.5	39.7	77.2	75.5
25-29	88.7	78.2	72.8	80.9	70.7	85.6	87.5
30-34	91.7	85.9	82.7	86.9	86.6	88.7	91.2
35-39	92.4	88.5	86.4	89.7	89.6	89.1	90.9
40-44	91.1	87.9	86.4	90.4	90.9	89.4	91.0
45-49	90.1	87.6	85.3	89.2	90.7	87.5	89.9
50-54	88.6	84.7	83.1	91.1	88.9	85.1	89.1
55-59	86.2	78.6	77.9	88.2	85.5	79.1	87.2
60-64	76.9	48.7	56.8	70.5	73.4	65.7	77.7
65-69	35.8	10.1	12.1	33.8	61.7	40.2	53.7
70-74	14.5	5.8	2.2	16.3	47.8	-	29.5
75+	7.2	-	0.8	-	30.6	-	12.4
15-64	85.7	70.2	71.8	78.1	76.8	80.1	82.0
65+	18.0	5.2	4.6	25.4	46.9	19.9	30.1
計(15+)	70.6	56.1	57.4	71.0	70.9	68.1	72.1

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率（続き）

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (cont.)

女、2024年							Female, 2024
年齢階級	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15-19	23.2	33.1	40.4	32.9	26.9	11.6	2.5
20-24	74.2	65.2	69.1	65.3	68.2	54.3	27.7
25-29	85.4	74.5	80.5	80.5	80.1	76.1	56.5
30-34	81.6	75.1	79.9	79.8	78.6	77.3	64.8
35-39	79.6	75.8	79.9	80.5	78.8	79.6	65.0
40-44	81.4	76.3	81.8	82.3	83.5	80.2	66.5
45-49	82.3	75.9	82.6	82.4	84.7	82.5	68.9
50-54	79.7	73.6	79.5	79.0	83.4	81.3	64.9
55-59	75.4	67.1	70.3	69.8	79.9	74.9	57.7
60-64	65.0	51.2	49.0	53.6	62.9	42.4	38.1
65-69	44.7	28.5	22.8	22.7	17.5	10.1	11.9
70-74	27.3	16.1	10.2	7.1	7.1	2.5	2.0
75+	8.5	-	2.6	2.1	-	-	-
15-64	74.1	67.5	71.9	72.2	74.0	66.4	53.3
65+	19.1	15.7	10.8	9.2	7.0	3.5	3.5
計(15+)	54.2	55.2	57.6	57.0	55.0	49.1	38.4
年齢階級	オランダ	ベルギー	スペイン	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	NLD	BEL	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15-19	70.9	12.1	7.4	29.3	8.0	51.9	41.6
20-24	80.7	38.4	39.6	58.5	49.7	76.5	71.9
25-29	85.1	75.9	69.3	76.9	74.5	81.1	77.3
30-34	84.7	79.1	74.3	81.4	73.5	78.4	79.6
35-39	82.2	77.4	75.0	85.2	68.9	80.5	81.9
40-44	82.6	79.1	75.9	86.5	65.2	80.8	82.7
45-49	83.0	76.8	76.3	87.8	68.7	80.8	84.7
50-54	82.4	75.5	72.6	86.9	69.0	78.7	83.0
55-59	77.0	70.8	62.8	83.3	66.2	71.5	78.3
60-64	60.6	38.9	45.4	68.5	54.7	53.7	68.4
65-69	20.8	6.1	9.4	25.0	43.2	28.6	41.1
70-74	5.4	1.9	0.9	7.0	35.1	-	19.5
75+	6.1	-	0.2	-	21.1	-	5.5
15-64	78.9	63.3	62.6	75.2	62.1	74.0	75.2
65+	10.2	2.3	2.8	16.2	31.4	12.4	20.1
計(15+)	62.3	48.0	47.1	66.8	54.7	60.4	63.8

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」
 〔その他〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在

第 2-14 表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
外国人人口 1)									Foreign population
千人									thousands
日本 2)	1,974	2,185	2,122	2,933	2,887	2,761	3,075	3,411	JPN
アメリカ	19,858	21,641	22,236	21,434	22,165	23,825	24,595	26,287	USA
カナダ 3)	1,759	1,957	2,405	–	3,185	–	–	–	CAN
イギリス	2,857	4,524	5,592	6,101	6,013	–	–	–	UK
ドイツ	6,717	6,695	8,153	11,228	11,432	11,818	13,384	13,896	DEU
フランス 4)	3,542	3,821	4,431	5,174	5,303	5,458	5,629	6,029	FRA
イタリア	2,402	3,648	5,014	5,040	5,172	5,031	5,141	5,254	ITA
オランダ	699	735	847	1,192	1,203	1,256	1,445	1,544	NLD
ベルギー	871	1,058	1,277	1,479	1,489	1,515	1,613	1,658	BEL
スペイン	3,731	5,403	4,454	5,227	5,403	5,509	6,090	6,502	ESP
スウェーデン	481	603	739	941	892	868	865	844	SWE
韓国	491	1,010	1,489	2,025	1,889	1,830	1,956	2,163	KOR
対全人口比率 5)									Percentage of total population
%									%
日本 2)	* 1.5	* 1.7	1.7	2.3	2.3	2.2	2.5	2.7	JPN
アメリカ	* 6.7	* 7.0	6.9	6.4	6.6	7.1	7.3	7.6	USA
カナダ 3)	* 5.4	* 5.7	6.7	–	8.4	–	–	–	CAN
イギリス	* 4.7	* 7.2	8.6	9.1	9.0	–	–	–	UK
ドイツ	* 8.1	* 8.2	9.9	13.5	13.7	14.2	16.1	16.4	DEU
フランス 4)	* 5.6	* 5.9	7.0	8.0	8.2	8.5	8.7	9.1	FRA
イタリア	* 4.1	* 6.1	8.3	8.5	8.7	8.5	8.7	8.8	ITA
オランダ	* 4.3	* 4.4	5.0	6.9	6.9	7.2	8.2	8.5	NLD
ベルギー	* 8.3	* 9.7	11.4	12.8	12.9	13.0	13.8	14.1	BEL
スペイン	* 8.5	* 11.6	9.6	11.0	11.4	11.6	12.8	13.6	ESP
スウェーデン	* 5.3	* 6.4	7.5	9.1	8.6	8.3	8.2	8.0	SWE
韓国	* 1.0	* 2.0	2.9	3.9	3.6	3.5	3.8	4.2	KOR

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "International Migration Database"（2026年1月現在）、OECD（2025.11）
International Migration Outlook 2025

注 1) 外国籍の者。詳細な定義は各国で異なる。

2) 出典に基づく数字を掲載（出入国管理庁「在留外国人統計（各年12月末）」では2020年2,887、2021年2,761、2022年3,075、2023年3,411、2024年3,769千人などとなっている）。

3) 2005年欄は2006年、2010年欄は2011年、2015年欄は2016年の数値。

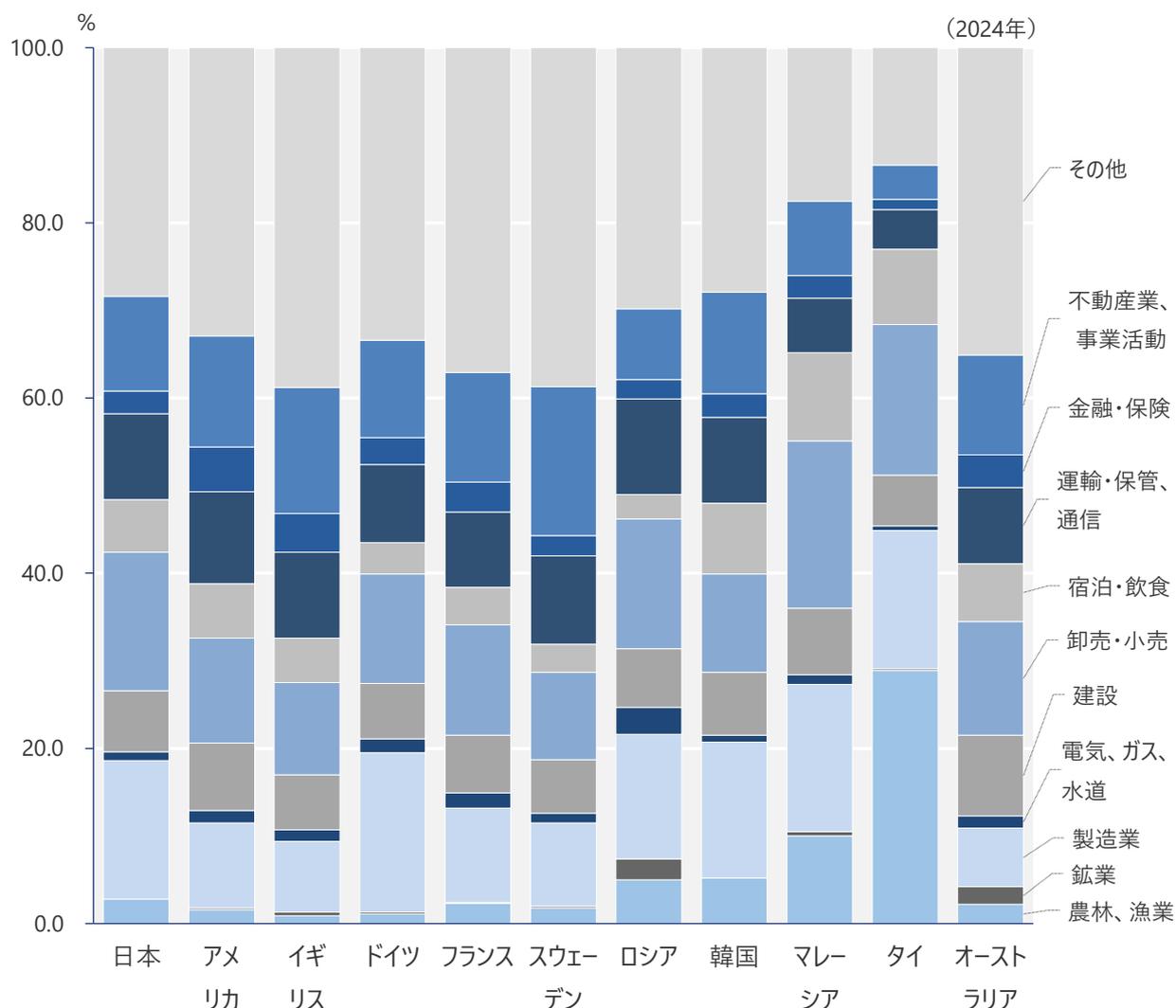
4) 2005年欄は2006年の数値。

5) 対全人口比率の2005と2010年(*印)は、OECDデータベースで得られる外国人人口（Stocks of foreign population）と総人口（historical population data）を用いてJILPTにおいて算出した試算値。

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比

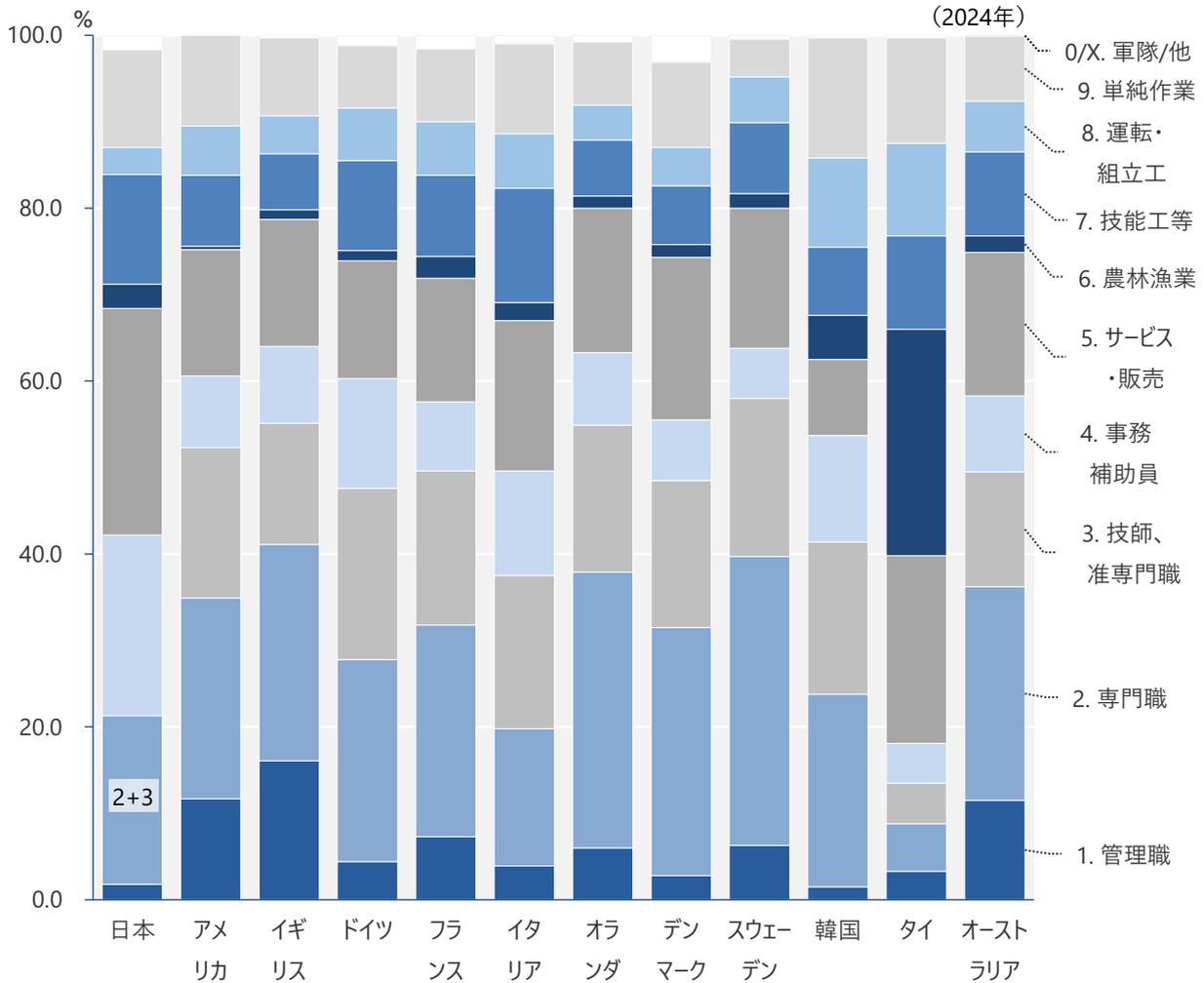


🔗 関連表 p.100 「第 3-2 表 就業者の産業別構成比」

(注) マレーシアは 2022 年。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国と呼ばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸・保管、通信」「卸売・小売」「宿泊・飲食」「金融・保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、例えばタイでは、第1次産業である「農林、漁業」が3割を超え、製造業や建設業などと合わせて5割強を第1次・第2次産業が占めている。

3-2 就業者の職業別構成比

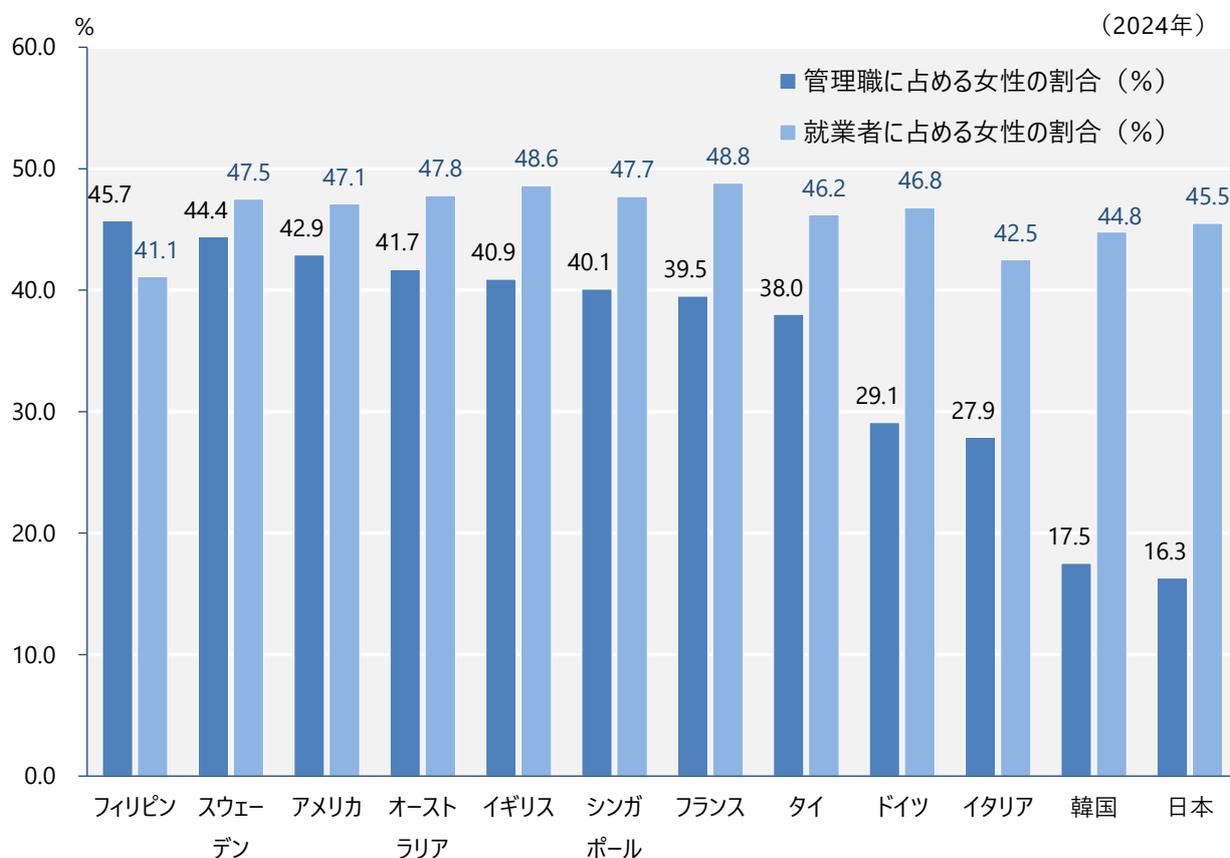


関連表 p.125 「第3-5表 就業者の職業別構成比」

国際標準職業分類（ISCO）は、ILOが作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版（ISCO-88）は、第二版（ISCO-68）とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版（ISCO-08）が採択された。

欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」を合わせた割合が4割から5割前後にのぼるが、日本では2割程度にとどまる一方、他国と比べて「事務補助員」「サービス・販売」の割合が顕著に高い。こうした職種に関する捉え方や位置づけが、各国において必ずしも一様ではない可能性がうかがえる。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合

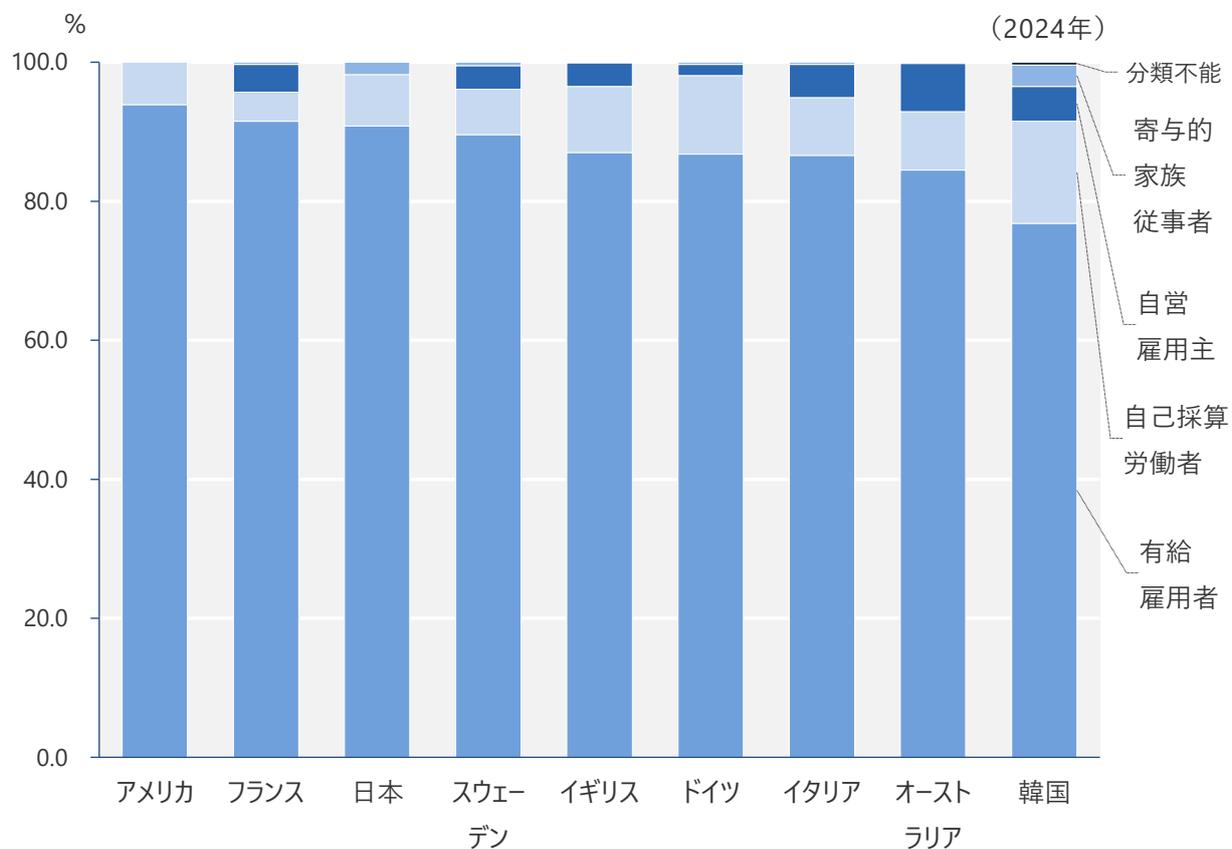


関連表 p.115 「第 3-4 表 性別・職業別就業者数」、p.126 「第 3-6 表 管理職に占める女性の割合」
 (注) フィリピンは2023年の数値。

全就業者に占める女性の割合は、フランス（48.8%）、イギリス（48.6%）、アメリカ（47.1%）、スウェーデン（47.5%）などの欧米諸国に比べて、日本（45.5%）、韓国（44.8%）、フィリピン（41.1%）などのアジア諸国では比較的割合が低くなっている。

管理職に占める女性の割合は、日本（16.3%）と韓国（17.5%）が、スウェーデン（44.4%）、アメリカ（42.9%）、オーストラリア（41.7%）などの欧米諸国のほか、フィリピン（45.7%）、シンガポール（40.1%）などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。

3-4 就業者の従業上の地位別構成比（就業者）



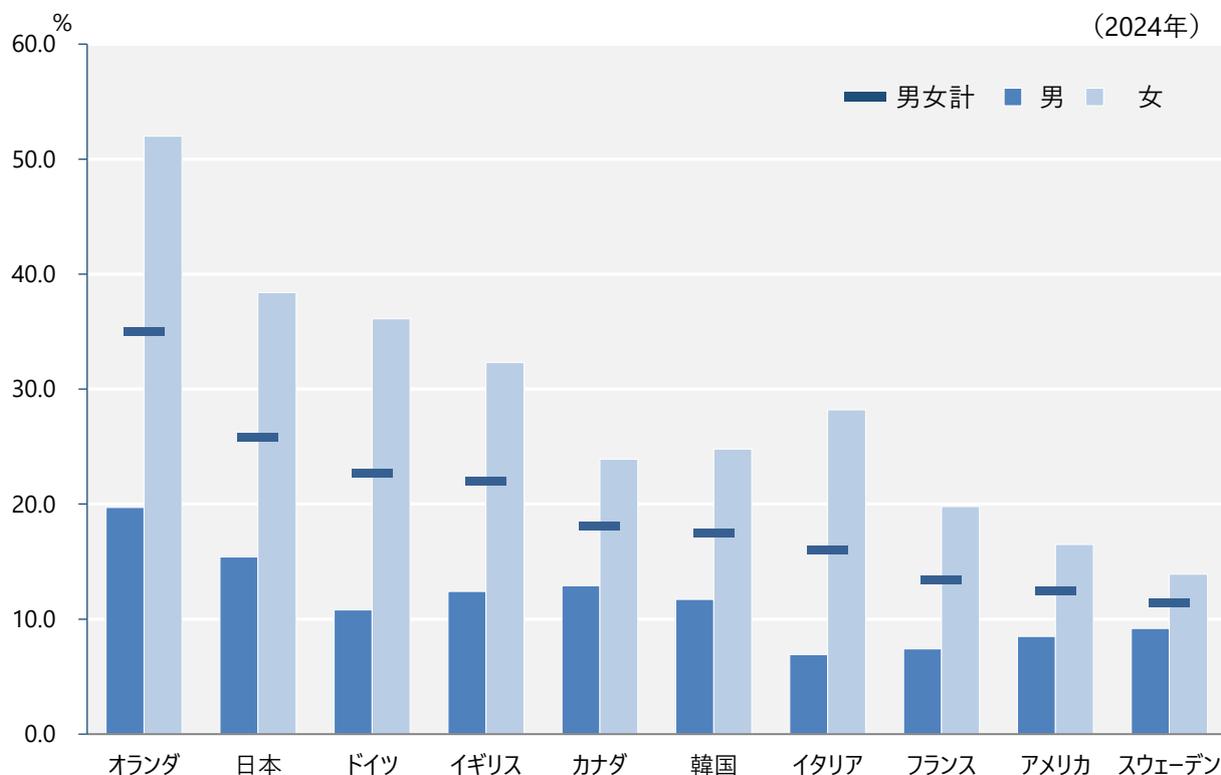
関連表 p.128 「第 3-7-2 表 従業上の地位別構成比」

(注) 就業者に占める各従業上の地位の構成比。

上図は就業者における従業上の地位について、ILOで決議された国際分類(ISCE)を用いて構成比をみたものである。同分類では大きく「有給雇用者」と「自営業」に分けられ、「自営業」はさらに「雇用主」、「自己採算労働者」、「寄与的家族従事者」等に分けられている。

各国の構成比をみると、「有給雇用者」の割合は、アメリカで93.8%、ドイツで91.5%、日本で90.3%、スウェーデンで89.7%などとなっているなど、多くの国で「有給雇用者」の割合が約8割～約9割を占めて最も高くなっている。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合



関連表 p.129 「第 3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合」

(注) アメリカは雇用者が対象。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合（2024年）を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

短時間労働者の割合が最も高いのはオランダ（35.0%）となっている。日本は25.8%、ドイツは22.7%、イギリスは22.0%などとなっている。男女別で見ると、いずれの国でも、男性より女性における割合が高くなっている。女性における割合が最も高いのはオランダ（52.0%）である。日本は38.4%、ドイツは36.1%、イギリスは32.3%などとなっている。男性についてみると、オランダ（19.7%）が最も高く、日本は15.4%、カナダは12.9%、イギリスは12.4%などとなっている。

第 3-1 表 産業別就業者数

Table 3-1: Employment by economic activity

日本	JPN			アメリカ	USA		
千人				thousands			
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	67,230	67,470	67,810	計	158,291	161,037	161,346
A	2,050	1,990	1,920	A	2,565	2,528	2,532
B	20	20	20	B	415	399	401
C	10,700	10,800	10,710	C	15,700	16,121	15,584
D	660	650	650	D	1,356	1,469	1,449
E	-	-	-	E	766	765	788
F	4,790	4,830	4,770	F	12,277	12,383	12,504
G	10,730	10,700	10,720	G	19,363	19,603	19,422
H	3,780	3,740	3,700	H	10,765	10,479	10,327
I	3,810	3,980	4,070	I	9,810	10,203	10,067
J	2,720	2,780	2,920	J	6,890	6,883	6,687
K	1,830	1,780	1,760	K	8,109	8,117	8,162
L	1,120	1,120	1,120	L	3,292	3,236	3,104
M	2,540	2,560	2,630	M	9,390	9,625	9,819
N	3,510	3,450	3,540	N	7,141	7,182	7,496
O	2,560	2,580	2,590	O	5,792	6,150	6,408
P	3,490	3,440	3,490	P	13,853	14,024	14,288
Q	9,080	9,100	9,220	Q	22,066	22,930	23,395
R	740	740	770	R	3,074	3,145	3,078
S	1,970	1,950	1,990	S	4,491	4,589	4,670
T	-	-	-	T	655	672	650
U	20	20	20	U	523	533	515

Item A to U: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.113).

注：各産業の分類区分A～Uについては、「A表 国際標準産業分類 (ISIC)」(p.113)を参照のこと。出典は本表末尾 (p.99)に記載。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

カナダ 千人	CAN			イギリス	UK		
	2021年	2022	2023		2022	2023	2024
ISIC rev.3				ISIC rev.4			
計/Total	18,942	19,693	20,171	計	32,709	33,014	33,388
A	303	299	288	A	247	289	291
B	22	21	21	B	121	104	133
C	259	266	274	C	2,709	2,588	2,717
D	1,748	1,785	1,812	D	177	176	197
E	138	148	155	E	263	244	240
F	1,437	1,545	1,572	F	2,179	2,133	2,087
G	3,151	3,247	3,260	G	3,604	3,576	3,521
H	968	1,050	1,129	H	1,602	1,614	1,633
I	1,330	1,314	1,373	I	1,662	1,673	1,694
J	968	999	1,021	J	1,673	1,688	1,650
K	2,745	2,887	2,926	K	1,413	1,490	1,464
L	1,079	1,134	1,181	L	403	409	403
M	1,449	1,471	1,495	M	2,773	2,988	2,922
N	2,520	2,604	2,667	N	1,421	1,437	1,480
O	784	887	965	O	2,561	2,696	2,602
P	41	36	31	P	3,414	3,380	3,512
Q	2	2	2	Q	4,543	4,567	4,868
X	0	0	0	R	886	871	865
				S	877	908	924
				T	48	52	54
				U	51	68	69
				X	81	67	62

Item X: Not elsewhere classified.

注：「X」はISIC分類には属さないが、出典において Not elsewhere classified とされているものを、便宜上「分類不能」として掲載。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ドイツ	DEU			フランス	FRA		
千人							thousands
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	42,289	43,065	42,703	計	28,396	28,589	29,022
A	538	522	482	A	725	710	682
B	69	76	69	B	39	35	29
C	7,989	7,824	7,767	C	3,105	3,171	3,121
D	362	408	422	D	184	217	251
E	276	284	280	E	217	219	256
F	2,623	2,775	2,710	F	1,844	1,812	1,909
G	5,347	5,552	5,353	G	3,712	3,614	3,661
H	2,045	2,069	2,069	H	1,446	1,446	1,460
I	1,337	1,497	1,557	I	1,145	1,169	1,247
J	1,647	1,753	1,740	J	979	1,014	1,035
K	1,302	1,336	1,311	K	957	942	974
L	399	412	397	L	349	356	383
M	2,341	2,408	2,367	M	1,856	1,957	1,996
N	1,996	2,023	1,960	N	1,207	1,286	1,255
O	3,136	3,141	3,090	O	2,346	2,418	2,402
P	2,833	2,941	2,946	P	2,150	2,257	2,242
Q	5,824	5,996	6,171	Q	3,971	4,078	3,935
R	547	570	583	R	620	585	611
S	1,496	1,339	1,308	S	845	766	727
T	157	128	113	T	249	270	290
U	12	11	–	U	15	19	20
X	u 14	–	–	X	435	250	537

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

イタリア	ITA			オランダ	NLD		
千人					thousands		
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	23,099	23,580	23,932	計	9,583	9,786	9,863
A	875	848	820	A	174	174	169
B	31	30	28	B	11	18	17
C	4,258	4,320	4,348	C	812	803	788
D	118	146	149	D	38	47	53
E	249	254	254	E	44	39	41
F	1,551	1,531	1,607	F	439	472	455
G	3,137	3,190	3,318	G	1,482	1,482	1,438
H	1,167	1,180	1,184	H	460	453	466
I	1,405	1,511	1,543	I	447	485	475
J	689	776	761	J	433	422	434
K	605	607	615	K	285	309	288
L	156	159	143	L	81	77	79
M	1,513	1,596	1,591	M	827	825	879
N	1,007	973	1,012	N	477	487	460
O	1,142	1,182	1,208	O	617	661	729
P	1,604	1,671	1,674	P	740	727	746
Q	1,883	1,932	1,973	Q	1,607	1,682	1,689
R	308	334	357	R	229	236	243
S	746	710	746	S	201	199	195
T	637	615	585	T	11	13	12
U	19	17	17	U	u 1	u 2	-
				X	171	175	207

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

デンマーク	DNK			スウェーデン	SWE		
千人					thousands		
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	2,994	3,018	3,079	計	5,257	5,336	5,303
A	63	61	51	A	98	94	96
B	4	4	6	B	12	12	10
C	337	337	344	C	492	523	504
D	18	24	26	D	34	32	31
E	16	20	20	E	25	25	29
F	194	194	184	F	336	328	325
G	459	445	455	G	536	535	528
H	125	132	134	H	206	229	233
I	109	109	112	I	160	160	169
J	130	133	127	J	315	321	303
K	83	87	83	K	121	120	121
L	39	38	41	L	97	99	93
M	173	176	188	M	531	553	566
N	112	110	112	N	246	237	242
O	161	169	175	O	422	419	426
P	259	256	262	P	579	604	579
Q	550	560	571	Q	762	760	766
R	72	77	82	R	123	133	136
S	76	72	81	S	129	134	127
T	2	2	–	T	u 1	–	–
U	3	3	u 2	U	u 1	3	–
X	11	9	24	X	33	16	17

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィンランド	FIN			ノルウェー	NOR		
千人				thousands			
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	2,640	2,648	2,621	計	2,863	2,892	2,908
A	102	95	93	A	66	69	74
B	7	6	7	B	73	63	58
C	328	338	333	C	203	204	191
D	13	17	14	D	16	15	16
E	17	15	16	E	20	20	21
F	183	185	175	F	230	237	234
G	292	292	279	G	344	349	354
H	141	140	137	H	135	135	149
I	102	98	103	I	108	105	101
J	129	146	142	J	126	139	128
K	47	53	53	K	62	58	47
L	26	33	28	L	32	28	35
M	199	193	179	M	174	178	184
N	150	136	136	N	132	140	138
O	120	127	124	O	175	180	178
P	181	185	194	P	244	239	244
Q	432	415	442	Q	585	583	594
R	66	66	63	R	74	72	70
S	83	76	78	S	51	62	64
T	7	9	8	T	u 1	–	–
U	–	u 2	–	U	–	–	–
X	16	21	18	X	11	14	26

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ロシア 千人	RUS			中国 1)			CHN
	2022年	2023	2024		2021	2022	2023
							thousands
ISIC rev.4							
計/Total	71,974	73,636	73,250	計	746,520	733,510	740,410
A	4,178	4,020	3,667				
B	1,683	1,649	1,726	一次産業			Primary industry
C	10,131	10,279	10,425	(A)	170,720	176,630	168,820
D	1,793	1,761	1,755				
E	527	502	499				
F	4,789	4,913	4,933	二次産業			Secondary industry
G	11,203	11,286	10,832	(B to F)	217,120	211,050	215,200
H	6,416	6,528	6,444				
I	1,870	1,979	2,023				
J	1,318	1,430	1,522	三次産業			Tertiary Industry
K	1,611	1,619	1,603	(G to X)	358,680	345,830	356,390
L	1,188	1,224	1,224				
M	2,655	2,850	2,922				
N	1,759	1,892	1,816				
O	4,910	5,130	4,988				
P	6,878	7,148	7,162				
Q	5,606	5,798	5,933				
R	1,426	1,538	1,542				
S	2,024	2,075	2,216				
T	9	15	17				
U	u 1	u 1	-				

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 1) 中国全土が対象。各年12月末の数値。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

韓国	KOR			シンガポール	SGP		
千人					thousands		
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	28,229	28,549	28,695	計	2,350	2,352	2,366
A	1,526	1,513	1,485	A	2	2	2
B	9	8	8	B	1	1	2
C	4,503	4,461	4,455	C	225	212	212
D	80	89	92	D	4	6	5
E	154	147	142	E	14	12	13
F	2,123	2,114	2,065	F	98	94	103
G	3,313	3,276	3,215	G	352	336	336
H	1,655	1,644	1,701	H	207	214	198
I	2,182	2,296	2,322	I	127	140	148
J	981	1,037	1,109	J	133	136	139
K	728	751	767	K	236	236	239
L	552	534	520	L	60	57	56
M	1,288	1,357	1,422	M	198	200	197
N	1,423	1,431	1,379	N	120	125	124
O	1,259	1,270	1,308	O	163	159	159
P	1,902	1,896	1,900	P	146	147	146
Q	2,714	2,858	2,941	Q	160	168	175
R	482	512	522	R	35	36	38
S	1,119	1,130	1,131	S	68	70	72
T	80	77	79	T	–	–	u 0
U	16	17	15	U	2	u 1	u 1
X	140	133	120	X	–	–	–

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

マレーシア	MYS			タイ	THA		
千人					thousands		
	2020年	2021	2022		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	14,957	15,064	15,392	計	39,221	39,912	39,806
A	1,566	1,550	1,541	A	11,919	12,050	11,520
B	82	82	84	B	48	46	60
C	2,498	2,501	2,591	C	6,276	6,260	6,287
D	76	78	79	D	103	102	106
E	84	86	88	E	79	74	88
F	1,173	1,160	1,171	F	2,205	2,260	2,304
G	2,766	2,827	2,933	G	6,750	6,893	6,845
H	689	705	711	H	1,463	1,463	1,610
I	1,540	1,536	1,548	I	2,908	3,171	3,416
J	223	235	236	J	238	200	184
K	372	387	397	K	514	520	466
L	82	83	84	L	372	353	341
M	379	359	366	M	427	437	474
N	802	846	862	N	590	677	718
O	735	725	748	O	1,836	1,799	1,766
P	938	924	944	P	1,114	1,122	1,103
Q	560	582	599	Q	822	837	819
R	58	61	64	R	284	297	302
S	267	275	279	S	998	1,078	1,073
T	66	65	68	T	229	232	259
U	0	0	0	U	3	u 3	u 2
				X	44	39	64

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィリピン	PHL			オーストラリア	AUS		
千人				thousands			
	2021年	2022	2023		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	41,060	45,838	46,939	計	13,658	14,124	14,422
A	9,988	10,468	10,200	A	300	303	321
B	184	209	210	B	287	298	295
C	3,252	3,617	3,585	C	938	989	959
D	71	96	95	D	87	85	110
E	80	74	71	E	82	79	88
F	4,160	4,460	4,370	F	1,233	1,325	1,333
G	8,589	9,955	10,010	G	1,822	1,881	1,878
H	2,859	3,216	3,507	H	695	720	723
I	1,370	1,775	2,135	I	922	927	949
J	405	457	532	J	525	515	526
K	587	630	650	K	548	551	533
L	182	230	273	L	189	171	199
M	310	347	409	M	915	976	968
N	1,774	2,197	2,458	N	478	461	483
O	2,581	2,786	2,826	O	879	916	948
P	1,323	1,451	1,536	P	1,141	1,180	1,250
Q	647	677	732	Q	2,050	2,173	2,252
R	288	438	439	R	250	276	286
S	706	845	2,898	S	300	279	288
T	1,705	1,912	–	T	–	–	–
U	1	2	2	U	–	–	–
				X	20	19	34

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ニュージーランド	NZL			ブラジル	BRA		
千人				thousands			
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	2,836	2,930	2,926	計	97,919	99,282	102,112
A	171	164	162	A	8,512	8,111	7,849
B	6	6	8	B	499	537	572
C	262	261	256	C	11,379	11,422	11,762
D	15	18	18	D	260	259	269
E	13	16	13	E	472	487	492
F	302	309	300	F	7,366	7,241	7,556
G	380	388	389	G	18,892	18,909	19,337
H	121	130	128	H	5,164	5,466	5,782
I	151	154	158	I	5,336	5,474	5,558
J	95	105	100	J	1,701	1,764	1,850
K	92	97	99	K	1,522	1,593	1,582
L	51	50	56	L	643	682	728
M	199	213	216	M	3,747	3,968	4,138
N	121	135	129	N	3,819	4,004	4,331
O	171	186	191	O	5,124	5,080	5,199
P	212	217	220	P	6,053	6,205	6,436
Q	294	300	316	Q	5,931	6,512	6,803
R	60	66	59	R	1,016	1,125	1,203
S	88	86	83	S	4,211	4,156	4,347
T	1	0	0	T	5,834	5,881	5,921
U	1	1	1	U	7	8	7
				X	433	399	389

出典： [日本、カナダ、ニュージーランド] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年12月現在
 [中国] 国家統計局(NBS) (2024.9) 「中国統計年鑑2024」
 [その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年12月現在

第 3-2 表 就業者の産業別構成比

Table 3-2: Sectoral composition of employment

	年/year	産業計	農林、 漁業	鉱業	製造業	電気、 ガス、 水道	建設	%
日本	2024	100.0	2.8	0.0	15.8	1.0	7.0	JPN
アメリカ	2024	100.0	1.6	0.2	9.7	1.4	7.7	USA
カナダ	2023	100.0	1.5	1.4	9.0	0.8	7.8	CAN
イギリス	2024	100.0	0.9	0.4	8.1	1.3	6.3	UK
ドイツ	2024	100.0	1.1	0.2	18.2	1.6	6.3	DEU
フランス	2024	100.0	2.3	0.1	10.8	1.7	6.6	FRA
イタリア	2024	100.0	3.4	0.1	18.2	1.7	6.7	ITA
オランダ	2024	100.0	1.7	0.2	8.0	0.9	4.6	NLD
デンマーク	2024	100.0	1.7	0.2	11.2	1.5	6.0	DNK
スウェーデン	2024	100.0	1.8	0.2	9.5	1.1	6.1	SWE
フィンランド	2024	100.0	3.5	0.3	12.7	1.2	6.7	FIN
ノルウェー	2024	100.0	2.5	2.0	6.6	1.3	8.1	NOR
ロシア	2024	100.0	5.0	2.4	14.2	3.1	6.7	RUS
韓国	2024	100.0	5.2	0.0	15.5	0.8	7.2	KOR
シンガポール	2024	100.0	0.1	0.1	9.0	0.8	4.3	SGP
マレーシア	2022	100.0	10.0	0.5	16.8	1.1	7.6	MYS
タイ	2024	100.0	28.9	0.2	15.8	0.5	5.8	THA
フィリピン	2023	100.0	21.7	0.4	7.6	0.4	9.3	PHL
オーストラリア	2024	100.0	2.2	2.0	6.7	1.4	9.2	AUS
ニュージーランド	2024	100.0	5.5	0.3	8.7	1.1	10.3	NZL
ブラジル	2024	100.0	7.7	0.6	11.5	0.7	7.4	BRA
		Total	a	b	c	d	e	

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction.

注： 比率は JILPT において実数から算出。出典及び各国の注は第 3-1 表（p.89～99）に準ずる。各産業の合計は必ずしも 100 にはならない。

第 3-2 表 就業者の産業別構成比（続き）

Table 3-2: Sectoral composition of employment (cont.)

	年/year	卸売・ 小売 1)	宿泊・ 飲食	運輸・ 保管、 通信	金融・ 保険	不動産業、 事業活動 2)	その他 3)	%
日本	2024	15.8	6.0	9.8	2.6	10.8	26.7	JPN
アメリカ	2024	12.0	6.2	10.5	5.1	12.7	32.9	USA
カナダ	2023	16.2	5.6	6.8	5.1	14.5	31.4	CAN
イギリス	2024	10.5	5.1	9.8	4.4	14.4	38.8	UK
ドイツ	2024	12.5	3.6	8.9	3.1	11.1	33.3	DEU
フランス	2024	12.6	4.3	8.6	3.4	12.5	37.1	FRA
イタリア	2024	13.9	6.4	8.1	2.6	11.5	27.4	ITA
オランダ	2024	14.6	4.8	9.1	2.9	14.4	38.7	NLD
デンマーク	2024	14.8	3.6	8.5	2.7	11.1	38.8	DNK
スウェーデン	2024	10.0	3.2	10.1	2.3	17.0	38.7	SWE
フィンランド	2024	10.6	3.9	10.6	2.0	13.1	35.3	FIN
ノルウェー	2024	12.2	3.5	9.5	1.6	12.2	40.4	NOR
ロシア	2024	14.8	2.8	10.9	2.2	8.1	29.8	RUS
韓国	2024	11.2	8.1	9.8	2.7	11.6	27.9	KOR
シンガポール	2024	14.2	6.2	14.2	10.1	16.0	25.0	SGP
マレーシア	2022	19.1	10.1	6.2	2.6	8.5	17.5	MYS
タイ	2024	17.2	8.6	4.5	1.2	3.9	13.5	THA
フィリピン	2023	21.3	4.5	8.6	1.4	6.7	18.0	PHL
オーストラリア	2024	13.0	6.6	8.7	3.7	11.4	35.1	AUS
ニュージーランド	2024	13.3	5.4	7.8	3.4	13.7	29.7	NZL
ブラジル	2024	18.9	5.4	7.5	1.5	9.0	29.7	BRA
		f	g	h	i	j	k	

f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified.

注 1) 自動車・オートバイ修理業を含む。

2) 専門、科学及び技術サービス、管理・支援サービス業を含む。

3) その他のサービス業、雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動、治外法権機関及び団体の活動が対象。

第 3-3 表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本 千人	JPN			アメリカ			USA thousands
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	60,410	60,760	61,230	計	148,345	151,242	151,364
A	630	650	660	A	1,784	1,794	1,826
B	20	20	20	B	405	391	395
C	10,270	10,420	10,310	C	15,116	15,538	15,047
D	650	640	640	D	1,339	1,460	1,442
E	–	–	–	E	748	747	761
F	3,960	3,990	3,940	F	10,568	10,808	10,886
G	9,960	9,930	10,010	G	18,535	18,788	18,559
H	3,640	3,580	3,540	H	9,962	9,686	9,481
I	3,300	3,490	3,600	I	9,590	9,951	9,839
J	2,580	2,630	2,740	J	6,574	6,580	6,363
K	1,800	1,770	1,740	K	7,820	7,816	7,838
L	970	980	970	L	2,716	2,693	2,579
M	1,990	1,990	2,050	M	8,430	8,706	8,842
N	3,150	3,100	3,170	N	6,259	6,272	6,518
O	2,560	2,580	2,580	O	5,763	6,116	6,368
P	3,230	3,180	3,240	P	13,650	13,830	14,080
Q	8,760	8,810	8,920	Q	21,244	22,059	22,540
R	690	690	710	R	2,828	2,913	2,848
S	1,450	1,440	1,480	S	3,835	3,890	3,987
T	–	–	–	T	655	672	650
U	20	20	20	U	523	533	515

Item A to U: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.113).

注： 各産業の分類区分A～Uについては、「A表 国際標準産業分類(ISIC)」(p.113)を参照のこと。特に注記しない限り15歳以上が対象。各国の出典は本表末尾 (p.112)を参照。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

カナダ	CAN			イギリス	UK		
千人				thousands			
	2021年	2022	2023		2022	2023	2024
ISIC rev.3				ISIC rev.4			
計/Total	17,496	18,267	18,795	計	28,353	28,578	28,972
A	218	222	213	A	111	136	140
B	15	15	16	B	115	98	126
C	256	263	273	C	2,515	2,400	2,524
D	1,727	1,764	1,788	D	170	168	188
E	138	148	155	E	254	233	231
F	1,251	1,374	1,400	F	1,394	1,350	1,328
G	3,025	3,127	3,157	G	3,287	3,227	3,197
H	941	1,021	1,107	H	1,327	1,347	1,353
I	1,208	1,201	1,259	I	1,522	1,538	1,565
J	925	954	981	J	1,458	1,483	1,432
K	2,328	2,460	2,537	K	1,341	1,414	1,389
L	1,079	1,134	1,181	L	325	323	318
M	1,383	1,411	1,432	M	2,219	2,389	2,315
N	2,334	2,419	2,479	N	1,090	1,075	1,150
O	635	724	792	O	2,520	2,648	2,549
P	31	28	24	P	3,132	3,125	3,279
Q	2	2	2	Q	4,223	4,267	4,531
X	0	0	0	R	653	617	637
				S	546	602	580
				T	27	21	21
				U	50	65	65
				X	76	55	56

Item X: Not elsewhere classified.

注：「X」はISIC分類には属さないが、出典において Not elsewhere classified とされているものを、便宜上「分類不能」として掲載。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ドイツ	DEU			フランス	FRA		
千人							thousands
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	38,507	39,322	39,090	計	24,660	24,882	25,138
A	318	305	278	A	296	299	301
B	68	74	68	B	39	34	28
C	7,727	7,581	7,534	C	2,920	2,998	2,937
D	356	398	414	D	181	212	244
E	268	280	276	E	212	212	248
F	2,222	2,388	2,307	F	1,392	1,377	1,460
G	4,902	5,092	4,935	G	3,232	3,162	3,233
H	1,958	1,999	1,993	H	1,353	1,358	1,354
I	1,135	1,299	1,366	I	959	982	1,062
J	1,498	1,594	1,577	J	857	886	875
K	1,170	1,203	1,182	K	896	884	904
L	316	333	321	L	259	269	280
M	1,835	1,896	1,890	M	1,438	1,520	1,522
N	1,788	1,816	1,766	N	1,051	1,112	1,084
O	3,136	3,141	3,090	O	2,344	2,416	2,401
P	2,640	2,753	2,782	P	2,041	2,148	2,102
Q	5,383	5,525	5,712	Q	3,503	3,598	3,435
R	399	424	427	R	501	468	492
S	1,222	1,091	1,059	S	607	501	448
T	149	120	106	T	247	268	289
U	12	11	-	U	15	19	20
X	u 7	-	-	X	317	161	420

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

イタリア	ITA			オランダ	NLD		
千人					thousands		
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	18,123	18,542	18,847	計	8,022	8,168	8,203
A	484	462	468	A	92	96	94
B	29	29	27	B	9	17	16
C	3,832	3,892	3,929	C	758	748	725
D	112	137	140	D	36	43	50
E	238	245	242	E	42	38	39
F	1,024	1,028	1,070	F	287	312	303
G	2,100	2,154	2,284	G	1,310	1,319	1,267
H	1,050	1,069	1,076	H	403	401	410
I	1,033	1,118	1,145	I	387	419	409
J	566	637	627	J	343	331	338
K	493	499	510	K	233	253	243
L	69	70	61	L	62	63	63
M	665	725	711	M	531	528	549
N	875	828	862	N	397	403	374
O	1,137	1,177	1,201	O	609	654	721
P	1,517	1,582	1,580	P	661	635	654
Q	1,607	1,653	1,667	Q	1,436	1,482	1,482
R	187	188	202	R	132	137	145
S	462	435	458	S	129	120	119
T	626	598	574	T	9	11	10
U	18	17	17	U	u 1	u 2	-
				X	156	160	193

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク	DNK			スウェーデン	SWE		
千人				thousands			
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	2,738	2,764	2,831	計	4,703	4,767	4,757
A	36	36	29	A	34	31	36
B	4	4	6	B	10	11	10
C	325	326	333	C	465	492	473
D	18	24	26	D	34	32	30
E	16	20	20	E	23	24	28
F	159	157	155	F	269	262	257
G	431	419	429	G	475	477	476
H	116	125	124	H	189	210	212
I	99	99	102	I	137	139	149
J	112	114	115	J	273	277	267
K	79	82	80	K	117	116	116
L	34	33	36	L	84	84	80
M	138	142	151	M	420	422	435
N	100	97	98	N	224	216	218
O	160	168	174	O	422	418	426
P	252	247	254	P	558	590	570
Q	527	536	543	Q	741	738	750
R	61	67	72	R	94	105	105
S	60	55	61	S	104	107	101
T	2	1	–	T	u 1	–	–
U	3	3	u 2	U	u 1	3	–
X	9	7	19	X	30	15	15

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィンランド	FIN			ノルウェー	NOR		
千人				thousands			
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	2,276	2,294	2,292	計	2,727	2,758	2,761
A	34	28	28	A	42	45	42
B	7	u 4	u 7	B	73	63	58
C	307	319	316	C	200	200	187
D	13	17	14	D	16	15	16
E	16	15	16	E	20	20	20
F	132	148	134	F	215	221	221
G	258	253	250	G	334	344	348
H	122	117	118	H	126	125	138
I	90	88	90	I	107	103	100
J	117	131	128	J	121	133	122
K	45	49	50	K	61	57	47
L	20	27	22	L	30	27	32
M	158	156	138	M	163	167	168
N	132	118	123	N	127	134	132
O	119	127	124	O	175	180	178
P	174	176	186	P	241	234	239
Q	404	388	422	Q	566	568	576
R	50	50	47	R	58	57	58
S	60	54	57	S	43	52	54
T	7	9	8	T	u 1	–	–
U	–	u 2	–	U	–	–	–
X	13	18	15	X	9	10	23

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ロシア	RUS			中国 1)	CHN		
千人					thousands		
	2022年	2023	2024		2021	2022	2023
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	67,263	68,787	67,782	計	170,145	167,007	163,683
A	3,024	2,974	2,684	A	868	789	693
B	1,681	1,647	1,723	B	3,448	3,409	3,293
C	9,731	9,879	9,935	C	38,280	37,384	35,778
D	1,786	1,756	1,748	D/E	3,820	3,753	3,610
E	518	494	486				
F	4,326	4,407	4,380	F	19,719	18,352	16,381
G	10,227	10,276	9,739	G	7,975	7,853	7,824
H	5,898	6,015	5,878	H	7,981	7,762	7,679
I	1,805	1,906	1,936	I	2,653	2,550	2,884
J	1,257	1,370	1,449	J	5,192	5,292	5,295
K	1,601	1,610	1,593	K	8,185	7,396	6,924
L	1,150	1,177	1,174	L	5,293	5,115	5,094
M	2,483	2,668	2,701	M	4,501	4,558	4,517
N	1,709	1,833	1,749	N	6,803	7,383	8,278
O	4,910	5,130	4,988	O/U	22,384	22,394	22,437
P	6,817	7,083	7,067	P	19,719	19,506	19,405
Q	5,547	5,688	5,763	Q	10,947	11,145	11,269
R	1,380	1,492	1,485	R	1,517	1,465	1,470
S	1,401	1,365	1,287	S/T	859	901	852
T	u 9	u 14	u 17				
U	u 1	u 1	-				

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

1) 民間企業を除く都市部企業の登録雇用者が対象。各年12月末の数値。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

韓国	KOR			シンガポール	SGP		
千人				thousands			
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	21,502	21,828	22,043	計	2,039	2,065	2,086
A	120	101	105	A	2	2	2
B	9	7	7	B	1	1	2
C	4,086	4,034	4,014	C	211	199	201
D	80	89	88	D	4	6	5
E	137	132	129	E	14	12	13
F	1,726	1,707	1,651	F	80	79	87
G	2,129	2,132	2,125	G	306	295	299
H	916	904	962	H	134	144	132
I	1,309	1,420	1,461	I	109	122	131
J	915	958	1,013	J	121	124	127
K	703	715	732	K	208	214	215
L	403	394	372	L	39	37	37
M	1,117	1,178	1,236	M	171	175	173
N	1,311	1,316	1,279	N	112	117	114
O	1,259	1,270	1,308	O	163	159	159
P	1,587	1,586	1,583	P	126	127	127
Q	2,623	2,770	2,854	Q	153	162	168
R	311	346	345	R	31	33	34
S	667	681	689	S	54	58	60
T	78	72	77	T	–	–	u 0
U	16	17	15	U	u 2	u 1	u 1
				X	–	–	–

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

マレーシア	MYS			タイ	THA		
千人				thousands			
	2018年	2019	2020		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計	10,700	11,218	11,554	計	18,812	19,118	19,571
A	653	670	968	A	1,224	1,165	1,072
B	88	89	80	B	46	43	57
C	2,109	2,306	2,106	C	5,063	5,022	5,107
D	68	71	73	D	103	102	106
E	75	73	69	E	66	65	77
F	922	961	892	F	1,533	1,571	1,643
G	1,594	1,701	1,854	G	2,854	2,986	3,099
H	524	527	597	H	801	778	857
I	833	883	895	I	845	1,066	1,273
J	202	199	208	J	210	182	169
K	298	312	340	K	476	489	440
L	79	79	78	L	285	269	252
M	297	324	332	M	304	319	359
N	610	662	687	N	484	561	603
O	720	737	735	O	1,836	1,799	1,766
P	949	921	909	P	1,090	1,095	1,070
Q	363	384	446	Q	785	794	777
R	70	62	50	R	122	128	137
S	143	152	173	S	410	413	388
T	104	104	64	T	229	232	259
U	2	-	-	U	3	u 3	u 2
				X	42	37	61

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィリピン	PHL			オーストラリア	AUS		
千人				thousands			
	2021年	2022	2023		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	26,101	28,836	29,708	計	11,468	11,913	12,189
A	3,317	3,443	3,275	A	133	136	147
B	159	189	182	B	281	294	288
C	2,712	2,955	2,897	C	810	861	833
D	71	96	95	D	82	82	107
E	78	74	71	E	75	73	82
F	4,114	4,397	4,305	F	810	902	900
G	3,122	3,379	3,473	G	1,601	1,663	1,654
H	1,600	1,717	1,838	H	560	573	586
I	956	1,287	1,529	I	828	837	861
J	380	429	490	J	442	442	450
K	574	611	629	K	484	494	482
L	130	148	178	L	142	131	149
M	285	324	379	M	686	731	729
N	1,762	2,181	2,433	N	338	324	340
O	2,581	2,786	2,826	O	867	905	937
P	1,300	1,421	1,513	P	1,074	1,108	1,182
Q	617	649	696	Q	1,843	1,929	2,010
R	245	390	389	R	206	229	235
S	393	449	2,509	S	191	185	190
T	1,705	1,912	–	T	–	–	–
U	1	2	2	U	–	–	–
				X	16	14	29

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ニュージーランド	NZL			ブラジル	BRA		
千人				thousands			
	2022年	2023	2024		2022	2023	2024
ISIC rev.4				ISIC rev.4			
計/Total	2,281	2,374	2,379	計	66,460	68,278	70,960
A	93	90	91	A	3,645	3,613	3,655
B	6	6	7	B	477	517	543
C	229	228	224	C	8,727	8,876	9,191
D	15	17	18	D	259	257	268
E	11	14	12	E	421	448	456
F	208	213	208	F	3,318	3,330	3,589
G	329	336	334	G	11,819	12,154	12,643
H	99	107	104	H	2,749	2,863	3,000
I	127	131	133	I	2,884	3,026	3,207
J	72	81	77	J	1,405	1,447	1,519
K	84	89	90	K	1,349	1,406	1,393
L	27	25	31	L	362	384	380
M	136	142	144	M	2,004	2,088	2,224
N	85	97	95	N	3,332	3,476	3,793
O	168	183	189	O	5,124	5,080	5,199
P	200	207	208	P	5,679	5,851	6,031
Q	262	272	287	Q	5,094	5,563	5,794
R	45	51	45	R	526	618	656
S	60	60	59	S	1,220	1,176	1,272
T	1	0	0	T	5,790	5,844	5,881
U	1	1	1	U	7	8	7
				X	267	254	262

出典： [日本、カナダ、ニュージーランド] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年11月現在
 [中国] 国家統計局(NBS) (2024.9) 「中国統計年鑑2024」
 [その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年11月現在

A 表 国際標準産業分類 (ISIC)

Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)

本書第 3-1 表(p.89)、第 3-3 表(p.102)の表中記号は下記の分類を示す。なお、和名は総務省による仮訳。

国際標準産業分類 第4次改定版 (ISIC-rev.4)

A 農林漁業	L 不動産業
B 鉱業及び採石業	M 専門、科学及び技術サービス業
C 製造業	N 管理・支援サービス業
D 電気、ガス、蒸気及び空調供給業	O 公務及び国防、強制社会保障事業
E 水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	P 教育
F 建設業	Q 保健衛生及び社会事業
G 卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業	R 芸術、娯楽、レクリエーション業
H 運輸・保管業	S その他のサービス業
I 宿泊・飲食業	T 雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動
J 情報通信業	U 治外法権機関及び団体の活動
K 金融・保険業	

[ISIC-Rev.4] A) Agriculture, forestry and fishing; B) Mining and quarrying; C) Manufacturing; D) Electricity, gas, steam and air conditioning supply; E) Water supply; sewerage, waste management and remediation activities; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; H) Transportation and storage; I) Accommodation and food service activities; J) Information and communication; K) Financial and insurance activities; L) Real estate activities; M) Professional, scientific and technical activities; N) Administrative and support service activities; O) Public administration and defence; compulsory social security; P) Education; Q) Human health and social work activities; R) Arts, entertainment and recreation; S) Other service activities; T) Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; U) Activities of extra-territorial organizations and bodies.

国際標準産業分類 第3次改定版 (ISIC-rev.3)

A 農業、狩猟業及び林業	J 金融仲介業
B 漁業	K 不動産業、物品賃貸業及び対事業所サービス業
C 鉱業及び採石業	L 公務及び国防、強制社会保障事業
D 製造業	M 教育
E 電気、ガス、水供給業	N 保健衛生及び社会事業
F 建設業	O その他の共同体、社会及び個人サービス業
G 卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	P 雇人のいる個人世帯
H ホテル及びレストラン	Q 治外法権機関及び団体
I 運輸業・倉庫業及び通信業	

[ISIC-Rev.3] A) Agriculture, hunting and forestry; B) Fishing; C) Mining and quarrying; D) Manufacturing; E) Electricity, gas and water supply; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods; H) Hotels and restaurants; I) Transport, storage and communications; J) Financial intermediation; K) Real estate, renting and business activities; L) Public administration and defence; compulsory social security; M) ; Education N) Health and social work; O) Other community, social and personal service activities; P) Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households Q) Extra-territorial organizations and bodies.

出典：国連統計局 (<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ>)、
総務省 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/)

B 表 国際標準職業分類 (ISCO)

Table B: International Standard Classification of Occupations (ISCO)

本書第 3-4 表(p.115)の表中記号は下記の分類を示す。なお、和名は総務省による仮訳。

国際標準職業分類 2008年改定版 (ISIC-08)

- 1 管理職
 - 2 専門職
 - 3 技師、准専門職
 - 4 事務補助員
 - 5 サービス・販売従事者
 - 6 農林漁業従事者
 - 7 技能工及び関連職業の従事者
 - 8 設備・機械の運転・組立工
 - 9 単純作業の従事者
 - 0 軍人
-

[ISIC-08] 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations.

出典：ILO (<https://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/>)、
総務省 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/)

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Employment by occupation and sex

日本										JPN
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	66,854	36,771	30,082	67,470	36,960	30,510	67,810	36,990	30,820	
1	1,254	1,088	166	1,230	1,050	180	1,230	1,040	200	
2/3	12,744	6,646	6,098	12,860	6,680	6,190	13,240	6,880	6,360	
4	13,951	5,511	8,440	14,060	5,570	8,490	14,190	5,580	8,610	
5	17,541	8,222	9,319	20,840	10,720	10,120	20,970	10,800	10,150	
6	1,955	1,265	690	1,940	1,280	670	1,870	1,230	640	
7	6,044	3,839	2,205	—	—	—	—	—	—	
8	4,777	4,317	461	13,730	10,920	2,800	13,510	10,730	2,780	
9	7,605	5,340	2,266	4,870	2,650	2,220	4,930	2,680	2,250	
X	983	545	438	—	—	—	—	—	—	
	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F	

日本 1)										JPN
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	67,230	36,990	30,240	67,470	36,960	30,510	67,810	36,990	30,820	
1	1,240	1,080	160	1,230	1,050	180	1,230	1,040	200	
2/3	12,770	6,650	6,120	12,860	6,680	6,190	13,240	6,880	6,360	
4	14,010	5,540	8,470	14,060	5,570	8,490	14,190	5,580	8,610	
5	17,720	8,320	9,390	17,710	8,230	9,480	17,800	8,290	9,500	
6	1,990	1,290	700	1,940	1,280	670	1,870	1,230	640	
7	8,700	6,110	2,590	8,780	6,140	2,630	8,640	6,040	2,600	
8	2,160	2,080	80	2,180	2,090	90	2,120	2,030	90	
9	7,650	5,380	2,270	7,640	5,340	2,300	7,680	5,340	2,340	
X	990	540	460	1,070	580	480	1,040	560	480	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

Item 0 to 9: See "Table B: International Standard Classification of Occupation (ISCO)" (p.114). Item X: Not elsewhere classified.

注： ISCO分類記号0～9は「B表 国際標準職業分類(ISCO)」(p.114)を参照。「X」はISCO分類には属さないが、出典において Not elsewhere classified とされているものを、便宜上「分類不能」として掲載。

- 1) 日本標準職業分類による労働力調査の結果を、次のとおりJLPTにおいて便宜上ISCOに当てはめて組み替えたもの。分類5として販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者。分類7として生産工程従事者。分類8として輸送・機械運転従事者。分類9として建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者。

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

アメリカ USA									
千人 thousands									
ISCO -08	2022年			2023			2024		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	158,291	84,203	74,089	161,037	85,500	75,537	161,346	85,313	76,033
1	18,546	10,942	7,604	19,099	10,969	8,130	18,856	10,775	8,081
2	35,905	16,557	19,348	36,911	16,986	19,924	37,484	17,029	20,455
3	27,000	11,910	15,090	27,664	12,337	15,326	28,042	12,314	15,729
4	13,622	3,669	9,953	13,572	3,785	9,787	13,416	3,714	9,702
5	23,105	9,687	13,418	23,739	10,074	13,665	23,516	10,055	13,461
6	670	542	128	671	537	134	638	499	139
7	13,390	11,453	1,938	13,417	11,442	1,975	13,296	11,331	1,965
8	9,321	7,476	1,845	9,407	7,605	1,802	9,165	7,437	1,727
9	16,733	11,968	4,766	16,558	11,765	4,792	16,933	12,158	4,774
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

イギリス UK									
千人 thousands									
ISCO -08	2022年			2023			2024		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	32,709	17,098	15,610	33,014	17,172	15,842	33,388	17,176	16,212
1	4,936	3,019	1,917	5,148	3,077	2,072	5,383	3,183	2,201
2	8,233	3,927	4,306	8,285	3,957	4,328	8,352	3,898	4,454
3	4,476	2,149	2,327	4,727	2,313	2,413	4,690	2,266	2,425
4	3,185	1,073	2,112	3,079	1,016	2,063	2,975	1,001	1,974
5	4,778	1,669	3,109	4,661	1,584	3,077	4,918	1,648	3,270
6	338	283	55	361	305	56	362	309	53
7	2,271	2,096	175	2,232	2,070	162	2,173	2,000	174
8	1,466	1,284	183	1,395	1,228	167	1,467	1,288	179
9	2,950	1,545	1,406	3,048	1,560	1,489	3,008	1,539	1,469
0	26	23	u 3	28	26	u 1	31	27	u 4
X	49	30	19	50	36	14	29	18	10
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

ドイツ DEU									
千人 thousands									
ISCO -08	2022年			2023			2024		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	42,289	22,507	19,782	43,065	22,877	20,188	42,703	22,671	20,032
1	1,746	1,242	504	1,844	1,317	527	1,859	1,319	540
2	9,394	4,745	4,649	9,856	4,923	4,934	9,975	4,966	5,009
3	8,336	3,846	4,491	8,395	3,860	4,535	8,446	3,922	4,524
4	5,508	1,934	3,575	5,561	1,916	3,645	5,440	1,869	3,571
5	5,744	2,156	3,588	5,887	2,258	3,628	5,805	2,226	3,579
6	589	448	141	552	438	114	534	429	104
7	4,658	4,158	500	4,536	4,076	460	4,438	3,982	456
8	2,620	2,204	415	2,631	2,225	406	2,606	2,215	391
9	3,200	1,453	1,747	3,195	1,474	1,721	3,055	1,401	1,655
0	183	161	23	175	155	20	167	146	u 21
X	311	162	149	432	235	197	378	197	181
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

フランス FRA									
千人 thousands									
ISCO -08	2022年			2023			2024		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	28,396	14,511	13,885	28,589	14,574	14,015	29,022	14,853	14,169
1	2,016	1,213	804	2,022	1,236	786	2,119	1,282	837
2	6,508	3,247	3,261	6,850	3,413	3,437	7,118	3,544	3,575
3	5,032	2,145	2,887	5,185	2,203	2,982	5,174	2,222	2,951
4	2,456	687	1,769	2,308	646	1,662	2,316	652	1,664
5	4,022	1,318	2,704	4,104	1,340	2,764	4,148	1,346	2,802
6	795	612	183	770	578	192	715	555	160
7	2,810	2,527	283	2,720	2,439	281	2,730	2,460	270
8	1,826	1,458	368	1,840	1,482	358	1,801	1,485	316
9	2,397	967	1,431	2,423	988	1,435	2,424	1,000	1,424
0	206	171	35	194	158	36	191	157	33
X	327	167	161	173	90	84	286	150	136
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

イタリア										ITA
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	23,099	13,350	9,749	23,580	13,591	9,989	23,932	13,765	10,168	
1	867	625	242	873	629	244	941	678	263	
2	3,476	1,584	1,892	3,659	1,679	1,980	3,798	1,718	2,079	
3	3,899	2,369	1,530	4,141	2,509	1,632	4,226	2,517	1,708	
4	2,946	1,059	1,887	2,957	1,087	1,870	2,896	1,046	1,850	
5	3,975	1,602	2,373	4,083	1,620	2,463	4,159	1,662	2,497	
6	547	436	111	537	422	115	512	404	108	
7	3,058	2,754	304	3,062	2,754	308	3,166	2,856	310	
8	1,616	1,324	292	1,565	1,282	283	1,504	1,233	271	
9	2,499	1,389	1,110	2,482	1,399	1,082	2,497	1,428	1,069	
0	217	208	9	221	210	11	235	222	12	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

オランダ										NLD
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	9,583	5,073	4,510	9,786	5,184	4,602	9,863	5,218	4,645	
1	542	388	155	588	419	169	594	415	179	
2	2,958	1,543	1,415	3,010	1,549	1,461	3,145	1,617	1,529	
3	1,593	768	825	1,633	795	838	1,681	817	864	
4	830	338	492	810	331	479	827	341	486	
5	1,666	551	1,116	1,693	552	1,141	1,642	547	1,095	
6	125	100	25	137	109	28	142	114	28	
7	658	603	54	673	617	56	642	584	59	
8	375	329	46	390	343	47	394	344	50	
9	753	393	360	756	403	353	716	384	332	
0	26	22	4	27	23	5	29	25	4	
X	57	38	19	68	42	25	52	30	21	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク										DNK
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,994	1,575	1,420	3,018	1,588	1,430	3,079	1,631	1,449	
1	82	58	24	75	52	24	86	62	24	
2	835	371	465	862	384	478	884	398	485	
3	547	310	236	545	317	228	524	300	224	
4	189	57	131	189	59	130	214	70	144	
5	542	196	346	547	202	345	579	228	351	
6	47	39	8	47	36	10	45	35	11	
7	219	202	17	216	197	19	211	196	15	
8	151	131	20	149	129	20	135	117	18	
9	314	177	138	311	176	135	306	176	130	
0	10	9	u 1	12	11	u 1	13	11	—	
X	59	25	35	66	27	40	83	38	45	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

スウェーデン										SWE
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	5,257	2,792	2,465	5,336	2,818	2,518	5,303	2,783	2,520	
1	341	198	143	338	190	148	334	186	148	
2	1,726	762	964	1,778	791	987	1,771	788	983	
3	937	519	418	975	552	423	970	540	430	
4	306	121	186	323	131	192	310	125	185	
5	866	321	545	876	311	566	858	302	556	
6	91	67	24	86	62	24	88	63	25	
7	448	418	31	434	398	36	436	400	37	
8	284	244	40	286	241	45	281	241	40	
9	228	119	109	218	122	96	228	118	110	
0	17	15	2	18	16	1	19	17	—	
X	14	9	5	6	4	1	8	u 6	—	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

フィンランド										FIN
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,640	1,361	1,280	2,648	1,352	1,296	2,621	1,348	1,273	
1	44	28	16	58	36	22	90	56	34	
2	690	356	335	719	363	357	685	344	341	
3	486	213	273	506	222	283	478	209	270	
4	146	43	103	129	30	99	128	39	89	
5	517	165	352	482	132	350	505	156	350	
6	75	50	25	72	51	21	73	52	21	
7	254	233	21	254	233	21	247	225	21	
8	191	162	30	198	170	28	187	155	31	
9	193	82	112	181	88	92	183	82	102	
0	4	4	—	8	7	—	9	8	—	
X	39	26	14	41	20	21	36	22	14	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ノルウェー										NOR
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,863	1,513	1,350	2,892	1,527	1,365	2,908	1,537	1,371	
1	237	156	80	227	151	77	224	145	79	
2	836	338	497	848	355	494	847	360	488	
3	444	271	174	437	265	172	438	257	182	
4	166	71	95	170	77	92	164	77	87	
5	573	190	382	598	202	396	607	210	397	
6	50	42	9	50	41	10	60	47	13	
7	242	224	18	247	233	15	239	225	14	
8	168	145	23	161	135	26	161	138	23	
9	101	45	57	104	37	67	108	48	61	
0	10	8	u 2	10	8	u 2	u 8	u 6	—	
X	37	24	13	40	24	16	52	26	26	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

ロシア										RUS
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	71,974	36,917	35,056	73,636	37,690	35,946	73,250	37,394	35,856	
1	3,274	1,833	1,442	3,556	1,966	1,591	3,678	2,083	1,595	
2	19,268	7,007	12,261	19,895	7,369	12,526	20,706	7,780	12,926	
3	9,998	4,406	5,592	10,300	4,504	5,796	10,456	4,592	5,865	
4	2,470	462	2,008	2,534	461	2,073	2,533	465	2,069	
5	11,617	3,557	8,060	12,015	3,666	8,349	11,338	3,336	8,002	
6	1,559	801	758	1,449	736	713	1,319	662	658	
7	8,889	7,440	1,449	9,142	7,639	1,503	9,077	7,583	1,494	
8	9,275	8,284	992	9,231	8,261	970	8,988	8,033	955	
9	5,623	3,128	2,495	5,514	3,089	2,425	5,155	2,862	2,293	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

香港										HKG
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	3,613	1,790	1,824	3,710	1,835	1,875	3,694	1,806	1,888	
1	407	251	156	442	274	168	438	273	165	
2	415	204	212	436	214	222	450	226	224	
3	667	384	283	647	369	277	610	336	274	
4	449	120	329	446	120	326	440	114	326	
5	644	291	353	691	303	388	699	306	393	
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	233	221	12	238	224	14	233	219	14	
8	154	149	5	155	151	4	151	147	5	
9	637	165	472	646	173	473	664	179	485	
X	7	4	3	9	7	2	9	6	3	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

韓国										KOR
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	28,229	15,960	12,269	28,549	15,979	12,571	28,695	15,940	12,756	
1	436	373	64	475	398	78	440	363	77	
2	5,880	2,982	2,899	6,165	3,156	3,009	6,388	3,319	3,069	
3	4,859	2,346	2,513	4,967	2,392	2,575	5,052	2,403	2,649	
4	3,269	1,148	2,121	3,465	1,187	2,278	3,526	1,153	2,373	
5	2,681	1,274	1,407	2,621	1,206	1,415	2,512	1,169	1,343	
6	1,463	913	550	1,481	924	557	1,450	893	557	
7	2,403	2,103	300	2,311	2,038	273	2,261	2,012	250	
8	3,039	2,687	351	2,988	2,632	356	2,968	2,650	318	
9	4,060	2,102	1,957	3,942	2,019	1,923	3,978	1,961	2,017	
X	140	32	108	133	26	106	120	16	104	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

シンガポール										SGP
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	2,350	1,256	1,094	2,352	1,244	1,108	2,366	1,238	1,128	
1	408	244	164	370	223	147	405	243	162	
2	601	317	284	621	315	306	620	312	308	
3	441	237	205	436	238	198	436	234	202	
4	208	47	160	204	48	157	206	47	159	
5	241	108	133	257	112	145	242	102	140	
6	3	2	u 1	4	3	u 1	3	2	u 1	
7	53	44	9	59	48	11	55	47	8	
8	136	122	13	132	120	12	128	117	12	
9	158	73	85	162	72	90	166	73	93	
X	102	62	40	109	66	42	106	62	44	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

タイ										THA
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	39,221	21,058	18,163	39,912	21,371	18,541	39,806	21,419	18,387	
1	1,290	815	476	1,309	810	500	1,306	810	496	
2	2,355	907	1,448	2,274	837	1,438	2,199	820	1,379	
3	1,923	867	1,056	1,867	847	1,021	1,874	816	1,058	
4	1,881	550	1,331	1,868	524	1,344	1,815	491	1,323	
5	8,098	3,164	4,934	8,543	3,337	5,206	8,651	3,377	5,273	
6	10,921	6,390	4,531	11,070	6,479	4,591	10,433	6,198	4,235	
7	4,178	3,127	1,052	4,265	3,174	1,090	4,311	3,184	1,127	
8	3,992	2,845	1,148	4,059	2,935	1,124	4,246	3,097	1,150	
9	4,512	2,341	2,171	4,562	2,354	2,208	4,844	2,535	2,309	
0	49	46	3	69	62	7	66	59	8	
X	21	7	14	25	13	12	63	33	29	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

フィリピン										PHL
千人										thousands
ISCO -08	2021年			2022			2023			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	41,060	25,191	15,869	45,838	27,227	18,611	46,939	27,644	19,295	
1	3,287	1,532	1,754	2,217	1,139	1,078	1,881	1,022	860	
2	2,241	776	1,465	2,450	867	1,583	2,682	969	1,713	
3	1,664	871	793	1,829	907	922	1,988	974	1,014	
4	2,666	1,122	1,544	3,315	1,356	1,960	3,524	1,450	2,074	
5	8,108	3,257	4,851	10,409	3,889	6,520	11,040	4,114	6,926	
6	5,148	4,245	904	5,356	4,332	1,024	5,235	4,239	996	
7	2,988	2,557	431	3,455	2,863	593	3,354	2,735	619	
8	3,172	2,877	295	3,653	3,308	345	3,962	3,640	322	
9	11,697	7,871	3,826	13,065	8,484	4,581	13,180	8,415	4,765	
0	90	84	6	89	83	5	92	86	6	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

オーストラリア										AUS
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	13,658	7,155	6,502	14,124	7,406	6,718	14,422	7,522	6,900	
1	1,623	968	655	1,654	974	680	1,659	967	692	
2	3,260	1,454	1,806	3,432	1,531	1,901	3,559	1,593	1,967	
3	1,797	814	983	1,876	855	1,021	1,925	881	1,044	
4	1,208	307	901	1,250	324	926	1,270	339	931	
5	2,292	758	1,535	2,347	778	1,570	2,391	781	1,610	
6	265	216	49	272	212	59	281	221	60	
7	1,330	1,240	90	1,385	1,291	94	1,396	1,302	94	
8	849	726	123	863	741	122	853	727	126	
9	1,033	674	360	1,047	700	346	1,082	708	375	
0	0	0	0	0	0	0	6	5	1	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

ブラジル										BRA
千人										thousands
ISCO -08	2022年			2023			2024			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計 T	97,919	56,003	41,916	99,282	56,651	42,631	102,112	58,179	43,933	
1	3,416	2,075	1,342	3,375	2,032	1,343	3,560	2,157	1,403	
2	11,895	4,899	6,997	12,577	5,208	7,369	13,097	5,379	7,718	
3	8,059	4,471	3,587	8,447	4,639	3,808	9,002	4,952	4,050	
4	8,173	3,148	5,025	8,381	3,197	5,184	8,597	3,342	5,256	
5	21,969	9,353	12,616	22,105	9,458	12,647	22,584	9,635	12,949	
6	5,254	4,187	1,068	4,970	3,992	978	4,684	3,820	864	
7	13,232	11,028	2,204	13,188	10,990	2,198	13,526	11,316	2,211	
8	8,763	7,554	1,209	9,052	7,876	1,176	9,508	8,246	1,262	
9	16,008	8,279	7,729	16,051	8,260	7,792	16,399	8,320	8,079	
0	821	742	78	806	724	82	831	749	82	
X	330	269	61	331	276	55	324	264	60	
	T	M	F	T	M	F	T	M	F	

出典：[日本] 総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」
 [その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年11月現在

第3-5表 就業者の職業別構成比

Table 3-5: Occupational composition of employment

	管理職	専門職	技師、 准専門 職	事務 補助員	サービス ・販売 従事者	農林 漁業 従事者	技能工 及び関 連職業 の従事 者	設備・ 機械の 運転・ 組立工	単純 作業の 従事者	軍人	分類 不能	
2024年、%											% of total, 2024	
日本	1.8	19.5		20.9	30.9	2.8	–	19.9	7.3	–	–	JPN
日本 1)	1.8	19.5		20.9	26.2	2.8	12.7	3.1	11.3	–	1.5	JPN
アメリカ	11.7	23.2	17.4	8.3	14.6	0.4	8.2	5.7	10.5	–	–	USA
イギリス	16.1	25.0	14.0	8.9	14.7	1.1	6.5	4.4	9.0	0.1	0.1	UK
ドイツ	4.4	23.4	19.8	12.7	13.6	1.2	10.4	6.1	7.2	0.4	0.9	DEU
フランス	7.3	24.5	17.8	8.0	14.3	2.5	9.4	6.2	8.4	0.7	1.0	FRA
イタリア	3.9	15.9	17.7	12.1	17.4	2.1	13.2	6.3	10.4	1.0	–	ITA
オランダ	6.0	31.9	17.0	8.4	16.7	1.4	6.5	4.0	7.3	0.3	0.5	NLD
デンマーク	2.8	28.7	17.0	7.0	18.8	1.5	6.8	4.4	9.9	0.4	2.7	DNK
スウェーデン	6.3	33.4	18.3	5.8	16.2	1.7	8.2	5.3	4.3	0.4	0.2	SWE
フィンランド	3.4	26.1	18.3	4.9	19.3	2.8	9.4	7.1	7.0	0.3	1.4	FIN
ノルウェー	7.7	29.1	15.1	5.6	20.9	2.0	8.2	5.5	3.7	0.3	1.8	NOR
ロシア	5.0	28.3	14.3	3.5	15.5	1.8	12.4	12.3	7.0	–	–	RUS
香港	11.9	12.2	16.5	11.9	18.9	–	6.3	4.1	18.0	–	0.2	HKG
韓国	1.5	22.3	17.6	12.3	8.8	5.1	7.9	10.3	13.9	–	0.4	KOR
シンガポール	17.1	26.2	18.4	8.7	10.2	0.1	2.3	5.4	7.0	–	4.5	SGP
タイ	3.3	5.5	4.7	4.6	21.7	26.2	10.8	10.7	12.2	0.2	0.2	THA
フィリピン 2)	4.0	5.7	4.2	7.5	23.5	11.2	7.1	8.4	28.1	0.2	n/a	PHL
オーストラリア	11.5	24.7	13.3	8.8	16.6	1.9	9.7	5.9	7.5	0.0	n/a	AUS
ブラジル	3.5	12.8	8.8	8.4	22.1	4.6	13.2	9.3	16.1	0.8	0.3	BRA
ISCO-08(*)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	X	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

*Occupational classification: 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified.

注： 出典及び各国の注は「第3-4表 性別・職業別就業者数」（p.115～124）に準ずる。内訳を合算しても100（就業者計）にはならない場合がある。

1) 労働力調査による公表値をJILPTにおいて再編し算出（詳細はp.115の注1参照）。区分2は区分3を含む。

2) 2023年の数値。

第 3-6 表 管理職に占める女性の割合

Table 3-6: Women's share of managerial employment

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
日本	10.4	12.0	14.7	13.1	13.1	13.3	14.6	16.3	JPN
アメリカ	39.2	39.6	40.7	41.1	41.4	41.0	42.6	42.9	USA
イギリス	43.4	35.4	37.2	37.9	38.8	38.8	40.2	40.9	UK
ドイツ	29.0	28.9	29.5	28.6	29.2	28.9	28.6	29.1	DEU
フランス	38.5	31.7	34.7	35.5	37.8	39.9	38.9	39.5	FRA
イタリア	32.8	26.6	27.7	27.4	28.6	27.9	28.0	27.9	ITA
オランダ	27.4	25.2	29.1	24.8	26.3	28.5	28.8	30.1	NLD
デンマーク	21.9	26.3	26.8	27.8	28.2	29.3	31.8	28.1	DNK
スウェーデン	31.4	39.5	40.3	42.3	43.0	42.0	43.7	44.4	SWE
フィンランド	28.5	36.6	32.5	40.8	35.9	36.0	38.4	37.7	FIN
ノルウェー	34.4	36.6	34.3	34.2	34.2	33.9	33.7	35.3	NOR
ロシア	38.7	38.7	44.7	45.8	46.2	44.0	44.7	43.4	RUS
韓国	9.4	10.5	15.4	15.6	16.3	14.6	16.3	17.5	KOR
シンガポール	34.3	33.9	36.7	37.2	38.1	40.3	39.6	40.1	SGP
タイ	25.8	32.8	35.1	39.2	35.5	36.9	38.2	38.0	THA
フィリピン	53.7	47.1	50.5	53.0	53.4	48.6	45.7	—	PHL
オーストラリア	34.5	36.3	39.0	39.8	39.5	40.4	41.1	41.7	AUS
ブラジル	—	38.5	38.5	36.8	38.8	39.3	39.8	39.4	BRA

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年11月現在

注：ここでいう「管理職」とは、国際標準職業分類（ISCO-08）による大分類の「区分1」に相当する者を指す。

第 3-7-1 表 従業上の地位別就業者数

Table 3-7-1: Employment by status in employment

ICSE-93	就業者計 Total	有給雇用		自営業		分類不能	
		雇用者 1	雇用主 2	自己採算 労働者 3	寄与的家 族従事者 5		
千人、2024年							thousands, 2024
日本	67,810	61,230	—	5,050	1,190	—	JPN
アメリカ 1)	161,346	151,364	—	9,906	76	—	USA
カナダ 1)	20,533	17,863	698	1,956	15	—	CAN
イギリス	33,388	28,972	537	3,776	99	u 4	UK
ドイツ	42,703	39,090	1,706	1,791	116	—	DEU
フランス	29,022	25,138	1,382	2,402	87	12	FRA
イタリア	23,932	18,847	1,618	3,223	244	—	ITA
オランダ	9,863	8,203	331	1,300	29	—	NLD
デンマーク	3,079	2,831	77	160	11	—	DNK
スウェーデン	5,303	4,757	178	345	24	—	SWE
フィンランド	2,621	2,292	81	233	15	—	FIN
ノルウェー	2,908	2,761	20	119	u 7	—	NOR
ロシア	73,250	67,782	1,165	4,096	207	—	RUS
韓国	28,695	22,043	1,432	4,225	876	120	KOR
シンガポール	9,449	8,238	321	873	18	—	SGP
マレーシア 2)	15,392	12,047	533	2,325	487	—	MYS
タイ	39,806	19,571	1,071	13,234	5,930	—	THA
インドネシア 3)	139,242	63,988	4,698	51,507	19,050	—	IDN
フィリピン 3)	46,939	29,708	1,248	12,610	3,373	—	PHL
インド	482,793	116,796	15,804	265,504	76,563	8,126	IND
オーストラリア	14,422	12,189	995	1,213	25	—	AUS
ニュージーランド	2,926	2,379	—	524	19	—	NZL
メキシコ	60,336	41,039	3,273	12,908	2,114	1,002	MEX
ブラジル	102,112	70,960	4,267	25,581	1,304	—	BRA
	Total Employment	Employees Paid Employment	Employers	Own-account workers Self-employment	Contributing family workers	Workers not classifiable by status	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年10月現在

注： 従業上の地位に関する最新の国際分類基準は、2013年にILO決議で示されたICSE-18-A並びにICSE-18-R（ほか拡張型のICSaW-18）があるが、現時点では多くの国において統計調査が準じていないため、本表は旧来のICSE-93を基準としたものを掲載している。ICSE-93の分類4は、生産者共同組合の組合(Members of producers' cooperatives)であるが、該当データがないため省略。

1) 区分3は雇用主を含む。アメリカは16歳以上が対象。

2) 2022年値。15歳から64歳までが対象。自己使用のための生産労働者を除く。

3) 2023年値。

第3-7-2表 従業上の地位別構成比（就業者）

Table 3-7-2: Composition by status in employment

ICSE-93	就業者計 Total	有給雇用		自営業		分類不能 6	
		雇用者 1	雇用主 2	自己採算 労働者 3	寄与的家 族従事者 5		
%、2024年							% of total employment, 2024
日本	100.0	90.3	—	7.4	1.8	—	JPN
アメリカ 1)	100.0	93.8	—	6.1	0.0	—	USA
カナダ 1)	100.0	87.0	3.4	9.5	0.1	—	CAN
イギリス	100.0	86.8	1.6	11.3	0.3	u 0.0	UK
ドイツ	100.0	91.5	4.0	4.2	0.3	—	DEU
フランス	100.0	86.6	4.8	8.3	0.3	0.0	FRA
イタリア	100.0	78.8	6.8	13.5	1.0	—	ITA
オランダ	100.0	83.2	3.4	13.2	0.3	—	NLD
デンマーク	100.0	92.0	2.5	5.2	0.4	—	DNK
スウェーデン	100.0	89.7	3.4	6.5	0.5	—	SWE
フィンランド	100.0	87.4	3.1	8.9	0.6	—	FIN
ノルウェー	100.0	94.9	0.7	4.1	u 0.3	—	NOR
ロシア	100.0	92.5	1.6	5.6	0.3	—	RUS
韓国	100.0	76.8	5.0	14.7	3.1	0.4	KOR
シンガポール	100.0	87.2	3.4	9.2	0.2	—	SGP
マレーシア 2)	100.0	78.3	3.5	15.1	3.2	—	MYS
タイ	100.0	49.2	2.7	33.2	14.9	—	THA
インドネシア 3)	100.0	46.0	3.4	37.0	13.7	—	IDN
フィリピン 3)	100.0	63.3	2.7	26.9	7.2	—	PHL
インド	100.0	24.2	3.3	55.0	15.9	1.7	IND
オーストラリア	100.0	84.5	6.9	8.4	0.2	—	AUS
ニュージーランド	100.0	81.3	—	17.9	0.6	—	NZL
メキシコ	100.0	68.0	5.4	21.4	3.5	—	MEX
ブラジル	100.0	69.5	4.2	25.1	1.3	—	BRA
	Total Employment	Employees Paid Employment	Employers	Own-account workers Self-employment	Contributing family workers	Workers not classifiable by status	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年10月現在

注： 従業上の地位分類については、「第3-7-1表 従業上の地位別就業者数(p.127)」を参照。

1) 区分3は雇用主を含む。アメリカは16歳以上が対象。

2) 2022年値。15歳から64歳までが対象。自己使用のための生産労働者を除く。

3) 2023年値。

第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
男女計									Total
日本	18.3	20.2	22.7	25.8	25.6	25.1	24.8	25.8	JPN
アメリカ 1)	12.8	14.1	13.3	11.7	11.7	11.7	11.9	12.4	USA
カナダ	18.4	19.6	19.0	17.9	18.3	18.1	17.9	18.1	CAN
イギリス	22.9	24.0	23.3	22.5	21.7	21.9	21.8	22.0	UK
ドイツ	21.5	21.7	22.2	22.5	22.1	22.2	22.6	22.7	DEU
フランス	13.2	13.6	14.4	13.1	13.8	13.1	13.3	13.4	FRA
イタリア	14.7	16.3	18.5	17.8	17.0	16.5	16.6	16.0	ITA
オランダ	35.6	36.9	38.4	36.9	36.0	35.1	35.2	35.0	NLD
デンマーク	17.3	17.8	18.7	18.1	16.6	17.1	18.1	19.7	DNK
スウェーデン	13.5	14.5	14.1	14.1	12.1	11.9	11.7	11.4	SWE
フィンランド	11.2	12.5	13.4	14.1	17.1	17.3	17.1	16.1	FIN
ノルウェー	20.8	20.4	20.1	19.6	20.3	20.4	20.5	19.6	NOR
ロシア	5.6	4.3	4.2	4.1	—	—	—	—	RUS
韓国	8.9	10.6	10.5	15.4	16.1	16.4	16.1	17.5	KOR
オーストラリア	24.0	24.8	25.2	25.1	24.9	23.9	23.5	24.4	AUS
ニュージーランド	21.6	21.8	21.4	19.7	20.0	19.1	19.5	19.8	NZL
メキシコ	16.3	18.2	18.1	17.7	17.9	17.0	17.6	18.0	MEX
男									Male
日本	8.8	10.4	12.0	15.0	15.0	14.3	14.2	15.4	JPN
アメリカ 1)	7.8	9.3	8.8	8.0	7.9	8.0	8.1	8.5	USA
カナダ	10.9	12.4	12.4	12.2	12.9	12.3	12.7	12.9	CAN
イギリス	9.5	11.2	11.3	11.5	11.3	11.8	11.9	12.4	UK
ドイツ	7.3	7.6	9.0	10.0	10.1	10.4	10.8	10.8	DEU
フランス	5.0	5.6	6.9	6.9	7.3	7.3	7.4	7.4	FRA
イタリア	5.3	6.2	8.3	8.0	7.9	7.3	7.2	6.9	ITA
オランダ	15.3	16.9	19.3	19.4	19.3	19.7	20.0	19.7	NLD
デンマーク	11.7	12.2	13.7	13.7	12.5	12.7	13.5	15.3	DNK
スウェーデン	8.5	10.1	10.6	11.4	9.3	9.5	9.4	9.2	SWE
フィンランド	7.9	9.2	10.6	11.3	13.3	13.2	13.2	13.0	FIN
ノルウェー	10.0	11.5	12.3	13.0	13.6	14.0	14.4	13.5	NOR
ロシア	3.9	3.0	2.9	3.1	—	—	—	—	RUS
韓国	6.4	7.2	6.8	10.4	10.7	11.1	10.8	11.7	KOR
オーストラリア	12.0	13.5	14.3	15.0	15.3	14.7	14.9	15.9	AUS
ニュージーランド	10.0	11.3	11.1	11.2	11.5	10.9	11.3	11.7	NZL
メキシコ	10.1	12.2	12.3	12.4	12.5	11.6	11.8	12.2	MEX

第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合（続き）

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
女									Female
日本	31.7	33.9	36.9	39.5	39.0	38.5	37.8	38.4	JPN
アメリカ 1)	18.3	19.2	18.0	15.7	15.7	15.6	16.1	16.5	USA
カナダ	27.0	27.5	26.3	24.4	24.2	24.4	23.7	23.9	CAN
イギリス	38.5	38.6	36.9	34.5	33.0	32.9	32.5	32.3	UK
ドイツ	38.8	38.1	37.3	36.7	35.8	35.6	35.9	36.1	DEU
フランス	22.6	22.4	22.3	19.7	20.5	19.2	19.4	19.8	FRA
イタリア	28.8	31.0	32.7	31.4	29.5	29.1	29.4	28.2	ITA
オランダ	60.7	60.7	60.7	56.8	54.6	52.3	52.2	52.0	NLD
デンマーク	23.9	24.0	24.6	23.1	21.2	22.1	23.2	24.7	DNK
スウェーデン	19.0	19.4	18.0	17.1	15.3	14.7	14.4	13.9	SWE
フィンランド	14.8	16.0	16.4	17.2	21.1	21.6	21.2	19.3	FIN
ノルウェー	32.9	30.2	28.8	27.1	27.9	27.5	27.4	26.4	NOR
ロシア	7.4	5.6	5.6	5.2	—	—	—	—	RUS
韓国	12.4	15.5	15.8	22.1	23.2	23.3	22.9	24.8	KOR
オーストラリア	38.7	38.6	38.0	36.3	35.4	34.1	32.9	33.7	AUS
ニュージーランド	35.1	33.7	33.1	29.3	29.4	28.3	28.6	28.6	NZL
メキシコ	27.2	28.1	27.5	26.2	26.4	25.2	26.0	26.3	MEX

出典：OECD (<https://data-explorer.org/>) 2025年8月現在

注：本表における短時間労働者は、原則、週30時間未満の者を指す。なお、各国独自の定義については、以下の資料（Table.4）を参照のこと。

https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/data/datasets/employability-data/LFSNOTES_SOURCES.pdf

1) 雇用者が対象。

第 3-9 表 短時間労働者に占める女性の割合

Table 3-9: Gender share of part-time employment

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									women's share, %
日本	71.8	70.3	69.8	67.4	67.4	68.4	68.3	67.2	JPN
アメリカ 1)	68.4	66.3	65.5	64.5	64.9	64.4	64.9	64.4	USA
カナダ	68.5	67.0	65.6	63.9	62.6	64.2	62.6	62.3	CAN
イギリス	77.8	75.3	74.2	73.3	72.9	71.9	71.4	70.5	UK
ドイツ	81.4	81.1	78.4	76.4	75.7	75.1	74.6	74.7	DEU
フランス	79.5	78.3	75.2	73.2	72.9	71.5	71.5	72.0	FRA
イタリア	78.3	77.4	73.9	74.1	73.1	74.6	75.2	75.4	ITA
オランダ	76.3	75.2	73.0	72.1	71.7	70.3	70.0	70.3	NLD
デンマーク	64.0	63.8	60.9	59.7	59.7	60.8	60.3	58.5	DNK
スウェーデン	67.1	63.0	60.7	57.3	59.4	57.7	57.9	57.8	SWE
フィンランド	63.6	62.2	59.5	58.5	59.3	60.5	60.5	58.6	FIN
ノルウェー	74.6	70.6	67.8	65.0	64.7	63.6	63.1	63.7	NOR
ロシア	65.3	64.3	64.9	61.6	—	—	—	—	RUS
韓国	57.9	60.3	62.6	60.8	61.8	61.3	62.2	62.6	KOR
オーストラリア	72.4	70.4	69.6	68.4	67.6	68.0	66.9	66.1	AUS
ニュージーランド	75.1	72.5	72.4	69.7	69.6	69.9	69.4	68.8	NZL
メキシコ	60.9	58.1	57.8	57.3	57.6	59.2	60.2	60.0	MEX

出典：OECD (<https://data-explorer.org/>) 2025年8月現在

注：本表における短時間労働者は、原則、週30時間未満の者を指す。なお、各国独自の定義については、以下の資料（Table.4）を参照のこと。

https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/data/datasets/employability-data/LFSNOTES_SOURCES.pdf

1) 雇用者が対象。

第 3-10 表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Share of temporary employment

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	
日本	14.0	13.8	—	15.7	15.4	15.0	15.0	14.9	JPN
日本（全産業） 1)	14.1	13.9	7.6	13.0	12.8	12.4	12.3	12.2	a
日本（非農林業） 1)	14.0	13.8	7.4	13.0	12.8	12.4	12.4	12.2	b
アメリカ 2)	4.2	—	4.0	—	—	—	—	—	USA
カナダ	13.2	13.5	13.5	12.8	11.5	12.0	11.9	11.6	CAN
イギリス	5.8	6.1	6.2	5.2	5.4	5.6	5.4	5.3	UK
ドイツ	14.2	14.5	13.1	12.0	10.9	11.5	12.4	11.9	DEU
フランス	13.9	15.1	16.1	16.3	15.4	15.1	16.2	15.7	FRA
イタリア	12.2	12.7	14.0	16.9	15.0	16.4	16.8	16.0	ITA
オランダ	15.5	18.4	20.2	20.3	18.0	27.4	27.7	27.4	NLD
デンマーク	9.8	7.9	8.2	10.6	10.8	10.8	10.8	10.1	DNK
スウェーデン	15.8	16.4	17.2	16.6	15.4	15.2	15.7	14.7	SWE
フィンランド	16.6	15.6	15.4	15.8	14.9	16.6	17.2	16.7	FIN
ノルウェー	9.5	8.4	8.1	8.0	7.8	9.3	8.5	8.0	NOR
ロシア	12.2	9.1	9.0	8.0	7.5	—	—	—	RUS
韓国	27.3	22.9	22.2	24.4	26.1	28.3	27.3	26.7	KOR
オーストラリア 3)	6.7	5.2	5.4	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	—	—	—	7.7	7.6	8.0	7.1	6.9	NZL

a) All activities; b) Non-agricultural industries.

出典：〔日本 1〕 総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔その他〕 OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年8月現在

注： OECDによる公表値。OECDでは、雇用期間があらかじめ決められている賃金労働者をテンポラリー労働者と定義づけている。これには季節労働者、派遣労働者、特定の研修契約を結んでいる者（見習い、研修生等）が含まれる。さらに各国独自の定義については、以下の資料（Table.3）を参照のこと。

https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/data/datasets/employability-data/LFSNOTES_SOURCES.pdf

1) 本表においては2017年迄「臨時雇」と「日雇」の計、2018年以降は雇用契約期間が1年以下の者をテンポラリー労働者とし、それぞれ雇用者に対する割合をJILPTにおいて算出。また、2013年に調査票の変更があり、それ以前のデータとは接続しない。

2) 2015年の欄は2017年の数値。

3) 2005年の欄は2006年の数値。

第 3-11 表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合

Table 3-11: Share of temporary employment by sex and age group

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
2024年								%
日本	14.6	10.9	19.0	15.4	9.0	21.1	39.7	JPN
日本（全産業） 1)	12.0	9.0	15.4	10.7	7.8	17.4	27.1	a
日本（非農林業） 1)	12.0	9.0	15.5	10.8	7.8	17.5	27.5	b
アメリカ 2)	4.0	4.1	3.8	8.2	3.3	2.9	4.6	USA
カナダ	11.2	10.3	12.2	29.1	8.1	6.8	16.4	CAN
イギリス	4.7	4.5	4.9	12.6	3.5	3.4	9.6	UK
ドイツ	11.4	11.5	11.2	48.1	8.3	2.7	11.3	DEU
フランス	15.4	15.0	15.8	55.3	11.1	7.9	26.6	FRA
イタリア	14.7	13.5	16.1	52.6	14.3	7.0	9.3	ITA
オランダ	26.4	24.7	28.1	61.4	20.7	9.4	28.0	NLD
デンマーク	12.5	11.7	13.3	37.4	9.4	2.6	14.4	DNK
スウェーデン	13.5	12.4	14.6	50.9	8.8	4.8	42.1	SWE
フィンランド	16.2	13.8	18.5	44.9	13.3	8.3	32.1	FIN
ノルウェー	8.7	7.1	10.4	26.6	6.6	2.0	10.2	NOR
ロシア 3)	7.5	9.5	5.4	20.5	6.9	5.8	8.5	RUS
韓国	26.9	23.8	30.5	36.2	18.6	32.1	66.0	KOR
オーストラリア 2)	5.3	4.7	5.9	5.5	5.5	4.3	4.3	AUS
ニュージーランド	7.0	5.9	8.1	17.9	4.7	4.2	11.3	NZL
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

a) All activities; b) Non-agricultural industries.

出典： [日本 1)] 総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

[その他] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年8月現在

注： OECDによる公表値。OECDでは、雇用期間があらかじめ決められている賃金労働者をテンポラリー労働者と定義づけている。これには季節労働者、派遣労働者、特定の研修契約を結んでいる者（見習い、研修生等）が含まれる。さらに各国独自の定義については、以下の資料（Table.3）を参照のこと。

https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/data/datasets/employability-data/LFSNOTES_SOURCES.pdf

1) 本表においては雇用契約期間が1年以下の者をテンポラリー労働者とし、雇用者に対する割合をJILPTにおいて算出。

2) 2017年値。

3) 2020年値。

第 3-12 表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
									%
日本	1.5	2.0	2.0	2.3	2.3	2.9	2.5	2.9	JPN
アメリカ	1.8	2.2	2.0	2.0	1.6	1.8	1.8	1.5	USA
カナダ	0.6	0.7	—	—	—	—	0.9	0.8	CAN
イギリス	3.0	3.8	3.4	3.0	2.9	3.1	3.0	3.1	UK
ドイツ	2.0	2.4	2.4	1.9	1.7	2.3	2.1	2.0	DEU
フランス	2.0	2.1	2.9	2.9	2.3	2.9	2.9	2.7	FRA
イタリア	0.9	1.2	1.6	1.5	1.2	1.6	1.6	1.5	ITA
オランダ	2.5	3.0	3.3	3.0	2.6	3.7	3.3	3.2	NLD
ベルギー	1.9	2.2	2.5	2.4	2.1	2.5	2.4	2.2	BEL
ルクセンブルク	1.9	2.8	—	1.2	0.4	1.8	1.7	2.5	LUX
スペイン	0.5	0.6	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.6	ESP
ポルトガル	1.7	2.0	—	1.1	0.4	1.1	2.2	—	PRT
デンマーク	0.8	0.7	0.8	0.4	0.2	0.5	0.9	0.8	DNK
スウェーデン	1.3	1.5	2.0	2.0	1.2	2.1	2.2	2.1	SWE
フィンランド	0.9	1.2	1.6	1.6	0.5	2.0	2.2	2.1	FIN
ノルウェー	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	NOR
オーストリア	1.6	1.8	2.0	1.7	1.7	1.8	2.1	1.9	AUT
韓国	0.4	—	—	—	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	2.7	3.6	2.7	2.7	2.0	2.8	2.3	2.4	AUS
ニュージーランド	0.3	3.3	1.5	1.4	—	1.5	1.3	1.2	NZL
メキシコ	0.1	0.9	—	—	—	0.0	—	—	MEX
ブラジル	1.0	0.8	0.5	1.8	0.3	0.3	0.2	0.2	BRA

出典：The World Employment Confederation (2025.2) *Economic Report 2025*及び各年版

注： Agency work penetration rate. フルタイム換算された派遣労働者の就業者に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

参考：労働力調査を用いた場合の日本の派遣労働者割合

Reference: Proportion of temporary agency workers based on Japanese Labour Force Survey

	2018年	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
								%	
役員を除く雇用に占める派遣労働者の割合		2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7	a)
就業者に占める派遣労働者の割合		2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	b)

a) % of total employee, excl. executive of company or corporation; b) % of total employed person.

出典：総務省統計局 (2025.1) 「労働力調査 (基本集計)」

注： 表中の派遣労働者は、「労働者派遣事業所の派遣社員」を指す。割合はJILPTによる算出。

第 3-13-1 表 勤続年数別雇用者割合

Table 3-13-1: Composition of employees by length of service

	1年未満 less than 1 year	1-2	3-4	5-9	10-14	15-19	20年以上 20 or more years	
2024年								%
日本 1)	8.6	14.4	10.4	19.9	12.5	11.4	22.7	JPN
アメリカ 2)	22.2	13.9	17.7	20.0	9.7	6.4	10.1	USA
	1か月未満 less than 1 month	1-5	6-11か月 6-11mos.	1-2年 1-2yrs.	3-4	5-9	10年以上 10 or more years	
アメリカ 3)	—	13.0	9.2	13.9	17.7	20.0	26.3	USA
カナダ 3)	—	9.0	8.6	24.2	12.3	17.7	28.3	CAN
イギリス 3)	1.2	7.3	7.6	24.1	12.7	18.1	29.0	UK
ドイツ 3)	1.5	6.9	7.7		47.1		36.8	DEU
フランス 3)	1.8	7.3	7.8		43.7		39.3	FRA
イタリア 3)	0.9	4.9	5.3		44.5		44.3	ITA
オランダ 3)	2.1	9.5	10.3		50.8		27.2	NLD
ベルギー 3)	1.3	6.0	6.2		45.5		41.1	BEL
スペイン 3)	2.3	9.1	8.4		44.1		36.2	ESP
デンマーク 3)	2.0	9.9	10.9		52.5		24.6	DNK
スウェーデン 3)	1.8	7.8	8.4		54.0		28.0	SWE
フィンランド 3)	2.5	9.2	8.7		50.2		29.4	FIN
ノルウェー 3)	4.8	5.0	12.3		49.8		28.1	NOR
韓国 3)	5.4	12.5	10.5	21.7	11.1	16.1	22.8	KOR

出典：[日本] 厚生労働省（2025.3）「2024年賃金構造基本統計調査」

[アメリカ（上段）]：連邦労働統計局(BLS)（2024.9）*Employee Tenure in 2024*

[その他] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年8月現在

注 1) 2024年6月末時点における、民営事業所の常用労働者が対象。短時間労働者を除く。JILPTによる算出。

2) 2024年1月現在。1年以上3年未満の欄は、JILPTによる算出。

3) Dependent employmentが対象。

第 3-13-2 表 性別・年齢階級別勤続年数

Table 3-13-2: Length of service by sex and age group

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
2024年								年、years
日本 1)	12.4	13.9	10.0	2.0	11.4	19.8	17.2	JPN
アメリカ 2)	3.9	4.2	3.6	–	–	9.6	9.8	USA
イギリス	9.3	9.5	9.2	2.0	2.0	2.0	2.0	UK
ドイツ	10.0	10.3	9.8	1.8	1.8	1.8	1.8	DEU
フランス	10.2	10.2	10.3	1.3	1.3	1.3	1.3	FRA
イタリア	11.7	11.9	11.4	1.7	1.7	1.7	1.7	ITA
オランダ	7.9	8.3	7.4	1.6	1.6	1.6	1.6	NLD
ベルギー	10.5	10.5	10.5	1.5	1.5	1.5	1.5	BEL
スペイン	9.6	9.7	9.4	1.1	1.1	1.1	1.1	ESP
デンマーク	7.1	7.3	6.8	1.5	1.5	1.5	1.5	DNK
スウェーデン	8.1	8.1	8.2	1.4	1.4	1.4	1.4	SWE
フィンランド	8.1	8.3	8.0	1.2	1.2	1.2	1.2	FIN
ノルウェー	7.5	7.6	7.4	1.4	1.4	1.4	1.4	NOR
韓国	6.4	7.3	5.3	0.9	0.9	0.9	0.9	KOR
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：〔日本〕厚生労働省（2025.3）「2024年賃金構造基本統計調査」

〔アメリカ〕連邦労働統計局(BLS)（2024.9）*Employee Tenure in 2024*

〔その他〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年8月現在

注：アメリカは中位数、その他の国は平均年数。欧州及び韓国はDependent employmentが対象。

1) 2024年6月末時点における、民営事業所の常用労働者が対象。短時間労働者を除く。年齢階級別はJILPTにおいて算出。

2) 2024年1月現在。16～54歳の小区分公表値は次のとおり。

16～17歳：0.7年、18～19歳：0.9年、20～24歳：1.4年、25～34歳：2.7年、35～44歳：4.6年、45～54歳：7.0年。

第3-14表 高齢者の退職年齢

Table 3-14: Retirement age of older persons

回答者の 年齢	まだ仕事を 辞めていない	退職した年齢					70～	%
		50歳未満	50～59	60～64	65～69	70～		
日本								JPN
60-64	52.2	14.6	16.3	16.3	–	–		
65-69	30.1	14.6	16.1	22.7	15.0	–		
70-74	23.3	8.9	12.7	31.4	18.2	5.2		
75-79	10.1	10.6	12.6	31.4	20.3	15.0		
80+	7.6	8.5	12.1	30.9	20.2	19.7		
アメリカ								USA
60-64	45.6	11.2	20.6	17.2	0.6	–		
65-69	20.0	4.2	18.6	34.1	20.0	–		
70-74	11.8	3.5	14.3	34.0	26.6	8.9		
75-79	10.3	3.0	18.8	26.1	26.1	14.5		
80+	3.2	3.8	21.0	27.4	23.7	19.4		
ドイツ								DEU
60-64	52.3	9.4	12.8	20.3	–	–		
65-69	12.9	2.4	11.0	45.0	28.7	–		
70-74	7.4	4.0	12.9	47.5	25.2	3.0		
75-79	2.1	5.3	11.2	46.8	30.9	3.7		
80+	1.9	7.6	17.0	41.5	24.5	7.5		
スウェーデン								SWE
60-64	71.7	0.7	3.8	18.1	–	–		
65-69	10.8	0.3	3.5	33.7	51.4	–		
70-74	1.8	0.9	3.6	34.9	51.6	6.3		
75-79	0.9	0.4	6.1	37.8	47.0	6.5		
80+	0.4	0.4	7.8	40.8	42.0	7.1		
Respondents' age	still at work	under 50	50-59	60-64	65-69	70 years old or over		
Retirement age								

出典：内閣府（2021.3）「2020年度 第9回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

注 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1000人を調査対象としている。2020年12月～2021年1月に実施。

2) 「収入を伴う仕事を辞めたのは何歳のときか」という設問に対する回答。

第 3-15 表 公共職業安定業務

Table 3-15: Public employment security services

	主な業務内容、管理運営機関
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 ・公共職業安定所の設置数は全国で544所。本所436所、出張所95所、分室13室（2025年4月現在）
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦雇用エージェンシー(BA)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス・トラバユ(France Travail)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 ・なお、2009年1月に、雇用局(Pôle emploi)が、国立雇用紹介所(ANPE)と失業給付機関(UNEDIC)の統合によって創設された。2024年1月1日付で雇用局は、政府が掲げる「2027年までに完全雇用の実現」という目標達成に向けて就業促進の機能を強化し、「フランス・トラバユ(France Travail)」に改称された。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007年）に基づき各省、市、自治区、県などが設置・運営している。「インターネットプラス政策」によって、2016年よりインターネットやスマートフォンを介した公共職業安定業務のオンラインサービスを拡充。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な組織網を持つ雇用福祉プラスセンター及び雇用支援センターが、職業紹介、就業支援、雇用保険管理及び職業訓練などの雇用支援に係る業務を実施。

出典：[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 連邦労働省 [イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 連邦雇用エージェンシー(BA)、[フランス] フランス・トラバユ (France Travail)等、[中国] 人力資源・社会保障部等、[韓国] 雇用労働部等

注：2025年確認時点。欧米先進国において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。

第 3-16 表 労働者派遣事業

Table 3-16: Temporary employment agency services

	日本	アメリカ
根拠法・定義	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣法（1985年制定、直近の改正は2025年） 労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう（法第2条） 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法レベルでは、判例、内国歳入法、公正労働基準法、雇用機会均等法、社会保険、労使関係、安全衛生等の各種法令・規則・通達等により、包括的に雇用主としての義務を課している 州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる（マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 派遣元事業主はすべて許可制 業務による区別無く、すべての業務（製造業を含む）の派遣期間は上限3年 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務は原則禁止（注1） 派遣先企業は、すべての業務で3年ごとに派遣労働者を入れ替えなければならない。3年を超えて派遣労働者を使用する場合、過半数労組等の意見を聴取し、異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合、別の業務（部署）において使用する必要あり 派遣事業者に「雇用安定措置」を義務付け。3年に達した派遣労働者に対し、①派遣先企業へ直接雇用の依頼、②新たな派遣先の紹介、③自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり 日雇派遣の原則禁止（注2） グループ企業内派遣の8割規制 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止 派遣先企業が違法派遣（注3）を受け入れた場合、その時点で、派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会（ASA） 1938年公正労働基準法（Fair Labor Standard Act of 1938）下の連邦規則集（29 C.F.R. §791.2）共同雇用（Joint Employment）に関する雇用主の義務に関し、連邦労働省の1968年の意見書により人材派遣業が適用対象となった。このため、人材派遣企業は雇用主としての義務を負っている
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：154万人 男女比：男性38%、女性61%（2024年労働力調査（詳細集計）、総務省） 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：135万6千人 男女比：男性52.3%、女性47.7% 雇用者に占める割合：0.9%（2017年、BLS）

- 注 1) 紹介予定派遣の場合等は可能。紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。
- 2) 適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外。ここでいう日雇派遣は、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣。
- 3) 違法派遣とは、①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合、②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合、③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合、④いわゆる偽装請負の場合をいう。

第3-16表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-16: Temporary employment agency services (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法	1973年職業紹介法ほか	1972年労働者派遣法(AÜG)	労働者派遣に係る1990年7月12日法（最初の労働者派遣を規制する法律の制定は1972年1月3日。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約又は役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す 取扱職種・派遣期間、事由の制限は設けられていない。ただし、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。また、ストライキ中の代替労働者の紹介・派遣を禁止 2010年派遣労働者規則により、派遣期間が12週間超の派遣労働者について派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業（ただし、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能） 派遣期間上限18か月（ただし、労働協約による逸脱可能） 同一派遣先企業での均等待遇原則の強化（9か月以内。ただし、労働協約による逸脱可能） ストライキ代替労働者（スト破り）としての労働者派遣利用禁止 請負契約の濫用防止 	<ul style="list-style-type: none"> 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要 禁止事由：①争議参加労働者の代替(労働法典L1251-10条)、②危険業務(L1251-10条)、③経済的解雇実施後の6か月間(L1251-9条)、④派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(L1251-9条)（注4） 恒常的業務にかかわる派遣労働の利用は禁止。利用事由：①代替要員の補充(L1251-6条)、②企業の業務量の一時的変化への対応(L1251-6条)、③本来的に一時的な業務（季節労働等）(L1251-6条)、④訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働(L1251-7条)のいずれかでない限り 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで（注5） 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり 2005年1月18日可決の社会統合計画法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大（職業紹介の解禁）(L5311-4) 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体はPRISME
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：24.1万人 男女比：男性56%、女性44%（2025年7-9月期、労働力調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数：約67万6000人 男女比：男性72%、女性28%（2024年6月、連邦雇用エージェンシー派遣報告2025） 	<ul style="list-style-type: none"> フルタイム労働者数換算：約71万3千人（注6） 主な業種：製造34.3%、サービス47.7%、建設17.6%、農林水産0.5%（2025年第2四半期）

注 4) 代替労働、緊急作業の場合を除く。

5) 更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。

6) 全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したものの、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein)。Linh-Da Dinh (Dares)(2025.8) *L'emploi intérimaire augmente légèrement au 2e trimestre 2025 (+0,2%)* 参照。

第 3-16 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-16: Temporary employment agency services (cont.)

中国	
根拠法	労働契約法（2008年制定、2013年改正）、労務派遣暫定規定（2014年3月施行）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働が可能な業務：臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す ・派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10%を超えてはならない ・派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない <ul style="list-style-type: none"> ・派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。行政の認可も必要 ・労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者1人につき5000元以上1万元以下の罰金が科される
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数：3700万人 ・「国民経済産業分類」（2011年公布）の20分類のうち、16分類の産業で派遣労働者が使用されている ・出稼ぎ労働者の割合：52.6%、平均年齢：31.4歳、30歳以下の割合：54.2% ・平均賃金：2508.06元（2011年5月） ・派遣労働者の割合が高い産業：建築業36.2%、情報通信業17.9%、電力・ガス・水道15.3% ・派遣労働者の割合が高い企業：国有企業16.2%、外資企業 14.0%（注7）

注 7) 2011年推計値。出典は、中華全国総工会（2012.6）「派遣労働者の雇用に関する現状調査」。

第 3-16 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-16: Temporary employment agency services (cont.)

	韓国	
根拠法	派遣労働者の保護等に関する法律（1998年制定）	
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・許可制： 労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない ・対象業務： ①派遣対象業務：製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験又は業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務（現在はコンピュータ専門家の業務等32業務） ②一時許可業務：出産・疾病・負傷などで欠員が生じた場合または一時的・断続的に人材を確保する場合における派遣禁止業務以外の全ての業務 ・絶対禁止業務： 建設工事現場・荷役・船員等の業務 ・派遣期間制限： ①派遣対象業務：原則1年まで。ただし、1回に限り最長1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2年を超えることができない。なお、高齢者（55歳以上）について、2年を超えて派遣期間を延長できる ②一時許可業務：出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長6か月以内の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・均等待遇： 派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種又は類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる ・直接雇用業務： 次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間にかかわらず、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる ①派遣対象業務以外の業務（一時許可業務を除く）に派遣労働者を使用した場合 ②絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合 ③派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合 ④雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合 ⑤出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合 ⑥一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派遣労働者を使用した場合 ⑦不許可又は重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者数：12万756人（派遣対象業務11万1,374人、一時的・断続的事由に基づく業務9,382人） ・主な職種：飲食調理従事者37.8%、事務支援従事者22.7%、個人保護及び関連従事者6.8%、その他小売事業体販売業務6.4%、顧客関連事務従事者4.7%。 ・派遣期間：1～2年未満21.7%、9か月～1年未満11.4%、6か月～9か月未満9.5%、3か月～6か月13.8%、3か月未満43.6%（2024年下半年期） 	

出典：[日本] 厚生労働省、総務省統計局、[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2018.6）*Contingent and Alternative Employment Arrangements, May 2017*、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 連邦雇用エージェンシー(BA)、[フランス] 政府公共サービスサイト (Contrat de travail temporaire (intérim), Vérifié le 16 août 2021 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre))、[中国] 人力資源・社会保障部、中華全国総工会等、[韓国] 労働政策研究・研修機構（2012）「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」、雇用労働部「2024年下半年労働者派遣事業現況」等

第 3-17 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-17: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法	雇用における年齢差別禁止法(ADEA) (注2)	2011年雇用平等（退職年齢規定廃止）規則	一般雇用機会均等法 (AGG)など
施行年月	2022年10月（注1）	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可（60歳以上） 事業主は、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、①70歳までの定年引上げ②定年制の廃止③70歳までの継続雇用制度の導入④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入、のいずれかの措置を講ずるよう努めなければならない	原則不可 例外として、特定の業務（パイロットなど）の正常な遂行のため合理的に必要なとされる定年制、高級管理職で一定額以上の退職給付（年金）を受給できる者に対する65歳以上定年制がある	原則不可 ただし、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある	可 AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制（労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意）は、社会法典第6編(SGB VI)41条を根拠に合法とみなされている
高齢者の解雇に対する特別な保護等	・事業主は、雇用する高年齢者等が1か月以内に5人以上が解雇等により離職する場合は「多数離職届」をハローワークに提出しなければならない ・事業主は、解雇等により離職する高年齢者等が再就職の支援を希望する場合は、職務経歴などの高年齢者等の再就職に資する事項などを明らかにした「求職活動支援書」を作成し、高年齢者等に交付しなければならない	雇用における年齢差別禁止法： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	雇用における年齢差別の禁止： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	解雇制限法(KSchG)による高齢者の解雇保護： 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、補償金が支払われる。対象者が、50歳以上(労働関係が15年以上)、55歳以上（労働関係が20年以上）の場合、補償金が上乘せされる

注 1) 改正法の施行年月。60歳定年制は1995年4月より施行。

2) ADEA: Age Discrimination in Employment Act of 1967.

第 3-17 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-17: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条（差別禁止に関する一般規定）、L1237-5条など (注3)	全国人民代表大会常務委員会による法定退職年齢の段階的延長の実施に関する決定	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	2008年5月に改正	2025年1月	2013年4月改正法成立
定年制	可（原則として、70歳以上） ただし、67歳以上の者に対して雇用主は退職する意思があるかどうかを確認して、同意が得られれば退職させることができる (注4)	可（2025年1月から15年かけて法定退職年齢を、男性は60歳から63歳に、女性は50歳から55歳に、女性幹部は55歳から58歳にそれぞれ段階的に引き上げ） なお、1983年に國務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」（第2条第4項）により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については、國務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究又は著述活動を継続して行うことができる	可（60歳以上） 2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化された
高齢者の解雇に対する特別な保護等	整理解雇時における高齢者等への配慮義務： 企業が経済的な理由による解雇（整理解雇）を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない	—	「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている

出典：[日本] 厚生労働省、[アメリカ] アメリカ労働省(DOL)、[イギリス] イギリス議会、ACAS、[ドイツ] ドイツ法律データベース及び労働社会省(BMAS)、[フランス] フランス法律データベース(Légifrance)及びフランス労働省等、[中国] 中国國務院、[韓国] 雇用労働部

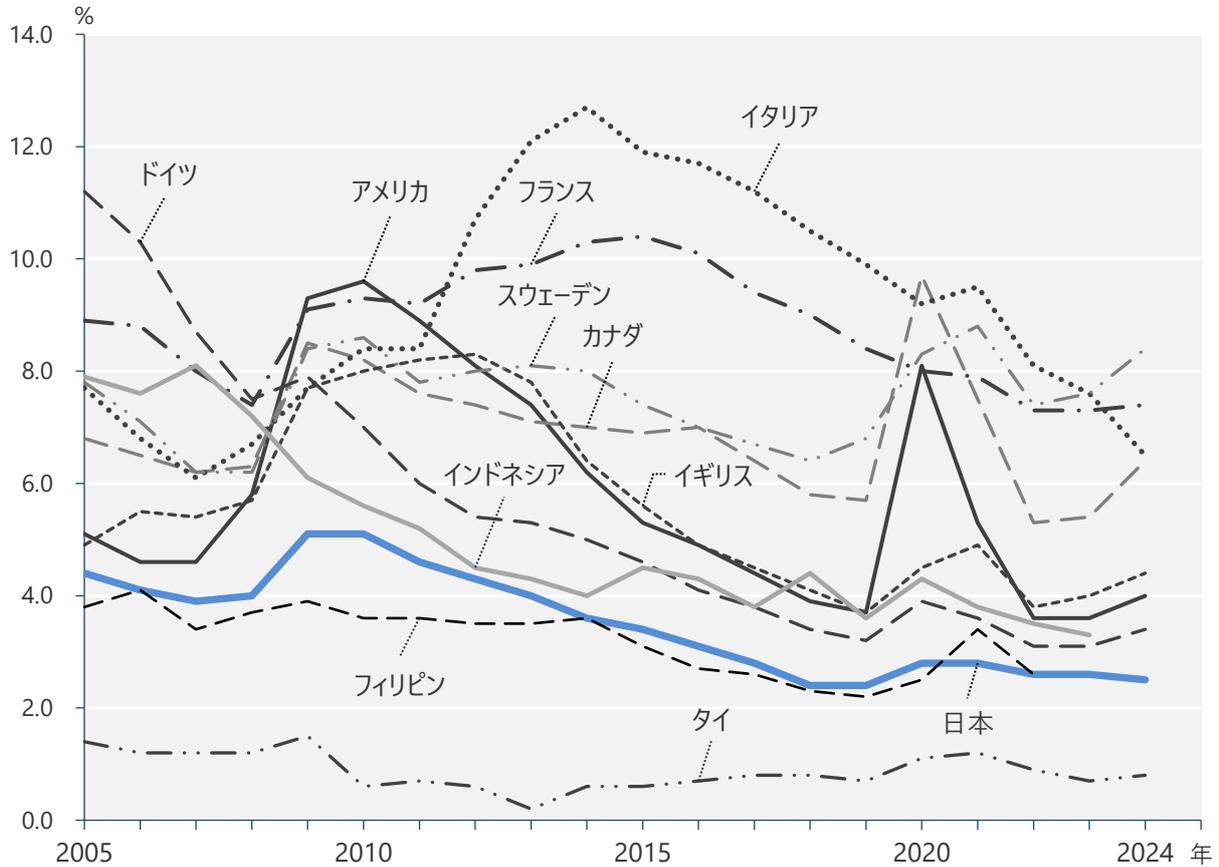
注 3) 「差別禁止に関する法律(LOI n°2001-1066 du 16 novembre 2001 relative à la lutte contre les discriminations)」により改正。

4) 公共サービスサイト(Un employeur peut-il mettre d'office un salarié à la retraite ? Vérifié le 17 novembre 2025 - Direction de l'information légale et administrative (Première ministre))参照。

4 . 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1 失業率



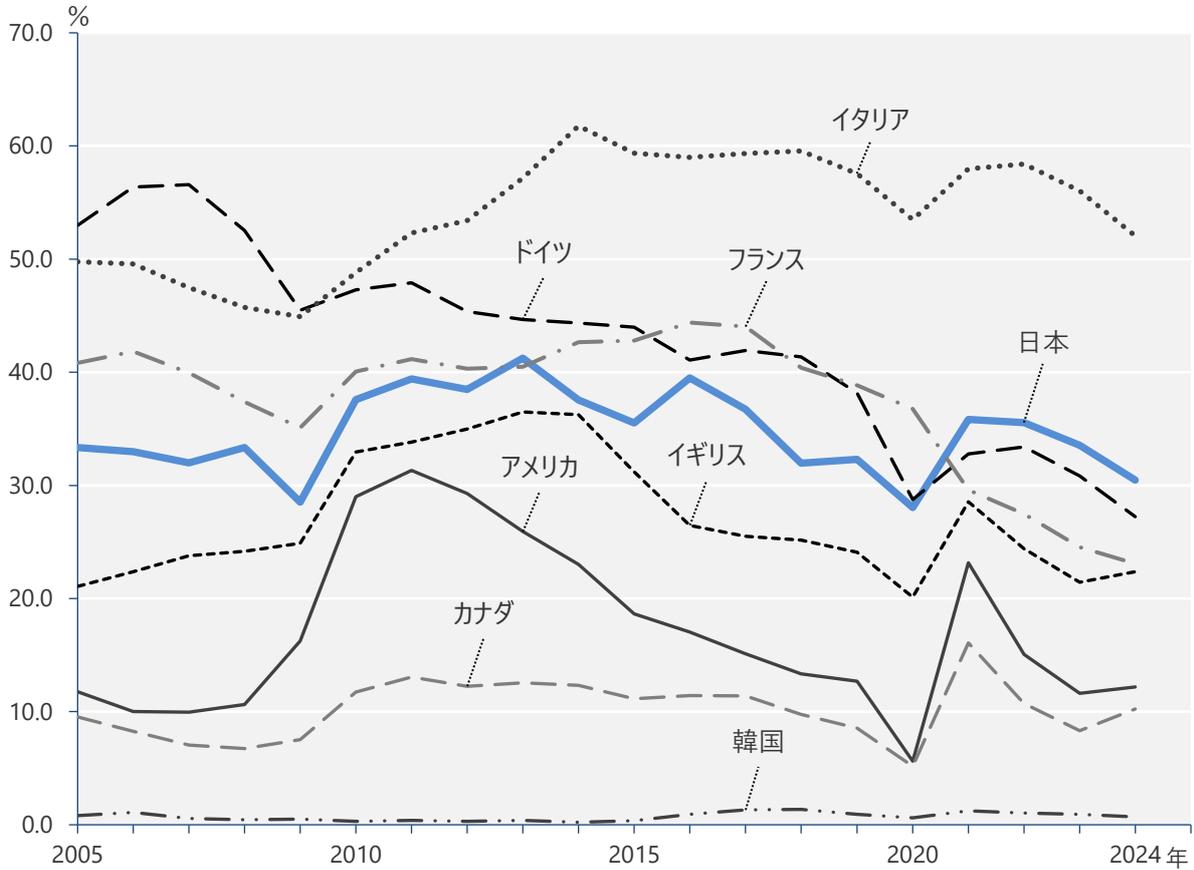
🔗 関連表 p.148 「第 4-1 表 失業率」

失業率の推移をみると、大きくは金融危機の影響によるとみられる雇用状況の悪化から、ドイツを除く欧米諸国の失業率は、2010年にかけて上昇した。さらに、欧州では債務危機が追い打ちとなったこともあり、イタリアやフランスでは相対的に失業率が高い状況が続いた。この間、タイ、フィリピン、インドネシアなどのアジア諸国では逆に失業率が低下している。

フランス、イタリアを除く先進諸国では、2010年代を通じて失業率は改善傾向にあったものの、2020年にはコロナ禍の影響により、各国で再び悪化が見られた。ただし、大半の国では、金融危機時に相当する悪化は生じていない。2021年以降は多くの国で失業率は改善傾向にある。

各国の失業率の違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。

4-2 長期失業者の割合



🔗 関連表 p.156 「第 4-4 表 長期失業者の割合」

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業期間が1年以上の長期失業者の割合をみると、2024年はイタリアが52.0%と半数超となっているほか、日本が30.5%、ドイツが27.2%、フランスが23.1%、イギリス22.4%などとなっている。

背景には、コロナ禍の影響、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第 4-1 表 失業率

Table 4-1: Unemployment rates

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
										%
日本	4.4	5.1	3.4	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	JPN
アメリカ 1)	5.1	9.6	5.3	3.7	8.1	5.3	3.6	3.6	4.0	USA
カナダ	6.8	8.2	6.9	5.7	9.7	7.5	5.3	5.4	6.4	CAN
イギリス	4.9	8.0	5.6	3.7	4.5	4.9	3.8	4.0	4.4	UK
ドイツ	11.2	7.0	4.6	3.2	3.9	3.6	3.1	3.1	3.4	DEU
フランス	8.9	9.3	10.4	8.4	8.0	7.9	7.3	7.3	7.4	FRA
イタリア	7.7	8.4	11.9	9.9	9.2	9.5	8.1	7.6	6.5	ITA
オランダ	5.9	5.0	6.9	3.4	3.8	4.2	3.5	3.5	3.7	NLD
ベルギー	8.4	8.3	8.5	5.4	5.5	6.2	5.6	5.5	5.7	BEL
ルクセンブルク	4.5	4.4	6.8	5.6	6.8	5.6	4.6	5.2	—	LUX
スペイン	9.1	19.9	22.1	14.1	15.5	14.9	13.0	12.2	11.4	ESP
ポルトガル	7.6	10.8	12.4	6.4	6.8	6.7	6.1	6.5	6.5	PRT
ギリシャ	10.1	12.7	25.0	17.0	15.9	14.7	12.4	11.0	10.0	GRC
デンマーク	4.8	7.7	6.3	5.0	5.6	5.1	4.4	5.1	6.2	DNK
スウェーデン	7.8	8.6	7.4	6.8	8.3	8.8	7.4	7.6	8.4	SWE
フィンランド	9.6	8.4	9.4	6.7	7.8	7.6	6.7	7.1	8.4	FIN
ノルウェー	4.4	3.5	4.3	3.7	4.4	4.4	3.2	3.6	4.0	NOR
ロシア 2)	7.1	7.4	5.6	4.5	5.6	4.7	3.9	3.1	2.4	RUS
中国	4.2	4.1	4.1	5.2	5.6	5.1	5.6	5.2	—	CHN
香港	5.6	4.3	3.3	2.9	5.8	5.2	4.3	2.9	3.0	HKG
韓国	3.5	3.3	3.5	3.7	3.9	3.6	2.9	2.7	2.8	KOR
シンガポール 3)	4.1	3.1	2.8	3.2	4.1	3.7	2.9	2.7	2.8	SGP
マレーシア 4)	3.5	3.3	3.1	3.3	4.5	4.6	3.9	3.4	n/a	MYS
タイ 5)	1.4	0.6	0.6	0.7	1.1	1.2	0.9	0.7	0.8	THA
インドネシア	7.9	5.6	4.5	3.6	4.3	3.8	3.5	3.3	—	IDN
フィリピン	3.8	3.6	3.1	2.2	2.5	3.4	2.6	n/a	n/a	PHL
オーストラリア	5.0	5.2	6.1	5.1	6.4	5.0	3.7	3.7	3.9	AUS
ニュージーランド	3.8	6.6	5.4	4.1	4.6	3.8	3.3	3.7	4.7	NZL
メキシコ	3.6	5.3	4.3	3.5	4.4	4.0	3.3	2.8	2.7	MEX
ブラジル	10.6	—	8.5	11.9	13.7	13.2	9.2	7.9	6.8	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔中国〕国家統計局（2023.9）「中国統計年鑑2024」（2015年以前：「中国統計年鑑2009/2013/2017」）

〔シンガポール〕人材開発省（<https://stats.mom.gov.sg/>）2025年7月現在

〔マレーシア〕統計局（<https://www.dosm.gov.my/>）2025年7月現在

〔その他〕ILOSTAT（<https://ilostat.ilo.org/data/>）2025年7月現在

注 1) 16歳以上が対象。

2) 2005年は15～72歳が対象。

3) 国籍保有者・永住権保有者が対象。

4) 15～64歳が対象。

5) 2005年は第3四半期。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者（男女計）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (All persons)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2024年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	40	200	230	170	150	150	JPN
アメリカ 1)	823	1,121	866	720	653	553	USA
カナダ	196	215	182	162	124	112	CAN
イギリス	280	326	172	146	109	105	UK
ドイツ 2)	102	194	189	179	188	149	DEU
フランス 2)	212	418	318	250	216	221	FRA
イタリア 2)	66	227	230	195	177	180	ITA
スウェーデン 2)	96	70	46	51	42	36	SWE
香港	2	14	16	11	10	12	HKG
韓国	8	67	147	99	59	59	KOR
シンガポール	6	30	38	26	23	23	SGP
フィリピン 3)	90	360	304	159	96	76	PHL
オーストラリア	132	93	74	55	43	45	AUS
ニュージーランド	38	24	15	13	11	9	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	2.3	11.4	13.1	9.7	8.5	8.5	JPN
アメリカ 1)	12.2	16.6	12.8	10.6	9.7	8.2	USA
カナダ	14.1	15.4	13.0	11.6	8.9	8.0	CAN
イギリス	18.4	21.4	11.3	9.6	7.2	6.9	UK
ドイツ 2)	6.8	13.0	12.7	12.0	12.6	10.0	DEU
フランス 2)	9.2	18.1	13.8	10.8	9.4	9.6	FRA
イタリア 2)	3.9	13.7	13.8	11.7	10.6	10.8	ITA
スウェーデン 2)	19.9	14.6	9.6	10.7	8.8	7.4	SWE
香港	1.9	12.7	13.9	9.6	8.7	10.2	HKG
韓国	1.0	8.1	17.9	12.1	7.2	7.2	KOR
シンガポール	2.1	11.4	14.4	9.8	8.5	8.7	SGP
フィリピン 3)	7.3	29.5	24.8	13.0	7.8	6.2	PHL
オーストラリア	22.3	15.8	12.5	9.3	7.2	7.5	AUS
ニュージーランド	26.3	16.3	10.4	8.7	7.4	6.4	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 15～74歳が対象。

3) 2022年の数値。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者（男女計）（続き）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (All persons) (cont.)

年齢階級（歳）	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)		
2024年								
失業者数、千人							Unemployment, thousands	
日本	150	190	170	160	160	1,760	JPN	
アメリカ 1)	462	436	427	335	364	6,761	USA	
カナダ	87	94	87	89	48	1,392	CAN	
イギリス	89	96	83	77	39	1,523	UK	
ドイツ 2)	119	112	119	117	u 22	1,490	DEU	
フランス 2)	186	184	164	122	21	2,311	FRA	
イタリア 2)	180	185	139	69	16	1,664	ITA	
スウェーデン 2)	35	32	33	29	11	480	SWE	
香港	11	13	11	8	5	114	HKG	
韓国	61	54	63	79	126	822	KOR	
シンガポール	26	29	24	19	21	266	SGP	
フィリピン 3)	52	41	29	9	8	1,223	PHL	
オーストラリア	36	38	31	30	15	592	AUS	
ニュージーランド	8	8	8	7	5	145	NZL	
構成比、%							% of total age group	
日本	8.5	10.8	9.7	9.1	9.1	100.0	JPN	
アメリカ 1)	6.8	6.4	6.3	5.0	5.4	100.0	USA	
カナダ	6.2	6.7	6.2	6.4	3.4	100.0	CAN	
イギリス	5.8	6.3	5.5	5.1	2.6	100.0	UK	
ドイツ 2)	8.0	7.5	8.0	7.9	u 1.5	100.0	DEU	
フランス 2)	8.1	8.0	7.1	5.3	0.9	100.0	FRA	
イタリア 2)	10.8	11.1	8.4	4.2	0.9	100.0	ITA	
スウェーデン 2)	7.4	6.6	6.8	6.0	2.4	100.0	SWE	
香港	10.0	11.7	9.9	7.0	4.3	100.0	HKG	
韓国	7.4	6.6	7.7	9.6	15.3	100.0	KOR	
シンガポール	9.7	11.1	9.0	7.3	8.1	100.0	SGP	
フィリピン 3)	4.3	3.4	2.3	0.7	0.6	100.0	PHL	
オーストラリア	6.1	6.3	5.2	5.1	2.6	100.0	AUS	
ニュージーランド	5.6	5.4	5.5	4.7	3.3	100.0	NZL	
Age group (years old)	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)		

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年8月現在

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者（男）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (Male)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2024年							
失業者数、千人							Unemployment, thousands
日本	20	100	120	100	90	80	JPN
アメリカ 1)	455	620	480	370	336	292	USA
カナダ	105	126	104	87	64	58	CAN
イギリス	157	204	93	64	47	48	UK
ドイツ 2)	60	112	109	101	104	81	DEU
フランス 2)	113	235	165	133	104	112	FRA
イタリア 2)	41	131	119	103	87	83	ITA
スウェーデン 2)	47	41	25	24	20	16	SWE
香港	1	8	9	7	5	7	HKG
韓国	5	25	80	61	33	32	KOR
シンガポール	3	14	22	14	11	11	SGP
フィリピン 3)	51	194	166	84	52	40	PHL
オーストラリア	77	54	44	27	19	20	AUS
ニュージーランド	20	13	8	6	5	5	NZL
構成比、%							% of total age group
日本	2.0	9.9	11.9	9.9	8.9	7.9	JPN
アメリカ 1)	12.4	16.9	13.1	10.1	9.2	8.0	USA
カナダ	13.6	16.4	13.6	11.3	8.4	7.5	CAN
イギリス	19.1	24.7	11.3	7.8	5.7	5.8	UK
ドイツ 2)	7.1	13.3	12.9	11.9	12.3	9.6	DEU
フランス 2)	9.4	19.4	13.7	11.0	8.6	9.2	FRA
イタリア 2)	4.8	15.2	13.8	12.0	10.2	9.7	ITA
スウェーデン 2)	19.1	16.4	9.9	9.5	8.1	6.6	SWE
香港	1.8	11.4	13.7	9.7	7.5	9.8	HKG
韓国	1.0	5.4	17.7	13.5	7.4	7.1	KOR
シンガポール	1.9	9.6	15.6	10.1	7.9	7.6	SGP
フィリピン 3)	7.5	28.8	24.7	12.5	7.7	5.9	PHL
オーストラリア	24.3	17.0	13.9	8.4	6.1	6.3	AUS
ニュージーランド	26.8	18.1	10.6	8.3	6.8	6.7	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 15～74歳が対象。

3) 2022年の数値。

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者（男）（続き）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (Male) (cont.)

年齢階級（歳）	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2024年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	80	100	90	100	120	1,010	JPN
アメリカ 1)	249	230	242	185	201	3,661	USA
カナダ	45	50	48	53	29	770	CAN
イギリス	37	55	50	43	26	823	UK
ドイツ	68	64	62	69	u 14	843	DEU
フランス	96	92	78	66	14	1,207	FRA
イタリア	81	91	76	40	7	858	ITA
スウェーデン	18	17	16	18	u 6	247	SWE
香港	7	8	7	6	4	68	HKG
韓国	34	31	40	50	64	451	KOR
シンガポール	13	15	15	11	14	142	SGP
フィリピン 2)	29	28	20	6	4	674	PHL
オーストラリア	18	18	17	17	7	317	AUS
ニュージーランド	3	4	4	3	3	73	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	7.9	9.9	8.9	9.9	11.9	100.0	JPN
アメリカ 1)	6.8	6.3	6.6	5.1	5.5	100.0	USA
カナダ	5.8	6.5	6.2	6.9	3.8	100.0	CAN
イギリス	4.5	6.7	6.0	5.2	3.1	100.0	UK
ドイツ	8.0	7.6	7.3	8.2	u 1.6	100.0	DEU
フランス	8.0	7.6	6.4	5.5	1.2	100.0	FRA
イタリア	9.4	10.6	8.8	4.7	0.8	100.0	ITA
スウェーデン	7.4	6.8	6.6	7.2	u 2.5	100.0	SWE
香港	10.3	11.2	10.9	8.3	5.4	100.0	HKG
韓国	7.4	6.8	8.8	11.0	14.1	100.0	KOR
シンガポール	8.8	10.5	10.2	8.1	9.7	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.3	4.1	3.0	0.9	0.6	100.0	PHL
オーストラリア	5.5	5.7	5.2	5.3	2.2	100.0	AUS
ニュージーランド	4.7	5.2	4.9	4.2	3.7	100.0	NZL
Age group (years old)	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典： ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年8月現在

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者（女）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (Female)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2024年							
失業者数、千人							Unemployment, thousands
日本	20	90	110	70	60	60	JPN
アメリカ 1)	369	501	386	350	317	262	USA
カナダ	92	89	77	75	59	54	CAN
イギリス	123	122	79	82	62	57	UK
ドイツ 2)	42	82	80	78	84	67	DEU
フランス 2)	99	183	153	116	113	110	FRA
イタリア 2)	25	96	112	92	89	97	ITA
スウェーデン 2)	49	30	21	28	22	19	SWE
香港	u 1	7	7	4	5	5	HKG
韓国	4	42	67	39	26	27	KOR
シンガポール	3	17	16	12	12	12	SGP
フィリピン 3)	39	166	137	75	44	37	PHL
オーストラリア	55	39	30	28	23	25	AUS
ニュージーランド	19	10	7	7	6	4	NZL
構成比、%							% of total age group
日本	2.6	11.8	14.5	9.2	7.9	7.9	JPN
アメリカ 1)	11.9	16.2	12.5	11.3	10.2	8.4	USA
カナダ	14.7	14.2	12.4	12.0	9.5	8.6	CAN
イギリス	17.6	17.5	11.4	11.6	8.8	8.2	UK
ドイツ 2)	6.5	12.6	12.3	12.1	13.0	10.4	DEU
フランス 2)	8.9	16.6	13.9	10.5	10.2	9.9	FRA
イタリア 2)	3.1	12.0	13.9	11.5	11.1	12.1	ITA
スウェーデン 2)	20.8	12.7	9.2	11.9	9.5	8.3	SWE
香港	u 1.9	14.6	14.3	9.4	10.4	10.9	HKG
韓国	1.0	11.3	18.1	10.4	6.9	7.3	KOR
シンガポール	2.4	13.4	13.0	9.4	9.2	9.9	SGP
フィリピン 3)	7.0	30.3	25.0	13.7	8.0	6.6	PHL
オーストラリア	20.1	14.3	11.0	10.3	8.5	9.0	AUS
ニュージーランド	25.9	14.5	10.1	9.1	7.9	6.2	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 15～74歳が対象。

3) 2022年の数値。

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者（続き）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (Female) (cont.)

年齢階級（歳）	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)		
2024年								
失業者数、千人							Unemployment, thousands	
日本	70	90	70	60	40	760	JPN	
アメリカ 1)	213	205	185	150	162	3,100	USA	
カナダ	42	44	39	35	19	623	CAN	
イギリス	52	41	34	34	13	700	UK	
ドイツ 2)	52	49	57	48	–	647	DEU	
フランス 2)	90	92	86	56	7	1,104	FRA	
イタリア 2)	99	94	64	29	8	805	ITA	
スウェーデン 2)	17	15	16	11	u 5	233	SWE	
香港	4	6	4	2	1	46	HKG	
韓国	28	24	23	29	62	370	KOR	
シンガポール	13	15	9	8	8	125	SGP	
フィリピン 3)	23	13	8	3	4	549	PHL	
オーストラリア	18	19	14	14	8	275	AUS	
ニュージーランド	5	4	4	4	2	72	NZL	
構成比、%							% of total age group	
日本	9.2	11.8	9.2	7.9	5.3	100.0	JPN	
アメリカ 1)	6.9	6.6	6.0	4.8	5.2	100.0	USA	
カナダ	6.7	7.0	6.2	5.7	3.0	100.0	CAN	
イギリス	7.5	5.8	4.9	4.8	1.9	100.0	UK	
ドイツ 2)	8.0	7.5	8.9	7.5	–	100.0	DEU	
フランス 2)	8.2	8.3	7.8	5.1	0.6	100.0	FRA	
イタリア 2)	12.3	11.7	7.9	3.6	1.0	100.0	ITA	
スウェーデン 2)	7.3	6.3	6.9	4.8	u 2.3	100.0	SWE	
香港	9.6	12.6	8.5	5.2	2.6	100.0	HKG	
韓国	7.5	6.4	6.3	8.0	16.8	100.0	KOR	
シンガポール	10.8	11.7	7.6	6.3	6.3	100.0	SGP	
フィリピン 3)	4.2	2.4	1.5	0.5	0.6	100.0	PHL	
オーストラリア	6.7	7.0	5.2	4.9	3.1	100.0	AUS	
ニュージーランド	6.5	5.6	6.1	5.4	2.8	100.0	NZL	
Age group (years old)	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)		

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年8月現在

第 4-3 表 年齢階級別失業率

Table 4-3: Unemployment rates by age group

年齢階級 (歳)	計	15~64	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~	
2024年									%
日本	2.5	2.6	3.9	3.4	2.2	2.1	2.5	1.8	JPN
アメリカ	4.0	4.1	8.9	4.3	3.2	2.7	2.8	3.1	USA
カナダ	6.3	6.5	13.1	6.8	4.8	4.3	5.1	4.3	CAN
イギリス	3.8	3.8	12.1	3.4	2.4	2.4	2.3	2.3	UK
ドイツ	3.4	3.5	6.6	4.1	3.4	2.6	2.4	1.2	DEU
フランス	7.4	7.5	18.7	8.5	5.8	4.9	5.2	3.3	FRA
イタリア	6.5	6.6	20.3	9.1	6.2	4.9	3.8	1.9	ITA
オランダ	3.6	3.7	8.7	3.5	2.5	1.8	2.2	2.5	NLD
ベルギー	5.7	5.8	17.4	7.1	4.4	3.6	3.4	1.7	BEL
スペイン	11.3	11.4	26.5	13.0	9.1	9.0	10.5	6.7	ESP
ポルトガル	6.4	6.6	21.6	7.3	4.9	4.6	5.4	2.3	PRT
ギリシャ	10.1	10.2	22.5	14.8	9.3	7.5	7.2	6.0	GRC
デンマーク	5.9	6.2	14.6	7.2	4.7	2.7	3.9	—	DNK
スウェーデン	8.4	8.5	24.3	7.8	6.0	5.5	5.8	5.0	SWE
フィンランド	8.3	8.5	17.7	9.2	6.5	5.4	7.7	3.9	FIN
ノルウェー	4.0	4.1	12.1	3.6	3.1	2.2	1.6	1.4	NOR
ロシア 1)	3.9	4.0	14.7	4.4	3.1	2.8	2.8	1.9	RUS
オーストリア	5.2	5.2	10.3	6.0	4.7	3.8	3.7	2.1	AUT
スイス	4.3	4.5	8.2	4.9	4.0	3.4	3.4	1.5	CHE
アイルランド	3.1	3.2	10.6	4.8	2.3	0.9	—	—	IRL
韓国	2.8	2.8	6.4	4.3	2.1	1.7	2.4	3.1	KOR
オーストラリア	4.0	4.1	9.4	3.7	2.7	2.6	3.1	2.1	AUS
ニュージーランド	4.7	4.9	14.1	4.1	3.0	2.8	2.9	2.1	NZL
ブラジル	6.6	6.8	15.0	6.9	4.8	4.4	3.8	2.0	BRA
メキシコ	2.7	2.8	5.8	3.5	1.9	1.6	1.3	0.8	MEX
Age group (years old)	Total	15-64	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65+	

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年7月現在

1) 2022 年値。

第 4-4 表 長期失業者の割合

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
失業期間：6か月以上1年未満									Duration: 6 to 12 months
日本	15.8	18.0	15.0	15.3	15.5	14.4	10.0	13.8	JPN
アメリカ	7.9	14.3	9.4	9.8	15.6	6.8	7.8	9.2	USA
カナダ	7.4	11.3	9.2	10.2	14.1	8.2	8.4	11.0	CAN
イギリス	15.9	20.1	15.9	15.2	19.1	12.0	12.7	16.1	UK
ドイツ	16.3	16.1	15.4	18.8	16.9	14.7	14.2	15.4	DEU
フランス	19.1	20.0	19.7	20.1	16.1	15.0	15.8	15.9	FRA
イタリア	14.3	16.6	13.6	15.6	11.9	11.3	12.2	12.8	ITA
オランダ	19.6	21.1	16.3	16.6	13.9	10.0	10.6	10.8	NLD
ベルギー	15.1	17.3	14.3	17.2	15.7	14.2	13.6	15.4	BEL
スペイン	15.1	21.1	14.4	18.5	16.4	13.9	14.7	14.6	ESP
ポルトガル	18.7	18.0	11.6	18.5	17.7	12.0	15.2	15.6	PRT
ギリシャ	17.8	18.1	11.0	14.8	15.2	15.4	16.3	16.6	GRC
デンマーク	16.6	18.4	13.5	13.6	13.5	8.2	9.2	9.5	DNK
スウェーデン	—	17.6	14.9	14.7	19.5	15.6	13.7	16.9	SWE
フィンランド	16.9	15.9	14.5	13.7	14.3	12.6	13.5	14.0	FIN
ノルウェー	12.8	16.8	14.3	18.4	15.0	10.7	11.6	10.7	NOR
ロシア	19.3	17.4	20.6	21.2	—	—	—	—	RUS
オーストリア	18.1	17.9	20.0	18.2	16.8	14.7	15.5	16.8	AUT
スイス	20.1	21.7	16.5	20.8	17.5	13.5	16.2	—	CHE
アイルランド	16.9	21.2	14.5	17.5	14.2	8.7	8.1	13.2	IRL
韓国	10.8	6.6	9.6	10.0	11.1	10.2	9.7	10.5	KOR
オーストラリア	21.5	14.7	15.4	18.0	14.7	11.6	12.1	13.6	AUS
ニュージーランド	12.6	19.3	19.2	18.4	21.9	17.5	17.1	20.1	NZL
メキシコ	4.7	5.1	4.0	8.1	8.0	4.7	4.3	3.8	MEX

第 4-4 表 長期失業者の割合（続き）

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment (cont.)

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
失業期間：1年以上									Duration: 1 year and over
日本	33.3	37.6	35.5	28.0	35.8	35.6	33.5	30.5	JPN
アメリカ	11.8	29.0	18.7	5.6	23.1	15.1	11.6	12.2	USA
カナダ	9.5	11.7	11.1	5.2	16.1	10.7	8.3	10.2	CAN
イギリス	21.1	32.9	31.2	20.1	28.5	24.4	21.5	22.4	UK
ドイツ	53.0	47.3	44.0	28.8	32.8	33.4	30.8	27.2	DEU
フランス	40.8	40.1	42.8	36.8	29.6	27.5	24.5	23.1	FRA
イタリア	49.8	48.8	59.4	53.5	58.0	58.4	56.0	52.0	ITA
オランダ	40.2	27.2	43.8	24.0	20.3	19.3	14.4	14.3	NLD
ベルギー	51.7	48.8	51.7	41.6	42.3	42.2	40.0	36.4	BEL
スペイン	24.4	36.6	51.6	32.1	41.7	39.1	35.0	33.4	ESP
ポルトガル	48.3	55.9	61.3	36.0	44.9	48.0	39.9	39.0	PRT
ギリシャ	51.9	44.8	73.2	66.7	62.9	63.1	57.3	54.9	GRC
デンマーク	23.4	17.8	25.3	15.8	19.6	8.2	8.1	9.8	DNK
スウェーデン	—	17.3	17.6	11.7	17.6	22.5	18.5	17.4	SWE
フィンランド	24.9	23.6	25.1	15.9	24.2	23.1	22.9	20.6	FIN
ノルウェー	18.7	20.6	23.9	20.9	24.1	19.6	13.6	16.4	NOR
ロシア	39.0	30.0	27.3	18.8	—	—	—	—	RUS
オーストリア	25.5	25.4	29.2	24.5	31.5	25.2	22.4	21.7	AUT
スイス	39.0	35.5	39.6	34.6	42.4	41.1	31.2	—	CHE
アイルランド	33.4	49.0	57.6	24.1	32.5	38.3	34.4	27.5	IRL
韓国	0.8	0.3	0.4	0.6	1.2	1.0	0.9	0.7	KOR
オーストラリア	17.7	18.6	23.4	19.8	28.3	24.7	19.4	20.3	AUS
ニュージーランド	9.8	8.9	13.8	8.8	11.2	11.6	9.7	10.7	NZL
メキシコ	1.8	1.9	1.7	1.4	4.8	3.0	2.4	2.2	MEX

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年7月現在

第 4-5 表 失業期間別構成比

Table 4-5: Incidence of unemployment by duration

	1か月未満	1～2か月	3～5か月	6～11か月	1年以上	
2024年						%
日本	17.2	22.4	16.1	13.8	30.5	JPN
アメリカ	33.1	29.8	15.7	9.2	12.2	USA
カナダ	32.6	28.7	17.4	11.0	10.2	CAN
イギリス	–	43.8	17.6	16.1	22.4	UK
ドイツ	14.9	23.7	18.8	15.4	27.2	DEU
フランス	19.7	24.2	17.2	15.9	23.1	FRA
イタリア	11.5	10.7	13.1	12.8	52.0	ITA
オランダ	30.0	30.2	14.7	10.8	14.3	NLD
ベルギー	11.3	21.7	15.2	15.4	36.4	BEL
スペイン	14.8	21.5	15.6	14.6	33.4	ESP
ポルトガル	9.2	20.2	16.1	15.6	39.0	PRT
ギリシャ	4.3	11.0	13.2	16.6	54.9	GRC
デンマーク	30.6	27.7	22.5	9.5	9.8	DNK
スウェーデン	33.9	15.4	16.5	16.9	17.4	SWE
フィンランド	21.4	24.7	19.3	14.0	20.6	FIN
ノルウェー	25.9	30.2	16.9	10.7	16.4	NOR
ロシア 1)	9.9	26.3	23.8	21.2	18.8	RUS
オーストリア	11.4	30.1	20.0	16.8	21.7	AUT
スイス 2)	16.2	19.1	17.3	16.2	31.2	CHE
アイルランド	11.9	34.9	12.5	13.2	27.5	IRL
韓国	–	58.9	29.9	10.5	0.7	KOR
オーストラリア	23.9	26.0	16.2	13.6	20.3	AUS
ニュージーランド	22.8	25.5	20.9	20.1	10.7	NZL
メキシコ	47.3	35.7	11.0	3.8	2.2	MEX
Duration	Less than 1 month	1 to 2	3 to 5	6 to 11	1 year and more	

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年7月現在

注 1) 2020年の数値。

2) 2023年の数値。

第 4-6 表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、調査週を含む過去1か月間に求職活動や事業を始める準備をしていた者（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査(CPS)：16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去4週間以内に求職活動を行った者 レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
カナダ	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
イギリス	労働力調査：16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。 既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)：仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
	(登録失業者) 職業安定機関の業務統計： 公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った15歳以上の法定年金受給開始年齢に達していない者	$\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)： 15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中だが、2週間以内に就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
中国	都市部登録失業者：農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時（男性60歳、女性50歳（幹部は55歳）までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注1)
	都市部労働力調査：調査週において仕事がなく、仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去3か月以内に休職活動を行った16歳以上の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

第 4-6 表 失業者の定義（続き）

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
韓国	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
シンガポール	労働力調査：15歳以上の者であって、調査期間中に就業しておらず、2週間以内に就業が可能であり、過去4週間に求職活動を行った者。就業していないが、自営業を始める準備をしていた者、調査期間後に新たな職に就く予定の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査：15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業可能な状態であり、過去7日間に求職活動を行った者（ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める；仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
オーストラリア	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者 または、既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中だが、すぐにも就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
ニュージーランド	労働力調査：15歳以上の者であって、働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者、または既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間（調査期間）において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：[日本] 総務省統計局、[アメリカ] 労働統計局(BLS)、[カナダ] 統計局、[イギリス] 統計局(ONS)、[ドイツ] 統計局(Destatis)、[フランス] 国立統計経済研究所(Insee)、[中国] 国家統計局(NBS)、[韓国] 統計庁(KOSTAT)、[マレーシア] 統計局(DOSM)、[タイ] 統計局(NSO)、[EU] 欧州統計局(Eurostat)、[その他] ILOSTAT

第 4-7 表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ（注3）	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	求職者手当(JSA)
根拠法	雇用保険法（1974年）	社会保障法（1935年） 連邦失業税法（1939年） 各州失業保険法	求職者法（1995年）
被保険者	適用事業に雇用される労働者。 公務員は適用除外（被保険者数4499万人、2025年3月末） （注1）	州失業税を支払う事業主に雇われる者。多くの州が連邦失業税の課税対象（暦年のいずれかの四半期における賃金支払総額が1500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主）を州失業保険制度の対象事業主とする	原則として18歳以上（16歳及び17歳の者については例外あり）、年金受給年齢未満のイギリス居住者
受給要件	基本手当： ・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること（注2） ・ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること（※） ・自己都合による離職の場合には原則1か月間の給付制限がかかる。ただし、5年以内に2回以上正当な理由なく自己都合退職した場合は給付制限期間が3か月となる 高年齢求職者給付金： ・離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること ・上記※と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラ被害、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居など、離職に正当な理由がある場合を除く）は対象とならない 主な要件は以下のとおり ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・求職、再就職の能力、意思があること ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・仕事に就いていないこと（又は週平均労働時間が16時間未満） ・フルタイムの教育を受けていないこと ・就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・過去2年度の間に、①いずれか1年について被用者として国民保険（注4）料を26週分以上納付し、②両年度について被用者として国民保険料を50週分納付したか、又は免除を受けたこと ・受給中の活動計画に合意し、定期的に（2週間に1度等）ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行うこと
給付水準	離職前賃金の50～80%（低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%）	州毎に異なる。全米平均給付額は週453.85ドル（2024年）	16～24歳：週72.90ポンド 25歳以上：週92.05ポンド（2025年）

注 1) 2017年1月より、65歳以上の者も適用対象。

2) ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者や正当な理由のある自己都合により離職した者（特定理由離職者）については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。

3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機対策として、2020年4月～21年9月6日の期間、特例・加算支給の措置を講じた。主な内容は次のとおり。連邦パンデミック失業補償(FPUC)＝週600ドル（2020.8～週300～400ドル、2020.12～週300ドル）の加算支給、パンデミック失業支援プログラム(PUA)＝ギグ・ワーカー、自営業者らを対象にした特例給付、パンデミック緊急失業補償(PEUC)＝受給資格満了者に対する最大53週間（当初は最大13週間）の延長給付。

4) 失業者や就労困難者向けの拋出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度。

第 4-7 表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる ※倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注5）	州毎に異なり、最短期間は1週間から、最長期間は26週間 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では13週間、又は20週間を追加	最長182日
財源	給付総額の2.5%を国庫負担、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の14.5（2025年4月から） ・労働者負担分：1000分の5.5 ・事業主負担分：1000分の9 （このうち失業給付分は1000分の5.5、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	保険料： 連邦失業税と州失業税の2つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は5.4ポイント減額され、0.6%となる	保険料：賃金の23.0% ・被用者：8.0% ・事業主：15.0% （2025年4月～） 国庫負担：原則なし
管理運営機構	・中央：厚生労働省 ・地方：都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注 5) 高年齢求職者給付金については、被保険者期間が1年以上の場合50日分、1年未満の場合30日分を一時金として支給。

第 4-7 表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」 (Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として法定老齢年金の支給開始年齢未満で、加入対象となる賃金労働者と職業訓練者	民間の賃金労働者
受給要件	基本手当： <ul style="list-style-type: none"> ・職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること ・求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること ・離職前30か月において通算12か月以上保険料を納付していること ・公共職業安定所に失業登録をしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険制度に一定期間加入 53歳未満： 離職直前24か月間で130日（910時間）以上 53歳以上： 離職直前36か月間で130日（910時間）以上 ・就労活動に必要な身体能力があること ・フランス・トラバユ(France Travail)に求職者として登録されていること ・求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること（注6） ・原則として、年金支給開始年齢未満であること
給付水準	従前の手取賃金（法律上の控除額を差し引いた前職の賃金）の60%（扶養する子がいる場合は67%）	給付額（日額）は離職前の賃金（月額）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム等）に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる <ul style="list-style-type: none"> ・1303.05ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の75% ・1303.05～1426.72ユーロ未満： 支給額（日額）は、31.97ユーロの定額 ・1426.72～2415.01ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の40.4% + 13.18ユーロ ・2415.01～15700ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の57% (2025年7月1日現在)

注 6) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l' Emploi)にしたがって行う。

第 4-7 表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）
給付期間	離職前5年間に於ける被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6か月間から24か月間の給付を受けることが可能	55歳未満：182日～548日 55歳以上56歳未満：182日～685日 57歳以上：182日～822日 2023年2月1日から労働市場の状況に応じて失業保険給付期間を調整する制度が施行され、INSEEが公表した推計に基づいて、労働担当大臣からの命令が発令された場合に、給付期間が延長される。 55歳未満：730日まで延長 55歳以上56歳未満：913日まで延長 57歳以上：1095日まで延長 62歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長67歳までに受給可能となる
財源	保険料：労使折半 原則賃金の2.6%	保険料：総賃金の4.00%（2025年） ・事業主：4.00%（2025年5月から） （4.05%、2025年4月30日まで） 国庫負担： 2019年より被用者負担が廃止され、社会保障目的税である一般社会拠出金(CSG)（労働者負担）から拠出されている。その割合は2019年には37.5%だった
管理運営機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	フランス・トラバイク(France Travail)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する市民手当(Bürgergeld)制度がある（p.269 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等参照）	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある（p.271 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等参照）

出典：[日本] 厚生労働省及びハローワーク、[アメリカ] 労働省 (<https://oui.doleta.gov/unemploy/>)、[イギリス] : Gov.uk、[ドイツ] : 労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)等、[フランス] フランス・トラバイク(France Travail)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等

第 4-8 表 失業給付受給者数

Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
千人								thousands
日本 1)	654	436	476	434	405	423	427	JPN
アメリカ 2)	9,732	2,274	19,081	12,034	1,657	1,801	1,871	USA
UI (州)	4,487	2,237	10,093	3,191	1,503	1,760	1,848	a
初回申請者数 (州)	454	275	1,377	547	221	231	224	b
イギリス 3)	1,415	652	277	127	78	73	71	UK
抛出制JSA ...①	234	86	156	48	28	37	46	c
所得調査制JSA ...②	1,069	522	97	66	42	28	15	d
①②とも受給	22	9	0	0	0	0	0	e
不支給	91	35	24	13	9	8	10	f
ドイツ 4)	5,855	5,156	4,901	4,665	4,447	4,728	4,883	DEU
失業給付 I	1,017	829	1,011	873	730	799	895	g
市民手当	4,838	4,327	3,889	3,792	3,718	3,929	3,988	h
フランス 5)								FRA
雇用復帰支援手当等	2,292	2,666	2,942	2,817	2,477	2,574	2,637	i
連帯特別手当等	442	518	365	339	306	265	257	j

a) Insured unemployment of state programs; b) Weekly initial claims; c) Jobseeker's allowance (JSA) of which contributory only; d) JSA of which income-based only; e) JSA of which contributory and income-based; f) JSA of which credits only; g) ALG I (unemployment benefits); h) Bürgergeld; i) Assurance chômage; j) ETAT.

出典： [日本] 厚生労働省 (2025.10) 「2024年度雇用保険事業年報」
 [アメリカ] 政府印刷局 (<https://www.govinfo.gov/app/collection/econic/>) 2025年11月現在
 [イギリス] 雇用年金省 (2025.10) *Benefit expenditure and caseload tables 2025*
 [ドイツ] 連邦雇用エージェンシー (<https://statistik.arbeitsagentur.de/>) 2025年11月現在
 [フランス] 雇用局 (<http://www.pole-emploi.org/>) 2025年10月現在

注： 国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。
 なお、新型コロナ対応の特別スキームについては、JILPT「海外労働情報22-10 諸外国の雇用維持政策」を参照のこと。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般被保険者に対する求職者給付（基本手当所定給付日数分のみ）。
- 2) 各州受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)のほか、パンデミック失業扶助(PUA)、パンデミック緊急失業補償(PEUC)が含まれる。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。なお、イギリスでは求職者や低所得者を対象とした新たな総合給付制度(Universal Credit)への移行が進められており、当該制度による2024年度の求職者関連受給者数は135万5千人。
- 4) 年平均。失業給付 I 受給者と市民手当受給者の合計。2022年以前の市民手当の欄は失業給付 II。
- 5) 各月末計の年平均をJILPTにおいて算出。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies

		日本
種別	雇用調整助成金制度	再就職支援制度
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある ・最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職（再就職）活動を行うことができる ・また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「早期再就職支援等助成金（再就職支援コース、雇入れ支援コース）」がある
運営主体	厚生労働省（実施は各都道府県労働局又は公共職業安定所）	
目的	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する	
支給対象	事業主：雇用保険適用事業所 労働者：雇用保険被保険者	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上） ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくもので、所定労働日の全1日にわたって実施させるものであること、または所定労働時間内に当該事業所における対象労働者について1時間以上行われるもの（短時間休業）であること ・教育訓練は職業知識・技能・技術の習得や向上を目的とするもので、受講日に教育訓練以外の業務に就かないこと ・過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること 	
支給額	<p>累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業・教育訓練助成金：休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額に助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額 ・教育訓練加算額：1人1日当たり1200円を加算した額 <p>累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定期間から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練実施率（注1）1/10未満：休業・教育訓練助成金助成率 大企業1/4、中小企業1/2 教育訓練加算額1,200円 ・教育訓練実施率1/10以上1/5未満：休業・教育訓練助成金助成率 大企業1/2、中小企業2/3 教育訓練加算額1,200円 ・教育訓練実施率1/5以上：休業・教育訓練助成金助成率 大企業1/2、中小企業2/3 教育訓練加算額1,800円 	—
支給限度	<ul style="list-style-type: none"> ・休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（8,635円）を上限額とする ・教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない ・支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日 	—

注 1) 休業等の延日数のうち、教育訓練を実施した日数の割合。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	ドイツ	
種別	操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld)	移行給付金 (Transferleistungen)
根拠法	雇用の維持に関する支援（社会法典第3編第3章第6節）	雇用の維持に関する支援（社会法典第3編第3章第6節）
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
適用要件	企業が経済的な理由又は不可避な出来事のために、一時的に労働時間を減少させ、操業短縮 (Kurzarbeit)を申し出た場合、雇用機関は、一定の前提条件を満たしている場合に、操業短縮労働者助成金を支給する	企業経営の変更等による人員調整措置の際、対象となる労働者が、できる限り失業給付を受給せずに次の雇用へ移行するための支援金。これには移行措置 (Transfermaßnahmen)と移行操業短縮手当 (Transferkurzarbeitergeld)の2つが含まれる
給付期間	12か月（連邦労働社会省の法規命令によって、延長が可能）	<ul style="list-style-type: none"> 移行措置：解約予告期間(Kündigungsfrist)内 移行操業短縮手当：最長12か月
財源	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている
支給内容	操業短縮労働者助成金の主要な目的は、一時的な労働停止の際に労働者の雇用の継続を可能にし、解雇を避けることである。支給額については、労働停止に伴う手取り賃金の削減額の60%（子がいる場合には67%）が支給される	<ul style="list-style-type: none"> 移行措置：支給額は移行措置費用の50%で、支援を受ける労働者につき2500ユーロを上限とする 移行操業短縮手当：人員整理の結果として労働時間が減少した場合、賃金減少分を補償するための助成金が支給される。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる
備考	なお、操業短縮労働者助成金には上記のほか、「季節的操業短縮労働者助成金」もある。建設業の分野では、冬季は、労働停止になることが多くなる。季節的操業短縮労働者助成金は、これらの労働停止により失われる賃金を補償するものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる。	—

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	フランス
種別	部分的就業（部分的失業）制度（注1）
根拠法	労働法典（L5122-1条、R5122-1条、D5122-51条、D6321-5条）
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・不景気（受注の減少など） ・原材料又はエネルギー調達での問題 ・災害（又は悪天候）又はその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止又は縮小に陥った場合 ・企業の業態変化、再編又は近代化 ・その他例外的な状況（例えば、新型コロナウイルス感染拡大）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・各従業員が受け取る手取り賃金は少なくとも時給9.52ユーロ（上限：32.45ユーロ、法定最賃の4.5倍を上限とする） ・雇用主が従業員に対して総額賃金の60%を支給し、雇用主が支払った賃金の60%分が国及び失業保険から少なくとも時給8.57ユーロ支給される（上限：時給19.47ユーロ）（注2）（2026年1月現在）
給付期間	最大6週間
補償時間	<p>支給対象の時間は、法定労働時間（又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間）と、実際に働いた時間数の差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る ・部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業（残業）がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる ・年間割当量は、従業員1人当たり1000時間に制限される ・会社の建物や施設の改造の場合は、100時間に制限される
適用除外	<p>以下の場合、支払い対象の従業員から除外される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分的失業が、集团的労働紛争による場合 ・経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・労働期間が年間の時間数又は日数で一括して定められている場合（企業が完全に閉鎖する場合を除く） ・事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が6週間を超える場合

注 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)」を促進させる制度だが、2013年の改正により、よりポジティブな用語にすべきであるとして、部分的活動(Activité professionnelle)の用語に変更された。

2) 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG（一般社会拠出金）とCRDS（社会保障債務返済拠出金）の対象となる。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	韓国	アメリカ	
種別	雇用維持支援金制度	操業短縮補償制度 (注3)	再就職支援
根拠法	雇用保険法	1982年課税の公平性及び財政責任法	・労働力革新・機会法（2014）により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、休職などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合	経済活動の停滞により仕事量の減少した雇用主が、従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員に対して、失った賃金の補償として失業保険の一部を給付	・地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施を委任。委員会は雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51%は雇用主でなければならない
支給額	・有給休業・休職：事業主が支給した休業・休職手当の2/3（大規模企業の場合1/2または2/3）を支給 ※特別雇用支援業種、雇用危機地域は9/10（大規模企業は2/3または3/4） ・無給休業・休職：労働者の平均賃金の50%の範囲内で審査委員会が決定した金額を支給	州により異なる	・連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織若しくは民間企業に委託される
支援期間	有給休業・休職については合わせて年間180日以内（無給休業・休職は最大180日）	州により異なる	
適用除外	主な適用除外は以下のとおり ・勤労基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・雇用維持措置の期間中、新規採用したり、3年以上連続して雇用維持措置を実施したりする場合 ・季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない	州により異なる	

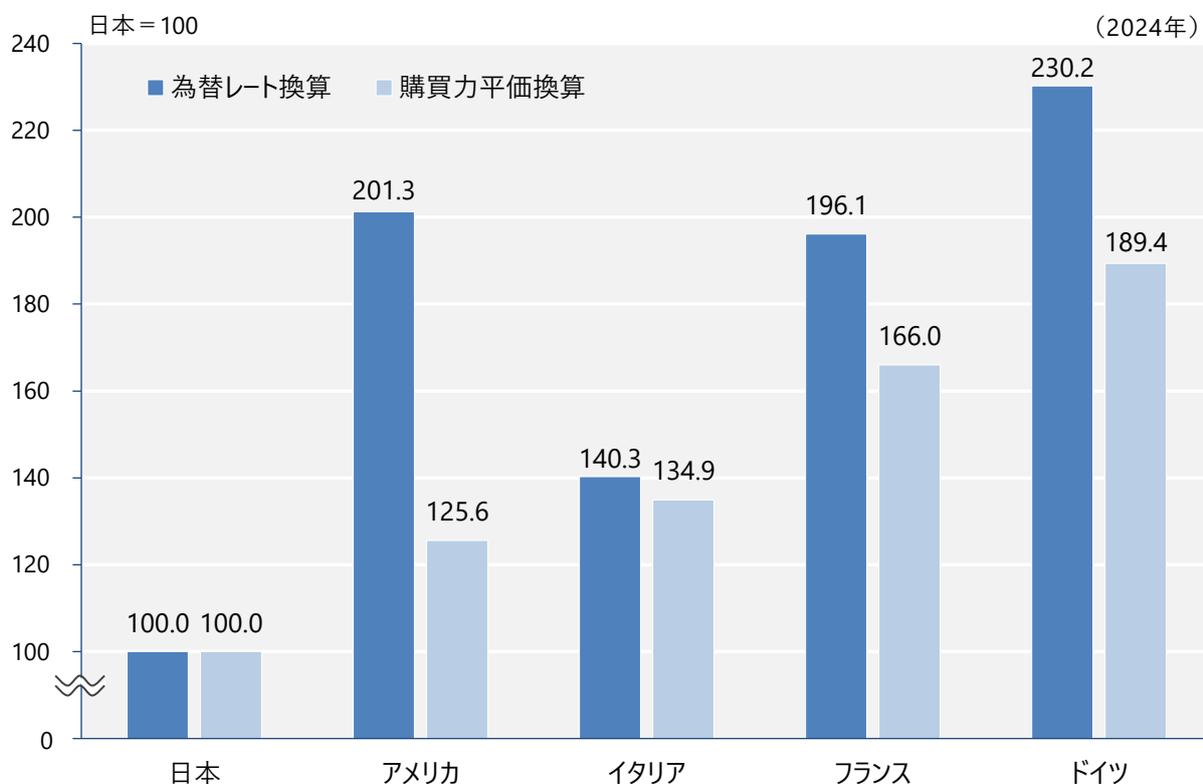
出典：〔日本〕厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」（2022年11月2日）及び厚生労働省ウェブサイト、〔ドイツ〕政府サイト、連邦雇用エージェンシー(BA)、〔フランス〕政府公共サービスサイト、〔韓国〕脇田滋（2011）「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1)雇用保険法・雇用保険制度」、「龍谷法学（44巻1号）」、雇用労働部、〔アメリカ〕労働省(DOL)、労働政策研究・研修機構（2022）「諸外国の雇用維持政策」

注 3) 制度導入の有無は、州の判断による。2022年3月時点で、26の州とコロンビア特別区が制度を実施。なお、米国ではコロナ禍で本制度とは別の支援スキームとして、雇用維持目的の資金を中小企業等の事業主に事実上提供する緊急融資制度「給与保護プログラム（Paycheck Protection Program, PPP）」を設けた（期間：2020年4月3日～21年5月31日）。

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）



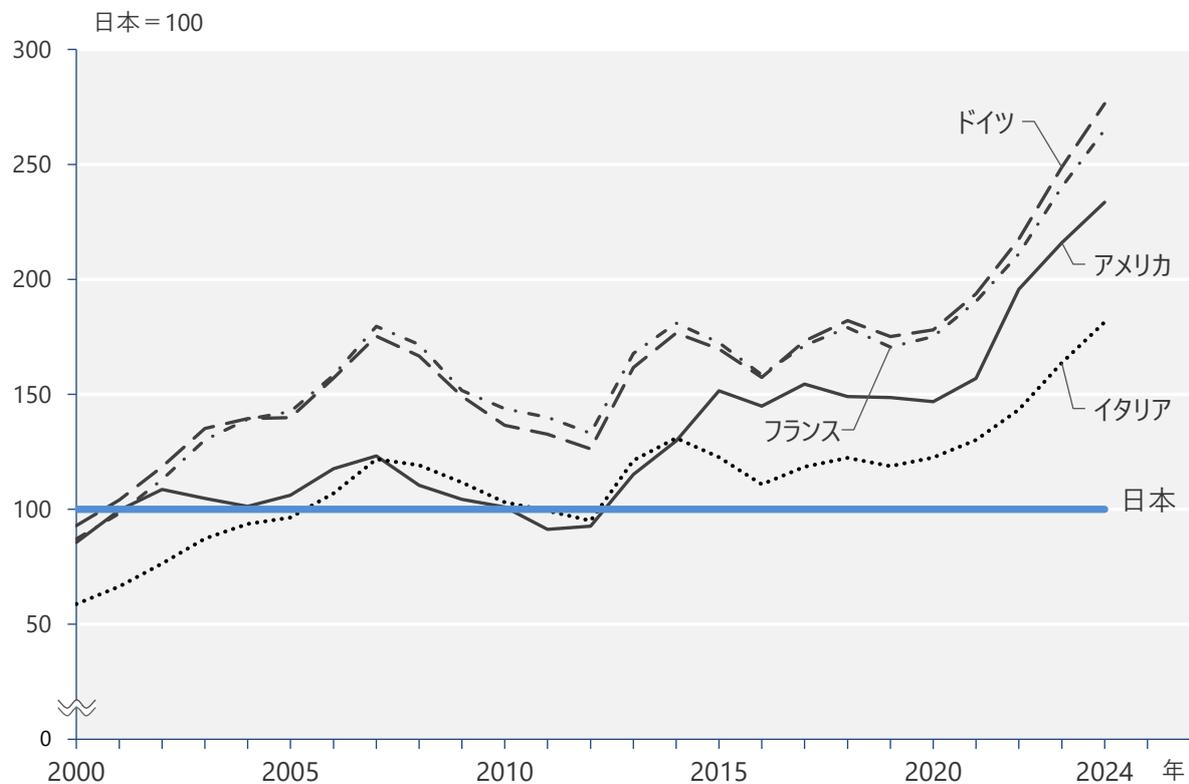
🔗 関連表 p.175 「第 5-1 表 時間当たり賃金（製造業）」

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違ったり、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態（物価水準）を考慮していないことなどの問題がある。

ここでは製造業の全労働者（日本はパートを含む常用労働者）について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で試算し比較した（出典及び試算方法については第5-1表参照）。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2024年の時間当たり賃金（購買力平価換算）は、日本を100.0とすると、アメリカが125.6、イタリアが134.9、フランスが166.0、ドイツが189.4となっている。

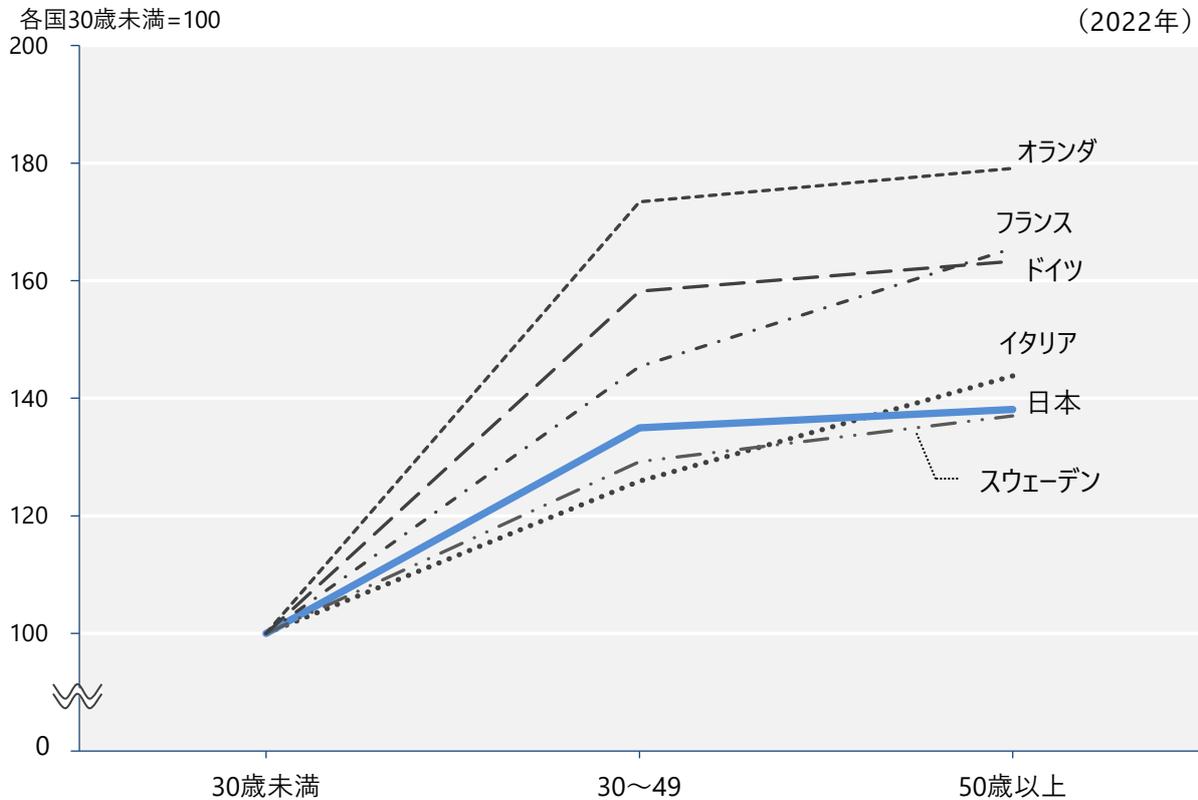
5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）



関連表 p.182 「第 5-8 表 労働費用（製造業）」

労働費用は、使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用（企業負担分）を指し、現金給与額のほか、法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用など、現金給与以外の労働費用を合わせたものである。賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用を試算し示した。2024年についてみると、日本を100.0とする場合、ドイツが276.4、フランスが265.0、アメリカが233.5、イタリアが181.4となっている。

5-3 年齢階級別賃金格差



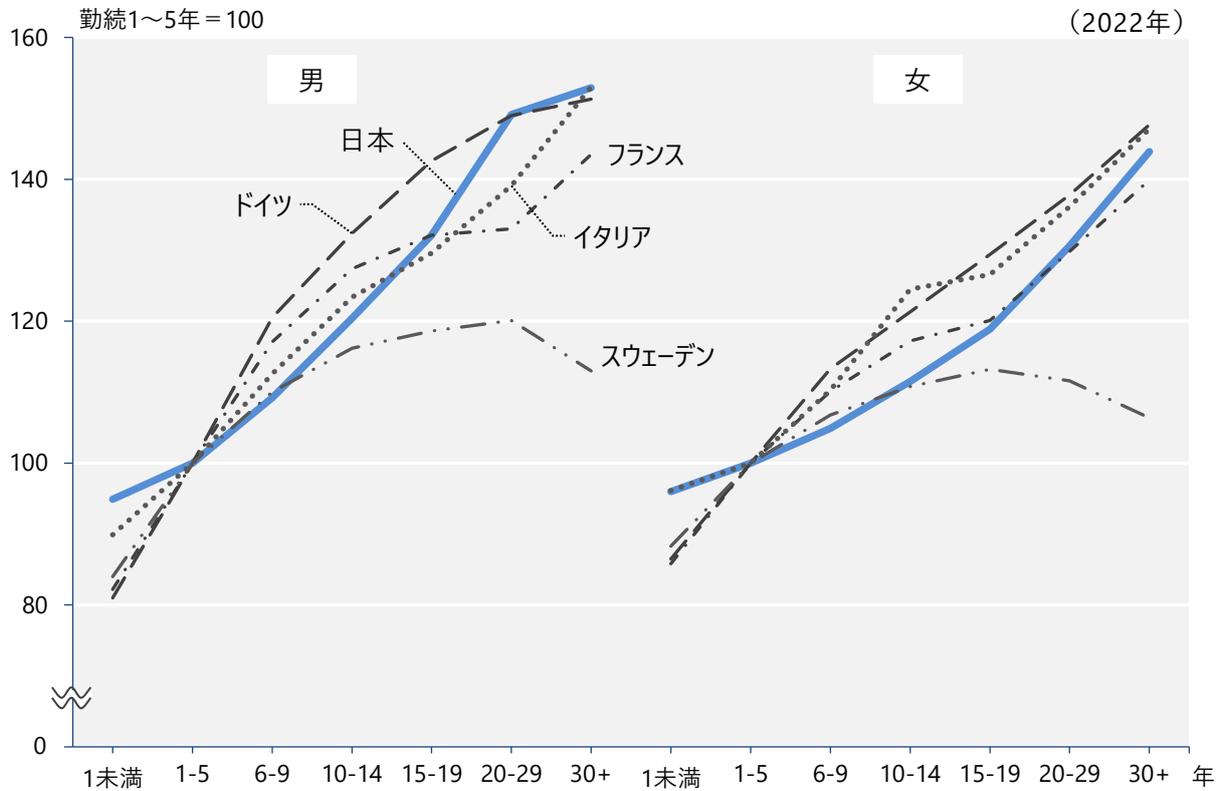
関連表 p.185 「第5-11-1表 年齢階級別賃金格差（労働者計）」

上のグラフは、30歳未満の賃金を100としたときの各国の年齢階級別賃金指数により、年齢階級間の格差の状況を示したものである。

日本では30歳未満との賃金の格差は、30～49歳層で1.35倍、50歳以上層になると1.38倍へと拡大する。同様に欧州でも、年齢階層が上がるにつれて賃金が上昇しており、とくにオランダでは30～49歳層で1.73倍、50歳以上層で1.79倍と上昇の幅が大きくなっている。

また職種別にみると、年齢階層間の賃金格差は「生産工程従事者」よりも「管理的職業従事者」で大きい傾向にある。「生産工程従事者」では、30歳未満層と30～49歳層、50歳以上層の賃金格差多くの国では概ね1.1～1.3倍程度で、30歳以降ではほぼ横ばいとなるが、「管理的職業従事者」では、30～49歳層でおよそ1.3～1.5倍、50歳以上層では1.6～1.8倍となる国が多い（p.186 「第5-11-2表 年齢階級別賃金格差（生産工程従事者）」、p.187 「第5-11-3表 年齢階級別賃金格差（管理的職業従事者）」）。

5-4 勤続年数別賃金格差



関連表 p.188 「第 5-12 表 勤続年数別賃金格差」(産業計)

(注) 日本の勤続年数は、1～5 年が 1～4 年、6～9 年が 5～9 年に相当。

上のグラフは日本、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、勤続年数1～5年（日本については1～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）を示したものである。

おおむねの国で勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数は上昇している。勤続年数1～5年を100とした場合、勤続年数30年以上についてみると、男性では、日本、ドイツ、イタリアでは約1.5倍、フランスでは約1.4倍、スウェーデンでは約1.1倍、女性では、ドイツ、イタリアでは約1.5倍、日本、フランスでは約1.4倍、スウェーデンでは約1.1倍となっている。

第 5-1 表 時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
時間当たり賃金									Wages per hour
各国通貨									national currency
日本 1)	2,246	2,311	2,447	2,465	2,468	2,498	2,537	2,640	JPN
アメリカ 2)	24.91	28.37	30.80	31.14	31.78	33.10	34.36	35.11	USA
ドイツ 3)	25.53	29.27	32.44	32.60	32.60	33.80	35.40	37.10	DEU
フランス 3)	22.91	25.69	27.48	28.10	28.30	29.40	30.60	31.60	FRA
イタリア 3)	17.40	19.04	19.91	20.50	20.20	20.80	21.70	22.60	ITA
為替レート換算 4)									Exchange rate conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	97.4	148.6	137.2	134.9	141.3	174.2	190.3	201.3	USA
ドイツ	132.3	170.1	161.8	161.3	171.5	187.4	212.0	230.2	DEU
フランス	118.7	149.3	137.1	139.0	148.9	163.0	183.2	196.1	FRA
イタリア	90.2	110.7	99.3	101.4	106.2	115.3	129.9	140.3	ITA
購買力平価換算 4)									PPPs conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	123.9	127.0	129.9	127.3	127.8	125.8	127.1	125.6	USA
ドイツ	157.7	168.4	190.7	188.5	185.4	186.6	186.8	189.4	DEU
フランス	133.3	142.2	164.2	165.7	161.6	163.6	166.8	166.0	FRA
イタリア	111.9	115.4	129.7	132.5	129.8	133.7	133.3	134.9	ITA

出典： [日本] 厚生労働省（2026.1）「毎月勤労統計調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2025.6） *Employer Costs for Employee Compensation*

[欧州] Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2026年2月現在

[換算レート] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2026年2月現在

注： 以下の方法で、JILPTにおいて推計。

- 1) 事業所規模5人以上の製造業常用労働者について、月間の現金給与総額を総実労働時間で除して算出。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計して算出。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。2019年以前は実数を基に"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。
- 4) 為替レート換算、購買力平価換算の値は、時間当たり賃金を為替レート、購買力平価でそれぞれ換算し、日本=100として示したものの。

第5-2-1表 賃金（月額、各国通貨）

Table 5-2 -1: Wages in local currency per month

	2015年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
産業計								Total
日本 1)	303,500	306,000	307,700	307,400	311,800	318,300	330,400	JPN
日本 2)	315,856	322,552	318,405	319,461	325,817	329,777	347,994	JPN
アメリカ	3,728	4,233	4,502	4,600	4,845	5,334	5,985	USA
カナダ	4,108	4,476	4,768	4,863	5,090	5,339	5,583	CAN
イギリス 3)	2,132	2,482	2,543	2,554	2,745	2,913	3,037	UK
ドイツ 4)	2,778	3,075	4,527	4,328	4,415	–	–	DEU
フランス 5)	1,851	1,986	2,016	3,857	3,958	4,108	4,296	FRA
イタリア 5)	1,308	1,355	1,365	3,078	3,116	3,204	3,330	ITA
スウェーデン 4)	3,664	3,762	3,767	3,969	4,250	4,198	4,041	SWE
韓国 6)	3,269	3,720	3,757	3,858	4,091	–	–	KOR
タイ	11,107	15,128	15,342	15,534	16,385	16,556	16,519	THA
フィリピン	11,498	14,623	15,230	15,528	16,488	17,605	–	PHL
オーストラリア	4,837	5,518	5,630	5,906	–	–	–	AUS
ブラジル	1,711	2,271	2,459	2,414	2,614	2,861	3,155	BRA
製造業								Manufacturing
日本 1)	294,200	293,600	298,300	294,900	301,500	306,000	318,600	JPN
日本 2)	376,964	390,981	377,583	384,765	391,169	398,249	412,916	JPN
アメリカ	4,271	4,778	5,058	5,161	5,458	5,912	6,691	USA
カナダ	4,380	4,771	4,980	4,994	5,306	5,657	5,843	CAN
イギリス 3)	2,427	2,849	2,903	2,838	2,984	3,228	3,458	UK
ドイツ 4)	3,468	3,800	5,522	5,196	5,268	–	–	DEU
フランス 5)	2,097	2,242	2,271	4,764	4,614	4,833	5,256	FRA
イタリア 5)	1,417	1,479	1,476	3,394	3,621	3,693	3,792	ITA
スウェーデン 4)	4,120	4,056	4,116	4,308	4,632	4,522	4,278	SWE
韓国 6)	3,569	3,968	3,910	4,060	4,383	–	–	KOR
タイ	10,671	14,562	14,511	14,807	15,996	16,166	15,989	THA
フィリピン	10,900	13,496	13,795	14,064	14,753	15,740	–	PHL
オーストラリア	5,406	5,989	5,921	6,134	–	–	–	AUS
ブラジル	1,797	2,384	2,574	2,479	2,679	2,933	3,208	BRA

出典：〔日本〕厚生労働省（2025.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2025.2）「毎月勤労統計調査」

〔その他〕ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年9月現在

注：原則、雇用者が対象。国により産業分類や賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている1か月あたりの賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。

- 1) 2022年以降は賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（短時間労働者を除く）に支払われる所定内給与額。
- 2) 毎月勤労統計調査による。事業所規模5人以上。常用労働者の現金給与総額。
- 3) 2019年は *Annual Survey of Hours and Earnings* による4月調査。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。2019年以外の年はユーロ。
- 4) 鉱業、電気、ガス、水道業を含む。
- 5) 2021年以降は鉱業、電気・ガス・水道業を含む。
- 6) 6月調査。公共部門を除く、従業員5人以上の民営事業所。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。

第5-2-2表 賃金（月額、USドル）

Table 5-2 -2: Wages in U.S. dollars per month

	2015年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
産業計								Total
日本 1)	2,507	2,807	2,882	2,801	2,371	2,266	2,183	JPN
日本 2)	2,609	2,959	2,982	2,911	2,478	2,347	2,299	JPN
アメリカ	3,728	4,233	4,502	4,600	4,845	5,334	5,985	USA
カナダ	3,212	3,374	3,555	3,879	3,911	3,955	4,077	CAN
イギリス 3)	2,365	3,168	2,905	3,021	2,890	3,150	3,287	UK
ドイツ 4)	3,082	3,442	5,171	5,119	4,649	–	–	DEU
フランス 5)	2,054	2,224	2,302	4,562	4,168	4,442	4,650	FRA
イタリア 5)	1,451	1,517	1,560	3,640	3,282	3,464	3,604	ITA
スウェーデン 4)	4,065	4,212	4,303	4,694	4,475	4,539	4,374	SWE
韓国 6)	2,890	3,192	3,183	3,373	3,168	–	–	KOR
タイ	324	487	490	486	467	476	468	THA
フィリピン	253	282	307	315	303	316	–	PHL
オーストラリア	3,634	3,836	3,874	4,436	–	–	–	AUS
ブラジル	514	576	477	448	506	573	585	BRA
製造業								Manufacturing
日本 1)	2,431	2,693	2,794	2,687	2,293	2,178	2,105	JPN
日本 2)	3,114	3,587	3,536	3,506	2,975	2,835	2,728	JPN
アメリカ	4,271	4,778	5,058	5,161	5,458	5,912	6,691	USA
カナダ	3,425	3,596	3,713	3,983	4,076	4,191	4,267	CAN
イギリス 3)	2,693	3,637	3,315	3,357	3,143	3,490	3,743	UK
ドイツ 4)	3,848	4,254	6,308	6,146	5,548	–	–	DEU
フランス 5)	2,327	2,510	2,594	5,634	4,859	5,225	5,689	FRA
イタリア 5)	1,572	1,655	1,686	4,014	3,813	3,993	4,104	ITA
スウェーデン 4)	4,571	4,541	4,701	5,095	4,878	4,890	4,631	SWE
韓国 6)	3,156	3,405	3,313	3,549	3,394	–	–	KOR
タイ	312	469	464	463	456	465	453	THA
フィリピン	240	261	278	286	271	283	–	PHL
オーストラリア	4,062	4,163	4,075	4,608	–	–	–	AUS
ブラジル	540	604	499	460	519	587	595	BRA

出典：【日本】厚生労働省（2025.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2025.2）「毎月勤労統計調査」

【その他】ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年9月現在

【日本の為替レート】IMF (<https://data.imf.org/>) “International Financial Statistics” 2025年7月現在

注：第5-2-1表に準ずる。日本はIMF・年平均為替レート（p.37 第1-12表）を用いてJILPTにおいて算出。

第 5-3 表 産業別賃金

Table 5-3: Wages by economic activity

	年	計	製造業	建設業	卸売・ 小売業	情報 通信業		
各国現地通貨（月額）							Local currency per month	
日本 1)	2024	330,400	318,600	352,600	343,600	391,000	Yen	JPN
日本 2)	2024	347,994	412,916	453,559	306,881	527,751	Yen	JPN
アメリカ	2024	5,985	6,691	5,841	4,500	10,921	US\$	USA
イギリス	2024	3,037	3,458	3,658	2,210	4,678	Euro	UK
ドイツ 3)	2022	4,415	5,268	4,111	3,632	6,479	Euro	DEU
フランス 3)	2024	4,296	5,256	4,193	3,762	6,483	Euro	FRA
イタリア 3)	2024	3,330	3,792	3,084	3,020	4,978	Euro	ITA
スウェーデン 3)	2024	4,041	4,278	4,084	3,925	5,466	Krona	SWE
韓国 4)	2022	4,091	4,383	4,164	4,109	4,904	1,000 Won	KOR
タイ	2024	16,519	15,989	12,413	14,465	31,102	Baht	THA
フィリピン	2023	17,605	15,740	15,750	13,694	28,513	Peso	PHL
オーストラリア 5)	2021	5,906	6,134	6,617	4,339	6,124	AU\$	AUS
ブラジル	2024	3,155	3,208	2,450	2,390	5,443	Real	BRA
		a	b	c	d	e		

*Figures are for employees. a) Total; b) Manufacturing; c) Construction; d) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; e) Information and communication.

出典： [日本] 厚生労働省（2025.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2025.2）「毎月勤労統計調査」
[その他] ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2026年2月現在

注： 原則、雇用者が対象。国により産業分類や賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている1か月あたりの賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。卸売・小売業は、自動車及びオートバイ修理業を含む。

- 1) 賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（短時間労働者を除く）に支払われる所定内給与額。
- 2) 毎月勤労統計調査による。事業所規模5人以上。常用労働者の現金給与総額。
- 3) 製造業は鉱業、電気、ガス、水道業を含む。
- 4) 6月調査。公共部門を除く、従業員5人以上の民営事業所。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。
- 5) 卸売・小売業は自動車、オートバイ等の修理業を含み、情報通信業は運輸・倉庫業を含む。

第 5-4 表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
2015年 = 100										2015=100
日本	99.5	96.7	100.0	103.7	99.6	101.7	103.3	105.8	108.5	JPN
アメリカ	83.2	93.5	100.0	111.2	114.5	119.6	125.9	132.5	139.6	USA
カナダ	84.0	89.4	100.0	106.7	110.0	113.1	119.2	125.1	128.2	CAN
イギリス	78.0	91.5	100.0	109.1	109.1	113.2	119.0	127.3	135.0	UK
ドイツ	81.0	88.2	100.0	111.8	112.8	113.1	119.0	124.2	129.9	DEU
フランス	80.0	90.7	100.0	106.3	–	109.7	113.7	119.3	123.4	FRA
イタリア	76.3	88.9	100.0	103.1	103.9	105.0	106.5	110.1	115.6	ITA
オランダ	82.6	92.4	100.0	108.6	112.5	115.0	118.4	125.1	132.2	NLD
スペイン	77.0	93.4	100.0	103.1	106.5	106.0	109.2	114.5	119.5	ESP
デンマーク	77.7	91.6	100.0	109.3	111.6	114.5	117.4	121.8	127.6	DNK
スウェーデン	75.0	87.6	100.0	109.5	110.5	113.3	116.1	120.5	125.3	SWE
ノルウェー	66.5	84.0	100.0	108.3	110.8	114.1	118.3	124.6	131.2	NOR
韓国	66.3	82.3	100.0	116.2	115.5	123.5	130.7	134.9	138.4	KOR

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) “Hourly Earnings” 2025年8月現在

注 国により賃金の定義及び対象者の範囲等が異なるため、比較の際は注意を要する。

第 5-5 表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	デンマーク	スウェーデン
フルタイム = 100								Full-time=100
2022年	72.3	–	76.6	89.3	69.8	73.8	77.6	83.0
2018	68.8	74.4	73.8	90.7	68.8	73.4	78.2	82.9
2014	64.9	69.4	72.1	86.6	66.4	76.6	79.0	82.2
	JPN	UK	DEU	FRA	ITA	NLD	DNK	SWE

出典：〔日本〕厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版

〔欧州〕Eurostat “Structure of earnings survey 2014、2018、2022” 2025年9月現在

注：パートタイム労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。JILPTによる算出。

〔日本〕産業計、常用労働者10人以上の民営事業所、一般労働者（所定内給与額／所定内労働時間数）に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額（残業は含まない）。2018年以前は、2020年賃金構造基本統計調査の変更（短時間労働者の集計要件の見直し等）に伴う遡及集計を用いて算出。

〔イギリス〕自営業を除く産業計・全職種の1%を対象とするサンプル調査。フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を除く値。

〔欧州〕産業計、企業規模10人以上、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を含む。

参考：アメリカは、通常の労働時間が週当たり 35 時間以上の者をフルタイム、1～34 時間の者をパートタイムと定義する。U.S. Bureau of Labor Statistics の“Labor Force Statistics from the CPS”による「週当たり賃金」水準比較が公表されている。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム 100 に対し、パートタイム 32.1（2022 年、産業計、16 歳以上、中央値、JILPT による算出）。

第 5-6 表 単位労働費用

Table 5-6: Unit labour costs

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	110.2	103.0	100.0	103.3	105.5	108.6	108.3	—	JPN
アメリカ	87.1	92.0	100.0	105.0	106.9	110.2	113.2	—	USA
カナダ	80.9	91.6	100.0	102.0	104.2	107.1	111.4	117.1	CAN
イギリス	83.0	95.6	100.0	106.1	109.5	119.8	115.5	119.0	UK
ドイツ	87.0	91.6	100.0	105.4	108.6	111.8	111.9	115.7	DEU
フランス	85.8	94.9	100.0	101.9	101.2	105.4	106.5	111.9	FRA
イタリア	85.2	96.6	100.0	101.2	102.5	104.5	104.7	107.6	ITA
オランダ	86.9	96.1	100.0	103.9	107.2	115.0	111.8	116.0	NLD
ベルギー	83.3	94.1	100.0	103.3	104.7	106.4	107.9	114.8	BEL
スペイン	90.9	104.4	100.0	101.0	105.3	113.1	114.6	115.7	ESP
デンマーク	83.3	96.7	100.0	100.6	102.0	106.2	105.5	109.9	DNK
スウェーデン	82.1	91.5	100.0	107.9	109.6	113.1	112.3	115.2	SWE
フィンランド	79.8	90.7	100.0	97.8	99.5	100.2	103.9	108.1	FIN
ノルウェー	63.8	85.1	100.0	104.9	109.5	111.1	113.4	119.2	NOR
ロシア	29.5	59.6	100.0	110.9	112.7	—	—	—	RUS
韓国	—	—	100.0	105.5	108.1	110.7	110.9	112.8	KOR
オーストラリア	79.5	95.9	100.0	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	81.8	96.2	100.0	109.7	115.1	118.2	127.2	—	NZL
対前年比、%									Average annual rates of change
日本	-0.2	-5.5	-0.9	2.0	2.1	2.9	-0.3	—	JPN
アメリカ	1.6	-0.7	1.9	2.1	1.8	3.1	2.8	—	USA
カナダ	2.1	-0.3	2.2	2.4	2.2	2.7	4.1	5.1	CAN
イギリス	2.8	0.8	0.6	2.3	3.2	9.5	-3.7	3.1	UK
ドイツ	-0.5	-1.5	2.0	3.1	3.1	3.0	0.0	3.5	DEU
フランス	2.0	0.9	0.2	0.7	-0.7	4.2	1.0	5.1	FRA
イタリア	2.8	0.1	0.7	1.6	1.3	1.9	0.1	2.8	ITA
オランダ	0.1	-1.1	-0.8	2.2	3.2	7.3	-2.8	3.8	NLD
ベルギー	0.8	-0.2	-1.2	1.3	1.3	1.7	1.4	6.4	BEL
スペイン	3.1	-0.7	-0.1	1.7	4.3	7.4	1.3	0.9	ESP
デンマーク	2.1	-1.1	1.1	1.0	1.4	4.1	-0.7	4.2	DNK
スウェーデン	0.8	-2.7	-0.4	3.5	1.5	3.2	-0.7	2.6	SWE
フィンランド	2.2	-1.8	0.7	2.7	1.8	0.7	3.7	4.0	FIN
ノルウェー	3.2	2.2	1.2	3.9	4.4	1.4	2.1	5.1	NOR
ロシア	13.5	7.2	8.2	2.9	1.6	—	—	—	RUS
韓国	—	—	2.8	2.2	2.4	2.4	0.2	1.7	KOR
オーストラリア	3.6	6.1	0.1	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	5.2	2.5	0.9	1.9	5.0	2.6	7.7	—	NZL

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Productivity growth rates" 2025年8月現在

注：Unit Labour Costs, hours based。一般的に、単位労働費用 = 名目雇用者報酬 / 実質GDPとして求められる。

第 5-7 表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
2021年 = 100									2021=100
日本	133.2	92.2	106.0	109.1	100.0	86.6	80.4	76.3	JPN
アメリカ	87.8	98.7	102.7	103.6	100.0	106.7	104.7	106.2	USA
カナダ	117.5	98.2	93.7	93.4	100.0	99.6	97.7	98.0	CAN
イギリス	96.2	106.8	92.2	100.4	100.0	96.2	99.2	103.6	UK
ドイツ	92.1	94.1	98.9	100.2	100.0	98.4	100.3	101.7	DEU
フランス	107.6	102.6	98.9	99.3	100.0	98.9	98.6	97.0	FRA
イタリア	102.1	98.0	99.3	100.0	100.0	94.8	95.7	95.9	ITA
オランダ	102.3	92.5	95.9	102.3	100.0	94.1	99.7	103.2	NLD
ベルギー	100.4	98.1	98.9	99.4	100.0	99.1	102.7	100.7	BEL
スペイン	108.6	92.1	94.6	99.4	100.0	96.1	98.4	99.1	ESP
ポルトガル	96.8	89.6	94.4	98.9	100.0	97.4	100.8	103.8	PRT
ギリシャ	114.2	98.9	97.6	101.3	100.0	92.4	94.0	95.3	GRC
デンマーク	110.9	102.6	101.5	102.3	100.0	99.6	98.1	95.3	DNK
スウェーデン	100.2	103.2	95.4	96.7	100.0	94.2	89.0	88.7	SWE
フィンランド	100.9	101.6	97.9	97.0	100.0	98.3	103.6	100.5	FIN
ノルウェー	112.4	106.7	103.2	93.5	100.0	100.4	93.4	91.0	NOR
オーストリア	95.9	97.7	97.2	100.3	100.0	96.9	99.6	104.3	AUT
スイス	90.6	108.1	100.1	102.0	100.0	103.9	106.1	105.8	CHE
中国	74.7	100.0	94.1	94.5	100.0	101.8	97.4	97.7	CHN
韓国	84.5	101.0	101.2	100.5	100.0	94.2	95.6	92.5	KOR
インドネシア	170.2	115.5	106.7	102.2	100.0	100.4	98.9	95.6	IDN
オーストラリア	112.3	99.7	94.5	95.1	100.0	100.8	101.9	105.3	AUS
ニュージーランド	88.3	94.1	93.1	93.1	100.0	98.1	99.8	102.5	NZL
メキシコ	111.5	101.4	95.7	94.3	100.0	108.3	130.0	129.4	MEX
ブラジル	160.8	131.1	132.7	103.1	100.0	116.5	133.8	140.2	BRA

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) *Economic Outlook no.117 - June 2025*

注：競争力を加重した相対単位労働コスト（ドル建て）。自国の単位労働コストの上昇率と、競争力加重（53か国の輸出入市場の構造を反映し、自国との競合度合の大きさによりウエイト付けしたもの）により平均した他国の単位労働コストの上昇率の差により作成された指数。指数の上昇は実質実効レートが増価と、それに伴う競争力の低下を意味する。詳細は *EO117 Database documentation* (https://webfs-eco.oecd.org/files/.Stat/EO117/EO117_Database_documentation.pdf) を参照。

第5-8表 労働費用（製造業）

Table 5-8: Labour costs, manufacturing

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
時間当たり労働費用									Labour costs per hour
各国通貨									national currency
日本 1)	2,798	2,945	2,900	2,877	2,822	2,821	2,821	2,863	JPN
アメリカ 2)	32.20	36.87	39.53	39.55	40.38	41.99	43.37	44.16	USA
ドイツ 3)	32.84	37.21	41.62	42.00	42.10	44.30	46.20	48.30	DEU
フランス 3)	34.57	37.83	40.52	41.30	41.40	43.00	44.60	46.30	FRA
イタリア 3)	24.80	26.91	28.21	28.90	28.30	29.20	30.40	31.70	ITA
為替レート換算 4)									Exchange rate conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	101.0	151.5	148.6	146.8	157.0	195.7	216.0	233.5	USA
ドイツ	136.6	169.7	175.1	178.0	193.7	217.5	248.8	276.4	DEU
フランス	143.8	172.5	170.5	175.1	190.4	211.1	240.2	265.0	FRA
イタリア	103.1	122.7	118.7	122.5	130.2	143.3	163.7	181.4	ITA
購買力平価換算 4)									PPPs conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	128.6	129.5	140.7	138.5	142.0	141.3	144.3	145.7	USA
ドイツ	162.8	168.0	206.4	208.1	209.4	216.5	219.2	227.4	DEU
フランス	161.5	164.4	204.3	208.7	206.8	211.9	218.6	224.2	FRA
イタリア	128.0	128.0	155.1	160.0	159.1	166.2	168.0	174.4	ITA

出典：〔日本〕厚生労働省（2026.1）「毎月勤労統計調査」、厚生労働省（2022.1）「2021年就労条件総合調査」、内閣府（2025.12）「2024年度国民経済計算確報」

〔アメリカ〕労働統計局(BLS)（2025.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

〔欧州〕Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2026年2月現在

〔換算レート〕OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2026年2月現在

注：以下の方法で、JILPTにおいて試算。アメリカの実額(注2)は公表値。

- 1) 事業所規模5人以上の製造業常用労働者が対象。総実労働時間当たり労働費用。労働費用のない年は時間当たり雇用者報酬との比率により推計。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。2019年以前は実数を基に"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。
- 4) 為替レート換算、購買力平価換算の値は、時間当たり労働費用を為替レート、購買力平価でそれぞれ換算し、日本=100として示したもの。

第 5-9 表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

労働費用計	現金給与	現金給与以外	(現金給与以外の内訳)							調査年	%
			法定福利費	法定外福利費 ¹⁾	現物給付	退職金等の費用	教育訓練費	その他 ²⁾			
日本	100.0	80.8	19.2	(13.0)	(1.5)	(0.1)	(4.3)	(0.1)	(0.2)	2020	JPN
アメリカ	100.0	78.7	21.3	(7.5)	(9.8)	—	(4.0)	—	—	2020	USA
イギリス	100.0	81.8	18.2	(8.4)	(6.2)	(1.2)	(0.7)	(1.7)	—	2016	UK
ドイツ	100.0	76.4	23.6	(14.3)	(7.5)	(1.0)	(0.2)	(0.4)	(0.2)	2020	DEU
フランス	100.0	64.0	36.0	(22.7)	(6.6)	(0.6)	(3.5)	(1.3)	(1.4)	2020	FRA
オランダ	100.0	78.7	21.4	(11.2)	(11.6)	(0.9)	—	(0.8)	(-3.2)	2020	NLD
スウェーデン	100.0	67.3	32.7	(19.6)	(10.0)	(1.0)	(0.1)	(0.4)	(1.6)	2020	SWE
韓国	100.0	77.6	22.4	(7.2)	(5.4)	—	(9.4)	(0.3)	(0.1)	2020	KOR
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	year	

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出典： [日本] 厚生労働省（2021.11）「2021年就労条件総合調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2021.3）*Employer Costs for Employee Compensation—December 2020*

[欧州] Eurostat “Labour costs survey - NACE Rev. 2 activity” 2025年9月現在

[韓国] 雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2025年9月現在

注： 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）が対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)、欧州は見習の福利費を含む。

2) 日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等、韓国は募集費を含む。欧州は募集費用、税、補助金（控除）等を含む（オランダの「その他」は補助金の影響により-3.2%）。

第 5-10 表 フルタイム労働者の男女間賃金格差

Table 5-10: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
										%
日本	32.8	28.7	25.7	23.5	22.5	22.1	21.3	22.0	20.7	JPN
アメリカ	19.0	18.8	18.9	18.5	17.7	16.9	17.0	16.4	17.3	USA
カナダ	21.3	20.2	18.7	18.6	17.6	16.7	17.1	16.1	16.5	CAN
イギリス	22.1	19.2	17.1	16.1	12.0	14.2	14.0	13.3	13.1	UK
ドイツ	16.8	16.7	15.8	14.4	12.1	13.5	14.4	14.2	—	DEU
フランス 1)	9.4	9.1	9.9	12.1	11.8	11.6	5.3	6.2	—	FRA
イタリア 1)	10.5	5.6	6.6	5.6	4.8	5.7	4.6	4.1	—	ITA
オランダ 1)	16.0	17.9	15.3	13.4	13.3	13.2	9.8	6.1	—	NLD
ベルギー	11.5	7.0	4.7	3.8	1.2	0.1	0.9	—	—	BEL
デンマーク	10.2	8.9	5.8	5.1	5.0	5.6	5.8	5.4	—	DNK
スウェーデン	11.3	9.4	8.3	7.6	7.4	7.2	7.0	7.3	7.5	SWE
フィンランド	18.9	18.9	18.1	17.2	16.0	15.3	17.5	16.1	—	FIN
ノルウェー	8.6	7.2	7.0	4.4	4.8	4.6	4.5	4.5	4.7	NOR
韓国	39.6	39.6	37.2	32.5	31.5	31.1	31.2	29.3	29.0	KOR
オーストラリア	15.8	14.0	13.3	15.3	10.5	10.5	9.9	11.3	10.7	AUS
ニュージーランド	9.6	7.0	7.9	6.5	4.6	6.7	6.3	4.2	8.2	NZL
メキシコ	16.7	11.6	16.7	—	—	12.5	16.7	15.0	11.4	MEX
ブラジル	—	—	15.4	6.7	6.3	9.1	11.1	10.0	—	BRA

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Gender wage gap" 2025年9月現在

注： 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。原則、フルタイム労働者の週あたり総収入が対象。

1) 2005年欄は2006年の数値、2015年欄は2014年の数値。

第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者計）

Table 5-11-1: Wage gap by age group (All workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2022年						under 30 years old=100, 2022	
日本 1)	計	129.5	100.0	135.0	138.1	T	JPN
	男	136.9	100.0	142.1	146.8	M	
	女	111.7	100.0	116.4	113.3	F	
ドイツ	計	149.2	100.0	158.2	163.3	T	DEU
	男	161.0	100.0	168.8	183.5	M	
	女	135.4	100.0	145.1	141.5	F	
フランス	計	142.2	100.0	145.4	165.5	T	FRA
	男	151.7	100.0	154.3	183.5	M	
	女	131.8	100.0	135.8	146.2	F	
イタリア	計	128.9	100.0	125.9	143.8	T	ITA
	男	134.3	100.0	130.2	154.9	M	
	女	122.7	100.0	121.1	131.8	F	
オランダ	計	153.1	100.0	173.4	179.1	T	NLD
	男	163.8	100.0	182.1	198.6	M	
	女	141.4	100.0	163.8	155.5	F	
ベルギー	計	141.7	100.0	138.8	170.1	T	BEL
	男	147.6	100.0	143.9	180.5	M	
	女	135.9	100.0	133.8	159.6	F	
スペイン	計	128.4	100.0	128.1	138.5	T	ESP
	男	134.9	100.0	134.1	148.6	M	
	女	121.3	100.0	121.6	127.7	F	
デンマーク	計	142.5	100.0	156.5	164.7	T	DNK
	男	148.5	100.0	162.3	174.8	M	
	女	135.8	100.0	149.6	153.2	F	
スウェーデン	計	125.7	100.0	129.2	137.0	T	SWE
	男	128.6	100.0	132.0	143.2	M	
	女	123.1	100.0	126.4	131.9	F	
フィンランド	計	128.5	100.0	132.5	136.6	T	FIN
	男	134.8	100.0	138.0	147.3	M	
	女	122.6	100.0	126.4	128.1	F	
ノルウェー	計	132.6	100.0	139.2	149.0	T	NOR
	男	138.2	100.0	144.4	158.2	M	
	女	125.9	100.0	132.6	137.6	F	

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「2022年賃金構造基本統計調査」

[その他] Eurostat（2025.2）*Structure of Earnings Survey 2022*

注： 指数はJILPTによる算出。日本はきまって支給する現金給与額、欧州はGross earningsが対象。

1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）。

第 5-11-2 表 年齢階級別賃金格差（生産工程従事者）

Table 5-11-2: Wage gap by age group (Manual workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2022年						under 30 years old=100, 2022	
日本 1)	計	121.9	100.0	130.0	124.4	T	JPN
	男	126.8	100.0	134.0	133.6	M	
	女	101.5	100.0	105.6	97.6	F	
ドイツ	計	125.8	100.0	133.7	131.6	T	DEU
	男	130.8	100.0	139.0	140.5	M	
	女	113.3	100.0	116.4	115.9	F	
フランス	計	114.8	100.0	117.8	119.7	T	FRA
	男	119.0	100.0	124.2	125.9	M	
	女	104.0	100.0	101.8	107.5	F	
イタリア	計	111.5	100.0	112.8	114.5	T	ITA
	男	115.7	100.0	116.7	121.6	M	
	女	100.2	100.0	100.7	99.9	F	
オランダ	計	138.6	100.0	160.7	164.0	T	NLD
	男	142.0	100.0	164.9	170.5	M	
	女	128.6	100.0	147.0	145.7	F	
ベルギー	計	151.9	100.0	140.5	185.0	T	BEL
	男	154.2	100.0	143.6	190.4	M	
	女	149.2	100.0	136.4	178.0	F	
スペイン	計	113.3	100.0	114.5	115.5	T	ESP
	男	119.2	100.0	119.4	125.5	M	
	女	100.7	100.0	101.6	100.1	F	
デンマーク	計	122.0	100.0	131.5	132.4	T	DNK
	男	122.8	100.0	132.1	132.6	M	
	女	115.2	100.0	122.6	124.9	F	
スウェーデン	計	105.8	100.0	107.8	107.7	T	SWE
	男	106.8	100.0	109.0	109.2	M	
	女	101.6	100.0	101.9	102.4	F	
フィンランド	計	110.3	100.0	113.9	111.7	T	FIN
	男	112.7	100.0	115.6	116.6	M	
	女	103.6	100.0	105.3	103.7	F	
ノルウェー	計	113.7	100.0	118.3	119.3	T	NOR
	男	114.2	100.0	119.1	120.2	M	
	女	111.3	100.0	114.1	117.1	F	

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「2022年賃金構造基本統計調査」

[その他] Eurostat（2025.2）*Structure of Earnings Survey 2022*

注： 指数はJILPTによる算出。日本はきまって支給する現金給与額、欧州はGross earningsが対象。

1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）。

第 5-11-3 表 年齢階級別賃金格差（管理的職業従事者）

Table 5-11-3: Wage gap by age group (Non-manual workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2022年						under 30 years old=100, 2022	
日本 1)	計	146.9	100.0	142.1	151.0	T	JPN
	男	144.1	100.0	139.1	148.2	M	
	女	159.7	100.0	158.9	161.2	F	
ドイツ	計	156.8	100.0	164.2	175.0	T	DEU
	男	176.5	100.0	180.5	206.4	M	
	女	139.3	100.0	148.3	148.3	F	
フランス	計	151.3	100.0	152.7	185.0	T	FRA
	男	165.0	100.0	163.7	209.4	M	
	女	138.3	100.0	142.2	160.5	F	
イタリア	計	136.1	100.0	130.5	157.0	T	ITA
	男	145.7	100.0	137.4	176.2	M	
	女	127.7	100.0	124.8	140.8	F	
オランダ	計	153.5	100.0	168.9	180.2	T	NLD
	男	165.4	100.0	174.2	201.9	M	
	女	141.2	100.0	161.0	156.0	F	
ベルギー	計	142.6	100.0	140.4	175.5	T	BEL
	男	148.3	100.0	144.8	188.4	M	
	女	138.0	100.0	136.7	165.5	F	
スペイン	計	135.2	100.0	133.6	151.0	T	ESP
	男	145.7	100.0	143.8	165.7	M	
	女	127.0	100.0	125.7	139.1	F	
デンマーク	計	148.6	100.0	163.1	175.0	T	DNK
	男	161.4	100.0	176.0	198.4	M	
	女	138.2	100.0	151.9	156.5	F	
スウェーデン	計	131.3	100.0	134.5	144.8	T	SWE
	男	139.4	100.0	142.0	160.3	M	
	女	125.1	100.0	128.2	134.4	F	
フィンランド	計	133.3	100.0	136.6	143.6	T	FIN
	男	145.4	100.0	146.9	163.0	M	
	女	124.4	100.0	127.6	131.4	F	
ノルウェー	計	138.0	100.0	144.9	156.6	T	NOR
	男	150.6	100.0	157.1	175.4	M	
	女	127.1	100.0	133.9	139.2	F	

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「2022年賃金構造基本統計調査」

[その他] Eurostat（2025.2）*Structure of Earnings Survey 2022*

注： 指数はJILPTによる算出。日本はきまって支給する現金給与額、欧州はGross earningsが対象。

1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）。

第 5-12 表 勤続年数別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by length of service

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1～5年 = 100、2022年					Length of service: 1-5 years=100, 2022					
産業計 1)					All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)					
日本 2)	計	118.9	94.8	a 100	b 108.5	119.1	130.6	148.9	157.9	T JPN
	男	121.5	94.9	a 100	b 109.2	120.4	132.1	149.1	152.9	M
	女	109.0	96.0	a 100	b 104.9	111.5	118.9	130.6	143.9	F
ドイツ	計	112.2	83.2	100	117.6	127.5	137.1	143.9	149.1	T DEU
	男	113.6	81.0	100	120.5	132.4	142.6	149.0	151.3	M
	女	110.6	86.5	100	113.3	121.3	129.4	137.8	147.7	F
フランス	計	110.1	83.7	100	113.9	122.6	126.0	131.4	142.0	T FRA
	男	111.6	82.2	100	117.1	127.4	132.1	133.0	143.5	M
	女	108.7	85.8	100	110.1	117.2	120.1	129.8	139.9	F
イタリア	計	111.7	91.3	100	110.8	121.6	126.0	136.2	149.5	T ITA
	男	112.2	89.9	100	112.6	123.4	129.6	139.1	153.0	M
	女	113.6	96.1	100	110.3	124.5	126.6	136.1	147.1	F
オランダ	計	117.2	81.6	100	125.1	134.7	142.8	145.2	147.2	T NLD
	男	120.6	80.7	100	125.4	140.0	150.8	155.6	152.1	M
	女	112.9	82.7	100	123.4	128.4	132.9	132.0	134.4	F
ベルギー	計	110.0	84.0	100	108.7	117.1	128.9	134.3	143.3	T BEL
	男	110.6	82.1	100	110.0	117.9	131.2	135.3	145.2	M
	女	109.5	-	100	107.6	-	126.7	133.6	140.8	F
スペイン	計	112.7	90.4	100	111.6	119.6	121.3	138.1	155.1	T ESP
	男	113.6	89.9	100	112.6	123.4	128.0	139.4	156.8	M
	女	112.2	90.9	100	110.8	117.8	117.1	137.3	153.8	F
デンマーク	計	99.1	82.9	100	110.8	114.8	116.4	119.7	125.9	T DNK
	男	99.8	82.6	100	112.5	118.8	121.6	126.9	127.5	M
	女	98.7	83.3	100	109.1	113.0	113.7	115.5	121.6	F
スウェーデン	計	104.7	85.9	100	108.5	113.6	115.7	114.7	106.4	T SWE
	男	105.7	84.0	100	110.0	116.2	118.6	120.1	113.0	M
	女	104.0	88.3	100	106.8	110.8	113.2	111.6	106.4	F
フィンランド	計	101.3	86.0	100	105.6	106.4	109.5	113.3	105.5	T FIN
	男	100.7	83.3	100	103.6	106.0	108.8	112.3	107.3	M
	女	101.9	89.3	100	106.2	107.1	110.4	113.5	105.1	F
ノルウェー	計	101.0	84.0	100	107.3	120.3	124.9	121.4	-	T NOR
	男	101.8	82.7	100	110.9	121.9	127.4	125.9	-	M
	女	99.9	85.2	100	105.6	115.5	117.8	114.8	-	F

Length of service in Japan: a) 1 year or more and less than 5 years; b) 6 years or more and less than 10 years.

注： 規模10人以上の民営事業所が対象。日本は所定内給与額、欧州は月間平均収入額をもとにJILPTにおいて算出。

1) 産業計は、公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計が対象。

2) aは勤続1年以上5年未満、bは勤続5年以上10年未満。

第 5-12 表 勤続年数別賃金格差（続き）

Table 5-12: Wage gap by length of service (cont.)

勤続年数（年）	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1～5年 = 100、2022年					Length of service: 1-5 years=100, 2022					
製造業 Manufacturing										
日本 2)	計	127.4	93.9	a 100	b 110.6	122.3	137.1	155.9	165.8	T JPN
	男	130.2	93.9	a 100	b 111.6	124.4	139.9	157.8	163.6	M
	女	110.6	94.2	a 100	b 104.9	109.4	117.4	127.1	139.5	F
ドイツ	計	115.8	82.8	100	116.7	126.0	134.3	136.8	144.0	T DEU
	男	116.5	83.0	100	116.6	126.0	134.8	137.4	141.8	M
	女	111.6	85.0	100	115.4	123.2	128.9	129.0	141.4	F
フランス	計	116.6	79.1	100	120.5	145.9	134.5	127.5	131.5	T FRA
	男	119.2	79.9	100	120.8	154.0	134.3	129.0	139.6	M
	女	109.3	78.5	100	119.4	123.4	134.6	122.1	108.1	F
イタリア	計	108.6	86.6	100	109.1	115.1	118.5	120.0	134.5	T ITA
	男	108.8	85.5	100	109.8	114.1	118.6	120.6	136.8	M
	女	108.1	91.2	100	107.7	118.4	117.8	117.7	126.4	F
オランダ	計	113.7	84.7	100	111.5	119.1	120.1	130.4	128.4	T NLD
	男	116.2	85.1	100	112.0	123.7	123.5	136.0	129.3	M
	女	102.4	85.7	100	108.2	101.9	101.9	106.5	106.0	F
ベルギー	計	110.7	78.2	100	106.8	111.7	121.4	126.4	136.6	T BEL
	男	112.7	77.5	100	107.4	113.5	123.3	130.7	142.9	M
	女	105.9	80.5	100	106.0	107.9	117.1	115.2	117.9	F
スペイン	計	116.3	88.9	100	113.2	124.2	126.3	136.1	155.5	T ESP
	男	117.5	90.3	100	112.5	125.1	129.6	136.1	155.2	M
	女	112.5	87.6	100	113.9	122.6	119.0	132.0	150.2	F
デンマーク	計	101.6	87.5	100	109.7	112.4	112.0	113.6	110.2	T DNK
	男	101.6	87.9	100	107.6	111.0	112.2	113.9	111.2	M
	女	101.7	87.1	100	114.4	115.1	111.0	112.9	106.9	F
スウェーデン	計	104.4	91.4	100	106.7	110.1	110.4	107.8	102.2	T SWE
	男	104.6	92.6	100	105.9	110.5	111.0	108.0	103.2	M
	女	103.4	88.2	100	108.9	107.9	107.9	105.8	96.4	F
フィンランド	計	99.8	83.4	100	100.4	102.6	102.3	106.2	103.3	T FIN
	男	99.9	82.7	100	99.7	101.8	102.4	106.6	104.0	M
	女	99.0	85.8	100	101.2	103.9	101.0	102.6	97.7	F
ノルウェー	計	103.9	87.5	100	111.4	112.9	118.6	118.1	–	T NOR
	男	104.4	87.9	100	111.1	113.4	119.3	118.4	–	M
	女	101.7	86.9	100	111.2	109.6	113.6	114.7	–	F

出典：[日本] 厚生労働省（2023.3）「2022年賃金構造基本統計調査」
 [その他] Eurostat（2025.2）Structure of Earnings Survey 2022

第 5-13 表 規模間賃金格差

Table 5-13: Wage gap by size class of the enterprise

従業員数	5-9	10人以上	10~99	100~999	1,000+	enterprise size		
規模10人以上計 = 100						10 or more employees = 100		
日本 1)	86.3	100.0	89.1	97.5	111.9	JPN		
製造業	(83.9)	(100.0)	(83.4)	(95.4)	(120.7)	manufacturing		
アメリカ 2)	74.5	100.0	80.2	107.6	149.5	USA		
製造業	(69.5)	(100.0)	(78.3)	(95.5)	(149.5)	manufacturing		
	1-9	10 or more	10-49	50-249	250-499	500-999	1,000+	
規模10人以上計 = 100							10 or more employees = 100	
アメリカ 2)	79.9	100.0	76.7	92.7	111.8	129.3	149.5	USA
製造業	(78.8)	(100.0)	(74.6)	(87.5)	(97.6)	(102.2)	(149.5)	manufacturing
ドイツ 3)	71.2	100.0	81.7	93.6	102.1	106.8	117.1	DEU
フランス 3)	–	100.0	94.2	98.3	100.2	104.5	104.0	FRA
イタリア 3)	–	100.0	86.2	100.3	107.6	–	–	ITA
オランダ 3)	97.9	100.0	93.1	103.0	106.8	104.0	–	NLD
ベルギー 3)	–	100.0	95.2	100.6	104.8	–	–	BEL
スペイン 3)	74.1	100.0	85.7	96.5	103.4	106.3	110.3	ESP
デンマーク 3)	–	100.0	94.7	102.8	106.9	114.3	–	DNK
スウェーデン 3)	–	100.0	99.9	102.9	–	–	–	SWE
フィンランド 3)	–	100.0	96.5	103.1	103.6	100.0	99.2	FIN
ノルウェー 3)	94.1	100.0	92.6	102.6	104.1	101.5	101.6	NOR

出典：〔日本〕厚生労働省（2025.3）「2024年賃金構造基本統計調査」

〔アメリカ〕労働統計局(BLS)（2025.9）*Quarterly Census of Employment and Wages*

〔欧州〕Eurostat（2025.2）*Structure of Earnings Survey 2022*

注：各国の実額より、JILPTにおいて算出。日本と欧州は企業規模、アメリカは事業所規模間を比較。

- 1) 2024年値。調査は常用労働者5人以上の民間企業が対象。日本の上段は日本標準産業分類に基づく16大産業の計。月間の、きまって支給する給与。
- 2) 2024年第1四半期の値。調査は1人以上の民営事業所が対象。アメリカは上段・下段とも非農林産業における週当たり平均賃金。1~9、10~49、10~99、100~99、50~249人、10人以上計の欄は、日欧との比較のためJILPTにおいて加重平均し算出。
- 3) 2022年値。10人以上の企業、かつ行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業が対象。月間平均賃金総額。

第 5-14 表 所得のジニ係数

Table 5-14: Gini coefficients of income inequality

	2000年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	
日本 1)	0.337	0.336	0.339	0.334	–	0.338	–	–	JPN
アメリカ 2)	0.357	0.380	0.390	0.395	0.377	0.375	0.396	p 0.394	USA
カナダ	0.315	0.316	0.318	0.300	0.280	0.292	0.300	0.306	CAN
イギリス	0.352	0.351	0.360	0.366	0.355	0.354	0.365	0.367	UK
ドイツ	0.264	0.286	0.293	0.296	0.303	0.313	–	–	DEU
フランス	0.287	0.303	0.295	0.292	0.278	0.298	0.297	–	FRA
イタリア	0.323	0.327	0.333	0.325	0.331	0.330	0.319	–	ITA
オランダ	0.292	0.283	0.305	0.312	0.295	0.295	0.292	p 0.291	NLD
デンマーク	0.227	0.252	0.263	0.268	0.269	0.273	0.276	–	DNK
スウェーデン	0.243	0.269	0.276	0.277	0.276	0.286	0.290	0.289	SWE
フィンランド	0.254	0.264	0.260	0.273	0.265	0.273	0.274	0.269	FIN
韓国	–	0.310	0.352	0.339	0.328	0.329	0.324	–	KOR
オーストラリア 3)	0.317	0.334	0.330	0.325	0.319	–	–	–	AUS

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) “Income distribution database” 2025年9月現在

注 1) 2010年は2009年値、2019年は2018年値。

2) 2018年以降は固定資産税及び連邦住宅補助を含まない。

3) 2015年は2016年値、2019年は2018年値。

参考：所得のジニ係数（日本）

Reference: Gini coefficients of income inequality in Japan

2002年	2005	2008	2011	2014	2017	2021	2023
0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759	0.3721	0.3813	0.3825

出典：厚生労働省（2025.12）「2023年所得再分配調査」

注：ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の割合が増す。ここでは再分配後の年間所得を対象としている。

第 5-15 表 五分位階級別所得割合

Table 5-15: Income share by quintiles

	調査年	第1 十分位	第1 五分位	第2 五分位	第3 五分位	第4 五分位	第5 五分位	第10 十分位	ジニ 係数	%
日本 1)	2023	1.8	5.2	10.7	16.1	23.8	44.2	27.4	0.383	JPN
	2021	1.9	5.3	10.7	16.2	23.7	44.1	27.9	0.381	
日本	2020	2.4	6.9	13.1	17.6	23.3	39.0	23.9	0.323	JPN
アメリカ	2023	1.8	5.2	10.1	15.2	22.7	46.8	30.4	0.418	USA
カナダ	2020	3.5	8.6	13.3	17.3	22.7	38.1	23.4	0.299	CAN
イギリス	2021	3.0	7.7	12.5	17.1	23.0	39.7	24.6	0.324	UK
ドイツ	2020	2.9	7.8	12.8	17.0	22.5	40.0	25.0	0.324	DEU
フランス	2022	3.0	7.8	13.1	17.3	22.6	39.2	24.6	0.312	FRA
イタリア	2022	2.5	6.9	12.3	17.1	23.2	40.5	25.3	0.337	ITA
オランダ	2021	3.6	9.4	14.6	18.3	22.5	35.2	21.4	0.257	NLD
ベルギー	2022	3.8	9.4	14.5	17.9	22.1	36.1	22.2	0.264	BEL
スペイン	2022	2.3	6.6	12.5	17.2	23.3	40.4	24.8	0.336	ESP
ポルトガル	2022	2.5	6.9	11.9	15.8	21.4	44.0	28.8	0.363	PRT
デンマーク	2022	3.6	9.0	13.6	17.1	21.8	38.4	24.5	0.293	DNK
スウェーデン	2022	2.5	7.4	13.5	17.3	22.7	39.2	24.7	0.316	SWE
フィンランド	2022	3.8	9.3	13.8	17.3	22.4	37.3	23.1	0.279	FIN
ノルウェー	2022	3.5	9.1	14.2	17.9	22.6	36.2	22.0	0.270	NOR
ロシア	2021	2.7	7.0	11.8	16.2	22.7	42.4	26.6	0.351	RUS
中国	2021	3.2	7.4	11.4	15.7	21.9	43.6	28.2	0.357	CHN
韓国	2021	3.0	7.5	12.4	16.9	23.2	40.0	24.6	0.329	KOR
マレーシア	2021	2.4	5.9	10.2	15.0	22.1	46.9	30.9	0.407	MYS
タイ	2023	3.4	7.9	11.9	16.1	22.6	41.5	26.1	0.335	THA
インドネシア	2024	3.5	8.1	11.8	15.4	21.0	43.6	28.9	0.349	IDN
インド	2022	4.5	10.4	14.2	17.5	21.9	36.1	22.1	0.255	IND
オーストラリア	2018	2.8	7.4	12.2	16.4	22.5	41.5	26.2	0.343	AUS
メキシコ	2022	2.1	5.6	9.8	14.1	20.7	49.8	34.4	0.435	MEX
ブラジル	2023	1.3	3.7	7.8	12.5	19.4	56.7	40.8	0.516	BRA
	Survey year	Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	Gini index	

出典：〔日本（2021、2023年）〕厚生労働省（2025.12）「2023年所得再分配調査」

〔日本（2020）及びその他の国〕The World Bank (<https://pip.worldbank.org/>) "PIP Platform" 2025年9月現在

注：五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。十分位階級所得割合からJLPTにおいて算出。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。また、ジニ係数は、所得分配の不平等度を表す。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の割合が増す。The World Bankでは0～100で表示されているジニ係数を、JLPTにおいて0～1に変換。

1) 日本（2021、2023年）は再分配所得によるもの。

第 5-16 表 相対的貧困率

Table 5-16: Poverty rates based on disposable income

	2000年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	
									%
日本 1)	15.3	16.0	15.7	15.7	—	15.4	—	—	JPN
アメリカ 2)	16.9	17.4	16.8	18.0	16.4	15.2	18.1	p 18.1	USA
カナダ	12.0	13.1	14.1	11.5	8.6	10.5	11.9	12.2	CAN
イギリス	11.0	11.0	10.9	12.4	11.2	11.7	11.8	12.6	UK
ドイツ	7.6	8.8	10.1	10.9	11.6	11.8	—	—	DEU
フランス	7.2	7.9	8.1	8.4	7.7	8.5	8.3	—	FRA
イタリア	12.2	13.4	14.4	13.6	13.5	12.8	12.2	—	ITA
オランダ	6.6	7.2	7.7	8.0	8.2	10.0	7.1	p 7.0	NLD
デンマーク	5.1	6.0	5.5	6.5	6.4	6.3	6.3	—	DNK
スウェーデン	5.3	9.1	8.9	9.1	8.8	9.2	8.4	8.0	SWE
フィンランド	5.3	7.2	6.3	6.4	5.7	6.7	6.7	6.8	FIN
ノルウェー	6.3	7.5	8.1	8.4	8.4	7.9	8.0	—	NOR
韓国	—	14.9	17.5	16.3	15.1	14.8	14.9	—	KOR
オーストラリア 3)	12.2	14.4	12.1	12.4	12.6	—	—	—	AUS
ニュージーランド	9.8	13.0	13.0	12.9	12.2	13.0	14.3	—	NZL
メキシコ 3)	21.5	20.4	16.6	15.9	16.6	—	15.0	—	MEX

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Income distribution – Poverty" 2025年9月現在

注：相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の一定割合（本表では50％）に満たない世帯員の割合である。2020年は新型コロナウイルスのパンデミックの影響があることに注意が必要。

1) 2010年は2009年値、2019年は2018年値。

2) 2018年以降は固定資産税および連邦住宅補助を含まない。

3) 2015年は2016年値、2019年は2018年値。

参考：日本の相対的貧困率

Reference: Relative poverty rates in Japan

	1991年	2000	2006	2009	2012	2015	2018	2018	2021	
							旧基準←	→新基準		%
全体	13.5	15.3	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4	All
子ども	12.8	14.4	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5	Under 17

出典：厚生労働省（2023.7）「2022年国民生活基礎調査」

注：OECDの作成基準に基づき厚生労働省が算出したもの。2015年は熊本県を除く。2018年以降の新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準による。子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合（本表では50％）に満たない17歳以下の子どもの割合。

第 5-17 表 最低賃金制度

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本（注1）		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法（1959年）	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式（労・使・公益で構成）： 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定（地域別最低賃金は47都道府県別に設定）	同左 特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定（全国で224件設定、適用使用者9万人、適用労働者296万人。2025年3月末現在）	議会決定方式： 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	議会決定方式： 州最低賃金は州法等による。州によって最低賃金の定めがないところもある
設定方式	地域別（都道府県別）	特定（産業別）最低賃金（全国又は都道府県別かつ産業別）	全国一律	州内一律（一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある）
最低賃金額	1121円／時間 全国加重平均。都道府県により発効日は異なる	—	・5.85ドル／時間（2007年7月24日～） ・6.55ドル／時間（2008年7月24日～） ・7.25ドル／時間（2009年7月24日～）	・最高額（州・特別区） 17.95ドル／時間（コロンビア特別区） （注2）
適用対象	特に限定なし	—	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2008年7月1日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ（上限50万円）が定められた。

2) 2024年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない（連邦最賃を適用）。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本（続き）		アメリカ（続き）	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>〔減額特例〕 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者 	同左	<p>〔適用除外〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 <p>〔減額措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生（注4） 	州により異なる
影響率等	影響率（注3）23.2% （2024年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」）		被用者の2.7% （2009年）	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金（最低賃金法）	特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金（労働基準法）	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 ・違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金 	州により異なる
ILO条約批准状況	第26号条約批准（1971年） 第131号条約批准（1971年）		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	

注 3) 日本における「影響率」とは、地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

4) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC（注5）	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法（1998年）	最低賃金法（MiLoG）（2015年）	労働法典（1950年及び1970年改正）	労働法典
決定方式	<p>審議会方式：</p> <p>最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる</p>	<p>審議会方式：</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う 最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表（アドバイザーとして学識代表も参加）で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する 	<p>審議会方式：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年1月1日付けで金額を改定 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定（物価スライド方式） 	<p>労働協約拡張方式：</p> <p>協約当事者の交渉による</p>
設定方式	全国一律	全国一律（ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される）	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般（21歳以上）： 12.21ポンド／時間（2025年4月～）	12.82ユーロ／時間（2025年1月1日～） 13.90ユーロ／時間（2026年1月1日～） 14.60ユーロ／時間（2027年1月1日～）	12.02ユーロ／時間（2026年1月1日～） ※2008年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施。	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 5) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）																	
			SMIC（注5）			労働協約 拡張方式														
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18～20歳： 10.00ポンド/時 ・16～17歳： 7.55ポンド/時 ・アプレントイス： 7.55ポンド/時 (注6) 	<p>[適用除外]</p> <p>一部の企業実習生、ボランティア、長期失業者の就職時（開始から6か月）等</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）</p> <p>[減額措置]</p> <p>(1)18歳未満で、当該業種における職歴が6か月に満たない者（注7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17歳：10%減 ・17歳未満：20%減 <p>(2)見習訓練契約や熟練化契約を締結している若年労働者（注8）</p> <p>①見習契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年数</th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16～17歳</td> <td>73%減</td> <td>61%減</td> <td>45%減</td> </tr> <tr> <td>18～20歳</td> <td>57%減</td> <td>49%減</td> <td>33%減</td> </tr> <tr> <td>21～25歳</td> <td>47%減</td> <td>39%減</td> <td>22%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>②熟練化契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21歳未満：45%減 ・21歳から25歳まで：30%減 	契約年数	1年目	2年目	3年目	16～17歳	73%減	61%減	45%減	18～20歳	57%減	49%減	33%減	21～25歳	47%減	39%減	22%減	—
契約年数	1年目	2年目	3年目																	
16～17歳	73%減	61%減	45%減																	
18～20歳	57%減	49%減	33%減																	
21～25歳	47%減	39%減	22%減																	
影響率等	—	—	全被用者の12.4%（220万人） （2024年11月）			—														
罰則等	未払い分の賃金の200%（労働者1人につき2万ポンド以下）の罰金、違反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、公共調達からの除外があり得る	労働者1人につき、罰金1500ユーロ以下			労働者1人につき、罰金750ユーロ以下														
ILO 条約批准状況	第26号条約、第131号条約ともに批准せず ^a	第26号条約批准（1929年） 第131号条約は批准せず	第26号条約批准（1930年） 第131号条約批准（1972年）																	
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり																	

注 6) アプレントイスシップ（企業における見習い訓練）参加者で、19歳未満、又は19歳以上で参加から1年未満の者。

7) 内務省（Smic (salaire minimum de croissance) Vérifié le 01/08/2022）参照。

8) 公共サービスサイト（Contrat d'apprentissage, Vérifié le 13 février 2026 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé du travail）参照。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	カナダ	オランダ	ベルギー	オーストラリア
最低賃金額	州最賃：15.00～19.75 カナダドル／時 (2025年10月～) 連邦最賃：17.75カナダ ドル／時 (2025年4月～)	14.71ユーロ／時 (2026年1月1日～) 上記金額は21歳以上の 者	2154.11ユーロ／月 (2026年1月～)	24.95豪ドル／時間 948.00ドル／週 (2025年7月1日～)
改定	州によって異なるが、毎 年1回改定する州が多 い。主な改定時期は毎 年5月1日（ケベック州） 同6月（ブリティッシュ・コ ロンビア州）、同10月 （オンタリオ州など）。 連邦最賃は毎年4月1 日に、消費者物価上昇 率に基づいて改定	年2回改定。最賃額改 定は原則、協約賃金の 平均上昇率を反映させ ている	全国レベルの労使協定 （法的拘束力のある中 央協定）及び消費者 物価上昇率に基づいて 改定	労働審判官や専門家 委員で構成される公正 労働委員会 (FWC) の 「専門家最低賃金パネ ル」において、最低賃金 の設定及び見直しを行う
適用除外・減額措置	州により適用除外の規 定が異なる。家事労働 者、住み込み介護労働 者、農業労働者、酒類 給仕係、管理職等、訓 練・就業体験期間中の 者、障害者、若者、学 生など 連邦最賃は連邦政府の 規制を受ける民間部門 （運輸、通信等）等に 適用（連邦最賃と州最 賃の高いほうを適用）	雇用契約の下で働く全 雇用者に適用（若年者 は各年齢に応じた一定 の減額あり）	公共部門の雇用者、見 習労働者、訓練生は適 用除外 若年者の減額率 20歳：10%減 19歳：15%減 18歳：21%減 17歳：27%減 16歳以下：33%減	21歳未満の者、障害 者、研修生・訓練生 (apprentice、trainee)に 減額措置等
備考	ケベック州のみ、労働協 約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制 度あり	労働協約拡張適用制 度あり	—

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	韓国	中国	マレーシア	タイ
最低賃金額	10,320ウォン／時間 (2026年1月～) 影響率は全雇用者の 13.1% (290.4万人、2026年)	北京市： 2540元／月 (2025年9月～) 上海市： 2740元／月 (2025年7月～) 深セン市： 2520元／月 (2025年3月～)	1700リンギ／月 8.72リンギ／時間 (2025年2月～)	プーケットなど4県・1郡： 400バーツ／日 (2025年1月～、バンコ ク都も2025年7月から 同額を適用)
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年1月1日	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある（なお、2015年の人的資源・社会保障部「最低賃金基準調整をさらに進めることに関する通知」により、最低賃金の調整頻度は「2～3年に1回の調整」へ改定された）。	政労使、有識者で構成される国家賃金評議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則	労働者保護法に基づき、内閣府に任命された15人の賃金委員会の審議により決められる。審議は各県の賃金委員会からの意見具申を基礎に行われる。地域別最低賃金と技能別最低賃金あり。
適用除外・減額措置	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習・試用期間中、修習を始めた日から3か月以内は最賃額の90%適用の減額措置あり（1年未満の契約労働者除く）	学生アルバイトは適用除外	家事労働者は適用除外（公務員、法定機関職員は制度の対象としていない）	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	インドネシア	フィリピン	インド	ベトナム
最低賃金額	ジャカルタ特別州： 572万9876ルピア／月 (2026年1月～)	マニラ首都圏： 非農業：695ペソ／日 農業等：658ペソ／日 (2025年7月～) (注9)	デリー、未熟練労働者： 710ルピー／日 (2025年4月～)	第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 531万ドン／月 (2026年1月～)
改定	州知事令で決定。改定額は、インフレ率や経済成長率を基にした計算式を用いて算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることができる。なお、2020年11月オムニバス法の制定により産業別最低賃金は順次廃止	国家賃金生産性委員会(NWPC)が策定した賃金ガイドラインに沿って、17の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPCは、PTWPBが設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律（中央政府：45職種）と地域別（29州・7中央直轄領等：3758職種）の最賃あり（2022年）。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使の三者に専門家を加えた構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている
適用除外・減額措置	勤続1年以上の者は基本的に適用対象外	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者10人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる	規定なし

注 9) 緊急生活手当(COLA)を含む。農業等には従業員15人以下のサービス業、小売業と従業員10人未満の製造業が含まれる。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	全国一律： 7800チャット／日 (2025年10月～)	全国一律： 250万キープ／月 (2024年10月～)	全国一律： 210米ドル／月 (2026年1月～)
改定	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、2015年9月から日額3600チャットを適用。2018年5月に日額4800チャットに改定され、2023年10月に5800チャットに改定された。	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度	政府、使用者、労働者の代表51名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	10人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者は減額。経済特区(SEZ)内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外

出典：[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 労働省(DOL)、労働統計局(BLS)、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 政府、[フランス] 労働省等、[カナダ] 各州労働省、[オランダ] 政府、[ベルギー] 社会対話省、[オーストラリア] 公正労働委員会、[韓国] 雇用労働部、最低賃金委員会、[中国] 人力資源・社会保障部、[マレーシア] 首相府、人的資源省、[タイ] 労働省、[インドネシア] ジャカルタ特別州政府、[フィリピン] 労働雇用省、[インド] デリー首都圏連邦直轄労働局、[ベトナム] 労働傷病兵社会省、[ミャンマー] 労働省、[ラオス] 労働社会福祉省、[カンボジア] 労働職業訓練省

第 5-18 表 最低賃金額の推移

Table 5-18: Changes in the minimum wage

	2022年	2023	2024	2025	2026	
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額						local currency per hour(h)/day(d)/month(m)
日本 1)	930	961	1,004	1,055	1,121	h JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h USA
カナダ 2)	11.75～	13.00～	14.00～	15.00～	15.00～	CAN
	16.00	16.00	16.77	19.00	19.75	h
イギリス	8.91	9.50	10.42	11.44	12.21	h UK
ドイツ	9.82	12.00	12.41	12.82	13.90	h DEU
フランス 3)	10.57	11.27	11.65	11.88	12.02	h FRA
オランダ 4)	1,725.0	1,756.2	–	–	–	m NLD
	–	–	13.27	14.06	14.71	h
ベルギー	1,691.40	1,842.28	1,954.99	2,070.40	2,154.11	m BEL
中国 5)						CHN
深圳市	2,360	2,360	2,360	2,360	2,520	m Shenzhen
上海市	2,590	2,590	2,690	2,690	2,740	m Shanghai
北京市	2,320	2,320	2,420	2,420	2,540	m Beijing
韓国	9,160	9,620	9,860	10,030	10,320	h KOR
マレーシア 6)	1,100	1,500	1,500	1,500	1,700	m MYS
タイ 7)	331	354	370	400	400	d THA
インドネシア 8)	4,453,936	4,901,798	5,067,381	5,396,761	5,729,876	m IDN
フィリピン 9)						PHL
非農業	537	570	610	645	695	d Non-agriculture
農業等	500	533	573	608	658	d Agriculture
インド 10)	618	646	673	695	710	d IND
ベトナム 11)	4,420,000	4,680,000	4,680,000	4,960,000	5,310,000	m VNM
ミャンマー	4,800	4,800	5,800	6,800	7,800	d MMR
ラオス	1,100,000	1,200,000	1,600,000	2,500,000	2,500,000	m LAO
カンボジア 12)	194	200	204	208	210	m KHM
オーストラリア 13)	20.33	21.38	23.23	24.10	24.95	h AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-17表 最低賃金制度(p.194～201)を参照）

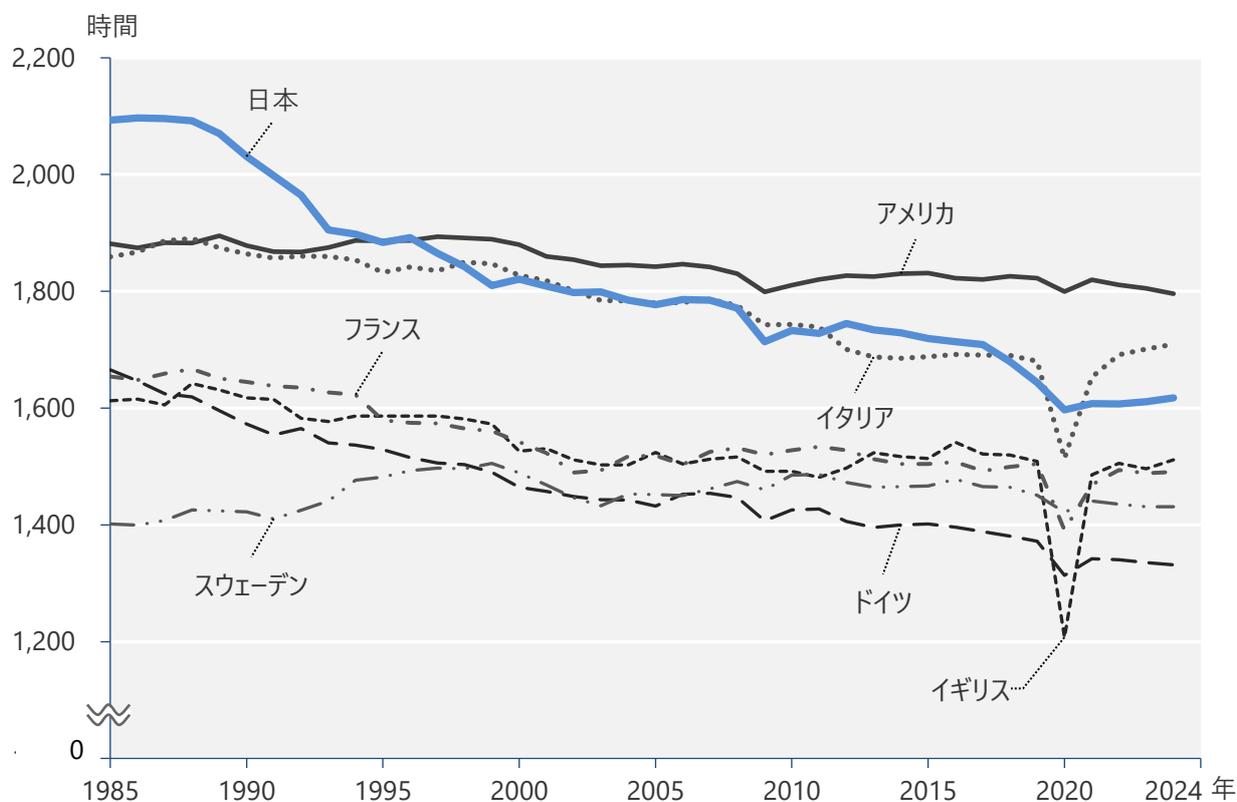
注： 各年、1月1日時点の最低賃金額。

- 1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。
- 2) 各年改定後の州別最低賃金、適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。連邦最賃もあり（17.30カナダドル/時）。
- 3) 2020年までは、ほぼ年1回（1月1日）の定例引き上げのみだったが、2021年以降、物価上昇に応じて複数回引き上げがなされている。
- 4) 2024年から月額最低賃金を廃止し、時給最低賃金に変更。
- 5) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
- 6) 2023年から全国一律1500リンギ。
- 7) プーケットなど4県・1郡及びバンコク都。
- 8) ジャカルタ特別州。
- 9) マニラ首都圏。
- 10) デリー政府直轄地における、未熟練労働者が対象。
- 11) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。
- 12) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。
- 13) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改定。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



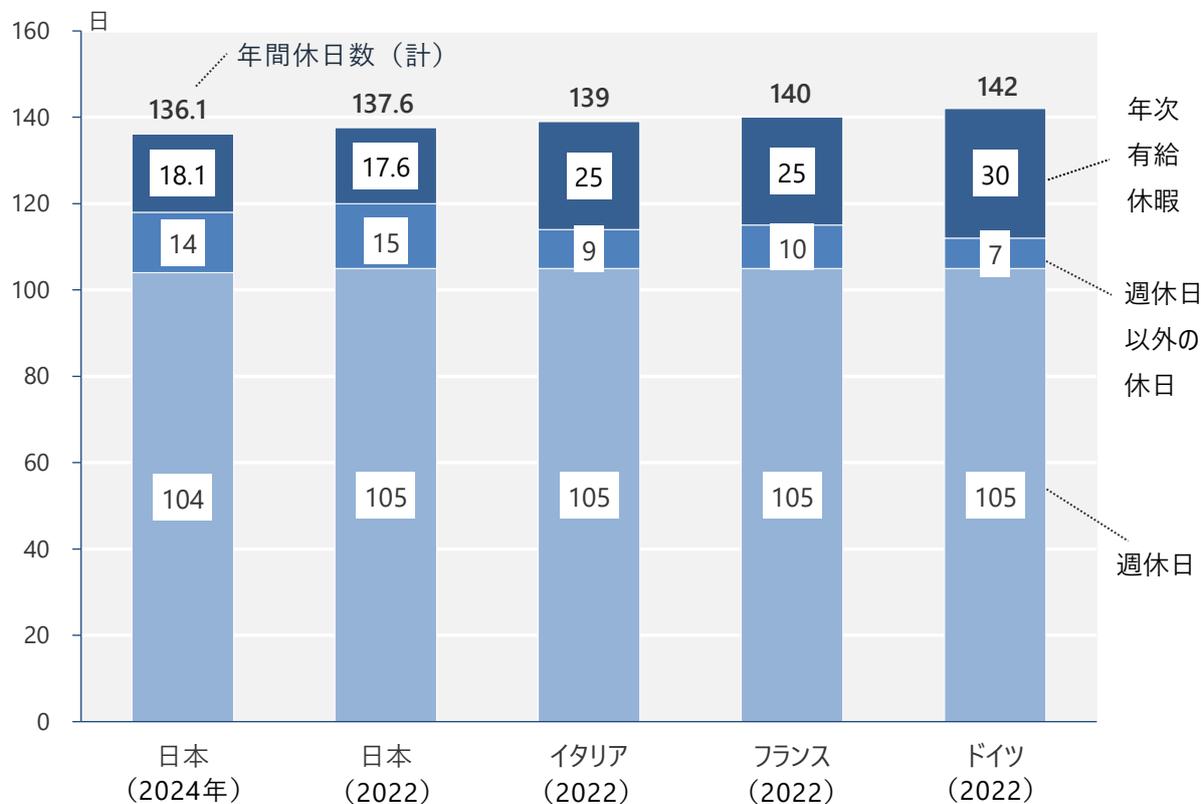
🔗 関連表 p.206 「第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を長期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2,092時間から、2024年には1,617時間となっている。

諸外国についてみると、2024年にはアメリカ1,796時間、イタリア1,709時間、イギリス1,512時間、フランス1,491時間などとなり、コロナ禍で大幅に減少した2020年に比べて増加しているものの、2019年と比較すると減少している国が多く、概ね減少傾向を示している。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6-2 年間休日数



関連表 p.213 「第 6-4 表 年間休日数」

2022年の日本の年間休日数は137.6日で、イタリアの139日とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツの142日である。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30日、フランス、イタリアが25日（いずれも2022年）となっており、日本は平均付与日数でみて17.6日（2022年）、直近の2024年では18.1日となっている。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

	1985年	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2016	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	2,093	2,031	1,884	1,821	1,777	1,733	1,719	1,714	JPN
アメリカ	1,882	1,878	1,886	1,880	1,842	1,810	1,831	1,822	USA
カナダ	1,795	1,797	1,775	1,789	1,747	1,715	1,710	1,705	CAN
イギリス	1,613	1,617	1,586	1,526	1,524	1,492	1,513	1,541	UK
ドイツ	1,666	1,573	1,529	1,465	1,432	1,425	1,402	1,396	DEU
フランス 1)	1,654	1,645	1,579	1,542	1,519	1,528	1,504	1,507	FRA
イタリア	1,859	1,864	1,833	1,828	1,780	1,743	1,688	1,692	ITA
オランダ	1,502	1,454	1,503	1,486	1,450	1,437	1,450	1,460	NLD
ベルギー 2)	1,705	1,663	1,578	1,589	1,578	1,578	1,582	1,582	BEL
デンマーク	1,527	1,441	1,419	1,466	1,451	1,422	1,407	1,412	DNK
スウェーデン	1,401	1,422	1,482	1,489	1,452	1,485	1,466	1,478	SWE
フィンランド	1,700	1,671	1,677	1,653	1,616	1,588	1,556	1,555	FIN
ノルウェー	1,532	1,493	1,479	1,448	1,429	1,430	1,427	1,430	NOR
韓国	—	—	—	—	—	2,163	2,082	2,068	KOR
オーストラリア	1,779	1,778	1,786	1,767	1,719	1,688	1,670	1,661	AUS
ニュージーランド	1,840	1,809	1,841	1,836	1,815	1,755	1,753	1,754	NZL
メキシコ	—	—	2,161	2,174	2,284	2,244	2,234	2,238	MEX
雇用者									Dependent employment
日本	—	—	1,896	1,853	1,804	1,754	1,734	1,724	JPN
アメリカ	1,888	1,886	1,896	1,883	1,847	1,823	1,840	1,832	USA
カナダ	1,778	1,782	1,768	1,779	1,743	1,718	1,716	1,713	CAN
イギリス	1,537	1,535	1,530	1,517	1,483	1,456	1,484	1,513	UK
ドイツ	—	—	1,446	1,377	1,349	1,350	1,338	1,335	DEU
フランス 1)	1,485	1,511	1,480	1,414	1,427	1,407	1,389	1,394	FRA
イタリア	—	1,671	1,681	1,697	1,646	1,624	1,577	1,587	ITA
オランダ	1,463	1,434	1,433	1,403	1,379	1,357	1,356	1,366	NLD
ベルギー	—	—	1,447	1,459	1,455	1,428	1,428	1,434	BEL
デンマーク	1,487	1,401	1,379	1,421	1,413	1,399	1,380	1,390	DNK
スウェーデン	—	—	1,424	1,431	1,390	1,434	1,419	1,432	SWE
フィンランド	1,609	1,565	1,571	1,539	1,560	1,524	1,505	1,505	FIN
ノルウェー	1,484	1,447	1,438	1,415	1,401	1,406	1,406	1,410	NOR
韓国	—	—	—	—	—	—	2,058	2,033	KOR
オーストラリア	1,780	1,814	1,797	1,781	1,750	1,734	1,714	1,704	AUS
ニュージーランド	—	1,734	1,766	1,777	1,785	1,741	1,750	1,742	NZL
メキシコ	—	—	2,360	2,360	2,353	2,337	2,348	2,348	MEX

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Average annual hours actually worked per worker" 2025年8月現在

注：データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

	2017年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	1,709	1,680	1,644	1,597	1,607	1,607	1,611	1,617	JPN
アメリカ	1,820	1,826	1,823	1,800	1,820	1,811	1,805	1,796	USA
カナダ	1,694	1,704	1,693	1,658	1,691	1,693	1,694	1,697	CAN
イギリス	1,522	1,520	1,509	1,207	1,486	1,505	1,496	1,512	UK
ドイツ	1,388	1,381	1,372	1,314	1,342	1,340	1,335	1,331	DEU
フランス 1)	1,492	1,500	1,504	1,391	1,469	1,494	1,489	1,491	FRA
イタリア	1,691	1,690	1,680	1,514	1,653	1,691	1,701	1,709	ITA
オランダ	1,463	1,463	1,465	1,416	1,445	1,450	1,449	1,445	NLD
ベルギー 2)	1,584	1,588	1,587	1,459	1,551	1,590	1,593	1,593	BEL
デンマーク	1,404	1,381	1,372	1,341	1,389	1,385	1,380	1,379	DNK
スウェーデン	1,465	1,465	1,451	1,422	1,441	1,436	1,431	1,431	SWE
フィンランド	1,549	1,547	1,537	1,529	1,528	1,513	1,497	1,509	FIN
ノルウェー	1,419	1,419	1,419	1,410	1,426	1,422	1,412	1,407	NOR
韓国	2,018	1,992	1,966	1,907	1,910	1,900	1,872	1,865	KOR
オーストラリア	1,665	1,653	1,651	1,610	1,620	1,626	1,645	1,627	AUS
ニュージーランド	1,756	1,759	1,783	1,739	1,730	1,748	1,751	1,741	NZL
メキシコ	2,238	2,238	2,228	2,207	2,216	2,226	2,207	2,193	MEX
雇業者									Dependent employment
日本	1,720	1,706	1,669	1,621	1,633	1,633	1,637	1,636	JPN
アメリカ	1,830	1,835	1,832	1,819	1,833	1,822	1,817	1,810	USA
カナダ	1,704	1,716	1,705	1,681	1,711	1,709	1,711	1,714	CAN
イギリス	1,492	1,495	1,487	1,219	1,482	1,494	1,485	1,499	UK
ドイツ	1,331	1,326	1,321	1,271	1,299	1,297	1,295	1,294	DEU
フランス 1)	1,382	1,390	1,395	1,287	1,364	1,386	1,383	1,390	FRA
イタリア	1,589	1,593	1,583	1,444	1,559	1,596	1,612	1,621	ITA
オランダ	1,365	1,364	1,368	1,328	1,363	1,362	1,358	1,367	NLD
ベルギー	1,437	1,442	1,441	1,352	1,412	1,446	1,447	1,446	BEL
デンマーク	1,384	1,363	1,361	1,330	1,371	1,367	1,363	1,363	DNK
スウェーデン	1,419	1,419	1,406	1,380	1,404	1,399	1,398	1,399	SWE
フィンランド	1,501	1,499	1,491	1,486	1,483	1,471	1,464	1,466	FIN
ノルウェー	1,400	1,401	1,401	1,392	1,408	1,405	1,395	1,388	NOR
韓国	1,996	1,967	1,957	1,927	1,928	1,904	1,874	1,859	KOR
オーストラリア	1,707	1,706	1,696	1,670	1,681	1,693	1,670	1,685	AUS
ニュージーランド	1,754	1,760	1,776	1,774	1,727	1,747	1,749	1,746	NZL
メキシコ	2,348	2,347	2,336	2,326	2,328	2,335	2,323	2,308	MEX

注 1) 2015年は推計値。

2) 就業者の2015年は推計値。

第 6-2 表 週労働時間

Table 6-2: Hours of work per week

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	区分 1)	
産業計										All activities
時間/週										hours per week
日本	40.3	39.0	37.8	36.6	36.6	36.8	36.8	36.3	a, t	JPN
アメリカ	37.5	37.9	38.3	37.7	38.1	38.0	37.8	37.6	a, t	USA
カナダ	35.5	35.5	35.0	35.2	35.4	35.3	35.3	35.2	a, t	CAN
イギリス	35.2	35.6	35.5	35.2	35.6	35.2	35.0	35.1	a, t	UK
ドイツ	35.4	35.1	34.7	33.9	34.0	33.9	33.4	—	a, t	DEU
フランス	36.8	35.9	36.0	35.7	35.7	35.9	35.7	—	a, t	FRA
イタリア	37.3	36.3	36.6	35.7	35.9	36.1	36.0	—	a, t	ITA
オランダ	31.6	31.4	31.6	31.0	30.4	30.6	30.4	—	a, t	NLD
スウェーデン	35.6	35.0	34.9	34.2	34.6	34.8	34.5	—	a, t	SWE
中国 2)	47.0	45.5	46.8	47.0	47.6	48.0	—	—	a, e	CHN
香港 3)	48.0	45.0	44.0	44.0	44.0	44.0	43.0	44.0	a, t	HKG
韓国	45.4	43.9	41.0	39.9	39.2	38.6	39.1	37.9	a, t	KOR
シンガポール 4)	—	—	44.7	42.6	44.4	44.3	43.8	43.3	a, t	SGP
タイ	45.5	43.3	42.7	41.4	41.4	42.3	42.2	42.5	a, t	THA
インドネシア	40.5	40.0	39.0	38.1	37.5	38.4	38.4	—	a, t	IDN
フィリピン	—	41.0	42.1	39.4	39.6	40.6	40.0	—	a, t	PHL
オーストラリア 5)	34.2	33.9	33.0	31.6	33.0	32.6	33.0	32.5	a, t	AUS
ニュージーランド 6)	32.1	33.3	33.3	32.4	34.1	34.0	34.0	34.1	b, e	NZL

出典： [日本] 総務省統計局 (2025.1) 「労働力調査 (基本集計)」
 [中国] 国家統計局 (NBS) 「中国労働統計年鑑」各年版
 [香港] センサス統計局 (<https://www.censtatd.gov.hk/>) 2025年8月現在
 [シンガポール] 人材開発省 (<https://www.mom.gov.sg/>) 2025年8月現在
 [オーストラリア] 統計局 (ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2025年8月現在
 [ニュージーランド] 統計局 (<https://infoshare.stats.govt.nz/>) 2025年8月現在
 [その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/>) 2025年8月現在

注 1) 記号は、最新年次における調査対象区分。

- a. 実労働時間：労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- b. 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。(※有給休日：休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額又は一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。)
- e. 雇用者：賃金労働者及び俸給雇用者。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- f. フルタイム雇用者：eのうち、ふだんの労働時間が週35時間以上、又はフルタイム相当の者。
- t. 就業者：自営を含む。

2) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。2010年は11月、2015年以降は年平均値。

3) 中位数。

4) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。フルタイムの兵役従事者を除く。各年6月の数値。

5) 各年5月の数値。

6) 各年第2四半期の数値。

第 6-2 表 週労働時間（続き）

Table 6-2: Hours of work per week (cont.)

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	区分 1)	
製造業										Manufacturing
時間／週										hours per week
日本	42.0	41.4	40.8	39.2	39.8	40.0	40.1	39.5	a, t	JPN
アメリカ	41.0	41.1	41.4	40.6	41.1	40.9	40.8	40.5	a, t	USA
カナダ	39.5	39.6	39.1	39.2	39.2	39.0	39.1	39.0	a, t	CAN
イギリス	39.5	39.6	39.2	38.6	38.6	38.6	38.5	38.3	a, t	UK
ドイツ	37.5	37.6	37.1	36.4	36.5	36.5	36.1	—	a, t	DEU
フランス	37.7	37.2	37.2	36.4	36.8	37.0	36.8	—	a, t	FRA
イタリア	39.2	38.6	39.0	38.0	38.3	38.3	38.2	—	a, t	ITA
オランダ	35.3	36.0	35.8	35.1	34.9	34.6	34.4	—	a, t	NLD
スウェーデン	37.4	37.1	36.9	35.4	36.6	36.5	36.4	—	a, t	SWE
中国 2)	49.0	47.1	48.9	49.5	50.6	50.8	—	—	a, e	CHN
香港 3)	48.0	44.0	44.0	42.0	44.0	43.0	42.0	43.0	a, t	HKG
韓国	48.0	46.4	43.3	42.4	42.2	41.2	41.9	40.6	a, t	KOR
シンガポール 4)	—	—	43.0	40.4	42.8	42.4	41.7	41.0	a, t	SGP
タイ	49.0	47.8	47.5	45.3	46.3	47.5	47.2	47.2	a, t	THA
インドネシア	44.2	43.0	40.9	39.8	39.0	39.9	39.8	—	a, t	IDN
フィリピン	—	43.6	45.0	42.4	42.4	43.1	40.1	—	a, t	PHL
オーストラリア 5)	37.6	37.6	36.7	34.7	36.8	35.1	36.1	35.7	a, t	AUS
ニュージーランド 6)	38.5	39.5	39.2	37.6	40.1	38.9	38.3	38.4	b, e	NZL

参考：日本について厚生労働省「毎月勤労統計調査」を用いた2024年の週労働時間は次のとおり（月間総実労働時間×12か月÷52週よりJILPTにおいて算出）。

産業計..... 31.6時間（就業形態計）、37.4時間（一般労働者）

製造業..... 36.1時間（就業形態計）、37.7時間（一般労働者）

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
男女計									Total
日本	23.1	20.8	18.3	15.0	15.1	15.3	15.2	14.2	JPN
アメリカ	13.5	14.0	13.8	12.5	12.8	12.5	11.8	11.4	USA
カナダ	11.0	10.5	9.4	8.8	9.2	8.9	8.6	8.3	CAN
イギリス	11.6	12.3	10.9	9.4	9.4	9.4	8.9	8.9	UK
ドイツ 1)	11.9	9.6	7.7	5.6	6.0	5.4	4.7	4.4	DEU
フランス 1)	11.8	10.1	10.1	9.1	8.5	8.8	8.3	8.1	FRA
イタリア 1)	11.1	9.8	9.8	7.8	9.0	8.8	8.5	7.0	ITA
オランダ 1)	8.5	8.7	7.6	6.7	5.9	5.8	5.4	5.1	NLD
ベルギー 1)	11.3	11.6	10.7	9.0	9.4	9.4	9.0	7.0	BEL
スペイン 1)	11.4	10.0	7.4	6.2	7.2	7.1	6.5	6.1	ESP
ポルトガル 1)	9.4	10.7	9.4	7.5	7.8	9.0	7.9	7.2	PRT
デンマーク 1)	8.6	8.5	6.6	6.3	7.2	6.3	5.8	5.5	DNK
スウェーデン 1)	8.0	7.3	6.5	5.7	5.8	5.8	5.6	5.4	SWE
フィンランド 1)	7.8	8.0	8.0	7.5	7.0	6.5	5.8	5.8	FIN
ノルウェー 1)	6.0	6.2	5.1	4.9	5.0	5.8	6.1	5.1	NOR
スイス	15.9	13.6	12.5	10.9	9.6	9.4	8.9	8.4	CHE
ロシア	3.0	3.0	2.4	2.0	2.0	1.8	1.7	1.5	RUS
香港 2)	37.7	30.0	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	37.0	31.3	22.4	19.0	17.9	16.6	16.8	15.0	KOR
マレーシア 3)	29.5	21.5	16.0	—	10.4	11.9	—	—	MYS
タイ	37.6	29.3	18.7	15.7	15.8	17.2	17.6	17.8	THA
インドネシア	27.5	23.9	23.4	22.4	21.5	21.9	21.9	—	IDN
フィリピン	22.3	21.0	20.9	16.2	17.9	18.5	18.1	—	PHL
オーストラリア 4)	15.2	14.2	13.0	11.8	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	14.8	13.8	14.9	—	—	—	—	—	NZL
メキシコ	28.7	28.6	28.2	24.7	26.5	26.7	26.1	25.4	MEX
ブラジル	—	10.3	10.8	9.4	10.5	10.8	9.9	9.9	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
男									Male
日本	32.0	29.5	26.3	21.5	21.7	21.8	21.8	20.4	JPN
アメリカ	18.7	19.1	18.6	16.6	16.8	16.5	15.7	15.3	USA
カナダ	16.0	15.2	13.4	12.3	12.8	12.5	12.1	11.6	CAN
イギリス	17.0	17.8	15.4	13.0	12.9	13.2	12.3	12.5	UK
ドイツ 1)	17.3	14.1	11.3	8.3	8.7	7.9	7.0	6.4	DEU
フランス 1)	16.5	14.1	13.8	12.3	11.7	12.1	11.3	10.9	FRA
イタリア 1)	15.1	13.2	13.2	10.3	11.9	11.9	11.4	9.2	ITA
オランダ 1)	13.5	13.5	11.6	10.4	9.4	9.1	8.5	8.0	NLD
ベルギー 1)	15.4	16.2	14.7	12.3	13.3	13.1	12.7	9.6	BEL
スペイン 1)	15.1	13.7	10.4	8.1	9.4	9.3	8.7	8.2	ESP
ポルトガル 1)	12.4	13.6	12.5	9.8	10.4	12.2	10.4	9.6	PRT
デンマーク 1)	13.1	12.3	9.7	9.0	10.2	9.3	8.4	7.8	DNK
スウェーデン 1)	11.4	10.1	8.9	7.8	7.7	7.7	7.5	7.4	SWE
フィンランド 1)	11.4	11.3	11.5	10.3	10.2	9.4	8.7	8.2	FIN
ノルウェー 1)	9.3	9.5	7.5	7.0	7.2	8.3	8.6	7.2	NOR
スイス	23.4	19.5	18.2	15.7	13.6	13.1	12.8	11.9	CHE
ロシア	4.3	4.4	3.6	2.9	3.0	2.8	2.6	2.3	RUS
香港 2)	37.9	29.5	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	42.7	36.8	27.2	23.5	22.1	20.6	20.9	18.9	KOR
マレーシア 3)	31.5	24.1	18.0	—	11.0	13.4	—	—	MYS
タイ	38.7	29.8	18.9	15.4	15.5	16.9	17.7	17.9	THA
インドネシア	30.0	25.8	25.4	24.1	22.7	23.4	23.6	—	IDN
フィリピン	19.7	18.7	18.8	13.7	15.4	16.1	16.4	—	PHL
オーストラリア 4)	21.8	20.3	18.6	16.6	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	21.8	20.2	21.0	—	—	—	—	—	NZL
メキシコ	34.2	34.3	34.0	29.5	31.4	31.8	31.7	30.8	MEX
ブラジル	—	12.7	13.4	11.8	13.1	13.2	12.2	12.1	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
女									Female
日本	11.1	9.4	8.4	6.9	6.9	7.2	7.2	6.7	JPN
アメリカ	7.7	8.1	8.4	7.9	8.3	8.1	7.4	7.0	USA
カナダ	5.5	5.4	5.0	4.8	5.2	4.9	4.7	4.5	CAN
イギリス	5.4	6.0	5.8	5.5	5.6	5.3	5.1	5.0	UK
ドイツ 1)	5.5	4.4	3.6	2.5	3.0	2.6	2.1	2.0	DEU
フランス 1)	6.5	5.8	6.2	5.7	5.2	5.4	5.3	5.1	FRA
イタリア 1)	5.2	5.2	5.3	4.3	5.0	4.6	4.7	3.9	ITA
オランダ 1)	2.6	3.0	3.1	2.5	1.9	2.2	2.1	1.9	NLD
ベルギー 1)	6.2	6.3	6.1	5.2	4.9	5.3	4.8	3.9	BEL
スペイン 1)	6.7	5.5	3.9	4.1	4.6	4.6	4.0	3.8	ESP
ポルトガル 1)	6.1	7.7	6.2	5.0	5.2	5.8	5.5	4.8	PRT
デンマーク 1)	3.6	4.3	3.2	3.1	3.8	2.9	3.0	2.8	DNK
スウェーデン 1)	4.2	4.2	4.0	3.3	3.6	3.7	3.5	3.2	SWE
フィンランド 1)	4.0	4.6	4.3	4.3	3.5	3.4	2.9	3.2	FIN
ノルウェー 1)	2.4	2.5	2.4	2.4	2.7	3.0	3.2	2.8	NOR
スイス	6.9	6.8	5.9	5.5	5.1	5.1	4.5	4.4	CHE
ロシア	1.7	1.5	1.2	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	RUS
香港 2)	37.5	30.5	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	29.1	23.8	16.1	13.1	12.2	11.5	11.7	10.0	KOR
マレーシア 3)	25.8	17.3	12.8	—	9.4	9.6	—	—	MYS
タイ	36.3	28.7	18.5	16.0	16.2	17.4	17.4	17.6	THA
インドネシア	23.4	21.0	20.4	19.9	19.8	19.7	19.4	—	IDN
フィリピン	26.4	24.5	24.2	20.2	21.9	22.1	—	—	PHL
オーストラリア 4)	7.4	7.1	6.7	6.4	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	6.9	6.5	8.2	—	—	—	—	—	NZL
メキシコ	19.5	19.5	19.2	17.3	18.9	18.9	17.9	17.5	MEX
ブラジル	—	6.9	7.2	6.1	7.0	7.5	6.8	6.8	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年8月現在

注：ここでいう長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、本表掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者（パートタイムを含む）が対象。日本は週労働時間が49時間以上の就業者の割合をJILPTにおいて算出。

1) 2024年はフルタイム及びパートタイム労働者が対象。

2) 施設人口を除く。2015年は政府管理区域が対象。

3) 64歳までが対象。2019年は施設人口を除く。2021年以降は自己使用のための生産労働者を除く。

4) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。施設人口、軍隊及び徴集兵を除く。海外領を除く。2015年以降は自己使用のための生産労働者を除く。

第 6-4 表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

	年度	週休日 1)	週休日以外の休日 2)	年次有給休暇 3)	年間休日数 1)~3)の計	
日数						Days
日本	2024	104	14	18.1	136.1	JPN
	2023	105	13	16.9	134.9	
	2022	105	15	17.6	137.6	
	2021	104	15	17.6	136.6	
	2020	104	16	17.9	137.9	
ドイツ	2022	105	7	30	142	DEU
	2020	104	9	30	143	
フランス	2022	105	10	25	140	FRA
	2020	104	9	25	138	
イタリア	2022	105	9	25	139	ITA
	2020	104	9	25	138	
	FY	Holidays (a)	Public holidays (b)	Annual paid leave (c)	Total (a+b+c)	

出典：〔日本〕厚生労働省（2025.12）「2025年就労条件総合調査」、内閣府「国民の祝日について」

〔欧州〕Eurofound（2024.5）*Working time in 2021-2022*

注 1) 年間の「日曜日」及び「土曜日」の日数（週休二日制を想定）。

2) 日本は土日に当たる祝日を除き、振替休日を含む（JILPTにおいてカウント）。欧州は日曜日の祝日を除く。

3) 繰越日数を含まない。

日本は平均付与日数。常用労働者が30人以上の民営企業が対象。2025年調査による2024年の平均取得日数は12.1日、平均取得率は66.9%。

ドイツ、フランスは労使協約で合意した平均付与日数、イタリアは法定の最低付与日数。なお、民間旅行会社エクスぺディアのアンケート調査（有給休暇・国際比較調査）による各国の取得日数/付与日数=取得率は、日本 12/19日=63%（2023年）、ドイツ 27/29日=93%（2023年）、フランス 29/31日=94%（2023年）、イタリア 20/26日=77%（2021年）となっている。

※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。民間部門の平均付与日数は、2010～2025年まで各年8日間（出所：アメリカ労働統計局（BLS）（2025.9）*2025 Employee Benefits in the United States*）。上記エクスぺディア調査による取得率は11/12日=92%（2023年）。

第 6-5 表 法定祝日

Table 6-5: Legal holidays

日本	アメリカ	カナダ
1/1 元日	1/1 新年	1/1 新年
1/12 成人の日	1/19 キング牧師誕生日	4/3 聖金曜日
2/11 建国記念の日	2/16 ワシントン誕生日	4/6 復活祭翌月曜日
2/23 天皇誕生日	5/25 戦没将兵追悼記念日	5/18 ビクトリア・デー
3/20 春分の日	6/19 ジューンティーンズ国家自由の日	7/1 建国記念日
4/29 昭和の日	7/3 振替休日(独立記念日)	9/7 労働者の日
5/3 憲法記念日	7/4 独立記念日	9/30 真実と和解の日
5/4 みどりの日	7/4 独立記念日	10/12 感謝祭
5/5 こどもの日	9/7 労働者の日	11/11 戦没者追悼日
5/6 休日	10/12 コロンバス・デー	12/25 クリスマス
7/20 海の日	11/11 退役軍人の日	12/26 ボクシング・デー
8/11 山の日	11/26 感謝祭	12/28 振替休日(ボクシング・デー)
9/21 敬老の日	12/25 クリスマス	
9/22 休日		
9/23 秋分の日		
10/12 スポーツの日		
11/3 文化の日		
11/23 勤労感謝の日		
イギリス 1)	ドイツ 2)	フランス
1/1 新年	1/1 新年	1/1 新年
4/3 聖金曜日	4/3 復活祭聖金曜日	4/6 復活祭翌月曜日
4/6 復活祭翌月曜日	4/6 復活祭翌月曜日	5/1 メーデー
5/4 アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5/1 メーデー	5/8 第二次世界大戦戦勝記念日
5/25 スプリング・バンク・ホリデー	5/14 キリスト昇天祭	5/14 キリスト昇天祭
8/31 サマー・バンク・ホリデー	5/24 聖霊降臨祭	5/25 聖霊降臨祭翌月曜日
12/25 クリスマス	5/25 聖霊降臨祭翌月曜日	7/14 革命記念日
12/26 ボクシング・デー	10/3 ドイツ統一記念日	8/15 聖母被昇天祭
12/28 振替休日(ボクシング・デー)	12/25 クリスマス第1日	11/1 諸聖人の祝日
	12/26 クリスマス第2日	11/11 第一次大戦休戦記念日
		12/25 クリスマス

出典：〔日本〕内閣府「国民の祝日について」2026年1月現在

〔その他〕日本貿易振興機構(JETRO)「世界の祝祭日」2026年1月現在

注：2026年の状況。原則、全国一律の祝祭日と祝日に伴う振替休日（日本は祝日法第3条第2項による休日）を記載。一部の名称について、原典を基にJILPTにおいて編集。

1) イングランド・ウェールズの祝祭日。ほかにスコットランド、北アイルランドでは独自の祝祭日がある。

2) ドイツでは週により異なる祝祭日がある。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法 (1947年制定)	公正労働基準法 (1938年制定)	労働時間規則 (1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間 (残業時間を含む1週平均) ※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	故意に違反した場合（40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合）、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる
適用関係	適用除外： ・農業、伐採業、畜産業、水産業（林業を除く） ・管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・高度プロフェSSIONAL制度（2019年4月～） ・監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 他の法律の適用： ・船員 ・公務員	適用除外： ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職（ホワイトカラーエグゼンプション） ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	適用除外： ・船員、軍隊・警察その他市民保護サービス等に従事する者、民間航空の乗務員、乗客・貨物輸送の運転手等 ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる
法定労働時間の特例	特別措置対象事業場（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で常時10人未満の労働者を使用する事業場）について、週44時間制を認めている	特定の業種、企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上100万ドル未満等） ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払を要しない ・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間（年間14週を限度）等	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合 ・警備産業の場合 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
弾力的労働時間制度	<p>労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」は以下のとおり (注1)</p> <p>①1か月単位： 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内</p> <p>②1年単位： 1か月を超え、1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内、1日10時間以内、連続して労働させる日数は6日以内</p> <p>③1週間単位： 1週40時間以内の範囲で、1日10時間まで労働させることが可能。ただし、常時使用する労働者が30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみ</p>	<p>26週単位の変形制： 労働協約により26週当たり1040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払を要しない。どの26週をとっても1040時間以内であることが必要 (注2)</p> <p>52週単位の変形制： 労働協約により52週について1840時間以上2080時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払は保障される）、かつ2240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない (注3)</p>	<p>基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長(※)することが可能</p> <p>※延長できる場合： ・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、 ・警備産業の場合、 ・役務又は生産の継続が必要な場合（例えば、保険、報道、通信、公益施設）、 ・予見可能な活動時間の波がある場合、 ・活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合</p> <p>週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可（52週まで労使協定により延長可）</p>

- 注 1) 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制を適用する労働者に対して、清算期間（1か月以内で労使協定で定めた期間）を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週又は1日の法定時間を超えて労働させることができる。
- 2) ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。これを怠った場合又は1040時間を超えて労働させた場合は、2週の各々について1週40時間の規定が適用される。
- 3) 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
時間外労働の上限規制	<p>36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度（法定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月45時間 ・1年間360時間 <p>特別条項の場合でも以下の制限（罰則あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働が年720時間以内 ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月平均80時間以内 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで 	連邦法上の規定なし	<p>週労働時間の上限は時間外労働を含め平均して週48時間とする（17週平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大52週まで労使協定により延長可 ・1日の休息期間を最低連続11時間（18歳未満の若年労働者については、12時間以上）とする
時間外労働の割増賃金率	<ul style="list-style-type: none"> ・法定8時間以上の労働：25%以上（注4） ・深夜労働（午後10時から午前5時）：25%以上（時間外労働との重複は50%以上） 	50%	法令上の規定なし
休日労働の割増賃金	<p>1週1日又は4週4日以上の休日を与えなければならない</p> <p>割増賃金率：35%以上（深夜労働との重複は60%以上）</p>	<p>連邦法上の規定なし</p> <p>割増賃金率：法令上の規定なし</p>	<p>1週1日の休日（若年労働者については2日）</p> <p>割増賃金率：法令上の規定なし</p>
年次有給休暇取得時の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・雇い入れの日から6か月間、その後は1年間の継続勤務をしていること ・全労働日の8割以上を出勤していること 	連邦法上の規定なし	

注 4) ①特別条項付き36協定の「時間外労働の限度時間に関する基準」（厚生労働省告示）の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努めること。②1か月60時間を超える時間外労働について、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。③1か月60時間を超える時間外労働について、労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
年次有給休暇の付与日数	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加（最高20日） ・2023年の労働者1人平均付与日数は16.9日、うち取得日数は11.0日、取得率は65.3%（厚生労働省2024年就労条件総合調査） 	連邦法上の規定なし	5.6労働週（最高28日）
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる ・使用者は、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対しては、基準日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。5日を超える分については労使協定による計画的付与制度あり ・労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能 	連邦法上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・分割して取得可能 ・原則として、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能 ・雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない ・使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより、特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることが可能
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている（請求権の時効は2年）	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法(ArbZG) 連邦労働者最低休暇法(BurlG)	労働法典（L3111-1条からL3172-2条） （2008年）	労働時間の設定に関する指令 （2003年）
法定労働時間	平日1日8時間を超えてはならない （休憩を除いた時間）	1週35時間（L3121-27条）又は年1607時間 1日10時間（L3121-18条）、1週間に48時間（L3121-20条）を超えてはならない。	7日につき、時間外労働を含め、平均48時間を超えてはならない（算定期間は最長4か月）
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、3万ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を、①故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は、②執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金	最長労働時間（例えば、1日当たり10時間）を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される（違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる）（労働法典L3121-18条）	—
適用関係	適用除外： ・事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・聖職者（他の法律の適用） ・その他別の法律の適用がある者として、①18歳未満の者（年少者労働保護法による）、②船員（船員法による）等 （注5）	法定労働時間の適用除外： ・国営企業（ガス、電気、国鉄等）（特別の身分規定） ・商業代理人（労働法典特別規定） ・家事使用人（労働法典特別規定） ・住込み不動産管理人（労働法典特別規定） ・取締役 ・上級幹部職員（幹部職カードル）（L3111-2条） ・家内労働者（労働法典特別規定） ・坑内労働者（鉱山法典） ・農業労働者（農村及び海事漁業法）	適用除外： 軍隊・警察その他市民保護サービス等に従事する者、船員 加盟国による適用除外が可能なもの（年次休暇のみ適用）： ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者

注 5) 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、①労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、②包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、③その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
法定労働時間の特例	定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能（注6）	「法定労働時間の適用除外」の項目参照（p.219）。労働協約で例外を規定している等の場合には1日12時間まで就労が認められる（L3121-19条）。一部の産業では、超過勤務手当の支払対象となる労働時間が異なる。勤務時間中に実際の就労をしない期間が含まれる職種（労働法典L3121-13条）、例えば、商品の輸送、青果物、食料品、乳製品の小売業などは週38時間までが法定労働時間	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる
弾力的労働時間制度	6か月又は24週間単位の変形制： 6か月又は24週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる（ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内）	包括労働時間制： 使用者は、①拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は異議申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、②労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1607時間を超えないこと、③1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること（注7） 年間労働日数制： 年間に就労する日数を予め定める制度。適用対象は、労働時間の配分の裁量を委ねられ、且つ、所属する部署における通常の就業時間を適用するのが不可能な性質の業務に従事している幹部職員（カードル）か、労働時間を予め定めておくことが不可能で、大きな責任を持ち、就業時の時間配分に大きな独立性を持っている、つまり自分の意思で、労働時間を管理・調整することが可能な被用者に限られる（L3121-58条）。予め定められた日数（最長で218日）を就労しなくてはならない。1日または1週間の最長（可能）労働時間の規制は適用されない。休憩や休日、有給休暇などは、他の雇用労働者と同様に保証される。事前に定められた労働日数を超えて就労した場合は、超過勤務手当（少なくとも10%の割増賃金）が支払われる（L3121-59条）。ただし、原則として、235日を超えて就労することはできない（L3121-66条）	週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。なお、特定の性質の業務（サービス・労働の連続性を要する等）については、法律や労働協約等により、4か月を超える算定期間を定めることが可能

注 6) 定期的に長時間の手待時間がある場合は、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。

7) 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下、年間1607時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる（労働法典L3121-34条～L3121-36条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
時間外労働の上限規制	労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要）、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を超えてはならない（7条） （注8）	業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた（労働法典D3121-24条） （注9）	なし ※週労働時間の上限（週48時間）は時間外労働を含む。なお、24時間につき最低連続11時間の休息の付与を義務化
時間外労働の割増賃金率	法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止	25%（労働法典L3121-36条） 労使で合意した拡張適用される産業部門労働協約・労使協定がない場合、最初の8時間（週35時間から43時間まで）について、それを超える部分については50%。労働協約がある場合、協約によって定められる10%以上の割増率で割増賃金を支払えばよいものとされている	—
休日労働の割増賃金	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。ただし、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている 割増賃金率：法令上の規定なし	原則として、①1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止、②週休は少なくとも継続する24時間、③日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり （注10）	—
年次有給休暇取得時の要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用の下で最低でも（実働で）10日間勤務すること	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による
年次有給休暇の付与日数	・1暦年につき24週日 ・週5日制の場合は20週日 （週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日）	1年30労働日（1か月につき2.5労働日） （労働法典L3141-3条）	最低4週間の年次有給休暇を付与（代償手当は禁止）

注 8) 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、一時的な労働については、異なる定めをすることができる（14条）。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる（15条）。

9) 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはできない。また、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48時間、12週平均で週44時間）を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない（労働法典D3121-14-1条、L3121-22条）。

10) 割増賃金率（2009年の法改正以降）：例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。ただし、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない（労働法典L3132-27条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

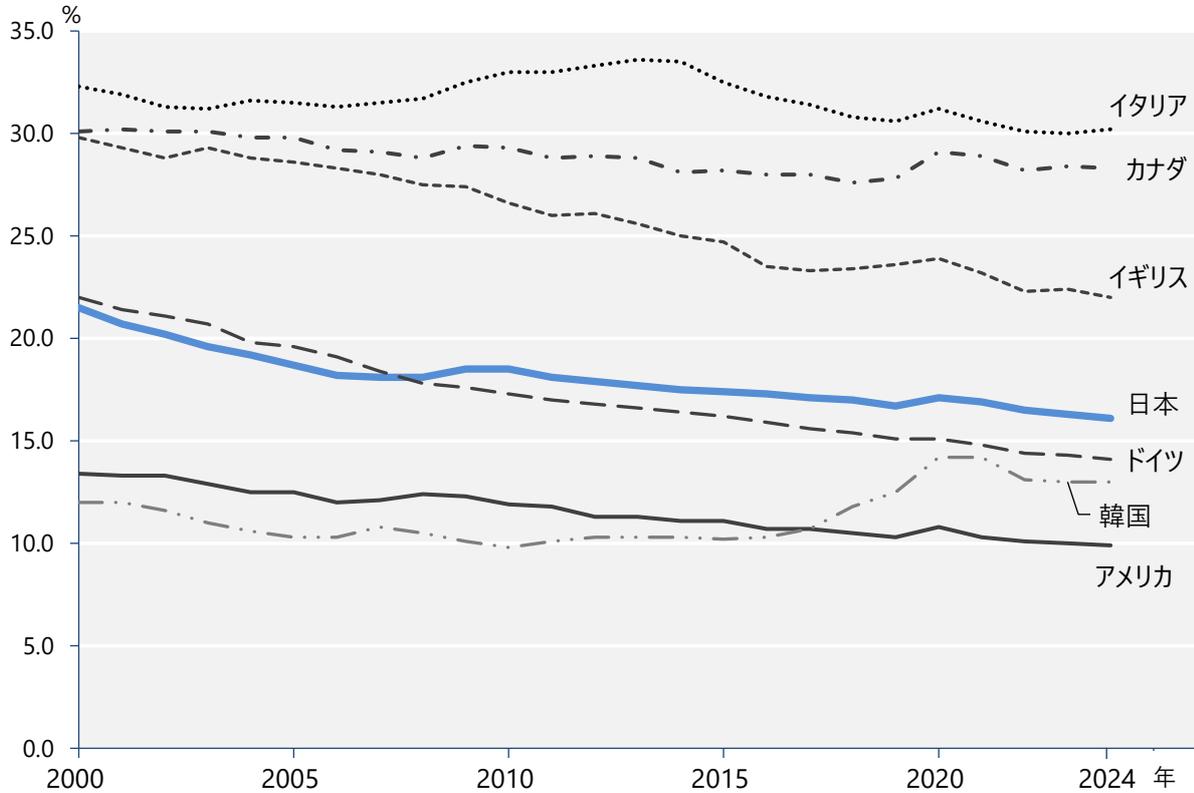
	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日（労働法典L3141-4条）	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定（使用者に決定権）。ただし、従業員代表がある場合には、代表と合意の上で定める	休暇取得可能時期（労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間）に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与（労働法典L3141-13条）	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌歴年開始3か月以内に取得しなければならない	産業別、グループ企業単位、企業レベル、事業所レベルでの労使合意に基づき「労働時間貯蓄口座 (Compte-Epargne Temps)」を制定でき、従業員は有給休暇の権利を蓄積し、消化できなかった休暇、取得できなかった休憩を金額に換算して、報酬として即時にあるいは延期して受け取ることができる（労働法典L3151-2条など）	—

出典：労働政策研究・研修機構（2012.3）「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査（資料シリーズNo.104）」報告書及び各国ウェブサイト、[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 中窪裕也（1995）「アメリカ労働法」、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 労働社会省及び法律サイト、[フランス] 労働省及び政府公共サービスサイト、[EU] 欧州委員会

7 . 労働組合・労使関係・労働災害

Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

7-1 労働組合組織率の推移

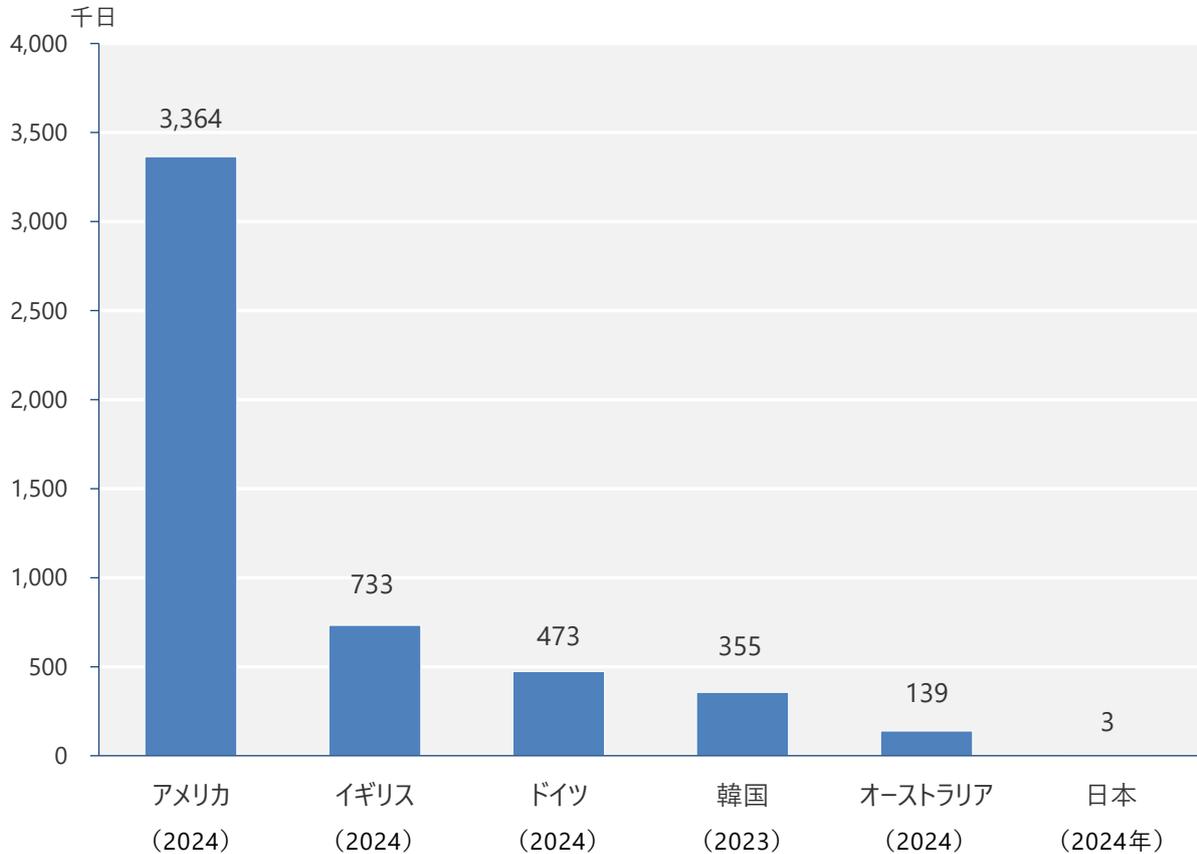


関連表 p.227 「第 7-2 表 労働組合組織率」

労働組合組織率の推移をみると、多くの国で過去20年余りにわたって低下傾向にある。相対的に組織率の高い国ほど、急速な低下を経験しており、例えばイギリスでは、2000年の29.8%から2024年には22.0%と7.8ポイント低下、日本では、同じ期間に21.5%から16.1%へと5.4ポイント低下している。また、ドイツでは、2000年の22.0%から2024年には14.1%と7.9ポイント低下している。

なお、韓国ではここ数年、他の各国とは対照的に、組織率が上昇していたが、2022年以降は横ばい傾向で推移している。

7-2 労働争議による労働損失日数



🔗 関連表 p.229 「第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な比較はできないが、直近年の労働損失日数はアメリカが3,364千日（2024年）、イギリスが733千日（2024年）、ドイツが473千日（2024年）、韓国が355千日（2023年）、オーストラリアが139千日（2024年）となっている。一方、日本は労働損失日数がおよそ3千日（2024年）となっている。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。最近では物価高の影響によりストライキが増加し労働損失日数が増加している国もみられる。

第 7-1 表 労働組合員数

Table 7-1: Trade union membership

	2000年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
千人									thousands
日本	11,539	10,054	9,882	10,115	10,078	9,992	9,938	9,912	JPN
アメリカ	16,334	14,715	14,795	14,253	14,012	14,285	14,424	14,255	USA
カナダ	3,721	4,190	4,341	—	—	—	—	—	CAN
イギリス	7,119	6,589	6,497	6,577	6,526	6,315	6,415	6,378	UK
ドイツ	7,928	6,330	6,295	—	—	—	—	—	DEU
フランス	1,781	1,823	e 1,849	—	—	—	—	—	FRA
イタリア	5,195	5,974	6,065	—	—	—	—	—	ITA
オランダ	1,574	1,370	1,224	—	—	—	—	—	NLD
ベルギー	1,936	2,067	2,092	—	—	—	—	—	BEL
デンマーク	1,824	1,702	1,724	—	—	—	—	—	DNK
スウェーデン	2,969	2,748	2,907	—	—	—	—	—	SWE
フィンランド	1,504	1,448	1,389	—	—	—	—	—	FIN
ノルウェー	1,129	1,236	1,289	—	—	—	—	—	NOR
オーストリア	1,190	999	987	—	—	—	—	—	AUT
スイス	719	703	694	—	—	—	—	—	CHE
スペイン	2,037	2,678	2,047	—	—	—	—	—	ESP
韓国	1,527	1,643	1,939	2,805	2,933	2,722	2,737	2,777	KOR
シンガポール	314	550	719	782	785	800	813	829	SGP
マレーシア	734	803	913	957	941	955	1,008	1,038	MYS
オーストラリア 1)	1,902	1,744	1,533	1,473	—	1,404	—	1,580	AUS
ニュージーランド	319	386	359	—	—	—	—	—	NZL
メキシコ	4,067	4,376	4,429	—	—	—	—	—	MEX

e) 推計値。

e) Estimated.

出典： [日本] 厚生労働省（2025.9）「労働組合基礎調査（時系列表）」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2026.1） *Union affiliation data from the CPS*

[イギリス] Gov.UK（2025.5） *Trade Union Statistics 2024*

[韓国] 雇用労働部(MOEL)、政府指標サイト (<https://www.index.go.kr/>) 2026年2月現在

[シンガポール] 人材開発省 (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2026年2月現在

[マレーシア] 統計局(DOSM)、労働組合局 (<https://jheks.mohr.gov.my/>) 2026年2月現在

[オーストラリア] 統計局(ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2026年2月現在

[その他] OECD（2019） *Trade union density (Edition 2018)*

注 1) 2015年の欄は2016年の数値。

第 7-2 表 労働組合組織率

Table 7-2: Trade union density rates

	2000年	2010	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
日本	21.5	18.5	16.7	17.1	16.9	16.5	16.3	16.1	JPN
アメリカ	13.4	11.9	10.3	10.8	10.3	10.1	10.0	9.9	USA
カナダ	30.1	29.3	27.8	29.1	28.9	28.2	28.4	28.3	CAN
イギリス	29.8	26.6	23.6	23.9	23.2	22.3	22.4	22.0	UK
ドイツ	22.0	17.3	15.1	15.1	14.8	14.4	14.3	14.1	DEU
フランス	10.8	10.8	10.1	—	—	—	—	—	FRA
イタリア	32.3	33.0	30.6	31.2	30.6	30.1	30.0	30.2	ITA
オランダ	22.3	18.5	14.4	—	15.5	—	13.8	—	NLD
スペイン	14.8	16.7	12.4	13.4	13.1	12.8	12.5	—	ESP
ベルギー	56.6	54.5	51.1	52.6	50.6	49.4	47.5	—	BEL
デンマーク	72.5	64.5	62.9	64.0	63.1	61.6	60.9	60.4	DNK
スウェーデン	79.0	68.5	65.6	67.0	67.0	65.5	65.2	65.9	SWE
フィンランド	73.6	72.5	59.4	59.9	57.3	53.8	52.3	51.4	FIN
ノルウェー	52.4	50.5	50.2	51.1	50.1	49.9	50.5	52.1	NOR
オーストリア	36.1	25.1	21.2	21.3	20.9	20.3	20.3	20.2	AUT
スイス	20.7	17.6	14.1	13.9	13.5	13.2	12.7	—	CHE
韓国	12.0	9.8	12.5	14.2	14.2	13.1	13.0	13.0	KOR
シンガポール	15.6	18.0	22.2	—	—	—	—	—	SGP
マレーシア	10.7	9.1	—	—	—	—	—	—	MYS
タイ	—	3.1	3.3	—	—	—	—	—	THA
インドネシア 1)	36.4	7.0	12.5	—	12.4	11.8	11.9	5.3	IDN
フィリピン	—	8.8	7.6	8.5	—	—	—	n/a	PHL
オーストラリア	24.7	18.3	—	13.5	—	11.7	—	12.2	AUS
ニュージーランド	22.4	21.4	18.8	19.2	19.7	19.4	19.3	20.3	NZL
ブラジル 2)	20.1	18.5	13.0	—	—	—	—	—	BRA
メキシコ	15.9	14.5	12.4	12.4	13.1	12.7	12.7	12.8	MEX

出典： [日本] 厚生労働省（2025.9）「労働組合基礎調査（時系列表）」

[韓国] 雇用労働部(MOEL)、政府指標サイト (<https://www.index.go.kr/>) 2026年2月現在

[その他OECD諸国] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) “Trade union density” 2026年2月現在

[OECDを除くその他の国] ILOSTAT(<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2026年2月現在

注： 原則、雇用者が対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

1) 2000年の欄は2001年、2010年の欄は2012年の数値。2019年以降の出典はOECD。

2) 2010年の欄は2011年の数値。2000年は16歳以上が対象。

第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
労働争議件数	Number of labour disputes								
件	cases								
日本 1)	50	38	39	35	32	33	39	27	JPN
アメリカ 2)	22	11	12	8	16	23	33	31	USA
カナダ 3)	260	174	237	66	191	200	272	272	CAN
イギリス 4)	116	92	106	–	–	750	1,505	257	UK
ドイツ 5)	–	131	1,618	1,265	1,251	1,532	5,217	3,036	DEU
オランダ	28	21	27	9	22	33	52	36	NLD
スペイン	685	986	615	487	606	679	778	707	ESP
スウェーデン 6)	14	5	5	0	2	4	6	–	SWE
ロシア 7)	2,575	–	5	2	2	1	1	0	RUS
韓国 8)	287	86	105	105	141	132	223	–	KOR
タイ 9)	9	3	6	1	–	1	6		THA
フィリピン 10)	26	8	5	5	–	6	3	–	PHL
オーストラリア 11)	472	–	228	77	130	188	198	194	AUS
労働争議参加人員	Number of workers involved								
千人	thousand people								
日本 1)	4	2	13	1	1	1	2	1	JPN
アメリカ 2)	100	45	47	27	81	121	459	272	USA
カナダ 3)	199	58	429	624	291	208	507	469	CAN
イギリス 4)	93	133	81	–	–	328	–	46	UK
ドイツ 5)	17	12	230	140	381	285	327	418	DEU
オランダ	29	14	42	105	28	17	17	21	NLD
スペイン	405	341	171	151	199	193	295	232	ESP
スウェーデン 6)	1	3	0	0	7	1	1	–	SWE
ロシア 7)	85	–	1	0	0	0	0	0	RUS
韓国 8)	118	40	77	68	51	67	79	–	KOR
タイ 9)	3	2	2	0	–	1	1		THA
フィリピン 10)	8	3	1	3	–	1	0	–	PHL
オーストラリア 11)	241	–	73	11	71	122	46	89	AUS

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
労働損失日数									Number of days lost
千日									thousand days
日本 1)	6	23	15	2	1	2	4	3	JPN
アメリカ 2)	1,736	302	740	966	1,552	2,195	16,673	3,364	USA
カナダ 3)	4,148	1,202	1,846	1,453	1,336	1,877	3,420	2,433	CAN
イギリス 4)	224	365	170	–	–	2,514	2,660	733	UK
ドイツ 5)	19	25	1,092	195	373	267	590	473	DEU
オランダ	42	59	48	211	59	39	142	54	NLD
スペイン	951	672	497	541	423	709	988	703	ESP
スウェーデン 6)	1	29	–	0	0	5	4	–	SWE
ロシア 7)	86	–	10	1	0	0	0	0	RUS
韓国 8)	848	511	447	554	472	344	355	–	KOR
タイ 9)	46	50	88	2	–	3	18	–	THA
フィリピン 10)	123	34	5	143	–	15	3	–	PHL
オーストラリア 11)	228	–	83	34	117	197	99	139	AUS

出典： [日本] 厚生労働省（2025.8）「労働争議統計調査」

[アメリカ] 連邦労働統計局(BLS)（2026.2）*Work Stoppages*

[カナダ（2015年以降）] カナダ政府サイト (<https://www.canada.ca/>) 2026年2月現在

[タイ（2010年以降）] タイ労働省（2024.6）*Labour Statistics Yearbook 2023*, 他

[その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2026年2月現在

注 1) 件数は半日以上のス（同盟罷業）及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。損失日数はス又は作業所閉鎖により労働に従事しなかった延べ日数。

2) 1000人以上の争議。

3) 参加人員が10人日以上の争議が対象。

4) 2005年は政治的スを除く。2010年は1日に満たない争議を除く。2015年以降は10人未満の争議を除くスライキ。

5) 1日に満たない争議を除く。2005年は公的部門を除く。2019年以降はスライキのみ。

6) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

7) 2005年は半日に満たない争議を除く。2015年、2018年はスライキのみ。2015年以降の参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

8) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年以降はスライキのみ。2015年以降は8時間に満たない争議を除く。

9) ロックアウトとスライキにかかる数値の計（JILPTにおいて算出）。2020年はスライキのみ、2022年はロックアウトのみ。

10) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2015年はスライキのみ。2022年は農業を除く。

11) 10日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
負傷者数	Number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents								
千人	thousand people								
日本 1)	132	116	115	124	130	132	135	135	JPN
アメリカ 2)	1,235	1,191	1,154	1,425	1,335	1,483	1,173	1,113	USA
カナダ 3)	338	250	233	253	277	349	274	–	CAN
イギリス 4)	150	119	74	53	65	63	64	61	UK
ドイツ 5)	1,030	930	900	766	810	791	789	–	DEU
フランス 6)	699	593	731	624	655	623	615	–	FRA
イタリア 7)	555	438	295	324	273	330	268	–	ITA
スウェーデン	32	34	36	40	47	45	50	–	SWE
中国	–	1,135	1,067	1,108	1,286	1,250	–	–	CHN
香港	44	42	36	–	–	–	–	–	HKG
韓国	85	99	90	108	123	130	137	143	KOR
シンガポール	3	10	12	11	22	22	23	22	SGP
マレーシア 8)	–	43	39	41	–	298	–	–	MYS
タイ	57	0	–	85	78	76	81	87	THA
フィリピン 9)	–	–	18	17	12	–	–	–	PHL
オーストラリア 10)	105	92	110	119	130	132	139	–	AUS
ニュージーランド 11)	27	20	25	–	–	–	–	–	NZL
死亡者数	Number of workers fatally injured, where death occurred								
人	people								
日本 1)	1,514	1,195	972	784	778	774	755	746	JPN
アメリカ 2)	5,734	4,690	4,836	4,764	5,190	5,486	5,283	5,070	USA
カナダ	1,098	1,014	852	924	1,081	993	1,057	–	CAN
イギリス 4)	217	175	147	145	123	136	138	124	UK
ドイツ 5)	863	567	477	371	435	397	403	–	DEU
フランス 6)	474	537	595	541	674	775	811	–	FRA
イタリア 7)	918	718	543	776	601	469	473	–	ITA
スウェーデン	67	54	34	24	39	40	55	–	SWE
中国	–	5,213	8,192	11,718	12,923	13,639	–	–	CHN
香港	187	183	177	–	–	–	–	–	HKG
韓国	2,493	2,200	1,810	2,062	2,080	2,223	2,016	2,098	KOR
シンガポール	44	55	66	30	37	46	36	43	SGP
マレーシア 8)	–	522	308	221	–	1,344	–	–	MYS
タイ	1,444	619	–	588	602	594	610	595	THA
フィリピン 9)	115	161	156	310	169	–	–	–	PHL
オーストラリア 10)	182	216	195	196	172	195	200	–	AUS
ニュージーランド 11)	109	118	48	–	–	–	–	–	NZL

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
労働損失日数	Number of days lost by cases of occupational injury								
千日	thousand days								
イギリス 4)	6,411	4,503	4,493	—	6,012	3,936	4,245	4,430	UK
ドイツ 5)	—	—	—	9,929	10,882	10,385	10,463	—	DEU
フランス 6)	33,252	11,180	14,228	12,140	13,829	13,138	12,762	—	FRA
イタリア 7)	13,109	7,247	4,388	6,401	4,922	5,178	4,708	—	ITA
スウェーデン	—	363	399	557	644	601	692	—	SWE
香港	408	333	314	—	—	—	—	—	HKG
シンガポール 12)	51	533	685	417	531	562	502	522	SGP
マレーシア 8)	—	2,756	—	1,474	—	5,614	—	—	MYS
タイ	—	—	—	—	77	75	80	86	THA
フィリピン 9)	139	169	113	107	67	—	—	—	PHL
ニュージーランド 11)	1,935	1,385	1,821	—	—	—	—	—	NZL

出典：〔日本〕厚生労働省「労働災害発生状況」各年版

〔アメリカ〕連邦労働統計局(BLS) (<https://www.bls.gov/iif/>) 2026年2月現在

〔カナダ〕AWCBC (<https://awcbc.org/en/statistics/>) 2026年2月現在

〔イギリス〕安全衛生庁(HSE) (<https://www.hse.gov.uk/>) 2026年2月現在

〔中国〕国家統計局(NBS)「中国労働統計年鑑」各年版

〔韓国〕雇用労働部、韓国統計情報 (<https://kosis.kr/>) 2026年2月現在

〔シンガポール（2010年以降）〕人材開発省(MOM) (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2026年2月現在

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2026年2月現在

注 1) 負傷者数は休業4日以上、死亡者数から死亡者数を除いたもの（JILPTにおいて算出）。

2) 2005年の負傷者数は民間企業のみ。その他は民間企業及び政府機関の合計。負傷者数の欄は休業を伴う労働災害発生件数で、11人未満の農場を除く。

3) 負傷者数の欄は、傷病者が対象。

4) 4月から翌年3月までの年度の数値。負傷及び死亡は雇用者と自営業者を対象とした発生件数。2024年度は速報値。3日以上、休業を伴うもの。損失日数は死亡を除く推計値。

5) 2005年の負傷者数は4日以上、休業を伴うもの。2005年の死亡者数は、災後1か月以内の死亡者数。

6) 2010年以降は1日以上、休業を伴うもの。

7) 2005年は4日以上、休業を伴うもの。

8) 2010年欄は2011年、2020年欄は2018年の数値。

9) 20人以上の事業所が対象。民間企業を対象とし、1日以上、休業を伴うもの。2005年欄は2007年、2010年欄は2011年、2020年欄は2019年の数値。

10) 年度の数値。2005年は6日以上、2010年以降は1週間以上の休業を伴うもの。

11) 2010年の負傷者数は4日以上、死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。

12) 負傷者数及び損失日数の2021年以降は、軽作業対応や病気休暇を伴うものが含まれる。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
事業所規模別（常用雇用者数）	by establishment size (employees)								
日本 1)	JPN								
調査産業計 2)	Total industries surveyed								
100人以上	1.95	1.61	1.61	1.95	2.09	2.06	2.14	2.10	100+
30 - 99人	3.34	2.57	2.90	3.14	3.35	3.58	3.51	3.60	30 - 99
総合工事業 3)	Contractors								
100人以上	0.97	1.56	0.92	1.30	1.39	1.47	1.69	1.91	100+
アメリカ 4)	USA								
産業計 5)	Total private industries surveyed								
1人以上計	4.6	3.5	3.0	2.7	2.7	2.7	2.4	2.3	Total (1+)
1,000人以上	5.2	4.0	3.3	3.3	3.1	3.2	2.7	0.9	1,000+
250- 999人	5.2	3.8	3.3	3.0	3.0	2.9	2.8	2.1	250 - 999
50- 249人	5.8	4.4	3.7	3.5	3.4	3.6	3.1	2.9	50 - 249
11- 49人	4.1	3.2	2.8	2.2	2.3	2.3	2.1	2.6	11 - 49
1- 10人	2.0	1.6	1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	2.7	1 - 10

出典：〔日本〕厚生労働省（2025.11）「労働災害動向調査」

〔アメリカ〕労働統計局(BLS)（2026.1）*Workplace Injuries and Illness*（各年版）

注：「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの、食中毒及び伝染病は除く。なお、通勤災害による負傷、病及び死亡は除く。

1) 日本の「度数率」は、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。本表においては、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定している。

$$\text{度数率} = (\text{労働災害による死傷者数} / \text{延べ実労働時間数}) \times 1,000,000$$

2) 調査産業計は建設業（総合工事業）を除く。2008年より医療・福祉（一部の業種に限る）を含み、複合サービス事業（郵便局に限る）を除く。また、鉱山保安法の適用を受ける鉱山、国営の事業所を除く。2011年より農業、2018年より漁業を含む。

3) 総合工事業に属し、工事の種類が河川土木工事業、水力発電施設等新設事業、鉄道又は軌道新設事業、地下鉄建設事業、橋りょう建設事業、ずい道新設事業、道路新設事業、その他の土木工事業、舗装工事業、建築工事業、その他の建築事業であるもの。

4) アメリカの「度数率」は、フルタイム換算した労働者100人の年間延労働時間（20万労働時間＝100人×40時間×50週）当たりの傷病者数（死亡者数は含まない）の比率。

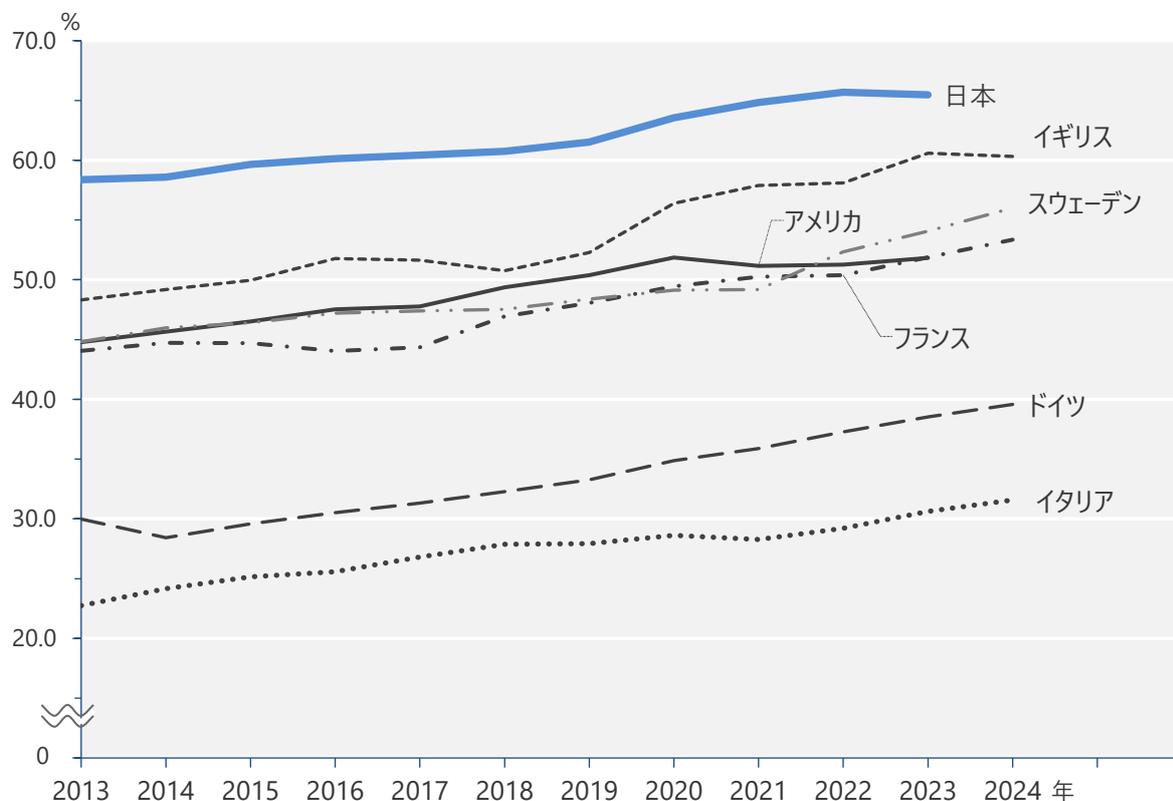
$$\text{度数率} = (\text{負傷者数} / \text{延べ労働時間数}) \times 200,000$$

5) 調査対象は1人以上（ただし、農業生産のみ11人以上）の労働者を雇用している事業所が対象。

8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育到達度



関連表 p.235 「第 8-1-1 表 高等教育到達度」

各国の教育制度や、その中で高等教育の位置づけは多様であり、このため高等教育への到達状況の比較には、注意を要する（p.237～243 「第8-2表 各国の学校系統図」参照）。

OECDが毎年発行する『Education at a Glance』は、各国の高等教育（日本では短期大学等から大学院の博士課程までに相当）への到達度を掲載している。上のグラフは、このうち25歳～34歳における到達の状況を示したものである。日本は65.5%、イギリスは60.6%、スウェーデンは54.1%などとなっており（いずれも2023年）、各国の到達度にはばらつきがみられる。また、長期的には上昇傾向にあるとされるものの、短期の増減が少なからずみられ、景気動向や制度的な変化など、多様な要因による影響が類推される。

第 8-1-1 表 高等教育到達度

Table 8-1-1: Adults' educational attainment distribution, Tertiary education

	2015年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
										%
日本 1)	59.6	60.4	60.7	61.5	63.5	64.8	65.7	65.5	—	JPN
アメリカ	46.5	47.8	49.4	50.4	51.9	51.2	51.3	51.8	—	USA
カナダ	59.4	60.8	61.8	62.9	64.3	66.4	66.9	66.9	68.9	CAN
イギリス	49.9	51.6	50.8	52.3	56.4	57.9	58.1	60.6	60.3	UK
ドイツ	29.6	31.3	32.3	33.3	34.9	35.9	37.3	38.5	39.6	DEU
フランス	44.7	44.3	46.9	48.1	49.4	50.3	50.4	51.9	53.4	FRA
イタリア	25.1	26.8	27.9	27.9	28.6	28.3	29.2	30.6	31.6	ITA
オランダ	46.3	48.0	49.3	49.6	52.2	55.6	56.4	54.5	55.6	NLD
ベルギー	43.1	45.7	47.4	47.3	48.5	50.9	51.4	50.0	50.7	BEL
ルクセンブルク	49.9	51.4	54.8	55.0	58.2	63.1	60.0	59.8	64.8	LUX
スペイン	41.0	42.6	44.3	46.5	47.4	48.5	50.5	52.0	53.0	ESP
ポルトガル	33.2	34.2	35.2	38.0	41.7	45.9	42.9	41.5	43.2	PRT
ギリシャ	40.1	42.5	42.8	42.4	43.7	44.2	45.2	44.5	44.5	GRC
デンマーク	43.0	45.5	45.8	47.1	42.6	49.0	49.0	49.0	51.2	DNK
スウェーデン	46.4	47.4	47.5	48.4	49.1	49.2	52.3	54.1	56.0	SWE
フィンランド	40.5	41.3	41.3	41.8	44.7	40.1	40.8	39.1	39.0	FIN
ノルウェー	48.1	48.3	48.2	48.7	50.8	55.0	56.4	57.0	59.0	NOR
スイス	46.5	50.1	51.2	52.7	53.0	52.3	50.2	51.9	51.0	CHE
エストニア	40.5	43.0	43.6	42.8	43.1	43.2	43.9	43.5	43.2	EST
韓国	68.9	69.8	69.6	69.8	69.8	69.3	69.6	69.7	70.6	KOR
インドネシア	13.7	16.1	17.3	17.5	18.1	18.7	17.9	—	—	IDN
オーストラリア	48.5	52.0	51.4	52.5	54.6	54.3	55.9	56.3	57.2	AUS
ニュージーランド	39.1	44.2	45.8	43.8	43.9	45.3	44.1	45.9	47.9	NZL
メキシコ	20.8	22.6	23.4	23.6	25.3	27.1	27.3	28.2	29.1	MEX
ブラジル	16.6	19.1	20.8	21.0	22.7	23.0	23.2	23.8	—	BRA
Total tertiary education (ISCED2011* levels 5 to 8) , from 25 to 34 years										

* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level; level 8: Doctoral or equivalent level.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Education attainment" 2025年11月現在

注：本表は25～34歳人口のうち、高等教育を受けた者の割合を示す。ここでいう高等教育は、国際標準教育分類(ISCED) 2011のレベル5：短期高等教育、レベル6：学士号・学士号同等、レベル7：修士号・修士号同等の合計、レベル8：博士号・博士号同等。日本は、短期大学又は専門学校等から大学院の修士及び博士課程相当までが高等教育計に含まれる。

1) 日本の教育分類は、ISCEDとは異なるカテゴリを含む。

第 8-1-2 表 高等教育の教育段階別到達度

Table 8-1-2: Adults' educational attainment distribution by level of tertiary education

ISCED2011 区分 レベル 高等教育課程	25～34歳						25～64歳		
	5～8 計	5 短期	6～8 計	6 学士	7 修士	8 博士	5～8 計	6～8 計	
2024年、%									%, 2024
日本 1)	a 65.5	a 18.0	47.5	a 47.5	—	—	a 56.0	34.8	JPN
アメリカ 1)	51.8	9.6	42.3	29.0	11.4	1.8	50.7	40.3	USA
カナダ	68.9	23.3	45.5	31.3	a 14.2	—	64.7	39.1	CAN
イギリス	60.3	6.6	53.7	35.0	17.4	1.3	53.8	44.9	UK
ドイツ	39.6	0.3	39.2	23.0	15.2	1.1	34.3	33.7	DEU
フランス	53.4	12.0	41.3	14.8	25.8	0.7	43.4	28.8	FRA
イタリア	31.6	0.3	31.3	13.5	17.4	0.4	22.3	22.2	ITA
オランダ	55.6	1.5	54.1	30.8	22.4	1.0	45.1	42.9	NLD
ベルギー	50.7	0.7	50.0	27.8	21.5	0.7	45.0	44.3	BEL
ルクセンブルク	64.8	3.6	61.1	20.5	38.7	—	54.4	50.0	LUX
スペイン	53.0	15.5	37.5	18.5	18.4	0.6	42.3	29.5	ESP
ポルトガル	43.2	1.0	42.1	25.1	16.7	0.4	31.4	31.1	PRT
ギリシャ	44.5	—	44.5	31.2	13.0	0.4	35.3	34.9	GRC
デンマーク	51.2	5.2	46.1	24.9	20.5	0.7	45.1	39.7	DNK
スウェーデン	56.0	11.3	44.7	25.6	18.0	1.1	51.8	41.4	SWE
フィンランド	39.0	—	39.0	24.0	14.5	0.4	42.7	36.0	FIN
ノルウェー	59.0	12.7	46.3	26.8	19.5	—	50.4	39.6	NOR
スイス	51.0	—	51.0	29.3	19.4	2.4	46.5	46.5	CHE
エストニア	43.2	—	43.2	22.7	20.3	0.2	42.5	37.8	EST
韓国	70.6	19.6	50.9	47.8	a 3.1	—	56.2	40.8	KOR
インドネシア 2)	17.9	3.8	14.2	13.6	0.6	0.0	13.1	10.3	IDN
オーストラリア	57.2	8.4	48.9	36.5	11.5	0.9	53.1	42.1	AUS
ニュージーランド	47.9	4.5	43.4	36.5	6.3	0.6	44.0	39.6	NZL
メキシコ	29.1	0.5	28.5	26.9	1.6	0.0	21.9	21.3	MEX
ブラジル 1)	23.8	—	23.8	a 23.0	0.7	0.1	21.5	21.5	BRA
ISCED 2011*	5 to 8	5	6 to 8	6	7	8	5 to 8	6 to 8	
	age		25 to 34 years old				25 to 64		

a) 他のカテゴリを含む。

a) Includes data from another category.

* International Standard Classification of Education (ISCED) 2011; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level; level 8: Doctoral or equivalent level.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Education attainment" 2025年11月現在

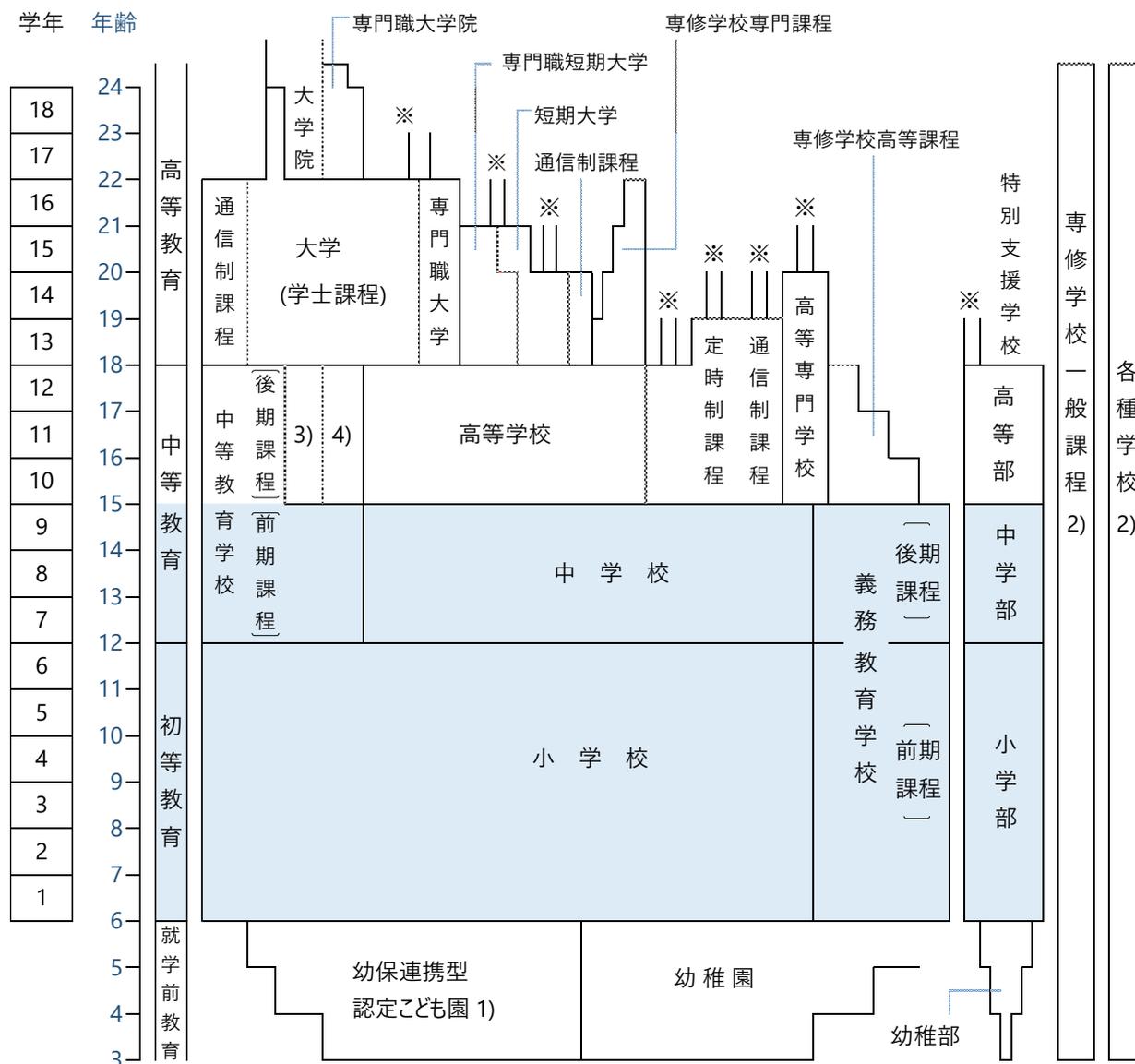
注：注及び定義は第8-1-1表 (p.235) に準ずる。

1) 2023年の数値。

2) 2022年の数値。

第 8-2-1 表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



[部分は義務教育]

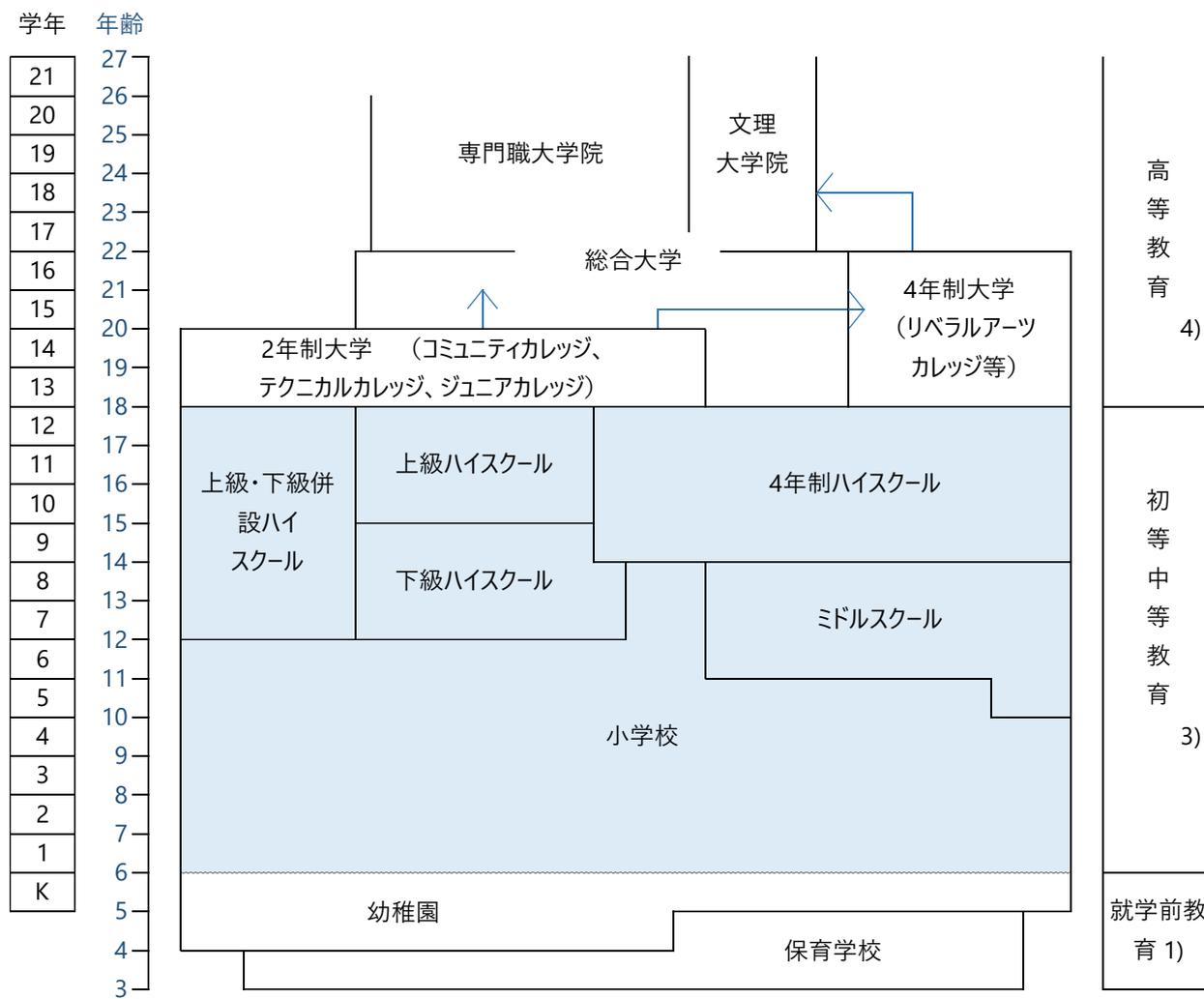
出典：文部科学省（2025.5）「2025年版諸外国の教育統計」

注： ※印は専攻科を示す。高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

- 1) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
- 2) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。
- 3) 定時制課程。
- 4) 通信制課程。

第 8-2-2 表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



[部分は義務教育 2)]

出典：文部科学省（2025.5）「2025年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

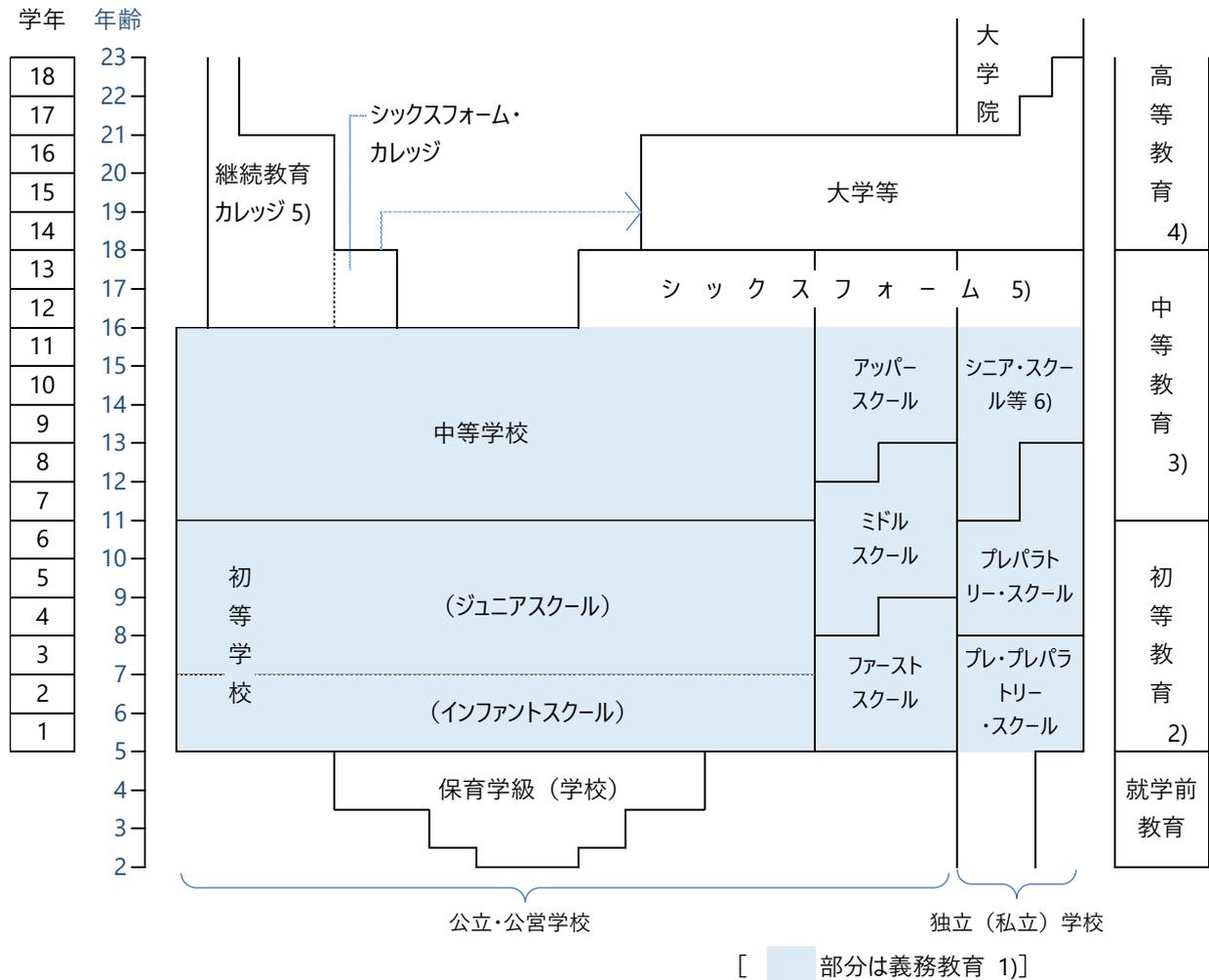
2) 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。

3) 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制、6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、これらのほかにも、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5-3-4年制が一般的である。2018年について、公立初等学校の形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.5%、5年制小学校34.9%、6年制小学校12.3%、8年制小学校9.2%、ミドルスクール18.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.8%、その他10.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール（3年又は2年制）7.6%、上級ハイスクール（3年制）1.8%、4年制ハイスクール52.4%、上級・下級併設ハイスクール（通常6年）9.3%、初等・中等双方の段階にまたがる学校21.1%、その他7.7%となっている。

4) 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、文理学部、文理大学院及び専門職大学院（学部レベルのプログラムを提供している場合もある）から構成される。専門職大学院（学部）は、医学・法学などの専門職教育を行うもので独立の機関として存在する場合（専門職大学、専門職大学院大学）もある。専門職大学院（学部）へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け（年限は専攻により異なる）、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第 8-2-3 表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



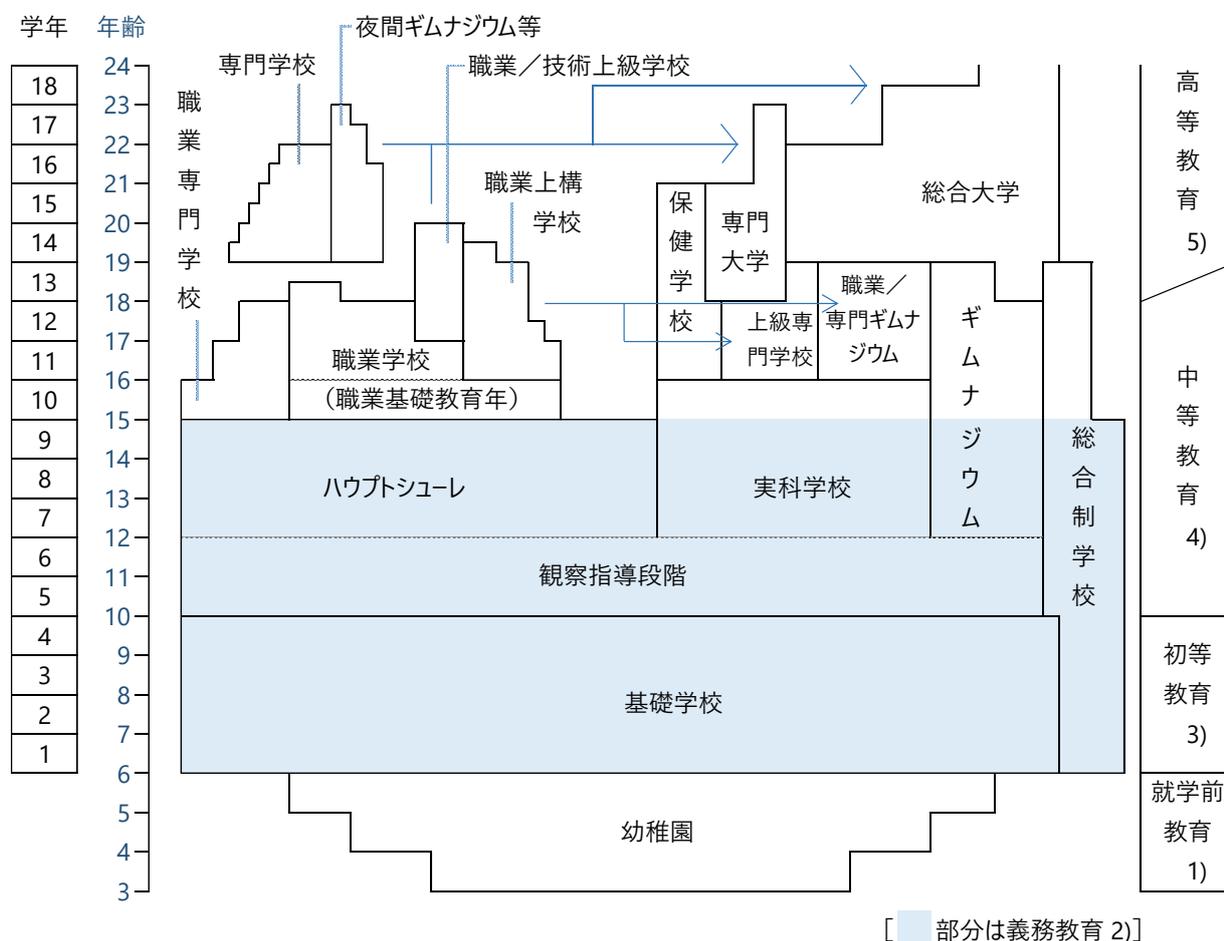
出典： 文部科学省（2025.5）「2025年版諸外国の教育統計」

注： 上図はイギリスの全人口の9割を占めるイングランドとウェールズについてのものであり、両地域はほぼ同様の学校制度を有している。

- 1) 義務教育は5～16歳までの11年。ただし、16～18歳は教育が見習い訓練（有給の職業訓練＋学習）に従事すること、あるいはパートタイムで教育が職業訓練を受けながら、週20時間以上の就労ボランティアに従事することが義務付けられているため、実際の離学年齢は18歳。
- 2) 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファント学校とジュニア学校として別々に設置しているところもある。また一部において、インファント（学校）・ジュニア（学校）に代えてファースト学校及びミドル学校が設けられている。
- 3) 通常11歳から始まり、7年間続く。公費により維持される中等学校は原則無選抜だが、選抜制の学校（グラマー・学校）とモダン・学校に振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミーが増加。
- 4) 高等教育機関には、大学等がある。これらの機関には、第一学位（学士）（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。高等教育段階には、政府の運営費交付金の付与対象の別を問わず、高等教育機関のほか、継続教育カレッジも含まれる。継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの課程が提供されている。
- 5) ほかに義務教育後の多様な教育を指す継続教育を行う機関があり、その一部として、主として大学進学の基礎資格となるAレベル試験のための教育を実施するシックスフォーム・カレッジがある。
- 6) シニア学校、またはパブリック学校等。

第 8-2-4 表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



出典： 文部科学省（2025.5）「2025年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

2) 期間は9年（一部の州は10年）。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。

3) 基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。

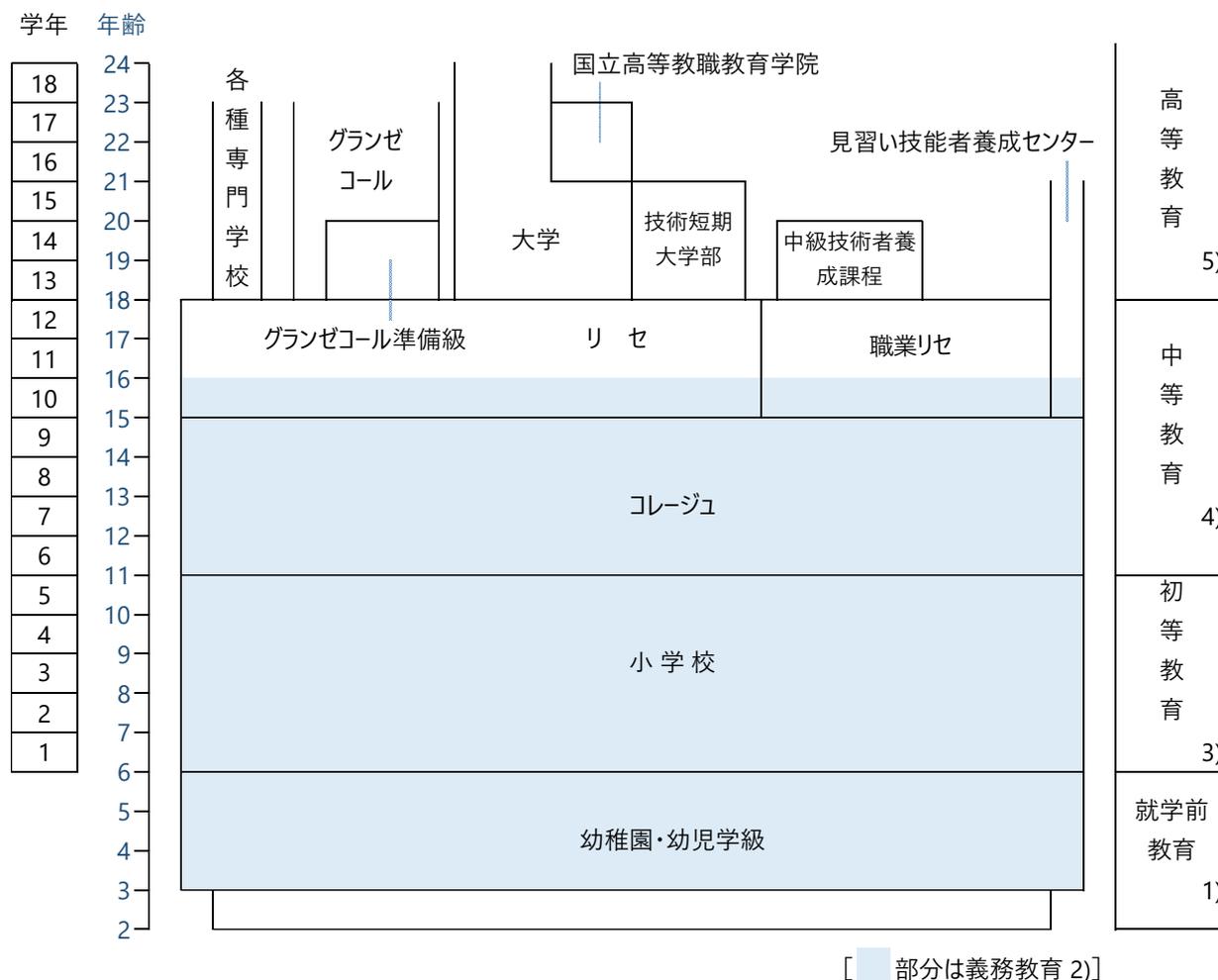
4) 生徒の能力・適性に応じて、ハプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練に入る者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校への進学や中級の職への就職を目指す者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学を目指す者が主として進む。8年制又は9年制）のほか、これら2つ又は3つの学校種の教育課程を併せ持つ学校種や、総合的な教育課程を提供し、いずれの学校種の修了資格も取得可能な総合制学校などが設けられている。

また、後期中等教育段階では、二元制の職業教育訓練（デュアルシステム）において、企業等の職業訓練生の身分を持つ者が主に就学する職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は1年以上、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門学校入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。さらに、職業訓練を終えた者等に上級の職業資格を与える専門学校や、職業従事者等に大学入学資格の取得機会を与える夜間ギムナジウムやコレクなどがある。

5) 総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門学校がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門学校で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門学校でもそれぞれ3～4年と1～2年となっている。

第 8-2-5 表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



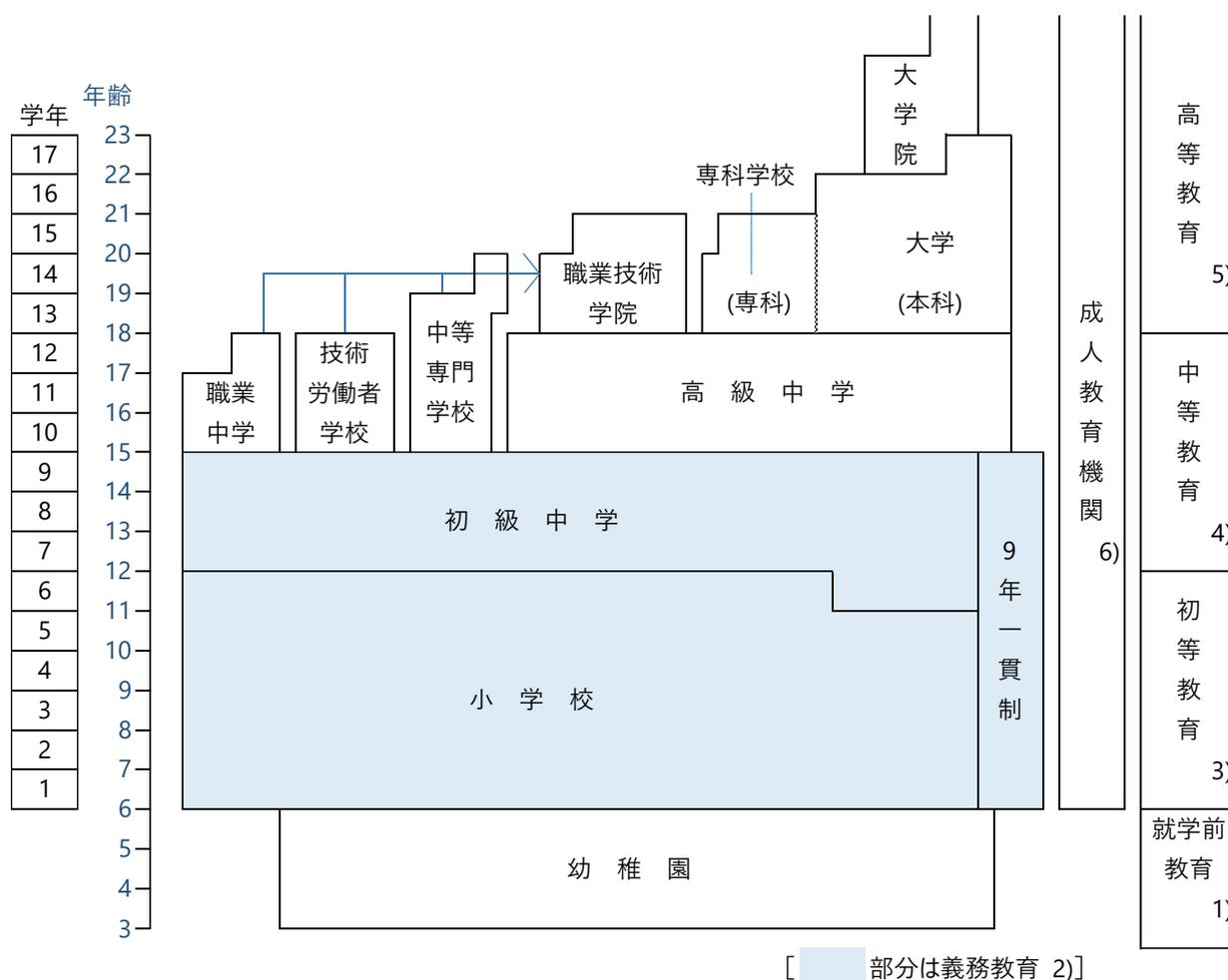
[部分は義務教育 2)]

出典：文部科学省（2025.5）「2025年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。
- 2) 3～16歳までの13年（義務教育開始年齢は2019年度より6歳から3歳に引き下げ）。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。2020年度より、16～18歳は教育・訓練等に従事することが義務付けられている。
- 3) 小学校で5年間行われる。
- 4) 前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。
- 5) 国立大学（学士課程3年、3年制（2020年度まで2年制）の技術短期大学部等を付置）、大学型私立高等教育機関（学位授与権がない）、グランゼコール（3～5年制）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも2年）等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。教師養成機関として国立高等教職教育学院がある。

第 8-2-6 表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



出典：文部科学省（2025.5）「2025年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

2) 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立（2006年改正）し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

3) 小学校（小学）は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によって7歳までの入学遅延が許されている。

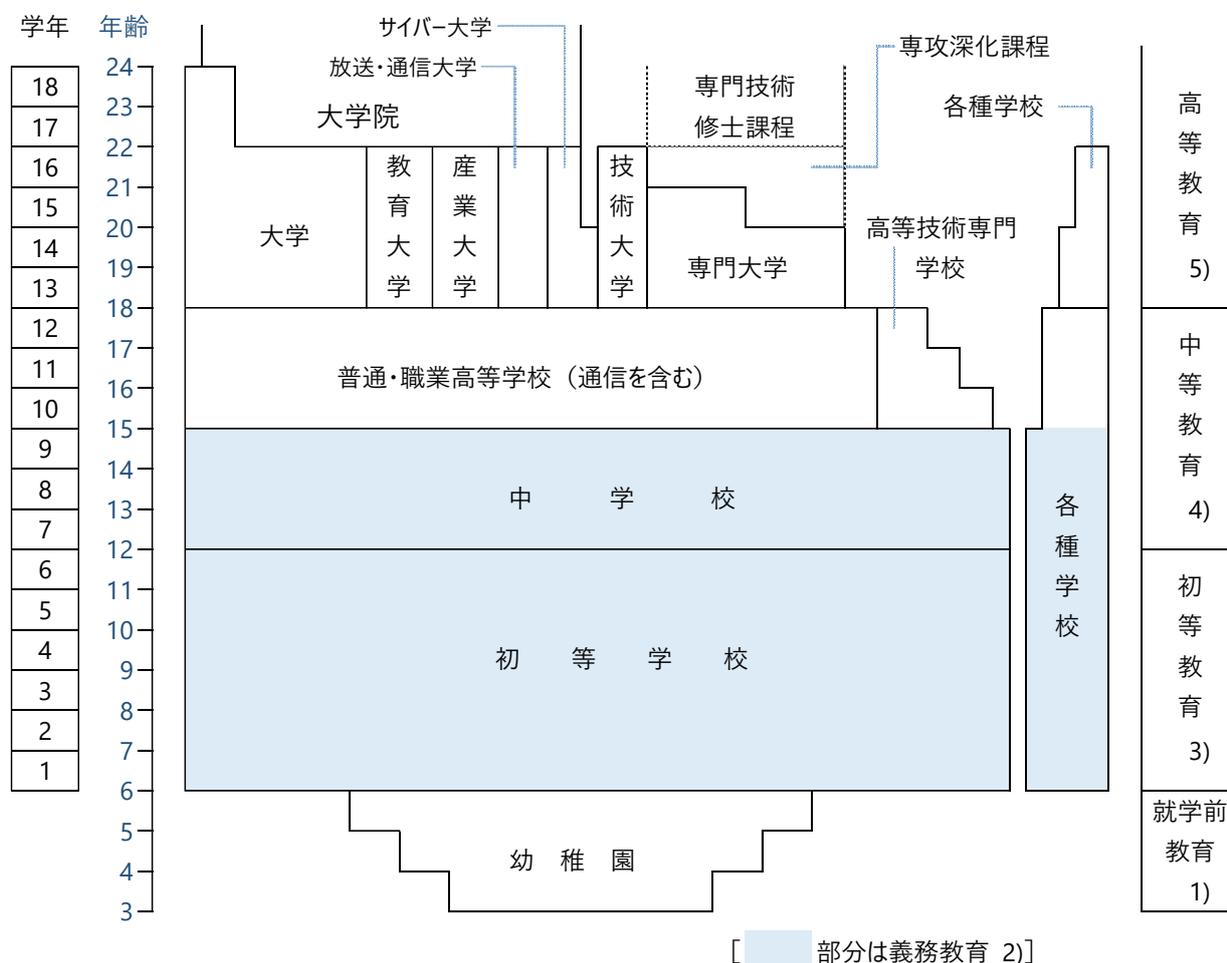
4) 初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等専業学校、3～5年）、技術労働者学校（技工学校、一般に3年）、職業中学（2～3年）などがある。なお、職業中学は、前期中等段階（3年）と後期中等段階（2～3年）に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

5) 大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程（2～3年）、博士課程（3～4年）があり、大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

6) 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等）が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第 8-2-7 表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



出典：文部科学省（2025.5）「2025年版諸外国の教育統計」

注 1) 3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

2) 6～15歳の9年間。

3) 6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

4) 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能がある者を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校、国際高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。

5) 4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に、2年～の修士課程と2年～の博士課程が置かれている。専門大学には、2年制の専門技術修士課程を置くことができる。

上記のほか、成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、サイバー大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

	日本		
種別	若年者の就職支援	同左	同左
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール認定制度	ジョブ・カード制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等	学生、在職者、求職者等
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国 56 か所に設置し、無料で様々な就職支援を実施 ・大学等を卒業予定の学生・生徒、卒業後おおむね 3 年以内の者を対象に、継続的な支援、就職後の定着支援等を強化 ・新卒者等の就職支援を専門とする就職支援ナビゲーター（キャリアコンサルティング有資格者や企業の人事労務管理経験者等）による個別支援を実施 ・自己理解、仕事理解、適職診断、応募書類の作り方、面接対策など就職活動に役立つ各種セミナーや企業説明会、企業面接会等を開催 ・若者の「使い捨て」が疑われる企業（いわゆるブラック企業）などに関する相談や採用内定取り消しに関する相談にも対応 ・各大学等の要望に応じて就職支援ナビゲーターが大学等を訪問して職業相談や就職支援セミナーを実施 	<p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図る</p> <p>ユースエールの認定企業となると以下の支援を受けることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等で重点的PRの実施 ・認定企業限定の就職面接会等への参加が可能 ・企業の商品、広告などに認定マークの使用が可能 ・日本政策金融公庫による低利融資制度 ・公共調達における加点評価など 	<p>個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者、在職者、学生など幅広い層の求職活動やキャリア形成に役立てることができる ・企業の人材育成や人事評価、学校のキャリア教育や就職活動の指導にも役立つ ・キャリア形成・学び直し支援センターでは、個人（在職者）及び企業（学校）関係者を対象に、ジョブ・カードを活用して様々なキャリア形成・学び直し支援を行っている

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

		日本（続き）																															
種別	若年者への就職支援	非正規雇用労働者のキャリアアップ支援																															
名称	わかものハローワーク・サポステ	キャリアアップ助成金制度																															
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク																															
対象者	正社員を目指す若者等	非正規雇用労働者																															
主な内容	<p>・わかものハローワーク</p> <p>正社員を目指す若者（おおむね35歳未満）を対象とした「わかものハローワーク」（21か所）、「わかもの支援コーナー」及び「わかもの支援窓口」（200か所）を設置し、担当者制による職業相談から自己理解・職務理解のサポート、能力開発の支援、応募準備のサポート、就職後の職場定着まで、一貫した支援を無料で実施</p> <p>・地域若者サポートステーション（サポステ）</p> <p>働くことに悩みを抱えている15～49歳までの者を対象に、地域若者サポートステーション（サポステ）を全国179か所に設置。厚生労働省が委託した若者支援の実績やノウハウのある民間団体が、コミュニケーション講座、ジョブトレ（就業体験）、ビジネスマナー講座、就活セミナー（面接・履歴書指導等）、集中訓練プログラム、アウトリーチ支援、パソコン講座などの就労に向けた各種支援を実施</p>	<p>・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する</p> <p>①正社員化コース 就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者（無期雇用労働者）を正社員化した場合の助成額（1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">中小企業の場合</th> <th colspan="2">大企業の場合</th> </tr> <tr> <th>重点支援対象者（注1）</th> <th>左記以外</th> <th>重点支援対象者</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有期→正規</td> <td>80万円</td> <td>40万円</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>無期→正規</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②賃金規定等改定コース 有期契約労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合の助成額（1人当たり）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>3%以上4%未満</td> <td>4万円</td> <td>2.6万円</td> </tr> <tr> <td>4%以上5%未満</td> <td>5万円</td> <td>3.3万円</td> </tr> <tr> <td>5%以上6%未満</td> <td>6.5万円</td> <td>4.3万円</td> </tr> <tr> <td>6%以上</td> <td>7万円</td> <td>4.6万円</td> </tr> </tbody> </table>		中小企業の場合		大企業の場合		重点支援対象者（注1）	左記以外	重点支援対象者	左記以外	有期→正規	80万円	40万円	60万円	30万円	無期→正規	40万円	20万円	30万円	15万円	3%以上4%未満	4万円	2.6万円	4%以上5%未満	5万円	3.3万円	5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円	6%以上	7万円	4.6万円
	中小企業の場合			大企業の場合																													
	重点支援対象者（注1）	左記以外	重点支援対象者	左記以外																													
有期→正規	80万円	40万円	60万円	30万円																													
無期→正規	40万円	20万円	30万円	15万円																													
3%以上4%未満	4万円	2.6万円																															
4%以上5%未満	5万円	3.3万円																															
5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円																															
6%以上	7万円	4.6万円																															

注 1) 重点支援対象者とは、

- a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者、
 - b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれも該当する有期雇用労働者
 - ① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
 - c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者
- ※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなす

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	アメリカ		
種別	学校における職業教育・職業体験（注2）	同左	養成・訓練制度等
名称	テックプレップ (Tech-Prep)	コーオペ教育 (Cooperative Education)	登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
創設	1990年代	20世紀初頭	1937年
運営主体	テックプレップ推進組織 (Tech-Prep Consortium)	各学校及び対象となる事業主	事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など
対象者	高校生。11学年（日本における高校2年生）から開始し、14学年（日本における大学2年生）まで	大学、短大（コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジ等）の学生、12年生（日本における高校3年生）など	16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については18歳以上
主な内容	中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる	有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーオペ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする	<ul style="list-style-type: none"> ・実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦又は州政府が定める ・政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される ・参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する ・プログラムの期間は通常3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる

注 2) このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	アメリカ（続き）		
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援 (宿泊型若年者集団教育訓練)	就職困難者等への支援
名称	O*NET (Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア (Job Corps)	WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
創設	1998年10月	1964年	2014年
運営 主体	国立O*NET協会 (National O*NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office)、6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョ ブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し、各州 政府が実施
対象者	求職者等	16～24歳までの経済的に不利な 立場にある青少年	14～24歳の就職困難者
主な 内容	インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータバ ース (https://www.onetonline.org) 求職者が自分の経験や能力を活 かせる職業がどのようなものか検 索することができる	参加者は、原則として寮に宿泊 し、社会生活を営む上での基本 的なしつけから、読み書き、算数 などの基礎的な学習及び職業訓 練を受ける。参加費は基本的に 無料。さらに、毎月小遣いが支給 される。参加期間は、原則として 最長2年間。研修中に高校卒業 あるいはGED（高校卒業者と同 様の素養を身につけていること の証明書）の資格を取得可能	職業紹介、職業訓練などのサー ビスを総合的に提供するワンストップ (キャリア) センター (One-Stop Career Center) を運営する WIOA アメリカ・ジョブセンター及び 地域コミュニティの職業訓練を担う 地域労働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、14～24歳の就 職困難者のニーズに沿った各種の 就職や進学のための支援に対し て連邦労働省が助成金を提供す るプログラム

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	イギリス				
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	養成・訓練制度等	同左	情報提供支援
名称	職業教育	継続教育	アプレントイスシップ	スキルズ・ブートキャンプ	全国キャリア・サービス
創設	—	—	2004年	2020年	2012年
運営主体	教育省、各教育機関	教育省	教育省	各教育機関	教育省
対象者	主に14～16歳（中等教育機関の在学者）	主に16歳以上	16歳以上	19歳以上	13歳以上
主な内容	中等教育機関による、キャリア教育、就業体験などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている	職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う	事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す ①アプレントイスシップ ②上級アプレントイスシップ ③高度アプレントイスシップ ④学位レベルのアプレントイスシップ（注3）	建設やデジタルなど指定の分野で、訓練プロバイダーによる16週までの訓練を実施、修了後に採用面談の機会を提供する。失業者や低所得層については訓練費用を免除	就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供

注 3) ①～④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル2（非熟練に相当）の資格取得及び基礎技能等の習得、②職務能力・技術的知識に関するレベル3（技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当）の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得、③職務能力・技術的知識に関するレベル4～7（準学士レベル以上）の技能・資格取得、④職務能力・技術的知識に関するレベル6～7（学士、修士相当）の技能・資格取得。なお、2025年には、16～21歳層を主な対象とする、より基礎的かつ短期の制度（foundation apprenticeship）も導入されており、修了後はアプレントイスシップやその他の職場訓練などに進むことが想定されている。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	ドイツ				
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	情報提供支援	養成・訓練制度等	就職困難者等への支援（注6）
名称	義務教育における職業指導	各種職業学校	職業情報センター（BIZ）	職業養成訓練生制度（注5）	初期職業資格付与（Einstiegsqualifizierung: EQ）
創設	—	—	—	19世紀初頭	—
運営主体	州政府	州政府等	連邦雇用エージェンシー	企業及び職業学校（Berufsschulen）	連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	主に若年者	主に若年者	年齢制限はないが、主に若年者	初期職業訓練を行う民間又は公営企業の事業主
主な内	<ul style="list-style-type: none"> ・職業活動体験は、ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務 ・リアルシューレ（実科学校）、ギムナジウムでは希望者による任意 ・職業体験の分野は、レストラン、役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている（注4） 	<p>上級学校非進学者の多数が、職業学校（Berufsschule）、全日制の職業専門学校（Berufsfachschule）、専門学校（Fachschule）に進んでいる</p>	<p>各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する ・事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す ・ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム ・プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される ・使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う（注7）

注 4) ハウプトシューレ、リアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育機関。

5) 養成訓練制度（Ausbildung）は、デュアルシステムともいう。

6) そのほかの就職困難者等への支援については第9-8表（p.269）を参照。

7) 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

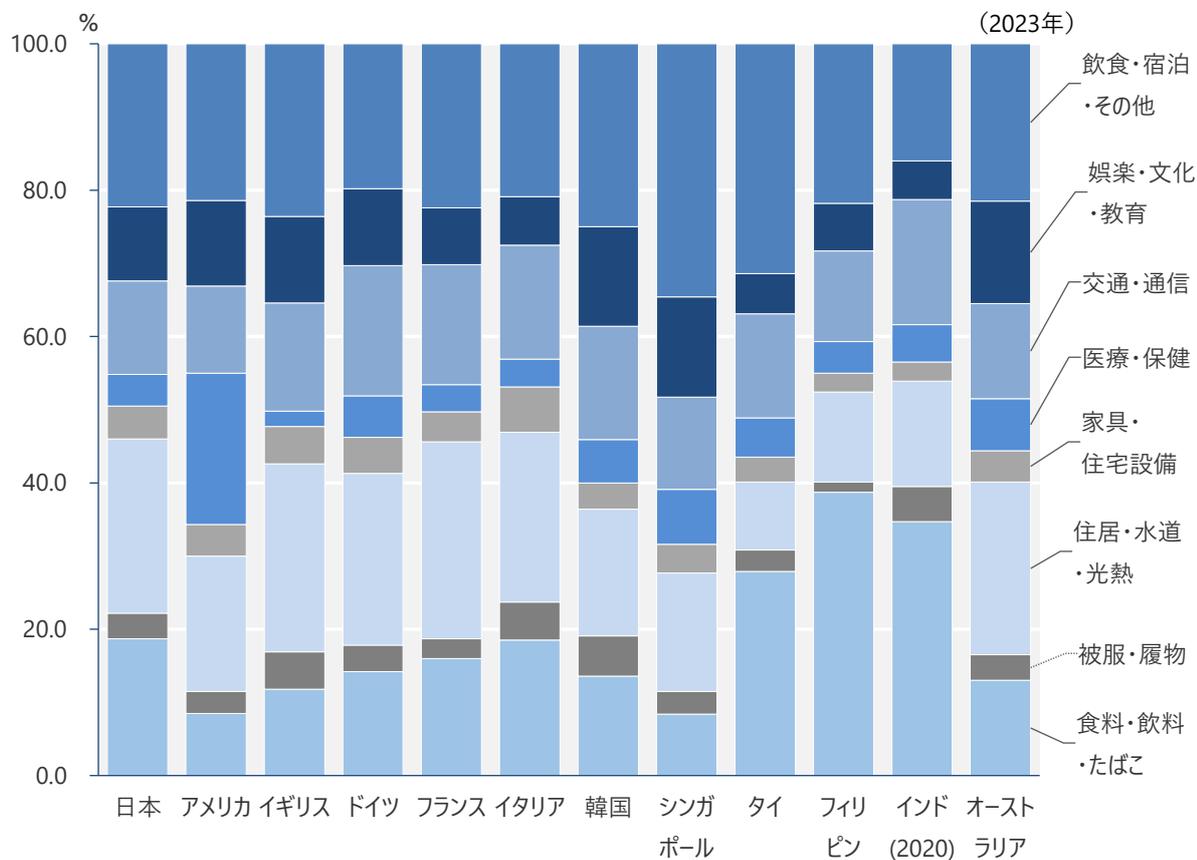
	フランス			
種別	養成・訓練制度等	同左	就職困難者等への支援	就職困難者等への支援
名称	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)	雇用と自立に向けた支援契約コース(PACEA)	若年者エンゲージメント契約 Contrat d'Engagement Jeune (CEJ) (注8)
創設	1986年法律改正	2004年10月	2016年8月	2020年7月
運営主体	契約締結可能な雇用主：公的部門も含む全ての事業主 ※社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり	契約締結可能な雇用主：全ての企業（国、地方自治体、行政機関を除く） ※国からの手当支給あり	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う	フランス・トラバユ(France Travail)及び地域ミッションセンター (Missions Locales)
対象者	義務教育を終了した16～29歳の若年者、30歳以上の若年障害者等	16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者	16～25歳のすべての若年者	16歳から25歳（障害者認定の場合は29歳）までの、学生ではなく、訓練を受けておらず、継続的な雇用に就くことが困難な若者
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・CAP（職業適格証）に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払を受けながら、実地訓練を行う ・使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて、SMIC（最低賃金）の27～78%以上の賃金を支払う 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・最長24か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約。無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画(CIP)の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング・コースを受講し、スキルを向上させ専門的な経験を蓄積する ・企業においてインターンシップなどを通じて専門的な活動に従事する ・就職に必要な履歴書とカバーレターの作成、求人先企業での採用面接の準備や起業のノウハウを習得、行政手続きの支援などを雇用局などが提供する

出典： [日本] 厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連、[その他] 労働政策研究・研修機構 (2009.7) 「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国政府サイト等
注 8) 仏労働省 (Le contrat d'engagement jeune (CEJ), publié le 18.02.22 mise à jour 01.04.25)等を参照。

9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成比



関連表 p.255 「第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出」

家計消費支出は、一般に国内総支出の6割前後を占めるとされ、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産（支出）額（USDル換算値）が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2023年には18.7%まで低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、1～2割程度と低いが、フィリピン（38.7%）、インド（34.7%）、タイ（27.9%）等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。なお、アメリカについては、「食料・飲料・たばこ」や「交通・通信」などの占める比率が相対的に低い一方で、「医療・保健」が消費支出の2割にのぼる点も、特徴といえる。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side

	計	雇用者 報酬	営業 余剰	混合 所得	財産 所得	社会負 担及び 社会保 障	その他の 経常移 転	年金基 金準備 金の変 動	
受取側									Resources side
									2023年、%
日本	100.0	61.1	8.2	2.8	6.2	16.7	5.2	-0.2	JPN
アメリカ	100.0	48.6	8.0	8.6	14.6	19.8	0.4	—	USA
カナダ	100.0	55.7	0.1	13.2	11.5	11.4	6.4	1.6	CAN
イギリス	100.0	49.0	9.8	6.6	12.2	16.5	2.8	3.2	UK
ドイツ 1)	100.0	53.8	3.7	8.4	11.5	17.6	3.6	1.4	DEU
フランス 1)	100.0	52.2	9.4	4.8	7.2	21.0	5.0	0.3	FRA
イタリア	100.0	40.7	9.8	12.9	10.7	22.7	2.7	0.4	ITA
オランダ 1)	100.0	51.1	4.9	10.3	9.0	18.6	3.1	3.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	53.0	7.0	6.7	9.0	20.6	3.3	0.5	BEL
スペイン	100.0	50.3	6.6	10.3	6.1	19.0	7.8	-0.1	ESP
デンマーク	100.0	56.8	4.0	3.7	8.4	19.0	3.8	4.3	DNK
スウェーデン	100.0	56.8	2.2	3.0	10.3	17.6	4.7	5.4	SWE
フィンランド	100.0	55.5	8.1	5.0	6.7	21.3	3.4	-0.1	FIN
ノルウェー 2)	100.0	59.6	5.9	1.3	4.6	21.2	4.8	2.5	NOR
韓国 2)	100.0	58.5	4.9	4.3	9.6	11.1	10.8	0.7	KOR
オーストラリア	100.0	57.9	9.7	7.8	12.7	7.7	4.2	—	AUS
メキシコ	100.0	30.7	7.1	23.6	19.2	5.6	10.4	3.3	MEX
	Total	a	b	c	d	e	f	g	

* NPISH: Non-profit institutions serving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成（続き）

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side (cont.)

	計	最終消費支出	財産所得	社会負担及び社会保障	所得・富等に課される経常税	その他の経常移転	貯蓄（総）	年金基金準備金の変動	
支払側									Uses side
									2023年、%
日本	100.0	65.1	0.2	18.3	6.8	3.2	6.4	—	JPN
アメリカ	100.0	64.4	5.0	11.8	9.8	1.0	8.0	—	USA
カナダ	100.0	61.5	5.1	5.7	14.0	7.6	6.0	—	CAN
イギリス	100.0	62.4	3.1	15.2	12.6	1.9	4.9	—	UK
ドイツ 1)	100.0	53.2	1.0	20.8	9.4	2.9	12.7	0.0	DEU
フランス 1)	100.0	54.6	2.3	19.3	9.7	3.3	10.8	0.0	FRA
イタリア	100.0	60.4	1.1	15.3	12.7	2.9	7.6	0.0	ITA
オランダ 1)	100.0	50.3	3.7	24.1	10.9	2.4	8.6	0.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	54.1	2.1	19.1	12.8	3.0	8.9	0.0	BEL
スペイン	100.0	58.0	1.8	14.8	10.1	7.4	7.9	0.0	ESP
デンマーク	100.0	52.3	2.3	8.2	28.3	3.2	5.6	0.0	DNK
スウェーデン	100.0	53.8	3.7	12.7	16.6	2.8	10.4	0.0	SWE
フィンランド	100.0	58.8	2.3	14.6	15.0	2.3	7.0	0.0	FIN
ノルウェー 2)	100.0	54.9	1.9	18.7	14.6	2.9	7.1	0.0	NOR
韓国 2)	100.0	60.4	2.3	14.9	7.6	6.1	8.6	—	KOR
オーストラリア	100.0	63.2	6.7	0.6	16.5	3.4	9.7	—	AUS
メキシコ	100.0	74.8	1.6	6.7	4.6	1.3	11.1	0.0	MEX
	Total	h	d	e	i	f	j	g	

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "GDP and non-financial accounts" 2025年7月現在

注：受取、支払それぞれについて、各項目の合計に対する各項目の割合を試算したもの。JILPTにおいて算出。

1) 暫定値。

2) 2022年の数値。

第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita

計	食料・	被服・	住居・	家具・	医療・	交通・	娯楽・	飲食・	JPN USA CAN UK DEU FRA ITA NLD BEL ESP DNK SWE HKG KOR* SGP MYS THA PHL IND AUS NZL BRA MEX	
	飲料・ たばこ	履物	水道・ 光熱	住宅 設備	保健	通信	文化・ 教育	宿泊・ その他		
支出額	at current prices									
各国通貨、原則1,000単位、2023年	in national currency, thousands(*), 2023									
日本	2,554	478	89	609	114	109	328	257	571	JPN
アメリカ	54.0	4.6	1.6	10.0	2.3	11.2	6.4	6.3	11.6	USA
カナダ	39.7	5.2	1.5	9.9	2.1	1.7	7.1	3.8	8.4	CAN
イギリス	23.7	2.8	1.2	6.1	1.2	0.5	3.5	2.8	5.7	UK
ドイツ p)	24.7	3.5	0.9	5.8	1.2	1.4	4.4	2.6	4.9	DEU
フランス p)	21.9	3.5	0.6	5.9	0.9	0.8	3.6	1.7	4.9	FRA
イタリア	21.1	3.9	1.1	4.9	1.3	0.8	3.3	1.4	4.6	ITA
オランダ	25.9	3.8	1.3	5.7	1.7	0.8	4.3	2.4	5.9	NLD
ベルギー p)	24.5	3.7	1.2	6.0	1.2	1.8	3.4	1.7	5.5	BEL
スペイン	17.8	2.9	0.6	3.8	0.8	0.7	2.6	1.5	4.9	ESP
デンマーク	206.1	31.7	8.1	58.8	9.4	6.0	34.7	18.0	39.5	DNK
スウェーデン	256.9	41.1	10.7	62.5	14.0	7.8	44.6	25.6	49.4	SWE
香港 1)	267.4	31.8	31.7	47.1	21.8	14.3	20.7	27.3	72.6	HKG
韓国 p)	22.0	3.0	1.2	3.8	0.8	1.3	3.4	3.0	5.5	KOR*
シンガポール	35.8	3.0	1.1	5.8	1.4	2.7	4.5	4.9	12.3	SGP
マレーシア	33.8	9.5	1.0	5.1	1.6	1.0	7.2	1.8	6.6	MYS
タイ 2)	153.5	42.9	4.4	14.3	5.2	8.3	21.8	8.4	48.1	THA
フィリピン	166.3	64.4	2.4	20.4	4.3	7.1	20.6	10.8	36.3	PHL
インド 3)	86.0	29.8	4.1	12.4	2.2	4.4	14.7	4.6	13.8	IND
オーストラリア	50.8	6.6	1.8	12.0	2.2	3.6	6.6	7.1	10.8	AUS
ニュージーランド p)	46.6	7.7	1.6	12.1	2.4	1.3	6.7	4.7	7.9	NZL
ブラジル 3)	22.5	5.1	1.2	5.6	2.1	1.8	2.7	0.8	3.3	BRA
メキシコ p)	172.5	47.8	3.3	27.7	10.0	5.2	39.1	10.4	28.8	MEX
T	a	b	c	d	e	f	g	h		

p) 暫定値、* 韓国の単位は100万ウォン。

p) Provisional; * KOR: million Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, Personal care, social protection, miscellaneous goods and services.

出典： [OECD諸国] OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2025年7月現在

[その他の国] UN (<https://data.un.org/>) 2025年7月現在

[人口] IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2025年7月現在

第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出（続き）

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (cont.)

	計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他	
構成比	Composition %、2023年									
日本	100.0	18.7	3.5	23.8	4.5	4.3	12.8	10.1	22.4	JPN
アメリカ	100.0	8.5	3.0	18.5	4.3	20.7	11.9	11.7	21.5	USA
カナダ	100.0	13.1	3.8	24.9	5.3	4.3	17.9	9.6	21.2	CAN
イギリス	100.0	11.8	5.1	25.7	5.1	2.1	14.8	11.8	24.1	UK
ドイツ p)	100.0	14.2	3.6	23.5	4.9	5.7	17.8	10.5	19.8	DEU
フランス p)	100.0	16.0	2.7	26.9	4.1	3.7	16.4	7.8	22.4	FRA
イタリア	100.0	18.5	5.2	23.2	6.2	3.8	15.6	6.6	21.8	ITA
オランダ	100.0	14.7	5.0	22.0	6.6	3.1	16.6	9.3	22.8	NLD
ベルギー p)	100.0	15.1	4.9	24.5	4.9	7.3	13.9	6.9	22.4	BEL
スペイン	100.0	16.3	3.4	21.3	4.5	3.9	14.6	8.4	27.5	ESP
デンマーク	100.0	15.4	3.9	28.5	4.6	2.9	16.8	8.7	19.2	DNK
スウェーデン	100.0	16.0	4.2	24.3	5.4	3.0	17.4	10.0	19.2	SWE
香港 1)	100.0	11.9	11.9	17.6	8.2	5.3	7.7	10.2	27.2	HKG
韓国 p)	100.0	13.6	5.5	17.3	3.6	5.9	15.5	13.6	25.0	KOR*
シンガポール	100.0	8.4	3.1	16.2	3.9	7.5	12.6	13.7	34.4	SGP
マレーシア	100.0	28.1	3.0	15.1	4.7	3.0	21.3	5.3	19.5	MYS
タイ 2)	100.0	27.9	2.9	9.3	3.4	5.4	14.2	5.5	31.3	THA
フィリピン	100.0	38.7	1.4	12.3	2.6	4.3	12.4	6.5	21.8	PHL
インド 3)	100.0	34.7	4.8	14.4	2.6	5.1	17.1	5.3	16.0	IND
オーストラリア	100.0	13.0	3.5	23.6	4.3	7.1	13.0	14.0	21.3	AUS
ニュージーランド p)	100.0	16.5	3.4	26.0	5.2	2.8	14.4	10.1	17.0	NZL
ブラジル 3)	100.0	22.7	5.3	24.9	9.3	8.0	12.0	3.6	14.7	BRA
メキシコ p)	100.0	27.7	1.9	16.1	5.8	3.0	22.7	6.0	16.7	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, Personal care, social protection, miscellaneous goods and services.

注： 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。支出額は家計最終消費支出額を人口で除したもの、構成比は家計最終消費支出に対する割合を、それぞれJILPTにおいて算出。

- 1) 娯楽・文化・教育の欄は宿泊を含み、飲食・宿泊・その他の欄は宿泊を除く。
- 2) 対家計非営利団体(NPISH)部門を含む。
- 3) 2020年の数値。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.17	1.29	2.57	3.13	2.38	2.11	1.78	a
有業人員	1.05	1.09	1.38	1.57	1.57	1.22	0.41	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	250,929	174,784	246,899	302,642	297,819	274,243	210,517	f-o
食料	69,530	40,728	66,342	82,817	77,373	75,238	63,547	f
住居	20,068	34,832	30,340	21,006	19,218	20,057	14,713	g
光熱・水道	19,228	9,170	16,136	20,187	20,396	21,260	19,796	h
家具・家事用品	10,052	5,768	9,681	11,168	10,387	11,530	9,552	i
被服・履物	7,826	6,685	10,142	11,745	9,729	8,067	4,867	j
保健医療	12,679	8,288	10,832	11,526	11,520	14,810	13,917	k
交通・通信	33,600	20,197	36,933	43,115	44,090	40,987	22,611	l
教育	7,293	207	4,732	22,037	18,541	2,606	217	m
教養娯楽	25,486	24,113	28,766	32,507	28,130	27,526	19,999	n
その他の消費支出	45,168	24,795	32,996	46,535	58,433	52,162	41,299	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures.

出典：総務省統計局（2025.2）「家計調査（家計収支編、詳細結果、総世帯）」

注：2024年の数値。1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

1) 総世帯は、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）（続き）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan) (cont.)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.45	1.28	2.56	3.15	2.45	2.26	1.95	a
有業人員	1.53	1.10	1.40	1.60	1.65	1.68	1.43	b
円								yen, monthly average
収入								Income
経常収入	534,519	370,843	508,446	641,934	603,699	454,553	355,400	c-e
勤め先収入	499,127	365,215	491,059	621,179	585,651	367,017	190,296	c
事業・内職収入	3,323	444	1,352	3,814	4,452	5,140	2,503	d
他の経常収入	32,070	5,184	16,035	16,941	13,597	82,396	162,601	e
支出								Expenditures
消費支出計	275,568	176,866	246,671	306,379	305,710	287,516	240,720	f-o
食料	73,128	41,133	66,432	83,731	79,884	76,511	69,356	f
住居	23,368	35,359	30,233	20,963	18,559	20,053	18,093	g
光熱・水道	18,681	9,001	16,069	20,144	20,557	22,049	20,699	h
家具・家事用品	10,326	5,875	9,704	11,457	10,566	12,082	9,843	i
被服・履物	9,621	6,814	10,166	11,801	9,942	8,335	6,294	j
保健医療	11,879	8,332	10,984	11,537	11,977	14,963	14,042	k
交通・通信	40,826	20,582	36,608	44,909	46,635	45,790	32,879	l
教育	11,978	178	4,661	21,855	19,652	4,038	208	m
教養娯楽	28,487	24,269	28,792	32,724	28,897	26,337	22,778	n
その他の消費支出	47,275	25,323	33,022	47,258	59,040	57,358	46,528	o
非消費支出計	96,289	54,687	79,923	121,985	121,423	79,400	37,433	p-r
直接税	37,089	16,033	26,123	48,501	49,310	31,527	17,451	p
社会保険料	59,157	38,640	53,759	73,423	72,055	47,846	19,974	q
他の非消費支出	43	14	41	60	58	27	8	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

c-e) Current income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other current income; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

第 9-3-2 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									
persons									
世帯人員	2.4	1.9	2.6	3.3	3.0	2.2	1.9	1.6	a
18歳未満の子	0.6	0.3	0.8	1.4	0.8	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.4	1.6	1.7	1.9	1.4	0.7	0.3	c
USDollars									
U.S.dollars, annual average (mean)									
収入									
Income									
税引き前所得	104,207	48,514	102,494	128,285	141,121	121,571	75,460	56,028	d
支出									
Expenditures									
消費支出計	78,535	47,283	74,475	91,229	100,327	84,946	65,354	55,834	f-s
食料	10,169	7,215	9,630	12,460	12,772	10,214	8,483	7,168	f
アルコール飲料	643	382	600	727	838	657	610	422	g
住居	26,266	16,853	26,380	30,369	30,747	27,019	22,329	21,999	h
被服	2,001	1,541	2,220	2,649	2,547	2,032	1,377	942	i
交通	13,318	9,243	12,802	15,581	17,184	15,085	11,414	6,855	j
保健医療	6,197	1,485	3,825	5,949	6,748	6,711	7,715	7,918	k
娯楽	3,609	1,835	3,224	4,128	4,803	3,706	3,122	2,888	l
個人ケア製品	978	647	863	1,202	1,226	1,023	817	734	m
読書	125	92	93	141	183	103	117	124	n
教育	1,569	2,652	1,418	1,445	3,181	1,856	482	354	o
煙草	352	189	299	398	461	435	320	188	p
雑費	1,218	376	1,417	1,119	1,374	1,633	1,067	837	q
寄付	2,292	345	1,004	1,595	3,315	2,300	2,921	3,497	r
個人年金・保険	9,797	4,428	10,701	13,465	14,948	12,172	4,579	1,908	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2025.12) *Consumer Expenditure Survey 2024*

注： 2024年の数値。1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
ポンド/週							pounds, weekly average
粗所得							Income
粗所得計	1,324.3	1,067.5	1,353.1	1,632.1	1,014.6	779.7	a-g
賃金・俸給	927.0	843.3	1,068.9	1,207.8	314.5	85.8	a
現物給付からの帰属収入	13.2	10.7	13.5	16.3	0.0	—	b
事業所得	105.9	—	94.7	163.2	60.9	23.4	c
年金	79.5	—	13.5	65.3	263.8	257.3	d
財産所得	53.0	10.7	27.1	65.3	81.2	70.2	e
その他	13.2	74.7	13.5	16.3	0.0	—	f
現金給付（社会保障等）	145.7	85.4	121.8	97.9	294.2	343.1	g
支出							Expenditures
消費支出計	623.3	542.4	638.7	628.1	506.6	401.1	i-u
（一人当たり支出週平均）	(265.6)	(252.3)	(214.1)	(274.2)	(294.2)	(260.9)	h
食料・飲料	70.5	48.9	71.7	70.8	60.4	54.9	i
酒類・たばこ・麻酔薬	11.1	4.9	10.0	15.1	13.4	8.8	j
被服・履物	17.5	13.2	21.6	19.3	14.1	8.7	k
住居・燃料・動力	113.3	173.5	120.7	93.4	72.6	66.0	l
家財・家事サービス	38.7	26.3	36.5	40.7	38.6	30.5	m
健康	7.6	3.8	6.7	9.7	11.4	10.5	n
交通	88.2	67.4	88.4	101.0	70.1	41.1	o
通信	22.2	19.4	22.8	23.5	19.6	16.2	p
娯楽・文化	72.8	43.8	66.2	76.5	68.7	46.5	q
教育	5.1	9.6	7.5	5.3	1.1	[1.0]	r
外食・外泊	44.4	38.2	43.5	45.3	38.8	22.9	s
雑費	45.6	32.6	46.3	44.9	38.4	37.2	t
その他	86.3	60.8	96.8	82.6	59.4	56.9	u
平均世帯人員（人）	2.3	2.1	3.0	2.3	1.7	1.5	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

[] ...報告数が20世帯未満のため注意が必要。

[] ... Fewer than 20 reporting households.

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household.

出典：イギリス国家統計局(ONS)（2025.5）*The Effects of Taxes and Benefits on Household Income, UK, 2023/24*、同（2025.9）*Family spending in the UK: FYE 2024 edition*

注：2023年4月から2024年3月にかけての2023会計年度の数値。支出は3年間の平均に基づく。週当たり所得は年間総所得を52週で除し、各年齢階級別割合からJILPTにおいて実額を算出。サンプルサイズが小さいため一部の現金給付データは秘匿されている。

第 9-4 表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income

	年（年度）	租税負担率	社会保障負担率	計（国民負担率）	
					%
日本	2025	28.2	18.0	46.2	JPN
〃	2022	29.4	19.0	48.4	JPN
アメリカ	2022	27.8	8.6	36.4	USA
イギリス	2022	37.8	12.0	49.7	UK
ドイツ	2022	33.1	22.8	55.9	DEU
フランス	2022	44.3	23.8	68.1	FRA
スウェーデン	2022	50.5	5.0	55.5	SWE
	CY/FY	Tax burden	Social security burden	Total (National burden rates)	

出典：財務省（2025.3）「国民負担率の国際比較」

注： 国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率。日本の2025年度は見通し、2022年度は実績。その他の国は推計による2022年暫定値。

第 9-5 表 分野別公的社会支出

Table 9-5: Public social expenditure by policy area

	日本 (2021年)	アメリカ (2021)	イギリス (2021)	ドイツ (2021)	フランス (2021)	スウェーデン (2021)	
支出額							at Current prices
各国通貨, 10億単位							in national currency, billions
高齢給付	46,892	1,527	181	365	314	552	a
遺族	6,332	133	2	62	37	11	b
障害・業務災害・傷病等	6,649	202	40	72	45	178	c
保健	60,521	2,187	230	367	242	380	d
家族	12,389	143	48	97	67	181	e
積極的労働市場政策	3,219	311	—	21	21	64	f
失業	1,301	214	2	52	49	23	g
住宅	640	54	30	19	16	21	h
その他の社会政策分野	3,128	207	41	6	30	29	i
合計	141,070	4,978	572	1,061	821	1,438	T
対GDP比							Percentage of GDP
%							%
高齢給付	8.5	6.6	7.7	9.9	12.5	10.1	a
遺族	1.1	0.6	0.1	1.7	1.5	0.2	b
障害・業務災害・傷病等	1.2	0.9	1.7	2.0	1.8	3.2	c
保健	10.9	9.5	9.8	10.0	9.7	7.0	d
家族	2.2	0.6	2.0	2.6	2.7	3.3	e
積極的労働市場政策	0.6	1.3	—	0.6	0.8	1.2	f
失業	0.2	0.9	0.1	1.4	1.9	0.4	g
住宅	0.1	0.2	1.3	0.5	0.6	0.4	h
その他の社会政策分野	0.6	0.9	1.7	0.2	1.2	0.5	i
合計	25.4	21.6	24.4	28.9	32.7	26.3	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Social Expenditure" 2025年7月現在

注：イギリスは積極的労働市場政策の数値が公表されていない。

第9-6表 労働市場政策への公的支出（対GDP比）

Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP

計 (A+P)	積極的措置								消極的措置			%
	小計 (A)	公共 職業 サービ ス	職業 訓練	雇用イ ンセン ティブ	保護及 び援助 雇用と リハビリ テーショ ン	直接的 雇用創 出	創業イ ンセン ティブ	小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・ 支援	早期退 職		
2022年度/FY												
日本 1)	0.48	0.30	0.07	0.01	0.21	0.01	0.00	*0.00	0.18	0.18	0.00	JPN
アメリカ 2)	0.19	0.08	0.02	0.03	0.01	0.02	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	USA
カナダ 1)	0.65	0.21	0.11	0.06	0.01	0.00	0.01	0.00	0.44	0.44	0.00	CAN
ドイツ	1.30	0.53	0.29	0.16	0.02	0.02	0.03	0.01	0.78	0.78	0.00	DEU
フランス	2.54	0.84	0.26	0.35	0.05	0.08	0.07	0.03	1.70	1.70	*0.00	FRA
イタリア 3)	3.08	0.34	0.12	0.12	0.09	0.01	0.00	*0.00	2.74	2.73	0.01	ITA
オランダ	1.47	0.61	0.12	0.07	0.14	0.28	0.00	0.00	0.86	0.86	0.00	NLD
ベルギー	1.63	0.69	0.19	0.18	0.15	0.14	0.03	0.00	0.93	0.89	0.04	BEL
ルクセンブルク 4)	1.27	0.70	0.08	0.19	0.29	0.00	0.13	0.00	0.57	0.40	0.17	LUX
スペイン	2.33	0.76	0.15	0.11	0.11	0.14	0.12	0.14	1.57	1.56	0.01	ESP
デンマーク	2.15	1.51	0.33	0.23	0.07	0.88	0.00	0.00	0.64	0.59	0.05	DNK
スウェーデン	1.25	0.99	0.35	0.06	0.35	0.22	0.00	0.01	0.26	0.26	0.00	SWE
フィンランド	1.90	0.79	0.16	0.28	0.06	0.14	0.13	0.02	1.11	1.11	0.00	FIN
ノルウェー	0.57	0.28	0.10	0.06	0.05	0.08	0.00	*0.00	0.29	0.29	0.00	NOR
韓国	1.02	0.46	0.06	0.08	0.09	0.04	0.14	0.04	0.57	0.56	0.00	KOR
オーストラリア 5)	0.92	0.37	0.15	0.03	0.13	0.06	*0.00	0.00	0.55	0.55	0.00	AUS
ニュージーランド 6)	0.79	0.26	0.06	0.09	0.09	0.03	0.00	0.00	0.52	0.52	0.00	NZL
T	A	a	b	c	d	e	f		P	g	h	

*) 有意ではない値。

*) Not significant.

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) Public employment services and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Public expenditure and participant stocks on LMP" 2025年6月現在

注：統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 2020年度。
- 4) 雇用インセンティブおよび直接的雇用創出は、障がい者を含む。
- 5) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 6) 7月からの年度の数値。

第 9-7 表 社会保障負担料率

Table 9-7: Employer-employee social security rates

	年金	医療	介護	雇用	その他		2025年、%
日本 1)	18.300	10.0	1.59	1.45	なし		JPN
労働者	労使折半	労使折半	労使折半	0.55	—		employee
使用者				0.90	—		employer
アメリカ 2)	12.4	2.90	なし	(0.60+州税)	なし		USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—		employer
イギリス 3)	23.0	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし		UK
労働者	8.0	—	—	—	—		employee
使用者	15.0	—	—	—	—		employer
ドイツ 4)	18.6	14.6	2.6-4.2	2.6	なし		DEU
労働者	9.3	7.3	0.8-2.4	1.3	—		employee
使用者	9.3	7.3	1.8	1.3	—		employer
フランス 5)	17.75	7.00	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA
労働者	+ 6.90 † 0.40	0.00	—	0.00	—	—	employee
使用者	+ 8.55 † 2.02	7.00	—	4.00	3.45	+ 0.1 † 0.5	employer
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others		

出典：〔日本〕厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会、〔アメリカ〕社会保障庁及び労働省、〔イギリス〕Gov.uk、〔ドイツ〕連邦保健省、厚生労働省〔フランス〕国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)

注 1) 〔年金〕厚生年金の一般被保険者の保険料率（2020年9月分から適用）。〔医療〕全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる（2024年3月分から適用される料率は9.44～10.78%）。〔介護〕40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2025年3月分から適用。〔雇用〕「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項（p.162）を参照。

2) 〔年金〕2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。〔医療〕メディケアパートAを指す。〔雇用〕使用者が全額負担（3州を除く）。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6%になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。

3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。なお、所定額（2025年度は週967ポンド）を超える所得については、労働者向けの料率は2%。

4) 〔介護〕2025年1月1日以降、賃金の3.6%（労使折半）。ただし、子を有しない被保険者については、4.2%（労：2.4%、使：1.8%）。ザクセン州は別規定。

5) 間部門の場合。4万7100ユーロ／年までの給与に対する割合（2025年）。〔年金〕老齢保険を指す。+ このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。† 対全給与。〔医療〕雇用主の負担率は、従業員の年間報酬が法定最低賃金(SMIC)の2.5倍まで場合、7.0%で、2.5倍を超える場合、13%。〔雇用〕2025年1月5日から4.00%（2025年4月30日まで4.05%）。2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2%を被用者が拠出し、そのうち1.47%が失業保険の財源である。〔家族手当〕フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の3.5倍までの者は3.45%。〔住宅支援基金への拠出〕+ 従業員規模50人未満は0.1%、† 50人以上は0.5%。

第9-8表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-8: Public assistance systems

日本		
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注1）
根拠法	生活保護法（1950年制定、最終改正2024年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年制定、最終改正2024年）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4分の3）及び自治体（4分の1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者	雇用保険の適用がなかった離職者、フリーランス・自営業を廃業した者、雇用保険の受給が終了した者、一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す者など
受給要件	生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提。扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する	以下の全てに該当する者が対象となる <ul style="list-style-type: none"> ・本人収入が月8万円以下 ・世帯全体の収入が月30万円以下 ・世帯全体の金融資産が300万円以下 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ・訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由がある場合であっても、8割以上出席する） ・世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない。 ・過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない ・過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない
給付の種類・水準	<ul style="list-style-type: none"> ・種類：生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助（医療扶助、介護扶助は現物給付、それ以外は金銭給付が原則） ・生活扶助の基準額：①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的費用（世帯人員別に算定）、を合算して算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練受講手当：月10万円 ・通所手当：訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円） ・寄宿手当（訓練施設に通所するために住居の変更が必要とハローワークが認める場合：月10,700円 ・給付期間：訓練期間（2～6か月）に応じた期間
現状・実績	生活保護費：2兆7,808億円（2025年度当初予算） 被保護世帯数：163万6,372世帯（2025年6月） 被保護者数：198万8,497人（実人員、2025年6月）	求職者支援訓練受講者数累計：4万4,699人（2023年度） 訓練修了者等の就職状況：基礎コース60.1%、実践コース60.6%（2023年度）

注 1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	アメリカ				
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助（勤労所得税額控除）（注3）
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法(ACA)（注2）	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる（州により上乘せ給付あり）	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付（実際は給付）
給付の種類・水準	州ごとに決定	1人当たり：994ドル 夫婦当たり：1491ドル （月額、2026年）	—	4人世帯：最大994ドル （月額、2026年度）	平均還付額：約2894ドル （2024年）
現状・実績	被保護者数：209万人 （2025年度） 被保護世帯数：84万世帯 （2025年度） 基礎手当額（連邦政府支出）：31億ドル （2024年度）	被保護者数：726万人 （2025年1月） 総支給額：631億ドル （2024年）	被保護者数：7880万人 （2025年1月） 総支給額：9317億ドル （2024年）	被保護者数：4170万人 （2024年度平均） 総支給額：998億ドル （2024年度、諸経費込み）	2400万人が総額で700億ドルの還付（2025年）

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

第9-8表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス		
制度名	ユニバーサル・クレジット	所得調査制求職者手当	雇用・生活補助手当(所得連動)
根拠法	2012年福祉改革法	1995年求職者法	2007年福祉改革法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省
財源	一般財源	一般財源	一般財源
対象	従来の低所得者向け給付（注4）を統合する制度として、2013年以降段階的に導入中（2026年3月末で完了予定） ※対象者は、18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者（例外的に16～17歳層にも適用）	原則として18歳～年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者（16～17歳層について例外あり） ※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請は不可	健康上の理由により就労困難な低所得者。就労能力を評価の上、就労関連活動グループと要支援グループに区分 ※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請は不可
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得、失業中又は就労が不可能 ・フルタイムの教育を受けていない（例外あり） ・資産が1万6000ポンド以下 ・受給中の活動計画に合意する（通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター・プラス職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される） 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事に就いておらず（又は週16時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない ・就労が可能 ・資産が1万6000ポンド以下 ・収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない ・受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支給開始年齢前の者 ・法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない ・求職者手当を受給していない ・世帯内に雇用・生活補助手当の受給者がいない ・資産が1万6000ポンド以下
給付の種類・水準	世帯構成等（子、障害者の子を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や資産等に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、月額、2025年度） ・単身者：16～24歳 316.98 25歳以上 400.14 ・カップル（25歳以上）：628.10 加算 ・児童（2人まで）：292.81（注5） ・保育費（実費の85%）： 1人 1031.88、2人～1768.94 ・健康問題（就労が不可能）： 423.27 ・住居費（賃貸料等）など	世帯構成等（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や資産等に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、週当たり、2025年度） ・単身者：16～24歳 72.90 25歳以上 92.05 ・カップル（18歳以上）：144.65	世帯構成等（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や資産等に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、週当たり、2025年度） ・単身者：16～24歳 72.90 25歳以上 92.05 ・カップル（18歳以上）：144.65 グループ別の加算（注6） ・就労関連活動：36.55 ・要支援：48.50
現状・実績	給付者数：548万人、 総支給額：667億4千万ポンド （グレートブリテン、2024年度）	給付者数：2万3千人 総支給額：9千万ポンド （グレートブリテン、2024年度）	給付者数：97万9千人 総支給額：71億7千万ポンド （グレートブリテン、2024年度）

注 4) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除（児童・就労）。

5) 2017年4月の制度改正以前からの継続受給の場合、1人目は339.00ポンド/月、2人目以降292.81ポンド（人数制限なし）。

6) 就労関連活動グループの加算は、2017年4月以降の新規申請者には適用されない。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

イギリス（続き）			
制度名	所得補助	住宅給付	リスタート・スキーム
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	1992年社会保障拠出・給付法	
管理運営	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	雇用年金省、官民の就労支援組織
財源	一般財源	一般財源	—
対象	一人親等	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	ジョブセンター・プラスが対象者を就労支援組織に紹介 ・ユニバーサル・クレジットまたは所得調査制求職者手当を6か月以上受給しており、集中的求職活動が適用されている失業者・低所得者
受給要件	※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請は不可 ・16歳～年金支給開始年齢前の者 ・無所得又は低所得 ・資産が1万6000ポンド以下 ・週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満） ・所定の条件を満たす者（妊娠中、一人親で子が5歳未満（養子の場合16歳未満）、介護者等）	※ユニバーサル・クレジットへの統合に伴い、新規申請を年金支給開始年齢に到達した高齢者や支援住宅等の居住者に限定 ・住居の賃貸料を支払っている ・低所得又は給付を受給している ・資産が1万6000ポンド以下	支援内容： ・対象者の求職活動（必要に応じた訓練等を含む）、就労を阻んでいる問題（健康問題など）に関する支援等 ・就労支援組織には、成果（所定の給与所得額の達成、自営業者として6か月間の就業等）に応じて委託費が支払われる
給付の種類・水準	家族構成等を勘案（単位：ポンド） ・単身者 16～24歳：72.90 25歳以上：92.05 ・カップル 18歳以上：144.65（週当たり、2025年）	・賃貸料の全額又は一部（公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる） ・資産額等により減額	
現状・実績	被保護者数：4万人 総支給額：2億8千万ポンド（グレートブリテン、2024年度）	被保護者数：207万人 総支給額：154億6千万ポンド（グレートブリテン、2024年度）	2021年の導入以降、2025年10月までの参加者は96万人。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ		
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	市民手当 (Bürgergeld)	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編 (SGB II)	社会法典第3編 (SGB III)
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源（高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障については、2014年以降は連邦政府が100%負担）	連邦政府の一般財源（全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件）	働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付Ⅰの受給期間が終了した者）	<ul style="list-style-type: none"> ・35歳以上の失業給付Ⅱ受給者 ・2年以上の失業者（特に5年以上の失業者には集中促進策が行われる） ・有用な職業資格がないこと ・職業紹介を行う上で困難な状況があること（健康上の問題、50歳以上、ドイツ語の知識がない等）
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満（注7） ・1日最低3時間の就労ができる者 ・自身の財産や収入を利用しても生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること ・日常的にドイツに居住していること 	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

注 7) 2012年から上限は段階的に67歳に上げ中。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ（続き）		
給付の種類・水準	<ul style="list-style-type: none"> ・給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される ・中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である ・このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある 	<p>給付基準月額： （2025年1月1日以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：563ユーロ ・双方とも成人（満18歳以上）同士のカップル：1人につき506ユーロ ・両親と同居する18歳以上25歳未満の者：451ユーロ ・14～17歳：471ユーロ ・6～13歳：390ユーロ ・0～5歳：357ユーロ 	<p>一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大75%の賃金助成が支払われる</p>
現状・実績	<p>被保護者数：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助受給者数 約22万4千人（2023年末） ・高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障受給者 約125万人（2024年9月） 	<p>市民手当受給者数：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労可能な受給者 約400万人（2024年） ・就労可能でない受給者（上記の同居人） 約152万人（2024年） 	<p>賃金助成のほかにも、ジョブセンターの専門員により、長期失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う</p>

第9-8表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	フランス					
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)		連帯特別手当(ASS)			
根拠法	社会福祉・家庭法典L.262-2条など		労働法典第L5423-1条など			
管理運営	家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県、雇用年金省		規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営はフランス・トラバユ(France Travail)			
財源	国の一般財源		国の一般財源（全額国庫負担）			
対象	25歳以上、若しくは1人以上の子（胎児を含む）がいる25歳未満のフランス居住者（注8）		原則失業給付（雇用復帰支援手当: ARE）の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者			
受給要件	職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる		<ul style="list-style-type: none"> ・離職前10年間に5年以上就業していたこと ・実際に求職活動を行っていること ・手当を申請した時点で家族扶養手当及び住宅手当を除く1か月の収入が、一定額（2025年12月現在、単身者1,353.10ユーロ、夫婦（カップル）2,126.30ユーロ）に満たない 			
給付の種類・水準	RSAの定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定		世帯収入に応じて給付額が決まる			
		子なし	子1人	子2人	月収	1人当たり給付額／月
	単身者	646.52	969.78	1,163.73	773.20未満	579.90
	カップル夫婦	969.78	1,163.73	1,357.69	773.20～1353.10未満	1353.10ユーロと収入の差額
					1353.10以上	給付ゼロ
					1546.40未満	579.90
					1546.40～2126.30未満	2126.30ユーロと収入の差額
					2126.30以上	給付ゼロ
					（単位：ユーロ、2025年12月現在）	
	※単身者は、子3人目以降は1人増えるごとに258.61ユーロが加算、カップルは276.73ユーロ加算					
現状・実績	被保護世帯数： 184万世帯（2025年12月末現在） 被保護者数： 476万人（2025年12月末現在）		受給者：29万1200人（2025年11月現在） 支給総額：22億2万5000ユーロ（2019年）			

出典：厚生労働省「2025年海外情勢報告」等、[日本]「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011年10月）、[アメリカ]保健社会福祉省(DHHS)、農務省、内国歳入庁、[イギリス] Gov.uk、Citizens Advice、[ドイツ]労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)、厚生労働省「2023年海外情勢報告」[フランス]政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)、調査・研究・評価・統計局(DREES)ウェブサイト(Suivi mensuel des prestations de solidarité - Édition de février 2026, Paru le 27/02/2026)参照。

注8) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI（社会参入最低所得手当）及びAPI（単親手当）に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。

第 9-9 表 育児休業制度

Table 9-9: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定、最終改正2025年)	雇用権利法 (1996年)	同左	同左
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者 (日々雇用者を除く) 一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者 (実親、養親を 問わない)	男性被用者 (実親、養親を 問わない)	男女被用者 (実親、養親を 問わない)
請求権 行使の 要件	①労働者(日々雇用者を除く)、②子が1歳6 か月(2歳までの休業の場合は2歳)になるまで の間に労働契約が満了し、更新されないことが 明らかでない者(注1)	雇用されているこ と(期間要件なし)	出産予定週の 15週間までに勤 続26週以上	出産予定週の 15週間までに勤 続26週以上、 パートナーの就 労・収入状況に 条件あり
期間	・子が1歳に達するまでの連続した期間 ・父母がともに育児休業を取得するなど一定の 要件を満たす場合は1歳2か月まで取得可能 ・子が1歳に達した時点でいずれかの親が育児休 業中である場合や保育所に入所できないなど の場合には1歳6か月まで(同様の条件で最長 2歳まで)取得可能。また、産後パパ育休 (出生時育児休業)が2022年10月より施行 (注2)	産前産後で最 長52週間、うち 産後2週間(工 場労働の場合 は4週間)は取 得義務あり	産後52週目まで に1週間又は2 週間	出産休暇52週 のうち、産後に取 得する部分につ いて(最長で、 産後2週間を除 く50週)、両親 間で分割して取 得が可能 (注3)
形態	全日休暇(子1人につき、原則2回)	規定なし(通常 は全日休暇)	1週間又は2週 間を1回で取得	両親とも、3期 間まで分割して 取得が可能
請求予 告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳以降の 育児休業の場合は2週間前)まで	事前予告は出 産予定日の15 週間前、休暇開始 (法定手当の支 給開始)予告は 開始日の28日 前まで	事前予告は出 産予定日の15 週間前まで、休暇 開始予告は開 始日の28日前ま で	休暇開始日の8 週間前まで
解雇・ 不利益 取扱	事業主による解雇など(就業環境を害すること を含む)不利益取扱いの禁止及びハラスメント 防止措置の義務付け	解雇は不正 解雇制度上の 救済を受ける 不利益取扱い の禁止	同左	同左

注 1) 労使協定で対象外にできる労働者は、①雇用された期間が1年未満の労働者、②1年(1歳以降の休業の場合は、6か月)以内に雇用関係が終了する労働者、③週の所定労働日数が2日以下の労働者。

2) 男性は子の出生後8週間の間に通算4週間(2回まで分割が可能)の休業を育児休業とは別に取得することが可能。産後パパ休暇による休業中の就業は、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で可能。

3) なお、別途「両親休暇」として、子が18歳に達するまで18週間(年4週まで)の無給の休暇取得を認める制度がある。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	日本（続き）	イギリス（続き）		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている ・指針において、育児休業後は、原職又は原職相当職に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている 	52週のうち最初の26週の間には復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる（注6）	原職に復帰することができる	52週のうち最初の26週の間には復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性40.5%、女性86.6%（注4）	—	—	—
中小企業の取扱	—	—	—	—
有給・無給	規定なし	勤続26週以上で、国民保険加入の下限額以上の賃金額であることを要件として、一定期間の法定手当制度あり（注7）	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される（注5）	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

注 4) 2024年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2022年10月1日～2023年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2023年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む）を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。

- 5) 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額67%（2014年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1日又は時間単位で取得可。
- 6) なお、復帰予定日を変更する場合、8週間までに雇用主への予告を要する。
- 7) 手当は雇用主により支給され、うち92%が還付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で39週、うち最初の6週間は従前の給与額の90%、以降33週は週187.18ポンド（2025年度）といずれか低い額。手当の支給方法等は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の90%若しくは週187.18ポンド（同）のいずれか低い額。

第9-9表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法（1993年） （注8）	両親手当、両親休暇に関する法 （BEEG）	労働法典L1225-47条、L1225- 48条、L1225-50条
対象者	男女労働者（実親、養親、監 護者）	子を自ら自宅で監護又は養育す る者	男女労働者。実親、養親、継親 子の扶養権を引き受けた者
請求権 行使の 要件	当該事業主に12か月以上雇用 されていたこと 過去12か月の労働時間が1250 時間以上であること	両親の一方でも双方共同しても よい	子の出生又は3歳未満の養子を 引取りの日に最低1年の勤務を 証明すること
期間	・生後、養子縁組後又は監護幹 旋後12か月の間に12週間（た だし、夫婦が同一事業所に雇用 されている場合は、夫婦で合わ せて12週間） ・取得期間の分割、時間単位で の取得が可能	・子が満3歳になるまで育児休暇 を事業主へ請求することができる ・子が満8歳になるまでの期間であ れば、36か月の両親休暇のう ち、最大24か月までを別の時期 に持ち越すこともできる ・休暇の取得は、両親が同時にま たは時期をずらして、あるいは一 方の親が単独で取得するといっ た、家庭のニーズに応じた選択が 可能	・子が3歳に達するまでの間 ・最初は1年間の育児休業を取 得でき、その後2回更新が可能 （満3歳で終了、子が3つ子の 場合は5回まで更新可） ・ただし、子が重度の病気・事故・ 障害を負った場合は、休業期間 を1年延長できる ・休業中、育児分担当 （PreParE）により、賃金補助の受 給が可能（注9）
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	休暇の期間中は、週32時間（1 か月平均）までの労働が可能	子が3歳になるまで、①1～3年休 職する、②パートタイム労働（週 16～32時間）に移行する、③職 業教育を受ける—のいずれかの方 法又はその組合せ
請求 予告 期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文 書により使用者に要求（3歳以 降の育児休業は13週間前）	産休に連続する場合： 休業開始1か月前 その他の場合： 休業開始2か月前
解雇・ 不利益 取扱	育児休業の権利行使に対する干 渉、抑圧、拒否、不利益取扱の 禁止	育児休業請求以降終了まで解 雇禁止。ただし、特別の場合に は、管轄官庁等が例外的に解雇 を許容する宣言を発することがで きる	育児休業を理由に解雇すること はできないが、それとは関係のない 場合（例：経済解雇）はできる
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕 事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰 できる	以前と同じ又は同程度の職に復 帰できる

注 8) 2020年4月施行の家族第一・新型コロナウイルス対策法(FFCRA)により、感染防止対策で閉鎖された学校や保育園に通う子の世話をする勤続30日以上労働者に対し、最大で実質12週間の有給休暇を付与（同年12月までの時限措置）。

9) 第1子の場合は1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで（ひとり親の場合は1歳まで）、第2子以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで（ひとり親の場合は3歳まで）賃金補助を受けられる。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱	従業員50人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、16人以上の従業員を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付は休暇中も継続 ・介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生後最大12か月になるまで「両親手当」を支給（注10） ・両親ともに2か月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2か月分をこれに加え、2人合わせて最大14か月分を請求することができる ・このほか両親手当プラス、パートナーシップボーナス等の特例制度がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金について算定基礎となる ・休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない

注 10) 従前手取賃金の67%。支給率の67%は、平均月間所得が1200ユーロを超える場合は超えた額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最低65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が1000ユーロ未満の場合は、差額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最高100%に達するまで引き上げられる。上限1800ユーロ、下限300ユーロ。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府、[日本] 厚生労働省及び東京労働局、[アメリカ] 労働省、中窪裕也著（2010）「アメリカ労働法（第2版）」、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)、[フランス] 家族手当金庫(CAF)

第9-10表 一日当たり生活時間配分

Table 9-10: Average minutes spent in different activities

調査年			仕事または 学習	無償労働 (家事・育児 ・介護等)	個人的ケア (睡眠・食事 等)	レジャー	その他			
分/1日あたり			minutes per day							
日本	2021	計	368	125	640	269	37	T	JPN	
		男	442	47	632	284	34	M		
		女	292	208	647	254	40	F		
アメリカ	2019	計	284	187	663	280	26	T	USA	
		男	320	145	648	303	23	M		
		女	248	228	678	257	29	F		
カナダ	2015	計	305	186	637	279	34	T	CAN	
		男	341	148	622	298	32	M		
		女	268	224	653	260	36	F		
イギリス	2014/15	計	262	195	645	306	32	T	UK	
		男	309	140	635	327	30	M		
		女	216	249	655	285	35	F		
ドイツ	2012/13	計	248	196	648	331	17	T	DEU	
		男	290	150	638	346	16	M		
		女	205	242	659	316	18	F		
フランス	2009/10	計	204	181	752	294	9	T	FRA	
		男	235	135	743	319	8	M		
		女	175	224	761	270	10	F		
イタリア	2013/14	計	177	219	708	323	13	T	ITA	
		男	221	131	710	366	12	M		
		女	133	306	705	281	14	F		
オランダ	2016	計	243	186	682	315	15	T	NLD	
		男	285	145	666	330	14	M		
		女	201	225	697	300	17	F		
ベルギー	2013	計	236	192	664	339	9	T	BEL	
		男	274	144	648	365	8	M		
		女	199	237	677	317	9	F		
スウェーデン	2010	計	293	196	622	321	6	T	SWE	
		男	313	171	611	338	7	M		
		女	275	220	633	306	5	F		
韓国	2014	計	344	132	678	258	28	T	KOR	
		男	419	49	676	272	24	M		
		女	269	215	680	244	32	F		
	Survey year		Paid work or study	Unpaid work	Personal care	Leisure	Other			

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Time Use" 2025年5月現在

注：原則15～64歳。国により調査の対象年月・定義が異なるため、比較には注意を要する。

第9-11表 ジェンダー不平等指数（GII）

Table 9-11: Gender Inequality Index

	2005年	2010	2015	2020	2022	2023	(2023年順位/Rank)	
デンマーク	0.054	0.048	0.034	0.010	0.004	0.003	(1)	DNK
ノルウェー	0.069	0.070	0.040	0.009	0.004	0.004	(2)	NOR
スイス	0.047	0.050	0.038	0.017	0.009	0.007	(3)	CHE
スウェーデン	0.074	0.056	0.038	0.012	0.008	0.010	(4)	SWE
オランダ	0.068	0.052	0.034	0.024	0.017	0.013	(5)	NLD
フィンランド	0.086	0.073	0.056	0.030	0.023	0.021	(6)	FIN
アイスランド	0.107	0.093	0.062	0.041	0.025	0.024	(7)	ISL
ベルギー	0.101	0.090	0.062	0.044	0.038	0.031	(8)	BEL
シンガポール	0.137	0.075	0.050	0.034	0.032	0.031	(8)	SGP
オーストリア	0.115	0.105	0.083	0.048	0.038	0.033	(10)	AUT
フランス	0.157	0.129	0.096	0.056	0.041	0.034	(11)	FRA
韓国	0.102	0.078	0.067	0.042	0.040	0.038	(12)	KOR
スロベニア	0.133	0.127	0.062	0.066	0.040	0.042	(14)	SVN
イタリア	0.173	0.123	0.079	0.048	0.046	0.043	(15)	ITA
スペイン	0.124	0.104	0.074	0.049	0.045	0.043	(15)	ESP
カナダ	0.134	0.137	0.107	0.066	0.054	0.052	(18)	CAN
アイルランド	0.186	0.163	0.111	0.066	0.055	0.054	(19)	IRL
オーストラリア	0.137	0.137	0.109	0.072	0.056	0.056	(20)	AUS
ドイツ	0.107	0.096	0.076	0.071	0.058	0.057	(21)	DEU
日本	0.146	0.118	0.118	0.079	0.062	0.059	(22)	JPN
ポルトガル	0.165	0.127	0.083	0.071	0.073	0.076	(26)	PRT
ニュージーランド	0.165	0.165	0.136	0.085	0.078	0.082	(30)	NZL
イギリス	0.203	0.178	0.129	0.094	0.083	0.083	(31)	GBR
ギリシャ	0.178	0.156	0.125	0.118	0.109	0.103	(34)	GRC
中国	0.210	0.226	0.202	0.154	0.138	0.132	(41)	CHN
ロシア	0.335	0.274	0.206	0.181	0.171	0.169	(45)	RUS
アメリカ	0.258	0.245	0.217	0.181	0.173	0.169	(45)	USA
マレーシア	0.282	0.262	0.233	0.182	0.173	0.172	(47)	MYS
タイ	0.389	0.368	0.403	0.307	0.298	0.288	(73)	THA
フィリピン	0.455	0.442	0.403	0.362	0.352	0.351	(86)	PHL
メキシコ	0.425	0.418	0.379	0.368	0.361	0.358	(88)	MEX
ブラジル	0.467	0.447	0.436	0.411	0.390	0.390	(96)	BRA
インド	0.615	0.566	0.496	0.441	0.427	0.403	(102)	IND
インドネシア	0.550	0.494	0.477	0.429	0.422	0.423	(108)	IDN
調査対象国数	144	155	158	165	166		Number of countries	

出典：UNDP (<https://hdr.undp.org/data-center/>) "Human Development Data" 2025年5月現在

注： ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15～19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。

参 考

Reference

労働統計機関等一覧

以下に示したURLは、変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<https://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。※日本語の機関名は仮訳を含む。

国際機関等

国際労働機関	International Labour Organization (ILO)	https://www.ilo.org/
欧州連合(EU)統計局	Statistical Office of the European Union (Eurostat)	https://ec.europa.eu/eurostat/
国際通貨基金	International Monetary Fund (IMF)	https://www.imf.org/
経済協力開発機構	Organization for Economic Co-operation and Development (OECD)	https://www.oecd.org/
国際連合	United Nations (UN)	https://www.un.org/
国連貿易開発会議	United Nations Trade and Development (UNCTAD)	https://unctad.org/
世界銀行	The World Bank	https://www.worldbank.org/

各国・地域の統計機関等

日本

総務省統計局	Statistics Bureau of Japan	https://www.stat.go.jp/
内閣府	Cabinet Office	https://www.cao.go.jp/
厚生労働省	Ministry of Health, Labour and Welfare	https://www.mhlw.go.jp/

アメリカ

アメリカ労働省	U.S. Department of Labor (DOL)	https://www.dol.gov/
アメリカ労働統計局	U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)	https://www.bls.gov/

カナダ

カナダ統計局	Statistics Canada	https://www.statcan.gc.ca/
--------	-------------------	---

イギリス

国家統計局	Office for National Statistics (ONS)	https://www.ons.gov.uk/
Nomisセンサス・労働市場統計データサービス (ONS提供)	Nomis official census and labour market statistics	https://www.nomisweb.co.uk/

ドイツ

ドイツ連邦統計局	Federal Statistical Office of Germany (Destatis)	https://www.destatis.de/
----------	--	---

フランス

国立統計経済研究所	French National Institute of Statistics and Economic Studies (Insee)	https://www.insee.fr/
-----------	--	---

イタリア

イタリア国立統計研究所	Italian National Institute of Statistics (ISTAT)	https://www.istat.it/
-------------	--	---

オランダ

オランダ統計局	Statistics Netherlands (CBS)	https://www.cbs.nl/
---------	------------------------------	---

ベルギー

ベルギー統計局	Belgian statistical office (STATBEL)	https://statbel.fgov.be/
---------	--------------------------------------	---

ルクセンブルク

ルクセンブルク国立統計経済研究所	National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)	https://statec.gouvernement.lu/
------------------	---	---

デンマーク

デンマーク統計局	Statistics Denmark (DST)	https://www.dst.dk/
----------	--------------------------	---

スウェーデン

スウェーデン統計局	Statistics Sweden (SCB)	https://www.scb.se/
-----------	-------------------------	---

アイスランド

アイスランド統計局	Statistics Iceland	https://hagstofa.is/
-----------	--------------------	---

アイルランド

アイルランド中央統計局 Central Statistics Office (CSO) <https://www.cso.ie/>

スイス

スイス連邦統計局 Swiss Federal Statistical Office (BFS) <https://www.bfs.admin.ch/>

スペイン

スペイン統計局 National Statistics Institute (INE) <https://www.ine.es/>

ロシア

ロシア連邦統計局 Federal State Statistics Service <https://rosstat.gov.ru/>

中国

中国国家統計局 National Bureau of Statistics of China (NBS) <https://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 The People's Bank of China <http://www.pbc.gov.cn/>

香港

香港センサス統計局 Census and Statistics Department -The Government of the Hong Kong Special Administrative Region <https://www.censtatd.gov.hk/>

韓国

韓国統計処 Ministry of Data and Statistics <https://mods.go.kr/>

韓国統計情報 Korean Statistical Information Service (KOSIS) <https://kosis.kr/>

タイ

タイ国家統計局 National Statistical Office (NSO) <https://www.nso.go.th/>

シンガポール

シンガポール統計局 Department of Statistics Singapore (DOS) <https://www.singstat.gov.sg/>

シンガポール人材開発省 Ministry of Manpower (MOM) <https://www.mom.gov.sg/>

マレーシア

マレーシア統計局 Department of Statistics Malaysia (DOSM) <https://www.dosm.gov.my/>

インドネシア

インドネシア中央統計庁 Statistics Indonesia (BPS) <https://www.bps.go.id/>

フィリピン

フィリピン統計局 Philippine Statistics Authority (PSA) <https://psa.gov.ph/>

インド

インド政府戸籍及び
国勢調査長官事務局 Office of the Registrar General &
Census Commissioner, India <https://censusindia.gov.in/>

オーストラリア

オーストラリア統計局 Australian Bureau of Statistics (ABS) <https://www.abs.gov.au/>

ニュージーランド

ニュージーランド統計局 Statistics New Zealand <https://www.stats.govt.nz/>

ブラジル

ブラジル国家統計局 Brazilian Institute of Geography and
Statistics (IBGE) <https://www.ibge.gov.br/>

メキシコ

国家統計地理情報局 National Institute of Statistics, Geography
and Informatics (INEGI) <https://www.inegi.org.mx/>

データブック国際労働比較2026

Databook of International Labour Statistics 2026

発行年月	2026年3月
発行元	独立行政法人 労働政策研究・研修機構
	〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23
(編集)	調査部 統計解析担当
(照会先)	https://www.jil.go.jp/contact/

©2026 JILPT